平成29年度
新型インフルエンザ等に関する業務継続計画調査

報告書

平成30年3月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

目　次

Ⅰ．調査概要 1
Ⅱ．業種別詳細 4
1 救護施設 5
2 障害者関連業種(障害福祉サービス事業/障害者支援施設/障害児入所支援施設) 9
3 介護保険施設 12
4 医薬品卸売販売業 14
5 医薬品製造販売業 19
6 医薬品製造業 23
7 医療機器修理業 27
8 医療機器販売業/医療機器賃貸業 31
9 医療機器製造販売業 37
10 医療機器製造業 40
11 ガス業 46
12 空港機能施設事業/航空運輸業 50
13 水運業(外航海運業/沿海海運業/内陸水運業/船舶賃渡業) 54
14 通信業(固定電気通信業/移動電気通信業) 58
15 鉄道業 61
16 電気業 65
17 一般貨物自動車運送業/郵便業 68
18 一般乗合旅客自動車運送業 71
19 放送業(公共放送業/民間放送業) 76
20 新聞業 81
21 銀行業 84
22 中小企業等金融業 90
23 農林水産金融業 93
24 政府関係金融機関 98
25 河川管理・用水供給 101
26 工業用水道業 107
27 下水道業(下水道処理施設維持管理業/下水道管路施設維持管理業) 113
28 上水道業 118
29 金融証券決済事業者 123
30 石油卸売業 127
31 石油精製業 131
32 熱供給業 137
33 各種食料品小売業 140
34 食料品スーパー 144
35 コンビニエンスストア/百貨店・総合スーパー 149
36 パン・菓子製造業/冷凍食品製造業/めん類製造業 154
37 缶詰・農産保存食料品製造業 159
38 精穀・製粉業 163
39 レトルト食品製造業 166
40 食料・飲料卸売業 169
41 卸売市場関係者 174
42 燃料小売業 177
43 火葬・墓地管理業 181
44 産業廃棄物処理業 184
Ⅲ．新型インフルエンザ等に関する BCP 参考例 188

【機密性 2 情報】

Ⅰ．調査概要

1. 調査の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、新型インフルエンザ等が発生すると、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このため、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合の備えとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)が施行(平成 25 年 4 月 13 日)され、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月 7 日 閣議決定。以下「政府行動計画」という。)が策定された。

こうした中、医療の提供や国民生活・国民経済の安定を確保するため、事業者においては、特措法に基づく特定接種の登録手続きの際に、業務継続計画を作成することが求められており、作成にあたっての基礎的な項目等について、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成 25 年 6 月 26 日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。)中、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において示されているところである。

しかしながら、事業者の作成した業務継続計画の記載内容にはバラつきがあることから、その内容について詳細な調査・分析を実施し、業種ごとに共通している事項等の抽出・整理を行うほか、好事例を収集し、事業者にフィードバックを行うことで、事業者における業務継続計画を含めた体制の整備・見直しに寄与することから、わが国における新型インフルエンザ等対策の向上に資するものである。

【機密性 2 情報】

2. 調査・分析対象

特定接種の登録申請を行った事業者のうち、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」中、「B 国民生活・国民経済安定分野」の「業種小分類」に該当する 70 業種から「業務継続計画書」の提出があった 141 事業者。

※1 業種 3 社からの収集を目安としたが業種により前後した。(灰色は収集数が 0 で対象外/水色は本報告書でまとめた業種)

NO	章NO	業種小分類	企業数	業種	担当省庁
9	1	救護施設	3	社会保険・社会福祉・介護事業	厚生労働省
8	2	障害児入所支援施設	3		
7		障害者支援施設	3		
6		障害福祉サービス事業	3		
1	3	介護保険施設	3		
5		有料老人ホーム	0		
4		老人福祉施設	0		
3		指定地域密着型サービス事業	0		
2		指定居宅サービス事業	0		
10		児童福祉施設	0		
11	4	医薬品卸売販売業	5	医薬品・化粧品等卸売業	厚生労働省
12	5	医薬品製造販売業	3	医薬品製造業	厚生労働省
13	6	医薬品製造業	3		
14	7	医療機器修理業	3	医療機器修理業	厚生労働省
15	8	医療機器販売業	1	医療機器販売業	厚生労働省
16		医療機器賃貸業	3	医療機器賃貸業	厚生労働省
17	9	医療機器製造販売業	3	医療機器製造業	厚生労働省
18	10	医療機器製造業	3		
19	11	ガス業	3	ガス業	経済産業省
21	12	空港機能施設事業	1	空港管理者	国土交通省
22		航空運送業	1	航空運輸業	国土交通省
23	13	外航海運業	3	水運業	国土交通省
24		沿海海運業			
25		内陸水運業			
26		船舶貸渡業			
27	14	固定電気通信業	1	通信業	総務省
28		移動電気通信業	2		
29	15	鉄道業	3	鉄道業	国土交通省
30	16	電気業	3	電気業	経済産業省
36	17	郵便	1	郵便業	総務省
31		一般貨物自動車運送業	2	道路貨物運送業	国土交通省
32	18	一般乗合旅客自動車運送業	2	道路旅客運送業	国土交通省
33		患者等搬送事業	0		
34	19	公共放送業	1	放送業	総務省
35		民間放送業	4		

NO	章NO	業種小分類	企業数	業種	担当省庁
37	20	新聞業	2	映像・音声・文字情報制作業	経済産業省
38	21	銀行	3	銀行業	金融庁
39	22	中小企業等金融業	3		経済産業省 金融庁
40	23	農林水産金融業	3		農林水産省
41	24	政府関係金融機関	3		財務省 内閣府
42	25	河川管理・用水供給業	2	河川管理・用水供給業	国土交通省
43	26	工業用水道業	3	工業用水道業	経済産業省
44_1-2	27	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	3	下水道業	国土交通省
45	28	上水道業	3	上水道業	厚生労働省
46	29	全国銀行資金決済ネットワーク	1	金融証券決済事業者	金融庁
47		金融決済システム	1		
48		金融商品取引等	1		
49		金融商品取引清算機関	1		
50		振替機関	1		
51	30	石油卸売業	3	石油・鉱物卸売業	経済産業省
52	31	石油精製業	3	石油製品・石炭製品製造業	経済産業省
53	32	熱供給業	3	熱供給業	
54	33	各種食料品小売業	3	飲食料品小売業	農林水産省
55	34	食料品スーパー	3		
56	35	コンビニエンスストア	1		経済産業省
57		百貨店・総合スーパー	1	各種商品小売業	経済産業省
60	36	パン・菓子製造業	2	食料品製造業	農林水産省
62		冷凍食品製造業	1		
63		めん類製造業	3		
58	37	缶詰・農産保存食料品製造業	2		
59	38	精穀・製粉業	3		
61	39	レトルト食品製造業	3		
64		処理牛乳・乳飲料製造業	0		
65	40	食料・飲料卸売業	3	飲食料品卸売業	農林水産省
66	41	卸売市場関係者	2		
67	42	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	3	石油事業者	経済産業省
68	43	火葬・墓地管理業	3	その他の生活関連サービス業	厚生労働省
69		冠婚葬祭業	0		経済産業省
71	44	産業廃棄物処理業	3	廃棄物処理業	環境省

※上記業種の並び順は、本報告書の記載順に並べてある。

3. 業務継続計画の収集

所管省庁を通じて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室が業務継続計画を収集した。

4. 業務継続計画の調査・分析

「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において示された業務継続計画策定にあたっての基礎的な事項等を踏まえ、以下の点を調査・分析する。

(1)以下の①～⑦の項目について、「業種小分類」の業種ごとに共通しているもの(又は共通化することが望ましいもの)を抽出する。

(2)業務継続計画の内容充実に寄与すると考えられる好事例を整理し取りまとめる。

①新型インフルエンザ等発生時において、自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者のサービスや業務、社会状況について

②新型インフルエンザ等対策の体制(事業継続に関する意思決定体制、情報収集・共有体制等)

③平時及び発生時における感染対策

④関係事業者等との連携

⑤新型インフルエンザ等発生時における継続業務及び縮小業務並びにそれらの業務内容及び従業員数(全従業員に占める割合(%)やその考え方を含む。)

⑥新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画(従業員の勤務体制、通勤方法等)

⑦従業員に対する教育・訓練

※業種小分類の中でも、内容に大きな差異がない業種については、適宜まとめる

5. ヒアリング調査

5 件のヒアリング調査(面談法による詳細インタビュー)を実施した。
※別途、ヒアリング調査の代わりにアンケート調査を 1 件実施した。

対象業種	調査方法	対象数
医療機器販売業	ヒアリング調査	1
一般乗合旅客自動車運送業	ヒアリング調査	1
外航海運業	ヒアリング調査	1
上水道業	ヒアリング調査	1
石油卸売業	ヒアリング調査	1
銀行業	アンケート調査	1

6. 調査・分析期間

2017 年 10 月 17 日～2018 年 2 月 28 日

Ⅱ. 業種別詳細

1　救護施設

小業種	対象数	業種	管轄
9.救護施設	3	社会保険・社会福祉・介護事業	厚生労働省

1.1 BCP の共通性と特徴

「救護施設」の 3 施設とも共通のフォーマットの BCP を使用している。この BCP は「救護施設」も含めて大きくは「社会保険・社会福祉・介護事業」で括られる 15 施設中 9 施設で使用されており、この業種における BCP の共通性は高い。「救護施設」3 施設の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 発生段階ごとに、対応主体(誰が)、対応事項(何をするか)として「対策」等が記述されている。
  1. 対応主体(誰が)→担当者/代行者を記述
  2. 対応事項(何をするか)→項目(情報収集/感染予防/業務継続/等)とその具体的業務を記述
- 感染対策についても発生段階ごと、業務ごとに対策が詳細に記述されている。
- 継続・縮小業務が 4 段階(A.継続/B.新規/C.減らす/D.休止・延期)に、詳細かつ明確に定義されており、担当も記述されている。
- 職員や関係先の連絡先リスト、備蓄品リスト、体調・検温チェックリスト、感染者管理リスト等多くのリストが整備されている。

1.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・「政府行動計画」の被害想定だけでなく、発生段階ごとにインフラや社会状況、外部関係先の被害概要が一覧表としてまとめられている。
②新型インフル等対策の体制	・対策本部の設置とあるだけで、組織構成や役割分担等具体的な内容は記述されていない。
③平時と発生時の感染対策	・発生段階に応じて準備や本格実施、継続実施の感染対策が記述されている。 ・本格実施では業務の重要度別に感染対策が詳細に記述されている。
④関係業者等との連携	・発生段階に応じ「病院」「保健所」「委託業者」等と「事前連携」「情報収集」等との連携が記述されている。 ・具体的な連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・業務の重要度別に A.継続/B.新規/C.減らす/D.休止・延期の 4 レベルに分類している。
⑥発生段階に応じた人員計画	・発生段階に応じて業務を継続するため「同一法人内別組織への応援要請」「OB・OG 活用」「地域応援要請」等が、人員確保策としてあげられている。
⑦教育・訓練	・「新型インフルエンザ等感染症の基礎知識に関する研修」「BCP の内容に関する研修」「BCP の内容に沿った実動・机上訓練」を定期的に実施とある。

【機密性 2 情報】

1.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

「政府行動計画」の被害想定と発生段階ごとの社会状況や外部関係先の被害概要が一覧表としてまとめられている。

政府行動計画	海外発生期
・感染者数:3,200 万人(人口の 25%) ・死亡者数:64 万人(感染死亡率 2%) ・流行期間:2 ヶ月 ・ピーク時欠勤率等:40%　等	・電気/水道/ガス:平常通り ・鉄道/バス:平常通り ・飛行機:発生国からの帰国増加/国内空港で水際対策開始 ・外部関係先:平常通り 国内発生早期 ・電気/水道/ガス:平常通り ・鉄道/バス:発生地域を中心に一部支障 ・飛行機:平常通り ・外部関係先:一部で委託業務の遅延/縮小 国内感染期 ・電気/水道/ガス:一部で支障(人員不足で障害対応の遅延など) ・鉄道/バス:運行減少(鉄道等で間引き運行を実施) ・飛行機:平常通り ・銀行/証券:取扱業務の一部縮小/窓口業務の一部中断 ・外部関係先:委託業務の遅延/中断

② 新型インフルエンザ等対策の体制

発生段階ごとの対応事項で、ステージ 3(地域感染期)に対策本部の設置とあるだけで、組織構成や役割分担等の具体的な内容は記述されていない。

③ 平時及び発生時における感染対策

感染対策もステージごとに対応事項として記述されている。

ステージ 0：感染予防対応の準備	ステージ 1：感染予防対応の準備
・利用者家族等との連絡方法の整理 ・マスク/手洗い等個人レベル対策の事前教育 ・備蓄品管理 ・来所者向け検温ルールの整備 ・職員/利用者向け検温等のルール整備 ・ハイリスク職員(妊婦、慢性疾患等)の把握 ・特定接種の登録手続	・マスクの着用 ・手洗い、うがい/咳エチケットの励行 ・極力人混みを避ける ・施設入口とトイレにアルコール配備 ・備蓄品のチェック(不足があれば調達) ・職員/利用者/業者に施設来所ルールの伝達 ・体温/体調のデイリーチェック ・ワクチンの特定接種/住民接種の同意

【機密性２情報】

ステージ２(地域発生早期)の対応事項の１つである「感染予防の本格実施」では、業務区分(継続/縮小等)別に、詳細に記述されている。

＜業務Ｂ：新規に増える業務＞	＜業務Ｄ：縮小･休止＞
来所に関するルール ・マスクの着用 ・施設入口とトイレにアルコール使用 ・公共交通機関による来所禁止 ・来所者への施設入り口での検温 ・ハイリスク職員の出勤禁止 ・行政措置による受け入れへの対応 その他ルール ・検温/体調のデイリーチェック ・空間的隔離 ・状況に応じてワクチン接種	・実習生、ボランティアの受け入れ休止 ・不要不急の行事休止 ・不要不急の外出/会議の休止 ※業務分類は⑤参照

ステージ２(地域発生早期)の対応事項では「施設関係者に感染者が発生した場合の緊急対応」としての感染対策も詳細に記述されている。

施設内で発症	施設外で発症
・情報収集、報告 ・発症者にマスクを装着させる ・空間的隔離を実施 ・施設からの退出を依頼 ・病院に搬送 ・消毒 ・濃厚接触者の来所禁止 ・情報開示	・情報収集 ・自治体/保健所等に報告 ・感染者の来所禁止 ・マスク、ゴーグル等を着用し感染者が触れたと思われる箇所を消毒 ・濃厚接触者の来所禁止 ・感染者発生情報を開示 ・実習生、ボランティアの受け入れ休止

④ 関係事業者等との連携

関係事業者等との連携もステージごとに対応事項として、記述されている。施設外連絡先もリスト化されている。

ステージ０：業務継続対応	ステージ１～３：情報収集
・保健所、病院等と特定接種等に関し事前協議 ・自治体と住民接種の接種体制(施設集団接種)等に関し事前協議 ・病院と感染者受入等に関し事前協議	・国/自治体等の対応状況 ・委託業者/近隣病院/他事業所の対応状況 ステージ１～３：業務継続対応 ・近隣施設との情報共有(応援可能か)

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

業務の重要度別に以下の 4 レベルに分類し、「事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小･休止することで、利用者の健康･身体･生命を守る機能をできる限り維持する」としている。

A. 通常時と同様に継続	：食事、ケアワーク、医療的ケア
B. 新規業務	：家族等へ情報提供、施設内の消毒、特定接種等
C. 規模･頻度を減らす	：外出、入浴、日課、居宅生活訓練事業、地域の総合相談事業等
D. 休止･延期	：上記以外の業務

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

ステージ 3(地域感染期～小康期)の対応事項「業務継続対応の本格実施」で記述されている。

＜ステージ 3：業務継続対応の本格実施＞

ヒトのやりくり

・出勤情報の集約管理/欠勤可能性の検討/シフト変更
・同一法人内別組織への応援要請
・OB、OG 活用
・地域応援要請

⑦ 従業員に対する教育・訓練

ステージ 0(未発生期)の「計画の周知徹底」で「定期的に以下の研修･訓練等を実施」とある。

・新型インフルエンザ等感染症の基礎知識に関する研修
・本計画の内容に関する研修
・本計画の内容に沿った実動･机上訓練

他に「マスク･手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育」もあげられている。

2　障害者関連業種(障害福祉サービス事業/障害者支援施設/障害児入所支援施設)

小業種	対象数	業種	管轄
6.障害福祉サービス事業	3	社会保険・社会福祉・介護事業	厚生労働省
7.障害者支援施設	3		
8.障害児入所支援施設	3		

2.1 BCP の共通性と特徴

障害者関連の 3 業種計 9 施設中 5 施設が前節の「1.救護施設」と共通のフォーマットの BCP を使用しており、共通性が高いので「障害者関連業種」としてまとめる。「障害者関連 3 業種」の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 8 施設は新型インフルエンザ等に対する専用の BCP で、全体的に詳細に記述されている。
  1 施設だけは地震等と兼用の BCP であり、詳細な記述はなく、新型インフルエンザ等対策に十分即していない。
- 地震兼用 BCP 以外の 8 施設で、発生段階に応じた感染対策が詳細に記述されている。
- 7 施設で継続業務、縮小業務の明確な定義と分類がある。

2.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・BCP が共通している 5 施設では、発生段階ごとの被害想定でインフルエンザ発生時の社会状況(電気/ガス/水道/交通/銀行等)について記述されている。 ・他 4 施設では記述がない。
②新型インフル等対策の体制	・BCP が共通している 5 施設を加えた 8 施設では、対策本部が設置される。 3 施設では全体の組織図もある。 ・残り 1 施設では、新型インフルエンザ等専用の BCP ではなく、地震等も含めた BCP と兼用しているようであり、新型インフルエンザ等対策に対する体制の記述はない。
③平時と発生時の感染対策	・8 施設で、発生段階に応じた感染対策が詳細に記述されている。 ・地震兼用 BCP1 施設でも行動チェックリストとして簡単であるが感染対策がある。
④関係業者等との連携	・「保健所」「行政機関」等との連携程度で「委託業者」に触れているところは少ない。 ・連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・7 施設で継続業務、縮小業務の明確な定義と分類がある。
⑥発生段階に応じた人員計画	・BCP が共通している 5 施設では「OB・OG 活用」等、比較的具体的だが、他は「職員減少時の体制作り」と具体的ではない。地震兼用 BCP の 1 施設では記述がない。
⑦教育・訓練	・「事前教育」「感染予防の基礎知識」程度の記述でそれほど具体的でない。

【機密性 2 情報】

2.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

共通の BCP フォーマット 5 施設では「1.救護施設」で前述したように「政府行動計画」の被害想定と発生段階ごとの被害想定が記述されている。

それ以外の 4 施設では「ピーク時欠勤率 40%」が記述されている程度で、インフラや交通機関等の社会状況についての記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

共通の BCP フォーマット 5 施設では、「1.救護施設」で前述したように、ステージ 3(地域感染期)に対策本部の設置とあるだけで、組織構成や役割分担等の具体的な内容は記述されていない。

それ以外の 4 施設では、まず「対策本部の設置」「危機管理体制の整備」等の組織図、組織体制が記述されている。ただしこの中の 1 施設では、「消火班」「誘導班」等の組織があることから、新型インフルエンザ等専用の BCP でなく、地震等も含めた BCP と兼用していると思われる。

他の 3 施設では、組織図だけでなく新型インフルエンザ等発生段階に応じて各組織の役割が記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

共通の BCP フォーマット 5 施設では、「1.救護施設」で前述したようにステージごとに詳細な感染対策がある。3 施設では発生段階ごとに記述されている。

未発生期、海外発生期	国内発生期
・手洗い、うがい/咳エチケット等 ・利用者の健康観察、管理に努める	・前段階に引き続き、予防策の強化 ・手洗い、うがい/マスクの着用等を強化 ・ジェスパ消毒の徹底(テーブル等共用部分) ・毎日朝夕 2 回の検温 ・他の病気のチェック

地震等と BCP を兼用している 1 施設だけは、行動計画チェックリスト(新型インフルエンザ「本人･家族が感染した時の行動」)として非常に簡単に記述されている。

④ 関係事業者等との連携

共通の BCP フォーマット 5 施設では、「1.救護施設」で前述したように、ステージごとに関係業者との連携が記述されており、施設外連絡先もリスト化されている。

それ以外の施設でも「保健所」「行政機関」等との連携は記述されている。その他に「医師」や「取引業者」との連携が記述されているところもある。

管理医師･嘱託医師等との連携 ・新型インフルエンザに関する健康教育、指導、助言を得る。 業務継続に不可欠な取引業者 ・納品業者/クリーニング/感染性廃棄物処理業者、おむつ業者等の出入業者の洗い出しと業務継続に向け必要な対策の検討を行う。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

共通の BCP フォーマット 5 施設では、「1. 救護施設」で前述したように、重要度別に業務を 4 レベルに分類している。

他 2 施設でも、どの業務を継続し縮小するかが記述されている。

国内発生が確認された時点でとるべき行動 ・流行地、都市部等への出張･旅行の自粛/イベントの中止/通所休止/外出自粛 国内で感染がまん延し始めた時点でとるべき行動(まん延期初期) ・一部業務の縮小･中止/通所職員にグループホーム関連業務等の代替業務を依頼 間断なく継続 ・(利用者の)情緒安定/排泄ケア 数時間～24 時間以内 ・食事提供/入浴提供/衛生確保(手洗い、うがい) 1～3 日以内 ・清潔保持/(利用者の)心のケア 4～7 日以内 ・運動

1 施設では「継続すべき業務、縮小または休止できる業務を振り分ける」となっているだけで、具体的な業務の区分けはない。

地震等と BCP を兼用している 1 施設では、地震等の時の「事業継続の拠点案」があるだけで、新型インフルエンザ等発生時における継続･縮小業務の記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

共通の BCP フォーマット 5 施設では、「1. 救護施設」で前述したように、「シフト変更」「同一法人内別組織への応援要請」「OB･OG 活用」等、比較的具体的な人員計画の記述がある。

3 施設ではそれほど具体的でなく、「常勤職員を中心に継続可能なローテーションを組み、夜勤は最小限の人数とする」「支援業務に対応した継続可能な人員配置を行う」「職員が減少した時のための体制作り」程度の記述にとどまる。

ただし、うち 1 施設では、発生段階別に「職員配置の割合」の記述がある。

未発生期	県内感染拡大期
・実施業務：マスク等の備蓄　等 ・職員配置：100%	・実施業務：職場での感染防止策の実施　等 ・職員配置：61～100%

地震等と BCP を兼用している 1 施設では、人員計画についての記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

共通の BCP フォーマットを使用している 5 施設では、「1. 救護施設」で前述したように定期的な教育･訓練が実施されている。

他 1 施設では「事前教育」「感染予防策の基礎知識の周知徹底と基本的な対応の習得。適宜、演習等を組み込んだ研修を行う」と記述されている程度。

残り 3 施設では、教育･訓練の記述はない。

3　介護保険施設

小業種	対象数	業種	管轄
1.介護保険施設	3	社会保険・社会福祉・介護事業	厚生労働省

3.1 BCP の共通性と特徴

3 施設中 2 施設が共通のフォーマットの BCP を使用している。
ただし異なっている 1 施設の BCP は前節の「1.救護施設」の BCP と同様のものであり、大きな括りである「社会保険・社会福祉・介護施設」でみると、BCP の共通性は高い。「介護保険施設」3 施設の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 施設とも感染対策については、業務ごとに対策が詳しく記述されている。
- 3 施設とも継続・縮小業務が明確に定義されており、担当も記述されている。

3.2 項目別の共通点

項目別の共通する内容と特徴は以下の通り。

項目	共通する内容
①社会状況および他事業者による影響	・共通フォーマットの 2 施設では、被害想定の記述がない。 ・「1.救護施設」と同様の 1 施設では発生段階ごとにインフラや社会状況、外部関係先の被害概要が一覧表でまとめられている。
②新型インフル等対策の体制	・3 施設とも対策本部(委員会)が設置される。 ・共通フォーマットの 2 施設では、組織図や役割分担が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・3 施設とも職務ごとに具体的な対応が詳細に記述されている。 ・共通フォーマットの 2 施設では、平常時と近隣発生時別に感染対策がある。
④関係業者等との連携	・3 施設とも保健所、医療機関との情報共有と近隣施設との連携(人手)の記述がある。
⑤継続・縮小業務	・3 施設とも業務ごとに継続と縮小、中止等が記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 施設とも人員計画、シフト計画を実施とあるが、具体的な内容の記述はない。 ・近隣施設への応援依頼は共通である。
⑦教育・訓練	・共通フォーマットの 2 施設では研修、基礎知識の習得とあるが、その具体的内容や訓練の記述はない。

※ 以降、BCP が共通する 2 施設について記述する。BCP が異なる 1 施設については、同一の BCP を使用している前節の「1.救護施設」「2.障害者関連業種」を参照。

【機密性 2 情報】

3.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

BCP が共通している 2 施設では、記述がない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

BCP が共通している 2 施設では、対策委員会が設置される。組織図があり、責任者や役割分担が記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

BCP が共通している 2 施設では、「平常時」と「近隣発生時」に分けて詳細に記述されている。

平常時	近隣発生時
・感染拡大防止策 ・感染予防策の周知 ・感染防護物品及び生活必需品の確保 ・健康状態の把握 ・罹患の対策の検討	・感染予防対策の徹底 ・有症者への対応 ・入所者の健康チェック体制の強化 ・職員/家族等の健康状態の把握 ・施設管理 ・来所者、面会者の扱い ・外出の自粛等

※各項目で具体的な内容の記述あり

④ 関係事業者等との連携

BCP が共通している 2 施設では、「健所等の関係機関との情報交換」「医療機関等との連携」「人手不足は近隣関係機関に協力要請」とあるが、具体的な連絡リスト等はない。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

BCP が共通している 2 施設では、入所者に対して、業務ごとに記述されている。

・行事	：中止
・提供サービス	：最低限に限定
・食事サービス	：備蓄品、業者と連携
・排泄ケア	：紙おむつを使用
・入浴サービス	：休止時は、清拭

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画（従業員の勤務体制、通勤方法等）

BCP が共通している 2 施設では「発生時に出勤困難となる職員を予め把握し、少ない人員で運営する配置計画を立てる」とあるが、具体的な人数等の記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

BCP が共通している 2 施設では、「基礎知識、演習」とだけあり、具体的な記述はない。

4　医薬品卸売販売業

小業種	対象数	業種	管轄
11.医薬品卸売販売業	5	医薬品・化粧品等卸売業	厚生労働省

4.1 BCP の共通性と特徴

「医薬品卸売販売業」5 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医薬品卸売販売業」5 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は病院向けの「大規模災害時の医薬品供給態勢」であり、通常の BCP とは異なる。他「本部対応 BCP」として主に感染対策が記述されているものが別冊であるが、記述量は少ない。
  - 1 社は A4 横サイズのプレゼンテ―ション用資料で、詳細はあまり記述されていない。
  - 1 社の BCP は 5 ページと短く、別紙で政府行動計画の被害想定と感染防止対策が添付されている。
  - 1 社は感染対策も含めて発生段階別の記述はなく、「従業員の出勤に伴う事業所での健康チェック」「感染疑い者への対応」「事業所内への立ち入り制限について」等すべてが項目別に記述されている。感染対策は職場での対策中心で、手洗い等の個人的対策はほとんどない。

4.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社が「政府行動計画」の被害想定に基づいている。 うち 1 社では重度、中度、軽度の 3 レベルで被害想定をしている。 ・2 社で自社への被害想定や影響を記述している。
②新型インフル等対策の体制	・5 社とも対策本部が設置される。5 社とも組織図はあるが、役割分担が記述されているのは 3 社である。
③平時と発生時の感染対策	・3 社で発生段階別の感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・ヒアリング調査では製品の供給は「業界団体」が主導する体制が構築されている。 ・地震等との兼用 BCP でも「卸組合」「自治体」から「支援要請」や「供給要請」があった場合、それに従うとしている。
⑤継続・縮小業務	・1 社では業務を「新たに発生する業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に分け、その例も記述されている。 ・1 社は継続業務をクリティカル業務とし「休業率 20%か 40%で決定する」としている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・「交代勤務」「時差出勤」「公共交通機関の利用制限」が人員確保の手段としてあげられているが、6 社とも具体的な人員配置(必要数)は記述されていない。
⑦教育・訓練	・「業務継続机上訓練」「業務継続実施訓練」「感染疑い者の介護/搬送訓練」「判断/意思決定訓練」「安否システム運用訓練」「クロストレーニング」等があげられている。

【機密性 2 情報】

4.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社が「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社では自社の被害想定も簡単に記述している。うち 1 社では「重度」だけでなく「中程度」と「軽度」も想定している。

政府行動計画	自社
・全人口の 25%が罹患 ・2,500 万人が医療機関を受診する ・入院患者：53～200 万人 ・死亡者　：17～64 万人 ・企業職員の 20～40%が数週間にわたり欠勤 ・発症したエリアの封じ込め(戒厳令)	・MS 機能の停止：得意先との連絡は 電話/メール ・パートは欠勤の可能性が高い(完全学校閉鎖)
重　度：欠勤率 40%以上、復職まで 14 日間 中程度：欠勤率 20%以上、復職まで 10 日間 軽　度：季節性インフルエンザ流行時と同程度の欠勤率/復職までの期間を要する	

1 社では「自社への影響」として以下が想定されている。

・医薬品/検査薬/医薬材料等の需要の急激な増加 ・配送、仕入業務/受発注業務の増加と担当者の業務量増加 ・社員の罹患数、死者の増加と業務継続への影響 ・社員家族の罹患や学校閉鎖による社員の欠勤、休業増加 ・全社各部門での機能低下、機能不全/業務の停滞や遅延 ・モラールダウン/指揮命令系統の混乱や経済的損失

残り 1 社では被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

5 社とも対策本部が設置される。5 社とも組織図はあるが、役割分担が記述されているのは 3 社である。

1 社は地震等と兼用の対策本部、組織になっている。

【機密性２情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

３社で発生段階別の感染対策が記述されている。うち２社(A 社と B 社)は同じ表現が多く、B 社は A 社を簡単にしたものとなっている。

＜A 社＞	＜B 社＞	＜C 社＞
海外発生期の対策 ・健康状態の把握に努める ・咳エチケットを心掛ける ・外出時のマスク常用 ・手洗い、うがいの励行 ・不要の外出の自粛 ・発生国への渡航自粛 国内発生後の対策 ・症状がある場合は自宅待機 ・欠勤者への安否確認 ・不要不急の外出の自粛 ・公共交通機関の利用制限 ・時差出勤 ・多数の集まる場所は避ける ・症状のある人には近づかない ・手洗い前の手で顔を触らない ・事業所への入口の限定 ・手指消毒場所の設置 ・社員同士の接触を防ぐ(2m 以上) ・食堂等の一時閉鎖 ・訪問者の立ち入り制限 ・出勤前の健康チェック(検温等) ・ウイルス付着ゴミ等は廃棄 ・窓口等はガラス等の仕切り ・事業所内の清掃/消毒を毎日実施	海外発生期の対策 ・健康状態の把握に努める ・咳エチケットを心掛ける ・外出時のマスク常用 ・手洗い、うがいの励行 ・不要の外出の自粛 ・発生国への渡航自粛 国内発生後の対策 ・症状がある場合は自宅待機 ・欠勤者への安否確認 ・公共交通機関の利用制限 ・手指消毒場所の設置 ・出勤前の健康チェック(検温等) ・社内消毒	海外発生期の対策 ・発生地域は基本的に自宅勤務 ・外部との会合は限定 ・発生国への出張禁止 国内発生早期の対策 ・外部との会合は回避 ・発生国(周辺)の海外出張禁止 ・発生都道府県への出張禁止 感染拡大期/まん延期 ・外部との会合の禁止 ・国内/海外出張の禁止

他に、感染(疑い)者への対応も記述されている。

・事業所内で感染疑いが発生した場合は、事業所の会議室等に隔離する
・個人防護具装着班が、感染疑い者にサージカルマスクと手袋を装着し、感染拡大の防止措置と介護支援
・保健所等に連絡し、対応方法や搬送等について指示を受けて適切に対応する
・職場内の清掃と消毒を実施する

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

1 社で業務委託先について以下の記述がある。

基本方針 ・クリティカル業務を継続するために必要な業務委託契約先と、契約条件について予め協議する 担当部署 ・物流本部　　：庫内システム、マテハンシステム会社対応/派遣会社、配送委託会社対応 ・各営業部/営業所：派遣会社、配送委託会社対応

1 社では以下の 3 点があげられている。

・買占め等の不適正な購買行動に該当しないか納入先に注意を喚起 ・公正公平な供給を行うため、メーカー、卸間の情報交換/連絡調整 ・事業継続に不可欠な取引業者の対応を確認

地震等との兼用 BCP では「卸組合」「自治体」から「支援要請」や「供給要請」があった場合、それに従うとしている。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では業務を以下の 4 区分に分け、その例も記述されている。

新たに発生する業務：感染防止対策/危機管理体制上、必要となる業務 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集/発信 ・国内支店における医薬品の在庫状況の収集/都道府県への報告等 継続業務：休止すると法律違反等になる業務/機能維持のための基盤業務 ・通常の医薬品卸売業務 ・社内の人事管理 縮小業務：緊急性を要しないが、継続が望ましい業務/継続または休止以外の業務 ・重要な会議、研修等 休止業務：緊急性を要しない業務/多数の人が集まる業務 ・一般的な会議/研修/全社会議等

1 社は継続業務をクリティカル業務とし、詳細は休業率 20%か 40%で決定するとしている。

クリティカル業務	閉鎖可能な業務
・在庫管理/在庫出荷判定/受発注 ・外部問合せ ・安全情報管理/医薬薬事情報/財務管理	・配送を伴わない営業活動

2 社は「業務を維持業務と中断業務に分ける」程度である。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

「交代勤務」や感染対策でもある「時差出勤」「公共交通機関の利用制限」は人員確保の手段としてもあげられているが、5 社とも具体的な人員配置（人数）は記述されていない。

【機密性２情報】

⑦ 従業員に対する教育・訓練

１社で教育･訓練についてかなり詳細の記述がある。

教育内容 ・社員及び家族に対する新型インフルエンザ等の予防と感染対策 ・個人防護具の正しい装着方法 ・欠勤者の代替要員確保のための人材の養成(クロストレーニング：該当部署で教育) ・社員及び関係者に対する業務継続に関する教育 訓練の種類 ・業務継続関係者に対する業務継続机上訓練/実地訓練 ・職場内感染疑い者の介護･搬送対応訓練 ・対策本部関係者に対する判断･意思決定訓練 ・安否確認システム運用訓練 ※情勢の変化･業務継続計画の見直し等に応じ毎年適宜実施する

他、２社で教育･訓練に対する記述がある。

＜A 社＞	＜B 社＞
･代替システムに備え、代替要員にピッキング等の訓練	･教育、訓練が定期的に行われるよう指導 ･クロストレーニングにより各部署代替要員の確保を図る ･定期的に又は随時に模擬訓練を実施

残り２社では教育･訓練に対する記述がない。

5　医薬品製造販売業

小業種	対象数	業種	管轄
12. 医薬品製造販売業	3	医薬品製造業	厚生労働省

5.1 BCP の共通性と特徴

「医薬品製造販売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医薬品製造販売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある
  - 1 社は主に地震等想定の「事業継続計画」と新型インフルエンザ等対応の「パンデミック編」がある。
  - 1 社は発生段階別に対応策や行動基準が主に表としてまとめられている。他にも「対策本部フロー」として対策本部の役割を図で示したり、継続業務一覧表のように全体的にコンパクトに表でまとめられたりしている。
  - 1 社は記述量が少なく、内容も項目別に方針を記述している程度となっている。
- 3 社とも部署別といったほどではないが、継続業務の内容は比較的詳細に記述されている。
- 3 社とも人員配置(必要数)の具体的記述はない。

5.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社で「政府行動計画」の被害想定に基いている。残り 1 社では人的リソース確保の対応策の前提条件として「従業員の最大 40%が欠勤する」とだけある。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置されるが、その組織構成には違いがみられる。 ・3 社とも組織図や責任者、役割分担が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・1 社では発生段階別の対応の中に感染対策がある。 ・1 社は、感染対策は別冊の「災害時マニュアル」になっている。 ・1 社は「従業員の健康管理」「事業所・職場の感染予防」が簡単に記述されている。
④関係業者等との連携	・1 社は「重点業務関連のビジネスパートナー」とは取引の継続/強化等を、それ以外は取引の延期/中断を、方針としている。 ・1 社は優先業務遂行上欠かせない業者名の連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・3 社とも優先(重要)業務が、比較的具体的に記述されている。 ・1 社では他に「重点製品」が決められている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも具体的な人員配置はない。 ・人員確保手段としては「時差勤務/フレックス勤務」「公共交通機関による通勤の回避」「宿泊者施設等の提供」「在宅勤務」「自宅待機」「当該業務経験者の再起用」「BCP 対応要員・代替え者表(空欄)」「(平時の)Job ローテーションにより、1 人の社員が複数業務経験がある状況を目指す」もあげられている。
⑦教育・訓練	・1 社で「安否確認訓練」「社内での新型インフルエンザ対策のシミュレーション訓練の定期的な実施」があげられている。

【機密性 2 情報】

5.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等対策の体制

2 社で「政府行動計画」の被害想定に基づいている。残り 1 社では人的リソース確保の対応策の前提条件として「従業員の最大 40%が欠勤する」とだけ記述されている。

政府行動計画 ・罹患率　：25% ・致死率　：0.53～2%(17～64 万人) ・流行期間：約 8 週間(ピーク時：約 2 週間) ・欠勤率　：最大 40%

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部の設置、組織図や責任者、役割分担が記述されているが、その組織構成には違いがみられる。

＜A 社＞	＜B 社＞
対策準備室の設置：海外発生期 ↓ 対策本部　：国内発生早期 現地対策室：感染が発生した地域の拠点	緊急対策本部：従業員の安全確保＋事業継続 ＋ 機能対策本部：所管業務の運営/対策本部へ報告

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社で発生段階別の対応の中に感染対策が記述されている。それ以外にも「社員の行動基準」としての感染対策や「備蓄品(サージカルマスク、うがい薬等)」が記述されている。

発生段階と感染対策	社員行動基準
海外発生期 ・感染予防の注意喚起の発信 ・対象国への渡航制限/旅行自粛、来訪者制限 ・入館場所にアルコール設置 ・マスク着用/手洗い、うがい、咳エチケットの勧奨 ・季節性インフルエンザ用ワクチン接種推奨 ・家庭での食料品等の備蓄推奨 ・帰国者(家族含む)は会社に申告、検査を受ける ・罹患時の自宅待機指示、陰性確認後復職指示 国内発生早期～感染期 ・感染者(家族含む)への措置 ・対象地域への出張制限、旅行自粛 ・対象地域からの来訪制限 ・工場見学、社外会合、外部訪問等の中止 ・特定接種 ・安否確認システムでの感染(疑い)状況の把握 ・来訪者の来訪制限(入館不可)	＜個人レベルの対応＞ ・季節性インフルエンザ予防接種を受ける ・咳エチケット/手洗い、うがいの励行 ・自宅の備蓄品(食料/多少の現金等/マスク等) ・人混みを避ける ・部屋の保湿/換気 ・バランスの良い食事/肉類等は十分加熱 ＜事業所レベルでの対応＞ 感染注意 ・手洗い、うがいの励行/マスク/咳エチケット ・感染、海外渡航を報告/発病者の出勤禁止 感染警戒 ・通勤時電車バス内マスク着用/時差出勤 ・来客入場時の手洗い依頼 ・出張制限/イベント集会を中止 ・ドアノブや身辺の消毒 感染厳重警戒 ・勤務時マスク着用 ・来客の制限/出張禁止/葬儀へ列席しない BCP 発動 ・感染者の出社制限(特別休暇/自宅勤務/自宅待機)

【機密性 2 情報】

1 社では感染拡大防止の対応策は、別冊の「災害時マニュアル」を参照とされており、ここでは特定接種のことしか記述されていない。

残り 1 社では「従業員の感染予防」として「従業員の健康管理」と「事業所・職場の感染予防」の全体方針が簡単に記述されているにとどまる。

従業員の健康管理 ・健康管理の方策、衛生習慣の励行、新型インフルエンザ等の罹患時の出社基準の徹底をはかり、従業員の健康維持に努める 事務所・職場の感染予防 ・感染予防対策として社内・社外会議の自粛、外来訪問者への衛生措置の協力依頼をはかり、社内まん延防止として罹患者が現れた場合には、職場の消毒、清掃、廃棄作業等を実施する。

④ 関係事業者等との連携

1 社で「ビジネスパートナーとの関係、対応」として以下の点が記述されている。

・要員確保等の対応を検討、必要に応じて契約の見直しを含めた取引関係の整備を実施 ・発生可能性が高くなった段階で、BCP マニュアルの運用可否を連携のうえ検討 ・対象業務の継続に必要不可欠なパートナー社員も特定接種対象とする ・自社常駐のパートナー社員は自社全従業員数の母数に含める

1 社では「各関係機関(国/地方公共団体/業界)と情報を共有し対応の連携を図る」とだけある。

残り 1 社では、優先業務遂行上欠かせない業者名の連絡先リストがある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

3 社とも優先(重要)業務が、比較的具体的に記述されている。

＜A 社＞	＜B 社＞	＜C 社＞
優先業務：重要な医薬品の供給 (医薬品/重要治験薬の製造) ・施設の保守管理 ・原料調達 ・サプライチェーン/委託先と調整 (医薬品の供給/流通) ・流通調整/物流機能 ・都道府県の行政対応 (会社機能の維持) ・経営判断/決裁機能/労務管理 ・緊急対策本部機能等 ・最低限の研究機能、安全性の研究 ・重要治験の実施(重篤疾患等) ・医薬品の品質保証/安全性体制 ・PMS 活動	重要業務：優先事業を担う ・物流業務 ・生産業務 ・物流センター 支援業務：重要業務を支える ・システム業務 ・経理業務 ・人事/給与業務 (総務) ・安否確認 ・備蓄品管理 ・対策本部事務局業務 (薬事) ・信頼性保証業務 ・行政/業界団体との連絡 ・医療機関/患者の問合せ対応	重点業務：会社存続に関わる業務 (信頼性保証) ・製品回収/緊急安全性情報 ・安全性速報対応/国内規制対応 (開発) ・致死的疾患治験薬の提供 ・緊急安全性情報 (総務) ・クライシスマネジメント ・社印管理 ・販売物流/輸出/顧客等対応 ・営業/生産/研究//事業場管理 ・システム管理/財務経理 ・広報(メディア/IR へ対外広報) ・知的財産(特許出願管理) ・経営戦略/調達/人事(給与)

【機密性 2 情報】

この社では業務の継続や事業場の閉鎖についても、以下のように決められている。

・事業継続により周辺地域に被害拡大の懸念がある場合、早期に事業場を閉鎖する ・閉鎖した場合でも内部で一部業務継続する場合がある ・社員間の感染予防/人的リソースの確保のため、規模を縮小し業務継続する可能性 (事業閉鎖の検討は下記の状況を参考) ・事業場における感染者発生 ・感染症の毒性/感染力の強さ ・周辺地域の感染拡大状況、学校閉鎖/保育施設閉鎖等 ・他社/取引先の状況 ・厚生労働省からの指示

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

3 社とも具体的な人員配置(人数)は記述されていない。1 社で「業務運営体制(人員計画)の原則」があるだけである。

健康被害：軽度→出勤率想定は通常同様、人員計画は通常どおり 健康被害：重度(被害想定：発病率約 25%、欠勤率 25%～最大 40%) →通常出勤率の確保は困難、人員計画は優先(BCP)業務の人員確保

人員確保手段としては「時差勤務/フレックス勤務」「公共交通機関による通勤の回避」「宿泊者施設等の提供」「在宅勤務」「自宅待機(継続業務以外の従業員)」「当該業務経験者の再起用」「BCP 対応要員・代替え者表(空欄)」があげられている。また「(平時の)Job ローテーションにより、1 人の社員が複数業務経験がある状況を目指す」という策もあげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社で「大規模地震対策の安否確認訓練と連動しての安否確認の訓練」「社内での新型インフルエンザ対策のシミュレーション訓練の定期的な実施」があげられている。

6　医薬品製造業

小業種	対象数	業種	管轄
13.医薬品製造業	3	医薬品製造業	厚生労働省

6.1 BCP の共通性と特徴

「医薬品製造業」の BCP は内容的にも記述方法もかなり異なっており、共通性は低い。特に 1 社は拠点ごとの対応策をまとめて全社としての BCP を作成する途中段階のもののようであり、現状としては対策本部も拠点ごとに設置されるようである。

- 内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は拠点ごとでの対応である。
  - 1 社は BCP(業務継続計画)以外に多くの別紙と「新型インフルエンザの予防と対策(従業員ハンドブック)」がある。
  - 1 社は A4 横サイズで比較的簡単にまとめられている。内容的には、重要業務は「物流在庫を管理することでコントロールできる」としている点が特徴である。
- 関係業者との連携や人員配置や教育・訓練等は、3 社とも具体的な記述がない。

6.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。 ・うち 1 社は社会インフラや外部関係先、自社の被害想定も発生段階別に記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・2 社で対策本部が設置される。うち 1 社で組織図や責任者が記述されている。 ・1 社は拠点ごとに対策本部が設置されるようである。
③平時と発生時の感染対策	・2 社で発生段階(レベル)別に、感染対策が記述されている。 ・うち 1 社で別冊の「従業員ハンドブック」に感染対策が詳細に記述されている。
④関係業者等との連携	・3 社とも具体的な連携の記述はない。
⑤継続・縮小業務	・1 社では「重要継続業務 A」「重要継続業務 B」「通常業務」「休止業務」「新型インフルエンザ等対応での追加業務」に分類され、発生段階(レベル)で、継続かどうか判断されている。 ・1 社は「重要業務(生産計画、委託先管理、製品製造)」は「物流在庫を管理することでコントロールできる」としている。具体的には「全製品の在庫を 1 ヶ月以上確保する」ことで対応するようである。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも具体的な人員配置(人数)は記述されていない。 ・人員確保手段として「在宅勤務」「工場間の支援体制」「代替え要員指定表(例)」があげられている。
⑦教育・訓練	・3 社とも教育・訓練に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

6.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

2 社は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社では別紙で社会インフラや外部関係先、自社の被害想定を発生段階別に記述している。

政府行動計画
・罹患率　：25%
・流行期間：約 8 週間(ピーク時：約 2 週間)
・欠勤率　：最大 40%　　※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

海外発生期
・航空旅客：発生国からの帰国増加。国内空港で水際対策開始
・空海運(物流)/海外調達先：発生国を中心に国際貨物/調達に支障

国内発生早期
・交通機関(鉄道/バス等)：発生地域を中心に一部支障
・燃料(道路交通)：ガソリン需要が増加(ガソリン不足を懸念し、給油増加)
・空海運(物流)/海外調達先：国際貨物/調達に支障
・外部委託先：一部で委託業務の遅延/縮小
・自社：一部で欠勤

国内感染期
・ライフライン(電気/水道/ガス/通信)：人員不足で障害対応の遅延等、一部で支障
・交通機関(鉄道/バス等)：鉄道等で間引き運行を実施、運行減少
・燃料(道路交通)：ガソリン需要は低下/一部の GS で供給停止(外出が減少、GS では従業員欠勤)
・空海運/陸運(物流)：通関の遅延等で国際貨物に支障/ドライバー不足等で宅配物等の大幅遅延
・海外/国内調達先：調達に支障
・外部委託先：委託業務の遅延/中断
・銀行：取扱い業務の一部縮小/窓口業務の一部が一時中断
・自社：本支社/研究所/物流センターの約半数が欠勤、工場の欠勤率 40%/社内感染発生

残り 1 社は「パンデミック対応マニュアルを作成する」ための参考として別紙に企業活動状態(例)が発生段階別に記述されている。

第 1 段階(海外発生期)
・国内では通常状態、海外発生国において駐在社員･現地社員等が感染する可能性
・海外発生国/周辺国に関連した人の移動/物流が制限される可能性(国際旅客/物流の制限の可能性)
・国内でも感染予防策が先行的にとられる可能性

第 2 段階(国内発生早期)
・国内社員等に感染者/要隔離者が発生し、出社不能/困難となる可能性
・人の移動や物流が制限される可能性
・学校、保育施設の臨時休業や福祉サービスの縮小等で、家族の世話等で出社不能な従業員が発生
・感染予防策の実施の徹底
・一般企業の事業縮小/休止等の対策がとられ、人の集まる施設等では事業の自粛が要請される

第 3 段階(国内感染期)
・上記第 2 段階の状況の深刻化
・全人口の 25%が発症し、従業員の最大 40%程度が欠勤する可能性
・業務に制約を受ける状況が 2 ヶ月程度継続する可能性、更にそれが 2～3 回程度繰り返す可能性

【機密性２情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

２社で対策本部が設置される。うち１社で組織図や責任者が記述されている。
残り１社は工場の対策本部例が記載されており、拠点ごとに対策本部が設置されるようである。

③ 平時及び発生時における感染対策

２社で発生段階（レベル）別に、感染対策が記述されている。

＜A 社＞	＜B 社＞
レベル１（平常時） ・空間的分離策の検討 （感染疑いの来場者は別所で待機を依頼） ・時間的分離策の検討 （非感染来場者の対応時間の設定等） ・感染予防、対応策の確認/実施 ・使用期限切れ備蓄品の入替/不足分の補充 レベル２（海外発生期） ・来場者への空間･時間的分離策の掲示内容を検討 ・交代勤務等の実施検討 レベル３（国内発生期） ・空間的/時間的分離策の実施 ・発生地域からの出張の原則禁止/国内出張の自粛 ・感染（疑い）者が触れた箇所の拭き取りを毎日実施 ・出社時の検温/発熱者の医療機関受診指示 ・通勤時、就業中のマスク着用 ・多数が触れるものはこまめに消毒 ・執務室内の換気/乾燥しないように留意 ・不要不急の対面会議の自粛 ・発生地域の拠点での交代勤務の検討 レベル４（国内感染期） ・国内出張の原則禁止 ・対面会議の禁止 ・在宅勤務の許可 ・混雑した交通機関の利用自粛/時間差営業の検討	発生前（未発生期） ・発生状況の周知 ・従業員、来訪者の入館時アルコール消毒実施 ・手洗い、うがいの励行/ワクチンの接種 第１段階（海外発生期） ・発生国への出張/私的旅行の自粛 第２段階（国内発生早期） ・海外出張、私的旅行の自粛 ・健康状態の管理/発熱者の出社禁止 ・家族等の発症時はマスク着用で出社 第３段階（感染拡大期/まん延期/回復期） ・来訪者にマスク着用を依頼し、2m 以上距離を確保 ・来訪者との面談、会議の自粛 ・全体会議の自粛/社内会議の中止 ・食堂の時差利用/利用の中止 ・海外、国内出張の中止 同居者/感染した場合の対応 ・濃厚接触者の隔離観察/出社等は医師の指示に従う 寮の対応策（症状が発生した場合） ・出来るだけ外出しない ・食堂は利用せず各部屋で食事をする ・食事は使い捨て容器で用意、インターホンで連絡 ・使い捨て食器等はゴミ袋に入れ、可燃ゴミで排出 ・出社に際しては医師の許可をとる

うち１社では別冊の「新型インフルエンザの予防と対策（従業員ハンドブック）」に個人、家庭での感染対策が詳細に記述されている。

・人混みへの外出はできる限り避ける
・うがい/手洗いの徹底、マスク着用、咳エチケットを守る
・出勤前の検温等のセルフチェック
・体調不良時は必ず医師の診断を受ける
・対策用品（マスク/消毒薬/洗剤等）、日用品/医療品の十分な量の備蓄
・食料（主食類/レトルト食品/缶詰等）は２週間分を目標に備蓄

特定接種については２社で記述がある。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

1 社で例として「事業継続に必要な取引事業者等に対する感染対策等の普及啓発と要請」があるだけで、3 社とも具体的な連携の記述はない。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では以下の 5 区分に業務を分類し、発生段階(レベル)で、継続かどうか判断している。

重要継続業務 A：全段階(レベル)継続
・医薬品の安定的な供給を維持するための優先業務：製造･販売業務/製造･販売維持にかかわる業務

重要継続業務 B：全段階(レベル)継続
・生産部門/営業部門以外で継続が必要な業務

通常業務：レベル 4→状況に応じ縮小/休止、それ以外では継続
・出社人員を踏まえ継続/縮小/休止する業務(業務間の優先度は部門で設定)

休止業務：レベル 4→休止、レベル 3/5→状況に応じ縮小/休止、それ以外では継続
・多人数が 1 ヶ所に集合する等、感染予防の観点から休止することが望まれる業務

新型インフルエンザ等対応での追加業務：レベル 2 以降必要に応じて実施
・通常時には発生しない、感染予防や感染者対応等の追加業務

1 社は「重要業務(生産計画、委託先管理、製品製造)は「物流在庫を管理することでコントロールできる」としている。具体的には「毎日、在庫管理を実施し、在庫が 1 ヶ月未満になった製品を優先して製造する」ことで「全製品の在庫を 1 ヶ月以上確保する」とのことである。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

3 社とも具体的な人員配置(人数)は記述されていない。
人員確保手段としては「在宅勤務」「工場間の支援体制」「代替え要員指定表」があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 社とも教育･訓練に関する記述はない。

7　医療機器修理業

小業種	対象数	業種	管轄
14. 医療機器修理業	3	医療機器修理業	厚生労働省

7.1 BCP の共通性と特徴

「医療機器修理業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器修理業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は感染対策中心の記述である。
  - 1 社は地震等との兼用で、新型インフルエンザ等に対しては体制中心の記述で、感染対策や継続業務等はほとんど記述されていない。
  - 1 社は A4 サイズ 1 枚の「ワクチン接種計画」だけである。
    （ヒアリング調査依頼時に、新型インフルエンザ等に関する BCP は現在改訂中とのコメントあり）
- 全体的に記述量が少ない。

7.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・1 社だけが被害想定として詳細に「社会情勢」「社会的規制」についてフェーズごとに記述している。
②新型インフル等対策の体制	・2 社が未発生時では「新型インフルエンザ等タスクフォース」を設置している。 ・発生時には対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・1 社だけ発生段階別での対応策の一部として感染対策が簡単に記述されている。 ・この社では、別章として感染対策が比較的詳細に記述されている。
④関係業者等との連携	・3 社とも、記述はない。
⑤継続・縮小業務	・1 社で必須業務の考え方が記述され、「必須業務の洗い出し」は各部署の対応であり、具体的な必須業務は各部署で決定となっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・「時差通勤」「交代制」「非感染地帯への業務移行」「業務分担変更」「代替え要員が必須業務をできるようにする(クロストレーニング)」等が人員確保の手段としてあげられているが、具体的な人員配置や応援体制に関する記述はない。
⑦教育・訓練	・1 社で「緊急連絡網訓練」「対策本部立ち上げ訓練」を年に 1 回とある。 ・もう 1 社で「予防教育実施」「クロストレーニング」があげられている。

【機密性 2 情報】

7.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 社で被害想定として詳細に「社会情勢」「社会的規制」について記述している。

＜フェーズ 4/5(限定的にヒトーヒト間の感染が発生、パンデミック発生のリスクが大きい)＞

社会規制
・入国時の検疫が強化される
・発生地域での不要不急の大規模集会やイベント等の開催自粛が勧告される
・発生地域の学校・通所施設に臨時休業が要請される
・新型インフルエンザ症状の認められた者への出勤停止・受診が勧告される
・新型インフルエンザ患者が発生した事業所の一時閉鎖が勧告される可能性がある
・国際航空機・旅客船の運行自粛が要請される
・国民へ外出自粛が勧告される

＜フェーズ 6(パンデミック)＞

社会情勢
・医療機関の許容量を越えた多くの患者や死者が発生
・ライフライン(電気/ガス/水道/運輸/通信等)が維持できない可能性がある

社会規制
・全国での大規模集会・イベント等について、原則全ての開催自粛が勧告される
・全国の学校/通所施設に臨時休業が要請される
・新型インフルエンザ症状の認められた者への出勤停止・受診が勧告される
・新型インフルエンザ患者が発生した事業所の一時閉鎖が勧告される可能性がある
・不要不急の海外旅行の自粛が勧告される
・国際航空機/旅客船の運行自粛が要請される
・国民へ外出自粛が勧告される

② 新型インフルエンザ等対策の体制

2 社が現段階(未発生時)においては「新型インフルエンザ等タスクフォース」を設置している。タスクフォースの役割は 2 社で若干の違いがあるようである。

役割が広範囲	感染対策中心
・情報収集と情報発信 ・海外出張規制に関するルールの検討・策定 ・パンデミック時の就業体制に関する検討 ・予防対策および衛生対策の検討・策定 ・社員の健康管理ルールの検討・策定 ・事業継続計画策定のためのファシリテート	・感染予防、拡大防止策の策定 ・感染予防、拡大防止のための物品の備蓄 ・部課単位での非常時緊急対応策の策定

2 社とも新型インフルエンザ等発生時には対策本部が設置される。その組織図や役割分担も記述されている。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社で、フェーズ(発生段階)別の対応策全般の中の一部として感染対策が簡単に記述されている。

フェーズ 3(発生前) ・維持要員への支援策の実施(マスク、消毒薬、食料、飲料水の準備) フェーズ 4 以降(ヒトーヒト感染以降) ・社員の日常健康管理の徹底(検温等) ・罹患疑いの場合の行動ルールの徹底 ・出勤再開のルール徹底

この社では、別章で感染対策として「個人・家族での対応」や「奨励される事前対策」「日常の健康管理や感染が疑われた場合の行動」「消毒の方法」が記述されている。

＜個人・家族での対応＞	＜奨励される事前対策＞
基本的な感染予防策 ・接触感染予防:他人の排泄物等に触れない等 ・飛沫感染予防:マスク着用/うがい励行等 ・経口感染予防水や食品は加熱して/食事前手洗い 生活の中でできる感染予防 ・鳥類に近づかない:動物園等に立ち寄らない ・鶏肉や卵を調理する際に可熱する ・人混みには立ち入らない:外出時マスク着用等 ・適度な温度と湿度を保つ:加湿器等で乾燥を防ぐ ・感染が疑われた場合:医師の診療/出勤の停止等 ・通常のインフルエンザワクチンの接種 ・体調自己管理:休養をとり体力や抵抗力を高める等 ・外出/大規模集会等への参加を自粛 ・患者発生国・地域への渡航を避ける 効果のある手洗いの方法 ・指の間、指先、爪のすき間や手首も洗う(30 秒) ・石鹸の泡をすすいで落とすのに(20 秒) ・固定石鹸は、使用後は水洗いし乾燥させておく ・液体石鹸の詰替え時に、容器の洗浄と乾燥を実施 ・咳エチケットの実践	各家庭でパンデミック時の対応を相談 ・感染した場合の自主的自宅待機 ・家族の感染時、他家族の自主的な自宅待機 ・一定期間の学校の閉鎖 ・集会等の延期、外出の差し控え ・食糧/飲料水/日用品等の備蓄(リストあり) ＜日常の健康管理や感染が疑われた時の行動＞ ・出勤前の健康チェック(本人・家族) 本人/家族に症状が出た場合 ・所属長に連絡し、出社禁止 ・医療機関の受診し、報告 ・自宅待機 ・医療機関の受診の流れ ＜消毒方法＞ ・狭い部屋等は、消毒時、十分な換気を行う ・部屋の湿度を適度に保つ ・患者が利用していた器具等は徹底して消毒 ・トイレ等は、次亜塩素酸ナトリウムで清拭

この社では「時間差通勤」「交代制勤務(社内で同一勤務を行う者同士の接触を減らす)」「自宅勤務」も感染対策として記述されている。

もう 1 社は感染対策としては「混雑時の移動は避けて出社する」だけが記述されている。残り 1 社は新型インフルエンザ等対応の危機管理行動計画としてはワクチン接種計画だけとなっている。

④ 関係事業者等との連携

3 社とも記述はない。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１社でフェーズ３(発生前)の事前対策の中で、「必須業務の洗い出し」が各部署の対応の１つとして記述されている。(BCP は例としての表示で、実際は実情に応じ、各部署で決定するということになっている。)

必須業務とは・・・ ・法定業務 ・社会インフラ機能維持に関わる業務 ・連続運転施設・設備の維持業務 ・基幹情報システムの維持業務 ・新型インフルエンザ対策担当業務 ・その他緊急対応業務　等

残り２社では、記述がない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

１社で、感染対策でもある「時間差通勤」「交代制勤務」「自宅勤務」や「業務分担変更(通常担当外の重要業務を実施)」が人員確保の手段としてあげられている。

もう１社で「非感染地帯への業務移行」「代替え要員が必須業務できるようにする(クロストレーニング)」が人員確保の手段としてあげられているが、３社とも具体的な人員配置や応援体制に関する記述はない。１社だけ「事業所における最低限の機能を維持するために出勤が必要な社員の検討と人選」を検討するとしている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

１社で「緊急連絡網訓練」「対策本部立ち上げ訓練」を年に１回とある。

もう１社で「社員への予防教育実施」「代替え要員が必須業務できるようにする(クロストレーニング)」があげられている。

8　医療機器販売業/医療機器賃貸業

小業種	対象数	業種	管轄
15.医療機器販売業	1	医療機器販売業	厚生労働省
16.医療機器賃貸業	3	医療機器賃貸業	

8.1 BCP の共通性と特徴

「医療機器賃貸業」3 社中 2 社がほぼ同じ内容の BCP となっている。2 社中 1 社では「海外発生期以降の具体的行動」や「個人行動(感染対策)」等が付け加えられている。またヒアリング調査を実施した「医療機器販売業」は 1 社しかないため、ここでまとめる。

- 2 社で対策本部、チームが設置されるが、1 社ではこのような組織対応ではなく、責任者の個人対応のようである。
- 2 社で業界での「新型インフルエンザ等対策検討会」に参画とある。
- 2 社で継続業務の考え方やその内容に関する記述はない。
- 1 社だけ業務分類の基準はあるが、具体的な業務は記述されていない。
- ヒアリング調査の 1 社は新型インフルエンザ等に対しては「感染症対策マニュアル」で対応するが、その内容は感染対策中心である。「業務継続」や「体制」は別冊の地震等との兼用 BCP で対応となっている。
- ヒアリング調査では、この業種、業界は新型インフルエンザ等に限らず地震等の緊急時には、隣接地域が支援し製品の供給や物流を確保することになっており、「業界団体(協会)」が主導する体制が構築されている。自治体との協定も「業界団体(協会)」が結んでいる。この体制は、東日本大震災の経験を基に東北地方から始まり、現在は日本全体に広まっている。

8.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社で、ほぼ同じ内容の「自社の人的被害」と「社会生活上の制約」が被害想定として記述されている。 ・1 社は、重度、中度、軽度の 3 レベルで被害想定している。
②新型インフル等対策の体制	・3 社で「対策本部」「緊急対策チーム」を立ち上げるとあるが、3 社とも役割分担等の具体的内容は記述されていない。 ・1 社は責任者の対応となっており、組織での対応ではないようである。 ・3 社で業界の「新型インフルエンザ等対策検討会」に参画とある。
③平時と発生時の感染対策	・4 社とも発生段階別に感染対策があり、うち 1 社は「個人の行動」としての感染対策があり、他の 1 社では更に重度、中度、軽度別に感染対策がある。
④関係業者等との連携	・2 社で「国・都道府県」「関係先業者」との連携が記述されている。 ・1 社で「仕入先」や「得意先」との連携に対して詳細の記述がある。 ・ヒアリング調査では製品の供給は「業界団体」が主導する体制が構築されている。
⑤継続・縮小業務	・2 社では継続業務の考え方やその内容に関する記述はない。 ・1 社だけ業務の分類の基準はあるが、具体的な業務は記述されていない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社で継続業務の人員数が記述されている。 ・4 社で「時差通勤」「大量輸送機関の使用禁止/車通勤への移行」等が、人員確保策としてもあげられている。
⑦教育・訓練	・2 社で「マスクの着用訓練」「検温訓練」「安否確認システムを用いた健康状態の確認訓練」が具体的な訓練としてあげられている。

【機密性 2 情報】

8.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

2 社で、同じ内容の「自社の人的被害」と「社会生活上の制約」が被害想定として記述されている。(1 社で、米国訓練から試算した「従業員の人的被害」が加わっている点だけが異なる)

WHO におけるデータを主として試算	米国訓練における想定を主として試算
・感染率：25～35%(自社 237～332 人) ・致死率：感染者の 0.5～2.5%(自社 1～8 人) ・欠勤率：約 40%(自社約 380 人)	・感染率：20～40%(自社 190～380 人) ・致死率：感染者の 0.5～2.5%(自社 1～8 人) ・欠勤率：約 40%(自社約 380 人)

＜社会生活上の制約＞

食品/日用品の購入/確保
・物流の停滞がもたらす品不足、販売員の欠勤による小売店の閉鎖

料理/風呂
・プロパンガスは、配送/販売会社の業務停止で供給が困難になり、自炊や入浴が不能になる恐れ

学校
・生徒間で感染拡大し、休校→学校給食がなくなる結果、スーパー等での食料争奪戦が激化

集客施設(百貨店/劇場/映画館)
・感染拡大に伴い、来客が減少し休業する施設が増加

病院
・医療従事者への感染拡大により患者対応が困難
・病床不足により入院患者の受け入れが困難
・新型インフルエンザ患者の増加に伴い、診療科目が限定
・薬剤/検査キット等の不足により治療が困難

交通
・運転士への感染拡大により運行休止→公共交通機関の運行中止により自家用車の利用が急増
・発生国によっては燃料輸入が中断し、ガソリン供給に影響

物流
・輸入/サプライチェーン/協力会社等の混乱による原材料、物資等の供給中断
・物流網の混乱による原材料、物資、製品等の遅配/配送中止

オフィス
・事務用品等の供給停止、コピー機故障時、サービス員の派遣困難により故障したまま放置
・電話/インターネットの需要増加による通信速度の遅延

銀行業務
・窓口業務等に若干の影響が出る可能性

ヒアリング調査を実施した 1 社では重度被害、中度被害、軽度被害別に対策をたてている。それぞれの場合の被害規模と欠勤率は以下であり、欠勤率は独自の想定となっている。

重度被害：感染率 25%以上かつ致死率 1%以上：欠勤率＝2/3 程度
中度被害：感染率 10%以上かつ致死率 0.5%以上で重度にあてはまらない：欠勤率＝約半数
軽度被害：感染率 10%未満あるいは致死率 0.5 未満：欠勤率＝1/3 程度

この社では「食料品、日用品の備蓄」の理由として「小売店舗の閉鎖や機能低下、物流機能の低下及び交通規制等により個人活動が制約される可能性があるため」と社会情勢についても触れている。

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社で対策本部や緊急対策チームを立ち上げるとあるが、3 社とも役割分担等の具体的内容は記述されていない。

残り 1 社は対策本部でなく責任者という記述になっており、対策本部的な組織での対応ではないようである。

ほぼ同じ内容の 2 社では「新型インフルエンザ等対策検討会に参画し、業界共通の諸問題に対し対策を検討し、自社の対策と整合性をとる」とあることから、「新型インフルエンザ等対策検討会」は業界で設置されると思われる。

③ 平時及び発生時における感染対策

ほぼ同じ内容の 2 社では発生段階別の「行動概要」と「具体的行動」の中に感染対策も記述されている。(ただし、1 社は「事前対策(警告期)の具体的行動」までしか記述されていない)
納入先のリスク別に防護方法も決められている。

<table>
<tr><td>＜事前対策(警告期・フェーズ 3 以前)＞
行動概要
・防疫資材の選定/発注
・予防接種の勧奨
・受け入れ医療機関の確認
具体的行動
・イントラネットで予防策等の情報共有
・安否確認システムで毎日健康状態を報告</td><td rowspan="2">＜国内発生(フェーズ 4B)以降の行動＞
行動概要
・車両通勤/水際対策の徹底
・サージカルマスクレベル以上のマスクを配布
・出勤方法の変更
・自宅/職場での検温
・事業所の消毒体制の強化
・営業活動や第三者との接触抑制
・物品の授受は手袋で取扱い/その後の手洗いの徹底
・感染者と接触した者のトレースと隔離
・感染者の使用した部屋等の一時的な封鎖、消毒
具体的行動
・出勤前に自宅で検温し会社へ報告
・手洗い、うがい後に入場
・室内は湿度 50～60%、冬季室温 22～23 度を維持
・医療機器等の配送時、指定の防護方法で納品
・使用後の防護服は回収業者で安全に処分</td></tr>
<tr><td>＜海外発生(フェーズ 4A)の行動＞
行動概要
・必要な情報の収集
・防疫資材等の調達確認
・感染国への渡航禁止
・国外出張の全般的自粛
・感染国から帰国時、潜伏期間は自宅待機
具体的行動
・海外発生の周知
・手洗い、うがいの励行徹底(ポスター配布)</td></tr>
<tr><td colspan="2">納入先別防護方法
ハイリスク(感染症指定病院/協力病院)：防護服、N95 マスク、手袋、ゴーグル、シューズカバーで防護
ミドルリスク(一般病院)：N95 マスク、ゴーグル、手袋で防護
ローリスク(開業医/介護施設)：サージカルマスクで防護</td></tr>
</table>

海外発生(フェーズ 4A)と国内発生(フェーズ 4B)以降の具体的行動が記述されている 1 社では、更に「個人の行動」として感染対策もまとめられている。

・感染者との接触の機会の低減/マスクの着用、咳エチケットの徹底 ・十分な温度/湿度の保持、清潔な環境の維持 ・十分な休養と栄養摂取、感染後の呼吸困難等を考慮し禁煙を推奨 ・新型インフルエンザ予防接種の推奨 手洗い、うがいの励行 ・手洗いは薬用石鹸で手/手首まで入念に洗う ・使い捨てペーパータオルかドライ乾燥を利用 ・蛇口周りの洗浄を心掛ける

【機密性 2 情報】

もう 1 社も、発生段階別に前述の 2 社の「行動概要」と同じような内容の感染対策がある。他に「来客者への対応」と「職員への対応」が詳細に記述されている。

＜来客者への対応＞	＜職員への対応＞
来客者への対応 ・来客は電話/メール等で完結できるか確認 ・来館時は入口等で感染対策を実施 ・使用する会議室等は指定 面会手順 ・社内を二酸化塩素濃度 0.03ppm に維持 ・服の表面に粘着テープ付ローラーをかける ・今までのマスクを蓋つきゴミ箱に捨て、消毒液を噴霧 ・手洗い後に新しく来客用マスクを受け取る ・面談者/来客者ともにマスクを着用 ・来客者は面談時のマスクを付けたまま退室 ・来客者の触った箇所を消毒/清拭 ・来客者氏名、時間、どこから来たかを記録	職員/家族が罹患していない時 ・出勤時/建物移動時の手洗い、うがいの励行 ・随時の歯磨き ・帰宅時の手洗い、うがい/洗顔/洗髪の実施 ・帰宅後すぐに着替える ・着替えた服は消毒剤設置ケース等に 8 時間保管後洗濯 ・外出の自粛、外出時は感染機会を減らす行動 感染が疑わしい時 ・セルフ判断チェックシートによる自己診断 ・患者の部屋へはマスク/ゴーグル/帽子等を着用 職員本人が発症した時 ・サージカルマスクを着用し帰宅後、保健所に連絡 ・自室内に閉じこもり、症状が緩和するまで療養 ・サージカルマスク等で顔を覆う/咳エチケット実施 ・呼吸器系分泌物を含んだティッシュペーパーは、蓋つきのゴミ箱に捨てる ・外出の自粛/外出時は、十分手洗い後にマスク着用 ・自分以外が食べる料理の調理に携わらない 患者搬送 ・搬送時、新型インフルエンザの患者と報告 ・患者はマスク着用、体表面をゴミ袋等で覆い、寝袋に入る ・見舞いに行かず、携帯電話を持たせる(子供にも) ・故人に近づく時、ﾏｽｸ/ｶﾞｳﾝ/ｺﾞｰｸﾞﾙ/手袋等を着用 ・葬儀時は新型インフルエンザだったことを葬儀社に通知

特定接種（ワクチン）については 3 社で記述がある。

ヒアリング調査では、医療機関への出入りがあるので、予防接種や手洗い等の感染対策（普段の対象は季節性インフルエンザ、感冒性腸炎、はしか）は、平時から行っているとのことである。また医療機関への出入りは、ワクチン接種者でないとできない等、医療機関から通達に近い形で指示がきて、非常にチェックが厳しいようだ。感染対策の基本は「とにかく感染源にならないこと」「自社内で感染者を増やさないこと」が重要とのことである。
国への要望としては、ワクチンの供給をきちんとしてほしいとのことである。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

ほぼ同じ内容の 2 社では「国・都道府県」「関係先業者」との連携が記述されている。うち 1 社では、「仕入先」や「得意先」に対して詳細の記述がある。

国･都道府県 ・対応計画等について継続確認	関係先業者等 ・取引業者等の対策マニュアルの収集や契約内容を確認
仕入先への対応 ・担当者が出勤不可能な場合を想定し、業務が支障なく行えるよう事前対策を講じる ・各仕入先の対応内容を確認し、事前に打合せのうえ対策を講じる	得意先への対応 ・各医療機関に指定病院と協力病院のリストの提供を依頼 ・各医療機関へ協力を要請

ヒアリング調査では「業界団体(協会)」「自治体」との連携が回答された。新型インフルエンザ等に限らず地震等の緊急時には、隣接地域が支援し製品の供給や物流を確保することになっており、「業界団体(協会)」が配達先である病院や配達する製品等の割り振り等を行う。また県と協定を結んでいるのも「業界団体(協会)」であり、新型インフルエンザ等発生時等の緊急時で個別対応が難しくなった場合は「製品の供給」に関しては「業界団体(協会)」が中心になる。この体制は、東日本大震災の経験を基に東北地方から始まり、現在は日本全体で構築されている。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社で以下の 3 区分に業務を分類している。

重要業務：地域感染期においても通常時と同様に継続する業務
・医療機器の製造/販売、雑品の製造/販売、受発注、電話対応 、材料/資金調達、支払手続

縮小業務：緊急の場合を除き延期できる業務
・点検、検査、教育、営業活動

休止業務：その他の業務

※勤務する職員が全員罹患し自社製品製造/供給業務に従事できない場合は休業する

ほぼ同じ内容の 2 社では継続業務の考え方やその内容に関する記述はない。

ヒアリング調査では「製品の供給確保がとにかく優先」で「PR 等の業務は縮小。優先業務以外は後回し」とのことである。供給先では「3 次救急病院」、製品は「透析関係等、生命に関わる製品」が最優先で「東日本大震災の時の経験があるので新型インフルエンザ等発生時にも製品の供給には対応可能と考えている」とのことである。

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社で継続業務の人員数が記述されている。 ※数字はダミー

・生産部(医療機器/雑品の製造)：200
・管理部(電話対応/資金調達/支払い手続き/基幹システム維持)：50
・業務部(受発注/電話対応/材料調達)：50
・品質保証部(電話対応)：20
・営業部(医療機器/雑品の販売)：100

ほぼ同じ内容の 2 社では人員計画に関する記述はない。

4 社とも「時差通勤」「大量輸送機関の使用禁止/車通勤への移行」等が人員確保の手段としても、あげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

ほぼ同じ内容の 2 社で以下の記述がある。

・必要に応じ、関係省庁と協力して訓練を実施
・定期的な予防、感染時/感染者発生時の対処要領の教育の実施
・家族等に対する教育は従業員の努めとする

<u>具体的な訓練</u>
・マスクの着用訓練
・検温訓練
・安否確認システムを用いた健康状態の確認訓練

残り 1 社では教育･訓練に関する記述はない。

9　医療機器製造販売業

小業種	対象数	業種	管轄
17.医療機器製造販売業	3	医療機器製造業	厚生労働省

9.1 BCP の共通性と特徴

「医療機器製造販売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器製造販売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は発生段階別の対応が簡単に記述された A3 サイズの表 1 ページで記述量は少ない。
  - 1 社は方針だけが記述された A4 サイズ 2 ページだけのもので記述量は少ない。
  - 1 社は地震等との兼用であり、新型インフルエンザ等に十分即していない。
- 全体的に記述量が少ない。

9.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・1 社で発生段階別に世界と日本の感染状況や交通インフラ、自社の被害想定が簡単に記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・1 社はリスクマネジメント体制、もう 1 社は安全衛生委員会で対応となっているが、具体的な組織図や構成、役割等は記述されていない。 ・災害(特に地震)兼用 BCP では災害対策本部を設置とあるが、新型インフルエンザ等に十分即していない。
③平時と発生時の感染対策	・1 社だけ発生段階別に感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・災害(特に地震)兼用 BCP では「資材調達先」「行政」「代理店」「顧客」との連携が記述されているが、あまり新型インフルエンザ等に即していない。 ・残り 2 社では関係業者等との連携についての記述はない。
⑤継続・縮小業務	・災害(特に地震)兼用 BCP では、「クリティカル製品の供給を継続」とある。 ・残り 2 社では、継続・縮小業務の定義や具体的な内容の記述はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社だけ、感染対策である「時差通勤」「在宅勤務」「大量輸送機関の使用禁止」が人員確保の手段としても、記述されている。
⑦教育・訓練	・3 社とも具体的な記述はない。

【機密性 2 情報】

9.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 社で発生段階別に世界と日本の感染状況や交通インフラ、自社の被害想定が簡単に記述されている。

	国内感染発生	国内感染拡大	感染まん延
世界の 感染状況	特定エリアで発症確認 (国/地域まで拡大する)	世界中で発症確認	世界中で流行
日本の 感染状況	首都圏/関西圏で 発症確認	全国政令指定都市で発症確認、 各都市で欠勤率 20%を超える	全国各都市で欠勤率 50%以上の 流行状態となる
交通インフラ	通常通り	鉄道等の輸送力が 20%減少	鉄道等の輸送力が 40%減少
自社状況	社員の発症確認	欠勤率 20%に到達	必須出勤者以外は在宅勤務

2 社では被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

1 社はリスクマネジメント体制、もう 1 社は安全衛生委員会で対応となっているが、具体的な組織図や構成、役割等は記述されていない。

災害(特に地震)兼用 BCP では災害対策本部を設置とあるが、新型インフルエンザ等に十分即していない。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社は発生段階別と備考に感染対策が記述されている。

国内感染発生期	国内感染拡大期	感染まん延期
・出勤者の検温報告 ・38 度以上の発熱者は出社停止 ・家族の健康状態を報告 ・必要社員向けに個人予防キット (マスク/手袋/除菌ジェル)の配布 ・家族含む疾病啓発活動	・大幅な時差出勤の推奨 ・在宅勤務 ・大量輸送機関の利用禁止 ・会議体、イベント等への参加自粛 ・会議は遠隔で実施	・原則的に在宅勤務体制へ移行 ・大量輸送機関の利用禁止 ・感染予防の徹底 (外出/出張/会議等への参加自粛)
備考 ・家族に発熱者がいた場合、出社を控える ・本社入口で体温計を準備し、館内入館前に検温、38 度以上の場合は帰宅してもらう ・多人数で行う社内会議は出来るだけ控える ・基本的には不要不急の訪問は控える ・医療機関からの要請により訪問せざるを得ない時、本人が感染していないことを前提に訪問する		

1 社は「必要に応じた対応を適宜行う」とあるだけで、具体的な感染対策の記述はない。

災害(特に地震)兼用 BCP では感染対策について全く記述がない。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

災害(特に地震)兼用 BCP では「資材調達先」「行政」「代理店」「顧客」との連携が記述されているが、内容は「被害状況の確認」等と災害用で、新型インフルエンザ等に即していない。

残り 2 社では関係業者等との連携についての記述はない。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

災害(特に地震)兼用 BCP では、BCP 発動時は「クリティカル製品の供給を継続」とある。BCP 発動基準は「オペレーションが 70%を割り込んでいる」とあり、新型インフルエンザ等の場合もこれが適用されると思われる。具体的なクリティカル製品一覧は社内で掲示されており、ここでは不明である。

残り 2 社では、継続･縮小業務の考え方や具体的な内容の記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社で、感染対策である「時差通勤」「在宅勤務」「大量輸送機関の使用禁止」が人員確保の手段としても、記述されている。

2 社では人員計画に関する記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 社とも具体的な記述はない。

10　医療機器製造業

小業種	対象数	業種	管轄
18.医療機器製造業	3	医療機器製造業	厚生労働省

10.1 BCP の共通性と特徴

「医療機器製造業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器製造業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は「グループ全体の対策計画書」で政府の対応状況や全社での対策がまとめられている。他に別冊で各事業、工場ごとに「業務継続・縮小要領」があり、継続業務の一覧や人員計画が詳細に記述されている。すべてを合計すると、記述量はかなり多くなる。
  - 1 社は B6 サイズより少し小さい「防災危機管理ハンドブック」であり、自然災害全般と海外危機管理(勤務/出張/渡航)に新型インフルエンザ等対策も盛り込まれており、記述量はかなり多い。
  - 1 社は「事業継続基本計画書」「事業継続計画書(地震編)」「事業継続計画書(新型インフルエンザ編)」の 3 編で、新型インフルエンザ編は主に対応内容のチェックリストとなっている。
- 全体的に記述量が多い。

10.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社では発生段階別に「原材料の調達」「従業員の感染」という点から自社の被害想定も記述している。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置され、組織図や責任者、役割分担等も記述されている。 ・2 社では全社的な対策本部と工場等現地対策本部がそれぞれ設置される。うち 1 社では海外でも同様に海外対策本部と発生国/地域対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも発生段階別の感染対策が記述されている。うち 1 社では更に強毒性と弱毒性別に感染対策が記述され、まとめの対応一覧表もある。 ・「感染者/感染疑い者/濃厚接触者等の出勤制限」や「出勤時の体調チェック/検温」「衛生用品の備蓄(マスク等)」「特定接種」が感染対策としてあげられている。
④関係業者等との連携	・3 社とも継続業務のために、顧客や仕入先(サプライチェーン)、関連会社の連絡先リストを作成するとなっている。
⑤継続・縮小業務	・継続業務は、3 社それぞれ異なっている。 ・1 社では詳細に各工場別部署別の各業務を「特定業務」「必須業務」「重要業務」「一般業務」に分類している。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社では、業務ごとに現状要員数、業務可能人数、継続/縮小時の人数、応援可能人数や対策の一覧表がある。
⑦教育・訓練	・1 社で具体的な記述がある。

【機密性 2 情報】

10.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社では発生段階別に「原材料の調達」「従業員の感染」という点から自社の被害想定も記述している。

政府行動計画 ・発病率　：25% ・欠勤割合：40% ・流行期間：2 ヶ月 ・回復までの期間：10 日	第 1 段階(海外発生期) ・原材料調達(輸入)：発生国からの輸入量が減少 ・原材料調達(国内)：通常どおり ・従業員の感染　　：通常どおり 第 2 段階(国内発生早期) ・原材料調達(輸入)：輸入業務が遅延、遅滞 ・原材料調達(国内)：発生地域からの原材料の供給量に影響 ・従業員の感染　　：従業員の一部に感染者発生、その他学校閉鎖等により欠勤者増加 第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期) ・原材料調達(輸入)：輸入業務が遅延、遅滞 ・原材料調達(国内)：原材料等の調達が停滞 ・従業員の感染　　：自社･サプライチェーンでの感染者拡大/不特定多数が利用する業態で感染拡大の危惧が高まる 第 4 段階(小康期) ・原材料調達(輸入)：輸入国でまん延状態継続の場合、供給の停滞が継続 ・原材料調達(国内)：停滞していた原材料等の供給再開 ・従業員の感染　　：第一波の感染者の一部が回復

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部が設置され、組織図や責任者、役割分担等も記述されている。

2 社では全社的な対策本部と工場等現地対策本部がそれぞれ設置される。うち 1 社では海外でも同様に海外対策本部と発生国/地域対策本部が設置される。

海外発生期 ・海外対策本部の設置 ＋ ・発生国/地域対策本部の設置	国内発生早期 ・全社対策本部の設置 ＋ ・事業(工)場、国内関係会社対策本部の設置 ※海外対策本部は全社対策本部に吸収

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも発生段階別の感染対策が記述されている。うち 1 社では更に強毒性と弱毒性別に感染対策が記述されており、継続業務も含めた対応一覧表としてもまとめられている。

対応まとめ表(強毒性の場合)　※下記は一例

		地域発生早期	地域感染初期	地域感染拡大期	地域流行期	地域まん延期
出勤制限	治癒後の出勤制限	○	○	○	○	○
	濃厚染色者の出勤制限	○	○	○	○	-
職場対策	咳エチケット	○	○	○	○	○
	手洗い/消毒強化	○	○	○	○	○
	勤務中マスク着用	-	-	△	○	○
	職場清掃/消毒	-	-	△	○	○
通勤対策	通勤時マスク着用	△	△	○	○	○
	時差通勤、他	△	△	○	○	○
出張制限	感染地域の出張	×	×	×	△	△
	非感染地域の出張	-	-	-	×	×
来場制限	感染地域からの来場	×	×	×	△	△
	非感染地域からの来場	-	-	-	-	-
海外渡航	感染国への渡航	×	×	×	△	△
	非感染国への渡航	-	-	-	△	△
海外来客	感染国からの来客	×	×	×	△	△
	非感染国からの来客	-	-	-	-	-

※記号：○実施　△個別(各工場)判断　×原則禁止　-対策不要　/　※弱毒性の一覧表もある

他に、「感染者/感染疑い者/濃厚接触者等の出勤制限」や「出勤時の体調チェック/検温」「衛生用品の備蓄(マスク等)」が感染対策としてあげられている。特定接種は 3 社とも記述されている。

④ 関係事業者等との連携

3 社とも継続業務のために、顧客や仕入先(サプライチェーン)、関連会社の連絡先リストを作成するとなっている。

- 取引先等からのスタッフ派遣/物品調達の補充要請
- 原材料/包装材/燃料等の調達について調達先と検討
- 取引先へ優先的に供給する製品/商品/サービスについて検討
- 製品供給について、取引先と協議のうえ契約書を見直す

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

継続業務は、３社それぞれ異なっている。

＜A 社＞	＜B 社＞	＜C 社＞
特定業務： 厚労大臣認定の業務(医薬品製造) 必須業務：継続必要な最小限の業務 ・本社指揮/対策本部機能 ・行政対応 ・システム運用 ・資金決済 ・工場指揮、用役 ・必須製品の生産/営業機能 ・事業(工)場整備 ・最低限の顧客との連絡 重要業務：出来るだけ継続 ・重要製品の生産/営業機能 一般業務：一時休止が可能 ・一般製品の生産/営業機能 ・研究/開発 ・一般事務/スタッフ業務	新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策業務(重要業務) ・感染拡大防止策 ・対策本部の設置に係る業務 ・危機管理上必要な業務 継続業務 ・薬剤投与製品/透析関連製品、要安定供給品の製造/調達/流通 縮小業務 ・継続業務以外の製商品の製造/調達/流通業務 休止業務 ・不急の開発/販売/管理機能 ・行事/委員会/研修会/出張/出向等	重要製品:独自･行政要請製品 重要業務 ･原材料の調達 ･製造 ･滅菌 ･出荷 ※選定基準は社会的責任、医療施設/取引先等/自社の財務へ影響があるものより設定

A 社では、各工場別部署別の各業務を上記の４つに分類し、通常の人数や方針、出勤体制の一覧表を作成している。

	業務分類	通常体制（人）		50%要員業務可否	地域流行期（LV6）		地域まん延期（LV7）		業務継続/縮小/停止の方針
		日勤	パート		業務計画	出勤体制	業務計画	出勤体制	
●●製品 滅菌	特定	●	●	●	継続	出勤	継続	出勤	欠員が出れば代行
●●製品 梱包/出荷	特定	●	●	●	継続	出勤	継続	出勤	生産レート 50%で運転可。欠員が出れば、重要/一般業務の停止メンバーから人員確保(認定作業以外に従事)
受発注/検収/デリバリ業務	必須	●	●	●	継続	出勤	継続	出勤	欠員が出れば重要/一般業務の停止メンバーから人員確保(データ入力補助等)
生産技術業務	一般	●	●	●	縮小/50%要員	交互	停止	停止	LV6 は要員 50%で運転可のため生産レート 50%に縮小、LV7 は業務停止で、自宅待機または継続業務の応援要員
医療機器開発	一般	●	●	●	停止	停止	停止	停止	LV6/7 は業務停止で、自宅待機または継続業務の応援要員

※上記は一例、人数等は非公表

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社(A 社)では、前述のように業務ごとに出勤体制の一覧がある。更にその業務ごとに現状要員数、業務可能人数、継続/縮小時の人数、応援可能人数や対策の一覧表がある。

※一部抜粋、人数等は非公表

業務名	現状要員数	業務可能人数	地域流行期(LV6)			他業務からの応援可能要員数	対策
			継続出勤要員	縮小時出勤要員	停止要員(応援可能要員)		
●●製品 滅菌	●	●	●	●	●	●	・継続業務のため、欠勤は代行(兼任)して継続
●●製品 梱包/出荷	●	●	●	●	●	●	・継続業務のため、欠勤 1 名までは応援要員でカバー ・要員 50%では生産レート 50%となる ので縮小生産し必要最小限の出荷で対応
受発注/検収/ デリバリ業務	●	●	●	●	●	●	・継続業務のため、欠勤 1 名までは応援要員でカバー ・要員 50%では業務縮小し 必要最小限の業務で対応

1 社は具体的な人員配置(人数)はなく、以下の人員計画の考え方に従い、対策本部にて柔軟かつ効率的に見直しをして実行するとなっている。

国内発生早期
・各チームメンバーの確保
・BCP 業務担当者/バックアップ待機者の確保
・優先業務の人員確保
・通常業務からの人員補充

国内感染期
・対策本部による人員
・部門間による人員派遣
・代替業務の実施

残り 1 社も具体的な人員配置(人数)はないが、チェックリストとして以下があげられている。

人的資源(製造担当者/滅菌作業者/品質管理担当者)について
・感染状況を確認する手段の検討
・重要業務の従業員の欠勤時の代行従業員の確保
・流行時の派遣/パート社員の対応の検討

要員の確保について
・勤務体制(交代/在宅勤務等)の検討
・多能工化の実施のため、要員の教育/養成の実施
・品質管理システムにおける、必要なスキルのマニュアル化
・派遣会社との交渉やパート社員の就業規則の見直し

「時差出勤」「通勤手段の変更」は人員確保の手段にもなっている。

【機密性 2 情報】

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社で以下のような具体的な記述がある。

教育内容 ・新型インフルエンザの基礎知識 ・自社の対策 ・基本方針、危機管理体制、感染拡大防止対策、事業継続･縮小方針 ・職場、通勤時の感染防止対策 ・個人･家庭の感染防止対策 ・マスクの装着方法 実施時期：上記内容について、毎年、定期的に実施 教育実施者等 ・事業(工)場毎に実施 ・自社スタッフ、常勤産業医が支援/協力 ・WEB システム等の活用

もう 1 社で｢安否確認システムの演習を年に 1 回実施｣とある。安否確認システムの中に新型インフルエンザ用として｢検温｣がある。

11　ガス業

小業種	対象数	業種	管轄
19. ガス業	3	ガス業	経済産業省

11.1 BCP の共通性と特徴

「ガス業」3 社の BCP は、共通性が比較的高い。「ガス業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 「ガス業」業務に大きな違いがないためと思われるが、3 社の BCP の内容は共通性が比較的高い。
  - 3 社とも欠勤率の想定だけで、社会状況等に関する記述はない。
  - 3 社とも発生段階や重要度に応じて「第 1 次体制（警戒体制）」「第 2 次体制（非常体制）」と 2 段階で体制が組まれる。
  - 3 社とも発生期や体制（警戒体制/非常体制）に応じて感染対策がある。
  - 3 社とも情報の収集や「保健所」「行政機関」等との連絡が記述されている。
  - 3 社とも「供給維持業務」が継続業務である。
    2 社の継続業務の具体的内容も同じような業務となっている。
  - 3 社とも人員確保策として「複数班によるローテーション」と「自宅待機」があげられている。
- 3 社とも BCP の記述量は少なめで、比較的シンプルに記述されている点も共通している。

11.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも欠勤率の想定だけで、社会状況等に関する記述はない。 ・欠勤率の想定は、2 社が「政府行動計画」の「最大ピーク欠勤率 40%」を想定、1 社が独自に重大度(病原性×伝搬力)別で想定している。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも発生段階や重要度に応じて「第 1 次体制（警戒体制）」「第 2 次体制（非常体制）」と 2 段階で体制が組まれる。 ・3 社とも組織図や役割分担(職掌)、責任者・代行者等が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも発生期や体制(警戒体制/非常体制)に応じて感染対策がある。
④関係業者等との連携	・情報の収集や「保健所」「行政機関」等との連絡は 3 社とも記述している。 ・1 社だけ「業界団体」「指定公共機関」「サプライチェーン」との連携まで記述がある。
⑤継続・縮小業務	・3 社とも「供給維持業務」が継続業務である。 ・2 社は継続・縮小業務の定義や、継続業務の具体的な業務も記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも「複数班によるローテーション」と「自宅待機」があげられている。 ・1 社で継続業務の協力会社まで含めた要員数の記述もある。 ・「公共交通機関を利用しない」が 1 社、「籠城」も 1 社であげられている。
⑦教育・訓練	・1 社だけ、教育・訓練の具体的な内容の記述がある。

【機密性 2 情報】

11.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも欠勤率の想定だけで、「自分たちの業務に影響を及ぼす社会状況や他事業者サービス」についての記述はない。欠勤率の想定としては、2 社が「政府行動計画」の被害想定である「最大ピーク欠勤率 40%」を想定、1 社が独自に重大度(病原性×伝搬力)別の欠勤率を想定している。

・重　度：カテゴリー4 で欠勤率 30%、60 日間 カテゴリー5 で欠勤率 40%、14 日間 ・中等度：最大ピーク欠勤率 20%、10 日間 ・軽　度：季節性インフルエンザと同程度	・カテゴリー4: 伝搬性 2.5～3.0%×病原性 0.1～1.0% 伝搬性 2.0～2.5%×病原性 0.5～2.0% 伝搬性 1.0～2.0%×病原性 1.0～2.0% ・カテゴリー5: 伝搬性 1.0～2.5%×病原性 2.0%～ 伝搬性 2.5～3.0%×病原性 1.0～2.0% 伝搬性 3.0%～×病原性 0.1%～

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも新型インフルエンザ等の発生段階や重要度に応じ、「第 1 次体制(警戒体制)」「第 2 次体制(非常体制)」と 2 段階になっている。1 社は発生地域と重大度で体制を規定している。

未発生期 ・通常体制 国内･海外発生/供給区域未発生 ・第 1 次体制(警戒体制) 供給区域発生早期～感染期 ・重大度が「軽度」「中等度」＝第 1 次体制(警戒体制) ・重大度が「重度」＝第 2 次体制(非常体制) 小康期 ・第 1 次体制(警戒体制)

3 社とも各体制の組織図や役割分担、責任者･代行者等が記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも発生期や体制(警戒体制/非常事態体制)に応じて感染対策を記述している。
2 社はほぼ同様で、もう 1 社も表現は異なるが内容に大きな違いはない。

第 1 次体制(警戒体制)	第 2 次体制(非常体制)
・衛生資材等の配布	・国内外/社内の感染、罹患状況等の把握/周知
・サージカルマスク(帰宅用)の配布状況確認	・安否確認システムによる感染状況の把握
・マスク着用/手洗い、うがい励行/咳エチケット等	・感染時、医療機関等との連携/隔離
・健康相談窓口とその活用方法	・会議/集会/イベント等の延期または中止
・発熱時は出勤禁止/医療機関を受診	・手洗い、うがい/検温/サージカルマスク常時着用
・社員/家族の感染、感染者に接触した場合は連絡	・来客に対する措置の徹底
・会議/集会等、イベント等の延期または中止の勧告	・感染疑い者と他者との接触を最低限とする
・発生国/地域への滞在、出張/旅行等の延期	・ワクチン接種等の予防措置の実施
	・患者発生国の社員、帰国者、出張等への対応

3 社とも特定接種についての記述がある。

【機密性２情報】

④ 関係事業者等との連携

情報の収集や「保健所」「行政機関」等との連絡は３社とも記述している。
１社だけ「ガス協会」や「指定公共機関」との連携、更には「サプライチェーン（事業継続に必要な取引事業者）」を事業継続のために確保と記述している。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

２社は継続業務や縮小業務の定義や、継続業務の具体的な業務も記述されている。

＜A 社＞	＜B 社＞
A. 継続業務 ・都市ガスの供給維持に必須な業務、その支援業務 B. 中止業務 ・都市ガスの製造、供給に直接関与しない業務	供給維持業務：第２次体制で継続 ・都市ガスの供給維持に必須な業務、その支援業務 最低維持業務：第２次体制で継続（縮小） ・都市ガスの製造、供給に直接関与しない業務 中断業務 ・各種企画/技術開発/営業/定期保安/広告/等
＜A 社：支部ごと＞	＜B 社：業務ごと＞
生産支部 A：ガス製造業務/移動調整業務/発注業務/等 B：計画的な工事/修繕工事/検査・点検/教育研修/等 供給支部 A：供給操作/保安指令/修理/圧力操作/等 B：技術開発/定期保安点検/計画工事/教育研修/等 営業支部 A：電話受付/お客さまの機器修理の現地対応/等 B：営業活動/店頭業務/保安巡回/検針集金/等	供給維持業務 ・原料/製造：原料調達関連/配船/通関・検収/都市ガスの製造/製造関連施設の維持管理/等 ・供給：供給管理/圧力管理/主要導管の維持管理/等 ・緊急保安：緊急ガス漏洩対応/供給支障対応/等 最低維持業務 ・システム管理：顧客管理システム等の維持管理 ・お客さま関連：お客さまセンター電話受付/優先顧客の設備等の修理/卸先ガス事業者対応 ・広報/総務等：マスコミ、官公庁対応/給与/最低限経理/感染拡大防止/対策本部関連業務/籠城拠点の維持管理/等

もう１社も「供給維持業務」を継続業務としているが、以下の３つの業務計画があるだけで「組織長は継続する重要業務を具体的に定義しなければならない」となっており、継続業務の具体的内容はない。

BCPⅠ
・不急業務（訪問営業、イベント、ショールーム等）を休止

BCPⅡ
・法定業務や顧客影響度の高い業務等を除き、BCPⅠを更に進めた事業縮小を実行

BCPⅢ
・供給維持業務（原料調達/ガス製造/保安）と支援業務（システム/総務等）の会社維持業務に限定して継続
・感染予防、感染拡大防止のため、お客さま接点（面対）業務は中止（検針、定期保安巡回、器具修理等）

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社で協力会社も含めた組織ごとの要員数の一覧はあるが、その要員の具体的な確保手段や不足人数等の記述はない。

※下記は一例

組織名	主な継続業務	要員数	要員数内訳	
			社員	協力会社
生産支部	・ガス製造業務 ・移動調整業務 ・発注	100	80	20
供給支部	・供給操作 ・保安指令 ・緊急修理 ・圧力操作	200	150	50
営業支部	・電話受付 ・機器修理の現地対応	150	100	50

1 社で「組織長は以下の点に留意して予め定めた BCP を遂行できる人員計画を立案しなければならない」とある。

・最大 40%の従業員が休業した場合でも対応できる
・学校の休校等による休業の可能性が高い従業員を予め把握し、人員計画に盛り込む
・BCPⅢ実行時の要員は予め指定し、人事部長に届ける

3 社とも人員確保の手段として「人数を絞り込んだうえで複数班によるローテーション」と「継続業務以外の従業員の自宅待機」があげられている。

他に「公共交通機関を利用せず、車、自転車、徒歩等で通勤」が 1 社、「継続業務要員（協力企業含む）は原則として籠城」が 1 社であげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社で具体的に訓練内容まで記述している。

・感染予防に関する教育

・感染発生を想定した初動訓練
感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置等の適切な対応のための訓練

・供給継続に係る訓練
継続業務の指定を受けた従事者に対し、その業務を円滑に実施できるようにするための訓練

・全体訓練
対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練

1 社で「第 2 次体制への移行を想定した全体訓練を計画し毎年実施する」、もう 1 社では「組織長は国や地方公共団体が実施する訓練等に積極的に参加し連携を図らなければならない」とある。

12　空港機能施設事業/航空運輸業

小業種	対象数	業種	管轄
21.空港機能施設事業	1	空港管理者	国土交通省
22.航空運送業	1	航空運輸業	

12.1 BCP の共通性と特徴

「空港機能施設事業」と「航空運送業」はそれぞれ 1 社ずつと対象数が少なく、また記述量も少ないため、まとめて記述する。それぞれの BCP の特徴は以下の通りである。

- 「空港機能施設事業」の 1 社は、部門ごとに感染対策も含めて優先業務を記述している。
- 「航空運送業」の 1 社は、ホームページの「新型インフルエンザ等対策業務計画」であり、基本方針や概要を示す程度にとどまり、ここには具体的な記述はない。ただし別途、業務計画についての詳細な社内マニュアルを整備している。

12.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社とも、この項目に関する記述は見当たらない。
②新型インフル等対策の体制	・2 社とも対策本部の設置が記述されている程度で、組織図や役割分担等の具体的な記述はない。
③平時と発生時の感染対策	・1 社では、部門ごとに感染対策が記述されている。 ・1 社では、「マスク着用等咳エチケットの徹底等の利用者に対する呼びかけに努める」という記述がある程度。
④関係業者等との連携	・1 社では、部門ごとに「航空会社等との連絡体制・情報交換」「取引業者等との連携」等が記述されている。 ・1 社では、「平素より、関係事業者等との連携を協議する」程度の記述にとどまる。
⑤継続・縮小業務	・1 社では、優先業務・休止業務は部門ごとに記述されている。 ・1 社では、「旅客・貨物の運送を適切に実施する」「行政からの緊急物資の運用要請があった場合、適切に実施する」程度で、具体的な内容の記述はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社では、部門ごとに欠勤率を基にした必要要員数が算出されている。 ・1 社では、「あらかじめ定める人員計画に基づき、対策業務を適切に実施する」とあるだけで、具体的な内容の記述はない。
⑦教育・訓練	・1 社で「知識の習得・周知・訓練の実施」「国・地方公共団体の訓練へ参加」と簡単に記述がある。

【機密性 2 情報】

12.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

空港機能施設事業、航空運送業とも、この項目に関する記述は見当たらない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

空港機能施設事業、航空運送業とも対策本部の設置が記述されている程度で、組織図や役割分担等の具体的な記述はない。

③ 平時及び発生時における感染対策

空港機能施設事業では、部門ごとに記述されている。

総務部門：感染拡大予防措置の実施
・会議、研修、出張等の中止、または延期(メールや電話の活用)
・社員への予防措置の啓発(自己の健康状態把握等)
・社員の感染状況確認と出勤者への検温の実施等
・感染予防、拡大防止の為の備品在庫数量確認、各部署への配布と着用の指示
・備品不足時の追加購入

施設管理部門
・館内各所の清掃消毒(階段、エスカレーター、エレベーター、手すり、ドアノブ等)
・嘔吐物および汚物の処理、消毒(保健所等の指示で、清掃業者と協力して実施)
・必要な備品の調達
・告知掲示板の設置（マスク着用、消毒液の使用等)
・サービス施設の清掃、消毒
・救護室/授乳室の衛生管理

物販・飲食部門
・売台やレジ、テーブル、厨房施設は、毎日拭き取り清掃や消毒を実施
・店舗内でのマスク着用、アルコール消毒液の設置･使用、使い捨て手袋を使用
・取引先へ納品する際のマスクの着用、使い捨て手袋の使用厳守
・従業員/利用客の体調確認(体温/咳、痰の有無)
・社員のマスク着用
・感染対応に備え、1 食材に対して複数業者を確保
・生鮮野菜、鮮魚の使用を控え、71 度以上に加熱処理したものに限定

航空運送業では、「感染対策の検討･実施」として「マスク着用等咳エチケットの徹底等の利用者に対する呼びかけに努める」という記述がある程度。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

空港機能施設事業では、「航空会社等との連絡体制・情報交換」「販売に関わる取引業者等との連携(在庫商品の安全確認・納品の可否等)」があり、具体的には部門ごとに記述されている。

総務部門
・マスク等の衛生用品を医療器具メーカーへの事前協力依頼
・プレスリリース支援(航空会社との連絡体制構築、密な情報交換が必要)

広報部門
・運航状況/空港内対応状況/空港への交通機関運行状況の確認、告知
(航空会社等との連絡体制構築、密な情報交換が必要)

施設管理部門
・設備保守業者、警備会社、清掃会社との調整/作業員の確保

物販部門
・取引先(業者)へ連絡し、在庫商品の安全確認、納品の可否、緊急連絡先を確認

航空代理店部門
・航空会社の対応事務局との連携(指示に従う)

航空運送業では「平素より、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等との連携等について協議する」という記述がある程度。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

空港機能施設事業では、優先業務・休止業務は部門ごとに記述されている。

＜優先業務＞

総務部門
・新型インフルエンザ等対策本部の設置、事務局業務、情報収集、社員への周知
・感染拡大予防策の実施
・業務継続優先部門への応援人員の選任
・出勤状況把握/勤怠管理/給与支給業務/衛生管理業務

経理部門
・現金払出、両替金の準備等の出納業務/入金処理等/税金、給与、経費等の支払処理

広報部門、旅客サービス部門
・広報業務/案内所、電話案内、授乳室、救護室

施設管理部門
・各種設備(電気、空調、給水)の日常点検/維持管理・保守
・各業者(設備、警備、清掃)との調整/テナント営業状況の確認
・館内各所の清掃業務、嘔吐物・汚物の処理/サービス施設の清掃、消毒
※休止検討施設：有料待合室、ビジネスラウンジ、キッズコーナー

物販・飲食部門
・航空会社の乗員食は休止とし、宿泊先で食事を摂ってもらうよう協力要請
※ネット販売新規受注、イベントは基本的に中止、外回り営業は自粛

航空運送業では、「新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法」として、「旅客・貨物の運送を適切に実施する」との記述に留まり、具体的な内容の記述はない。他には「行政からの緊急物資の運送要請があった場合、適切に実施する」との記述がある。

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

空港機能施設事業では、部門ごとに定数の 6 割として要員数が記述されている。

航空運送業では、「新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法」として「あらかじめ定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する」とあるだけで具体的な内容の記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

空港機能施設事業では、記述がない。

航空運送業では「平時から正しい知識の習得、従業員への周知、訓練の実施に努める」「国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努める」等の記述にとどまり、具体的な内容の記述はない。

13　水運業(外航海運業/沿海海運業/内陸水運業/船舶賃渡業)

	対象数	業種	管轄
23.外航海運業	3	水運業	国土交通省
24.沿海海運業			
25.内陸水運業			
26.船舶賃渡業			

13.1 BCP の共通性と特徴

「外航海運業」「沿海海運業」「内陸水運業」「船舶賃渡業」の 4 小業種でも全部で 3 社と少ないため、ここでは「水運業」としてまとめる。「水運業」としては 3 社中 2 社が共通のフォーマットの BCP を使用している。この 2 社は特に関係があるわけでなく、監督省庁呈示のフォーマットを使用したため、同じフォーマットとなったようである。このうち 1 社にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。「水運業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通り。

- ヒアリング調査からは、船の運航は必要人数が定められており、運航業務から人を減らすことができず、また船員組合員でないと乗り組み出来ないため、他からの人材確保が困難であることは共通していると思われる。
- 全体的に BCP の記述量は少ない。
- 特に共通フォーマットの BCP は、どの項目においても方針や方向性を示す程度で、詳細の記述や具体的な記述は非常に少ない。
  この理由として、特に事業継続については地震等の災害用 BCP に含まれており、新型インフルエンザ等に特化した BCP にはなっていないことが、ヒアリング調査で回答された。

13.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」の感染状況の被害想定はあるが、社会状況等に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部、事務局が設置され、組織図、責任者も記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・共通 BCP フォーマットの 2 社の感染対策は簡単にしか記述されていない。 ・1 社は発生段階別、班別に感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・共通 BCP フォーマットの 2 社では「管轄省庁」「業界団体」と連携するとある程度。 ・1 社は連絡先リストがあり、「荷主・協力会社」「金融機関」との連携も記述されている。
⑤継続・縮小業務	・共通 BCP フォーマットの 2 社では継続・縮小業務の具体的な定義や内容はない。 ・1 社は中核事業を 3 段階に分け、発生段階に応じて継続レベルを決めている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも具体的な人員配置計画や人員の確保策はない。 ・共通 BCP フォーマットの 2 社では業務内容別に人員配置(%)だけはある。
⑦教育・訓練	・1 社だけ、教育・訓練の内容やその対象者、実施時期の具体的な記述がある。

【機密性 2 情報】

13.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

「政府行動計画」の被害想定は 3 社ともあるが、社会状況に関する記述は 3 社ともない。

・欠勤率　：ピーク時(約 2 週間)の最大欠勤率 40%程度 ・流行期間：約 8 週間 ・発病率　：流行期間に約 25%が順次罹患する。 　　罹患者は 1 週間から 10 日程度欠勤後、治癒し職場復帰する

ヒアリング調査で新型インフルエンザ等発生時の業績面での影響を質問したところ、現在の旅客では団体と一般の比率が 5：5 であるが、パンデミック時には団体客がほぼキャンセルとなり、業績面はマイナスになると想定している。また、地震等を想定した BCP が別途あり、電気等のインフラや燃料の供給が滞るなど事業継続に影響がある場合はそちらに準じた対応になる。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部と事務局の設置が記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社では、海外発生期と国内発生期別、役割分担(班)別に、感染対策がある。

＜海外発生期＞	＜国内発生期＞
衛生管理班 ・別紙「一般的な感染予防策」を周知 ・別紙「業務を継続する際の感染対策」準備 ・帰国者/接触者外来を受診するよう周知 ・特定接種を実施 人材管理班 ・症状が出たら、報告するよう指導	衛生管理班 ・別紙「一般的な感染予防策」の実施徹底 ・職場内での感染防止対策を実施 ・従業員が発症した場合、会議室等に移動 人材管理班 ・本人、家族等の状況と出勤可能性を把握 ・通勤方法について指導 営業対外調整班 ・荷主/関係社等に職場内への入場制限 ・入出時の体温検査等の来訪者管理

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社の感染対策は「罹患疑いの場合は出勤停止」「社内に消毒用エタノールを備蓄」しか記述がない。

ヒアリング調査では、旅客に関しては、旅客からの申告がないと感染しているかわからないので、待合室に消毒液を置き、うがい、手洗い等の啓発をするしかなく、乗船時のチェック等は検討していないとのことである。船内で新型インフルエンザ等が疑われる発熱や嘔吐等の症状の申告があった場合は、隔離し、備え付けのキットで対応する。これは新型インフルエンザ等に限らず、食中毒等でも対応が規定されている。対応にあたるサービス部門の社員に対しては、マスクを配布し、うがい、手洗い等をさせている。他の感染対策として社員には季節性インフルエンザのワクチン接種を 5 年前から推奨している。国への要望としては「季節性の予防接種がなかなかうけられないこともあったので、特定接種はきちんと受けられるようにしてほしい」とのことである。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

1 社では「関係機関等連絡先リスト」があり、「荷主・協力会社対策」や「金融機関との連携」に関する記述がある。

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社は「管轄省庁」「業界団体」等との「新型インフルエンザ等対策業務を実施できるよう平素から連携する」とあるが、具体的な内容等の記述はない。

ヒアリング調査では、ドッグ等の取引先や業界団体と新型インフルエンザ等発生時の対応について、今までに話し合い等はしたことがないとのことである。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では、まず中核事業を 3 レベルで定義し、次に発生段階別に中核事業とその他の事業に分けて、事業継続レベル（通常/縮小/休止/再開）が記述されている。

中核事業

・第 1 優先：緊急物資（医薬品/食品/医療機器/衛生用品/燃料/内閣総理大臣公示物資）輸送
・第 2 優先：親会社からの要請による輸送
・第 3 優先：元請船社として請け負っている輸送

事業継続レベル		中核事業		その他の事業
・未発生期～海外発生期	:	通常	/	通常
・国内発生早期	:	通常	/	縮小/休止
・国内感染期	:	縮小	/	休止
・小康期	:	通常	/	一部再開

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では「新型インフルエンザ等対策業務として船舶の運航を実施する」とあるが、継続・縮小業務の具体的な定義や内容はない。

ヒアリング調査で詳細を確認したところ、旅客は減っても物流(フェリーによるトラック等の輸送)はあまり減らないと想定しており、物流維持のために船の運航を継続業務と考えている。旅客も物流も同じ船で旅客専用の船といったものはないため、全ての船の運航を継続するとしている。

縮小・休止する業務としては、営業関係、総務関係、陸上の売店関係等が考えられるが、欠勤率が何パーセントになったら縮小・休止するといった具体的な基準は決まっていない。船の運送業務以外の運航管理や総務、売店等の陸上部門間では応援やシフトがあり得るが、具体的には決まっていない。

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社では「従業員健康状況把握リストから従業員の出勤可能性を検討し、継続事業の作業体制を構築する」とあるが、具体的な人員計画や人員の確保策はない。

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では業務内容別に人員配置(%)はあるが、具体的な人員計画や人員の確保策はない。

・運送業務	：100%
・運航管理	：60%
・安全管理	：60%
・社船船舶管理	：60%
・総務	：60%

ヒアリング調査で上記表について詳細を確認したところ、船の運航に必要な人数は法律で決まっており、船の中のサービス部門の人数を減らす等、人員が足りない状態で運航することはできないので、人員配置は 100%になるとのことである。また船員組合員でない他部署(陸上部門等)から臨時に船員の補充をすることもできない。この前提条件でも欠勤率 40%までは船の運航に必要な人員は確保できるので、船の運航は維持できるとしている。ただし欠勤率 40%だと、休みがとれない等の弊害が生じ、これ以上になると運航を休止せざる得ないようである。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社では、以下の具体的な教育(啓発)や訓練がある。

・啓発(BCP 理解、感染防止方法等)	：全従業員/年 1 回
・BCP の発動訓練	：全従業員/年 1 回
・感染者発生時の訓練	：対策本部員/年 1 回

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では「業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める」「国、地方公共団体が実施する訓練への参加に努める」程度の記述にとどまる。

ヒアリング調査でも新型インフルエンザ等に対する教育や訓練は実施していないとのことである。

14　通信業(固定電気通信業/移動電気通信業)

小業種	対象数	業種	管轄
27.固定電気通信業	1	通信業	総務省
28.移動電気通信業	2		

14.1 BCP の共通性と特徴

「固定電気通信業」1 社、「移動電気通信業」2 社と少ないので、「通信業」としてまとめて記述する。「通信業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 1 社の BCP はグループとしての基本的考えを示すことを目的としているため、各項目について基本的方針を示す程度にとどまり、具体的な記述はない。
- 1 社は継続業務の内容によって、勤務形態(出社/在宅)を定めている。
- 全体的に記述量が少ない。

14.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社で「政府行動計画」の被害想定に基づいているが、社会状況に関する記述は 3 社ともない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置されるが、2 社は具体的な組織図や役割等は記述されていない。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも発生段階別の感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・1 社で「重要業務継続のためにサプライチェーン(協力会社等)との連携体制を確立する」とある。
⑤継続・縮小業務	・1 社では継続すべき事業を「クリティカル事業」とし、それに関連する業務について勤務形態(出社/自宅勤務)を定めている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも「重要業務継続のための人員確保策を策定する」とある程度で、具体的な人員計画はない。(1 社で部門別人員・リソース配備計画欄の表はある。)
⑦教育・訓練	・3 社とも具体的な教育・訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

14.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

2 社で「政府行動計画」の感染状況の被害想定はあるが、社会状況の記述は 3 社ともない。感染状況の記述がある 2 社のうち 1 社は「最大欠勤率 40%」だけの記述である。

政府行動計画
・発生率　：25%
・致命率　：0.5～2.0%
・欠勤率　：20～40%(最大 40%)
・欠勤期間：10 日間程度
・到達時間：海外から発生して日本到着まで 2～4 週間程度
・流行の波：8 週間程度

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部が設置されるが、2 社は「対策本部を設置する」とあるだけで、具体的な組織図や役割等は記述されていない。

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも発生段階(発生前/発生後)別の感染対策が記述されている。うち 1 社では更に「従業員への措置」と「事業所での措置」に分けて感染対策が記述されている。

＜発生前＞	＜発生後＞
従業員への措置 ・インフルエンザ等の情報を掲載 ・ポスターによる注意喚起 ・手洗い、うがいの励行 ・季節性インフルエンザの予防接種の推奨 事業所での措置 ・感染予防の備蓄品の配備	従業員への措置 ・感染段階に応じた対応方法を従業員に周知 ・咳エチケットの徹底 ・発病した社員/家族の応急措置情報の提供 ・海外渡航/出張/外出の自粛要請 ・発生国/地域勤務者の退避検討、帰国後 10 日間の自宅待機 ・帰国時に症状を感じた場合は保健所に連絡 事業所での措置 ・症状を有する従業員は出社しない ・訪問者の事業所への入館規制 ・従業員が集まる共用施設の閉鎖を検討 ・在宅勤務、会議/研修の中止や延期等 ・ビル清掃、殺菌、空調による湿度調整

④ 関係事業者等との連携

1 社で「重要業務継続のためにサプライチェーン(協力会社等)との連携体制を確立する」とあるが、連絡先や内容等の具体的な記述はない。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１社では継続すべき事業を「クリティカル事業」とし、それに関連する業務について勤務形態を定めている。残り２社については、「重要業務を継続する」とあるが、重要業務の考え方や具体的な内容はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

３社とも「重要業務継続のための人員確保策を策定する」とある程度で、具体的な人員計画はない。ただし１社は別紙で以下の表があり、部門別人員･リソース配備計画欄があるが空欄となっている。

国の定める感染段階			部門別対応（○○部門）	部門別人員･リソース配備計画
前 段 階	未発生期			
第１段階	海外発生期			
第２段階	国内発生早期			
第３段階	国内感染期	感染拡大期		
		まん延期		
		回復期		
第４段階	小康期			

⑦ 従業員に対する教育・訓練

２社で「関係機関と連携した訓練の計画及び訓練を実施する」「パンデミック時を想定した訓練を適宜実施する」とあるが、具体的な教育･訓練の記述はない。

15　鉄道業

小業種	対象数	業種	管轄
29.鉄道業	3	鉄道業	国土交通省

15.1 BCP の共通性と特徴

「鉄道業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「鉄道業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は記述量が多く、特に継続業務とその人員計画が詳細に記述されている。
  - 1 社は簡単であるが、継続業務や感染対策等について記述されている。
  - 1 社は、具体的な取り扱い等は別途「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画細則」に定めるとなっており、ここでは方向性の記述程度にとどまっている。

15.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいているが、社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置される。2 社では、まず対策会議・委員会が設置され、次に対策本部が設置される。この 2 社では組織図、役割分担も記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・1 社だけ発生段階別に感染対策がある。更に別章として、感染対策がまとめられている。
④関係業者等との連携	・1 社だけ「国・地方公共団体」「業界団体」「同業他社」「取引先企業」等との連携が記述されており、その連絡リストもある。
⑤継続・縮小業務	・1 社だけ非常に詳細に記述している。具体的には各部門の詳細業務を、優先度でランク分けし、それぞれの実行体制(平常体制、縮小体制等)を記述している。
⑥発生段階に応じた人員計画	・上記の 1 社では部署ごとの業務体制に応じ、詳細に必要人数が記述されている。
⑦教育・訓練	・2 社で「業務継続のための教育・訓練を行う」「国、地方公共団体等が実施する訓練に参加」としている。うち 1 社では例としてではあるが、「机上訓練」「実演訓練」「シミュレーション訓練」「対策本部設置訓練」と具体的内容があげられている。

【機密性 2 情報】

15.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも「政府行動計画」の「最大欠勤率 40%」に基づいているが、以下の詳細な記述があるのは 1 社のみである。交通機関やインフラ等の社会状況に関する記述は 3 社ともない。

政府行動計画
- 罹患率　　：25%
- 流行期間　：約 8 週間（ピーク時：約 2 週間）
- 最大欠勤率：40%

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部が設置される。2 社では発生段階の初期では、まず対策会議・委員会が設置され、国内感染期の段階で対策本部が設置される。この 2 社では組織図、役割分担も記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社は発生段階別の対策業務の中に感染対策も記述されている。

＜海外発生期＞	＜国内発生早期～まん延期＞
各部/室 ・対策用品(サージカルマスク等)の配布 ・手洗い、うがいの励行等、感染予防の周知 ・対面業務の停止、無人化対応の制定、周知 ・従業員の健康状態の報告方法の制定、周知 ・各施設(駅/車両内)での感染者対応の制定、教育 ・汚染(疑い)箇所の消毒方法の制定、教育 総務 ・予防対策の教育 ・感染国/地域への渡航自粛を要請 ・感染国/地域から帰国時の適切な措置	各部/室 ・感染(疑い)は報告→就業禁止/制限 ・対策用品(サージカルマスク等)の使用 ・汚染(疑い)のある各施設(駅構内/車両/店舗)の消毒 ・出張の中止/延期、旅行の自粛 ・委託先も含めて健康状態の把握と管理 ・対面会議の自粛 総務 ・訪問者の入館制限 ・感染時の就業禁止事項の制定、周知

更に別章として「感染対策の検討・実施」が記述されている。

- 38 度以上の熱や喉、全身倦怠感等がある時は出社しない
- マスク着用/手洗い、うがい/咳エチケット等の基本的な感染対策の励行
- 公共交通機関のラッシュ時利用/人混みを避ける
- 通常清掃に加え、人が触れる所（ドアノブ/スイッチ/手すり等）を水と洗剤で拭取
- 発症した従業員の机周辺や触れた場所等は、消毒剤による拭取
- 所属長による欠勤者および家族の健康状態の確認、感染疑いがある場合は連絡するよう指導
- 発症者の就業禁止、他の従業員の検温実施、同居家族が発症した場合は報告/出勤前検温の実施
- 備蓄品（マスク/アルコール/タミフル）を指定数分備蓄（詳細あり）
- 国等からの要請に応じ鉄道利用の抑制を呼びかけ、咳エチケット/手洗い/うがいの広報等を実施

もう 1 社では発生段階別でないが「手洗い、うがい」といった基本的な対策と「従業員が感染した場合の対応」が比較的簡単に記述されている。

残り 1 社は「旅客に対して発症（疑い）者の乗車自粛、マスク着用/咳エチケットの徹底、時差出勤等の呼びかけに努める」とあり、自社従業員に対する感染対策はない。

【機密性２情報】

④ 関係事業者等との連携

１社では「対策業務を実施するうえで連携が必要となる国、地方公共団体、業界団体、同業他社、取引先企業等の関係機関と協議を行う」とあり、関係機関の連絡リストもある。

１社では「要員応援手配で業務委託先と連携について協議」とある。

もう１社では「関係事業者等と発生時における連携について協議する」とある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１社では、まず通常業務を１種、２種、３種にランク分けし、そのランク分けした業務を感染率に応じて、平常体制、縮小体制（ステップ 1）、縮小体制（ステップ 2）、縮小体制（ステップ 3）の４つの体制のいずれかで実施するとしている。

<u>１種業務：事業継続のため、最も優先的に実施すべき業務</u>
・国内発生早期（欠勤率 10%）：平常体制
・感染拡大期（欠勤率 20%）　：縮小体制（ステップ 1）で実施
・まん延期（欠勤率 30%）　　：縮小体制（ステップ 2）で実施
・まん延期（欠勤率 40%）　　：縮小体制（ステップ 3）で実施　※ステップ２より一部縮小して実施

<u>２種業務：優先度は高いが、一時的に休止することが可能な業務</u>
・国内発生早期（欠勤率 10%）：平常体制
・感染拡大期（欠勤率 20%）　：縮小体制（ステップ 1）で実施
・まん延期（欠勤率 30%）以降：実施しない

<u>３種業務：優先度がそれほど高くないため、流行期間中、休止することが可能な業務</u>
・国内発生早期（欠勤率 10%）　：平常体制
・感染拡大期（欠勤率 20%）以降：実施しない

他に、新型インフルエンザ等の流行で新たに発生、業務量が増加する業務として「新型インフルエンザ等対策業務」を設定している。

更に部署、業務ごとに、どの体制で実施するかとその体制の内容を詳細に記述している。

<u>（駅）助役業務：１種</u> ・ステップ１：通常体制 ・ステップ２：各駅１名 ・ステップ３：信号取扱業務兼任各駅１名	<u>（乗務区）運転業務：１種</u> ・ステップ 1～2：土休日ダイヤ行路で実施 ・ステップ３　：新型インフルエンザ等対応ダイヤで実施
<u>（駅）連絡口案内：２種</u> ・ステップ１：実施 ・ステップ２：室内待機で対応 ・ステップ３：休止	<u>（乗務区）添乗指導業務：２種</u> ・ステップ１：実施 ・ステップ２：状況に応じて実施 ・ステップ３：休止
<u>（駅）案内業務：３種</u> ・ステップ１以降：休止	<u>（乗務区）定例会議：３種</u> ・ステップ１以降：休止

※上記は一例

【機密性２情報】

１社では欠勤率等の要員確保状況に応じて、部門/業務ごとに、業務継続計画を策定している。

駅
・信号所係員の確保を優先
・出改札、中間駅業務は要員確保。難しい時は一部窓口の封鎖、１人勤務駅の不在化で継続

列車区
・欠勤率 20%程度：応援要員受け入れ、他列車区へ移管し、運行を継続

運転指令
・欠勤率 20%程度：指令長含む指令者の一部ポストを兼務
・欠勤率 40%程度：上記に加え運行課員等業務経験者の応援により業務継続

電力/保線指令
・欠勤率 20%程度：一部電力指令の夜間業務を休止
・欠勤率 40%程度：すべての電力/保線指令の夜間作業を休止

検車指令
・指令員の時間外勤務、車両課員のうち経験者の応援により業務継続

保線/機械軌道/電力/通信区
・法定検査/列車無線監視を優先実施。通常の保守業務、不急の工事は一時中断、延期
・管理部門、工事担当の通常業務を減らし、経験者を応援に充当

検車区/検査職場/鋼索線区
・法定検査を優先実施。清掃等整備業務は削減
・減便時は車両運用状況に応じ一部車両を休車

もう１社では、継続業務の具体的な考え方や業務内容に関する記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

１社では前述の部署ごとの業務体制に応じて、詳細に必要人員数が記述されている。

駅	列車区
・平常体制：駅長助役３　運転０　主任 44	・平常体制：監督職８　運転士 81　車掌 81
・ステップ１：駅長助役３　運転０　主任 44	・ステップ１：監督職６　運転士 71　車掌 71
・ステップ２：駅長助役２　運転０　主任 24	・ステップ２：監督職５　運転士 71　車掌 71
・ステップ３：駅長助役３　運転０　主任 10	・ステップ３：監督職５　運転士 46　車掌 46

※上記は一例

もう１社では、具体的な人員配置はないが、「部内事務所員から応援者を派遣」「他部門から応援者を派遣」し、「出勤可能人員によって継続業務を行う」とされている。

残り１社は「鉄道運行計画に基づく社員等の運用調整を行う」との記述にとどまる。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

２社で「業務継続のための教育･訓練を行う」「国、地方公共団体等が実施する訓練に参加」としている。うち１社では例としてではあるが、「机上訓練」「実演訓練」「シミュレーション訓練」「対策本部設置訓練」といった具体的内容があげられている。

残り１社では教育･訓練に関する記述はない。

16　電気業

小業種	対象数	業種	管轄
30.電気業	3	電気業	経済産業省

16.1 BCP の共通性と特徴

「電気業」3 社とも共通のフォーマットを使用しており、内容面でも共通性は高い。「電気業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 社とも共通のフォーマットで、内容面でも「継続業務」等の基本的な部分は共通性が高い。
- 1 社の BCP はグループ会社共通のものとなっている。

16.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいているが、社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置され、具体的な組織図や役割等も記述されている。1 社では発生段階別に、対策態勢が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも平時と発生時別に感染対策があげられているが、平時で準備し、発生時に実施するのが基本となっている。
④関係業者等との連携	・3 社とも「情報交換」「業務継続・縮小に対する協力体制/対応」のため、関係機関と協議を行うとあり、社内情報伝達経路と関係先との連絡経路が記載されている。
⑤継続・縮小業務	・名称は違うものの 3 社とも同じ基準で業務分類をしている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも「必要な要員を確保する」とはあるが、具体的な人員配置等の記述はない。
⑦教育・訓練	・3 社とも具体的な教育・訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

16.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいているが、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。

・発症率　：全人口の 25% ・致命率　：0.5～2.0% ・死亡者数：17～64 万人 ・欠勤率　：最大 40%(ピーク時の約 2 週間継続) ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部が設置され、具体的な組織図や役割等も記述されている。

1 社では発生段階別に、対策態勢が記述されている。

・海外発生期	：海外対策/国内準備態勢
・国内発生早期(地域未発生期)	：第 1 対策態勢
・国内発生早期/国内感染期(地域発生早期)	：第 2 対策態勢
・国内感染期(地域感染期)	：第 3 対策態勢

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも平時(発生前)と発生時(発生後)別に特定接種も含め、以下のような内容が共通してあげられている。基本的には平時に準備し、発生時に実施するという形である。

平時(発生前)	発生時
・新型インフルエンザ等の情報周知 ・感染予防物品の備蓄 ・特定接種対応の準備 ・手洗い、うがいの励行(3 社中 2 社が記述)	・発生した新型インフルエンザ等の情報周知 ・感染予防物品の配布 ・健康状態の自己把握 ・手洗い、うがいの励行 ・共有施設の閉鎖検討、実施

他に 1 社であるが、人員確保の方法でもある「在宅勤務」「ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用回避」や「咳エチケット」があげられている。

④ 関係事業者等との連携

3 社とも、「情報交換」「業務継続・縮小に対する協力体制/対応」のため、関係機関と協議を行うとあり、社内情報伝達経路とともに関係先との連絡経路が記載されている。関係先としては「保健・医療機関」「省庁」「地方公共団体」「業界団体」「協力会社」「グループ会社」「報道機関」があげられている。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

「優先業務●」「●クラス」といったように名称は違うものの、３社とも同じ基準で業務分類をしている。

優先業務：継続が必要な業務（重要業務）

優先業務●（●クラス）：社会情勢を考慮し継続が必要な業務

・感染予防/拡大防止に関する業務
・運転/制御業務
・電力の安定供給維持に係る業務（電力設備の保修・点検、燃料調達等）
・緊急時対応（設備主管部門）
・制御系、情報/通信システムの運用保守業務　等

優先業務●（●クラス）：事業継続/運営に必要な業務

・緊急時対応（営業部門、間接部門が実施する業務）
・社会情勢、社会要請への対応（最小限のお客様対応、出納業務等）
・法令等を遵守するために必要な業務　等

縮小/休止（停止）が可能な業務（縮小/休止（停止）業務）：上記以外の業務

若干の違いはあるものの、３社とも発生段階に応じた継続・縮小業務の判断基準がある。

<table>
<tr><th></th><th></th><th>海外
発生期</th><th>国内
発生早期</th><th>地域
発生期</th><th>感染
拡大期</th><th>まん延期</th><th>回復期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A
社</td><td>重要業務</td><td colspan="2" rowspan="2">通常業務</td><td colspan="2" rowspan="2">状況に応じて
影響の少ない業務を
縮小/休止</td><td>継続</td><td rowspan="2">状況に応じ
休止業務を再開</td></tr>
<tr><td>縮小/
休止業務</td><td>休止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B
社</td><td>優先業務</td><td colspan="2">通常業務</td><td colspan="3">業務継続</td></tr>
<tr><td>縮小/
停止業務</td><td>縮小/
停止準備</td><td colspan="2">状況に応じ業務を縮小/停止</td><td>原則停止</td><td>状況に応じ
業務を縮小/停止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C
社</td><td>重要業務</td><td colspan="2">通常業務</td><td colspan="3">必要最小要員で継続</td></tr>
<tr><td>縮小/
休止業務</td><td>休止準備</td><td colspan="5">状況を踏まえて業務を縮小/休止</td></tr>
</table>

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

３社とも「電力の安定的な供給に必要な業務を継続するため人員を確保する」とはあるが、具体的な人員配置等の記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

３社とも「発生を想定した教育・訓練等を定期的に行う」「行政機関との連携による対応訓練の実施」といった程度で、具体的な教育・訓練の記述はない。

17　一般貨物自動車運送業/郵便業

小業種	対象数	業種	管轄
31.一般貨物自動車運送業	2	道路貨物運送業	国土交通省
36.郵便業	1	郵便業	総務省

BCP の共通性と特徴

「郵便業」は 1 社しかないので、「一般貨物自動車運送業」2 社とあわせて記述する。「一般貨物自動車運送業」2 社の BCP は共通性が高い。「一般貨物自動車運送業」2 社と「郵便業」1 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 2 社は全体的に BCP の記述量が少なく、方針や考え方が中心で具体的な内容はあまり記述されていない。継続業務についても同様で「運送業務の確保」「緊急輸送の確保」程度で、具体的な記述はない。
- もう 1 社は自社の被害想定や社会状況、発生段階別の感染対策、継続業務やその人員計画(応援体制)が、きちんと記述されている。

項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。 ・1 社ではインフラや交通機関等の社会状況に基づく自社の被害想定もある。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部、危機管理委員会が設置される。 ・2 社で責任者や組織図、組織構成が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・2 社では「(マスク等)感染対策用資材の備蓄」「マスクの着用」程度で詳細な感染対策は記述されていない。 ・1社で発生段階ごとの対応の一部として、感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・2 社で「国、地方公共団体、医療機関、グループ会社等からの情報収集」がある。 ・1 社で「継続業務実施のためグループ会社や協力会社等と連携を図る」という記述がある。
⑤継続・縮小業務	・2 社では「運送の確保」「緊急輸送」だけで、具体的な内容や実施方法はない。 ・1 社では「国民生活を最低限維持するために必要となる業務を優先継続業務」と設定し、業務ごとに優先順位を設定している。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社で「職種別の人員配置」はあるが、必要人数や人員確保の具体的方法等の記述はない。 ・1 社では応援体制や必要人数の記述がある。
⑦教育・訓練	・3 社とも「関係機関が実施する訓練への参加」「その他訓練との連携」「感染予防策、業務継続計画等の教育・訓練の定期的実施」程度で、具体的な内容等に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。

・欠勤率　：ピーク時(約 2 週間)の最大欠勤率 40%程度
・流行期間：約 8 週間
・発病率　：流行期間に約 25%が順次罹患する。
　　罹患者は 1 週間から 10 日程度欠勤後、治癒し職場復帰する

1 社では更にインフラや交通機関等の社会状況に基づく自社の被害想定も記述されている。

最大欠勤率 40%(全国平均)
・感染拡大に伴い、学校及び保育施設の臨時休業が実施され、社員等の欠勤率は感染率 25%を上回る可能性が高く、平均欠勤率は最大で 40%と想定。一部の事業拠点ではこれを上回る可能性がある

社屋内
・建物は問題なし。ただし社屋内で感染者が生じた時、都道府県知事による立入禁止措置を受ける可能性あり。また、社屋設備に故障が生じた場合、修理には相当の時間を要する

通信
・通信インフラは問題なし。ただし感染期は通信事業者の要員不足等で機能低下の可能性あり

電気/ガス/水道
・電気/ガス/水道のインフラは問題なし。感染期は要員不足で供給不安定の可能性あり

交通機関(電車/バス)
・感染期に、要員不足等で運行が不安定になったり、運転本数の調整等が行われたりする可能性あり。発生後の 1 ヶ月は、機能不全(部分復旧、低速運転、運転本数制限)に陥ることが予想される。完全に運行が復旧するまでには 1 ヶ月以上要すると見込まれる

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも新型インフルエンザ等発生時には対策本部、危機管理委員会が設置される。
2 社で責任者や組織図、組織構成が記述されている。うち 1 社では事務局等の役割も記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社で発生段階ごとの対応の一部として、感染対策が記述されている。

未発生期
・感染予防品の準備

海外発生期
・国内における感染拡大を可能な限り防止し、空港併設事業所、海外滞在員等の感染防止策を実施
・感染予防物品の追加配備の検討

国内発生早期
・感染拡大の予防(一部は地域を限定した措置)
・咳エチケット/手洗い、うがいの励行等

国内感染期
・感染拡大の予防(地域を限定しない全国的な措置)

【機密性２情報】

更に発生段階ごとに、具体的な感染対策が記述されている。特に国内発生早期における「感染拡大の予防」が詳細に記述されている。他に「社員等行動基準」で体調による対応のフロー図がある。

国内発生早期
・不要不急の会議、打合せ等の中止
・咳エチケットの遵守/手洗い、うがいの励行/換気の実施等の基本的な感染予防策の実施
・手洗い、うがいは出勤時や外からの帰社時に特に実施/マスク着用等感染予防物品の使用
・通勤時は公共交通機関の使用を避ける/公共交通機関の利用時は、マスクの着用が望ましい
・マスク着用に関する周知文の掲出(入口に「症状がある方はマスクを着用」等の掲出を行う)
・感染者発生国･地域への渡航(出張を含む)中止
・感染地域における社屋内の食堂、売店、休憩所等の一時閉鎖
・社員等の健康状態の確認
・職場清掃/社屋内で罹患が疑われる時は消毒液等で接触箇所(疑い含む)を清掃
・政府からの地域封じ込め対策/時差出勤等に関する協力依頼/各拠点への立入禁止措置
・回復者の復職(回復者は、医師の指示や回復後３日経過時点を目途に、出勤を許可)
・更なる感染予防策の検討(複数班が交替勤務を行う班交代制/在宅勤務の導入/応援要員/対人距離の確保)

他２社では「(マスク等)感染対策用資材の備蓄」が記述されている。ただし２社とも詳細な感染対策は記述されていない。

④ 関係事業者等との連携

２社で「国、地方公共団体、医療機関、グループ会社等からの情報収集」が記述されている。

１社で「継続業務や緊急輸送の実施のために、関係機関(グループ会社や協力会社等)との連携を図る」という記述はあるが、その内容や具体的な連絡先リストはない。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

２社は「運送の確保」「緊急輸送」とだけあり、具体的な内容や方法は記述されていない。

１社では、「国民生活を最低限維持するために必要となる業務を優先継続業務」と設定し、業務ごとに優先順位を設定している。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

１社で「職種別の人員配置」とあるが、内容は出勤率(欠勤率 40%時)であり、必要人員数や人を確保する具体的な方法等の記述はない。

事務職･営業乗務社員：平常の 60%程度
事務職･路線乗務社員：平常の 60%程度
非事務職　　：平常の 60%程度

１社では組織別の応援体制や必要人数の記述がある。その社では感染拡大期の対応でも、欠勤状況に応じた業務の実施方法が記述されている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

２社では「平素からの訓練」「関係機関が実施する訓練への参加」「その他訓練との連携」程度の記述で、具体的な内容等に関する記述はない。

もう１社でも「新型インフルエンザ等基礎知識や具体的な感染予防策等に関する教育･啓発を、定期的に行う」「会社の対応態勢、優先継続業務の継続方法等本計画等の教育を定期的に行う」「危機管理委員会設置等の訓練を定期的に行う」程度で、具体的な記述はない。

18　一般乗合旅客自動車運送業

小業種	対象数	業種	管轄
32.一般乗合旅客自動車運送業	2	道路旅客運送業	国土交通省

18.1 BCP の共通性と特徴

「一般乗合旅客自動車運送業」2 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。また 1 社にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

- 全体的に BCP の記述量は少ない。
- 2 社ともバスの運行(定期ダイヤ)は欠勤率で決まる。
  ヒアリング調査では、その時の状況に応じて、減便ダイヤを作成するとのことである。
- 継続業務が部署・業務ごとに詳細に記述されているところと、具体的な定義がないところに分かれている。
- 教育・訓練についての記述がない。
- ヒアリング調査では、とにかく、業界の状況がよくないとのことである。人手不足や採算が取れない路線の減便などで精いっぱいで、新型インフル対策は、経営課題の重要課題ではない。国への要望としては、「これ以上、やらなければならないことを増やさないでほしい」「負担の減少と事業者の裁量可能の部分を増やしてほしい」といったことがあげられた。

18.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・「欠勤率ピーク時最大 40%」程度の記述で、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・2 社とも対策本部が設置され、組織図、責任者も記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・1 社は全体的基本的な対策の記述にとどまるが、もう 1 社は発生段階別である。 ・ヒアリング調査では、バスの乗客に対する感染対策は特に決まっていない。平時でもバスの乗客の嘔吐等への対応ルールも特に決めていないということであった。
④関係業者等との連携	・1 社は「保健機関・行政機関・業界団体」からの「情報収集」程度にとどまる。 ・もう 1 社は更に業務別に「監督省庁」「受託業者」「共同運行会社」との連携が記述されている。 ・ヒアリング調査では、子会社、バスの共同運航等の関連会社についても、具体的な連携の取り決め等はなく、特定接種の対象に入ってもらったという程度である。燃料会社や業界団体との連携も特にはない。
⑤継続・縮小業務	・2 社ともバスの運行(定期ダイヤ)は欠勤率で継続・縮小が決まる。 ・1 社は本社が部署・業務ごとに「継続」「代替え・延期」「休止」を決めている。 ・ヒアリング調査では、運転手全員が全ての路線を運転できるという訳ではないこともあり、その時の状況に応じて運行計画、ダイヤを作成することになる。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 社とも人員配置やその考え方等の記述はないが、1 社で欠勤率に応じた人員確保の手段(交代制、応援要請等)が記述されている。
⑦教育・訓練	・2 社とも教育・訓練に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

18.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

「政府行動計画」の被害想定は 1 社だけあるが、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述は 2 社ともない。

・社内の最大欠勤率は 40%程度 ・感染者の職場復帰に要する期間は 10 日～14 日間 ・流行 1 回あたり約 8 週間程度継続、これが 2～3 回程度発生

ヒアリング調査では、従業員の欠勤等で、バスの運航が困難になると想定している。季節性インフルエンザでも、残業が増えた、といったことがある。乗客が減少し、収益に影響ということも考えられる。ただ、具体的にどのくらいのインパクトかという想定をしたことはない。また、欠勤率 50%という想定に根拠はない。政府想定の 40%と異なることに特に意味はなく、親会社の BCP を元に作成したものとのことである。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

2 社とも新型インフルエンザ等発生時には対策本部が設置される。2 社とも組織図があり責任者も記述されている。

ヒアリング調査では、対策本部の設置のタイミングの明確な基準はなく、「平時の体制を活かして、やらなければならないことをやる」という感じとのことである。地震等の時については、別途の BCP がある。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社は発生段階別でなく、「感染予防策」「感染拡大防止策」として全体的に記述している。

<u>感染予防策</u> ・うがい薬、アルコール消毒液等による予防/備品の備蓄 ・予防接種等医療行為による対策 <u>感染拡大防止策</u> ・発熱等インフルエンザ症状がある場合、所属長に報告の上で休業し医療機関にて受診 ・新型インフルエンザ診断時は就業禁止(無給)だが、年次休暇、保存年次休暇で充当可能 ・濃厚接触者はマスク着用 ・特定接種

【機密性２情報】

もう１社は、内容は似ているが、発生段階別に業務継続対策の中で更に詳細に記述している。

平時(未発生期)
・正しい手洗い、咳エチケットの方法/実施の励行
・感染対策用品(サージカルマスク/アルコール系消毒薬/体温計/等)の備蓄/管理

新型インフルエンザ等発生確認時：以下で必要性が高いものを実施
・感染予防対策の実施/感染予防･治療薬の開発状況についての情報収集
・事業所単位での手洗い、咳エチケット/対人距離確保の保持/社員への体調管理
・他事業所への訪問、出張、海外渡航の自粛/禁止
・感染者との濃厚接触者、感染地域からの来訪者への対応

近隣感染者確認時(従業員は未感染またはごく少数)：以下で必要性が高いものを実施
・感染が判明した社員の出勤停止等の措置/作業場所や事業所等の消毒
・感染拡大状況に応じた、適時手洗い(又は消毒)の義務付け
・当該事業所勤務者全員に対するマスク着用の義務付け/事業所の清掃/消毒強化等の実施
・各事業所への全ての来客に対するマスク着用/入口での消毒実施の要請

近隣感染者確認時(従業員も感染、感染拡大が予測される)：上記のすべてを実施

・特定接種

ヒアリング調査では、バスの乗客に対する感染対策は特に決まっていない。平時でもバスの乗客の嘔吐等への対応ルールも特に決めていないということであった。

④ 関係事業者等との連携

１社は｢保険機関、行政機関や業界団体等からの情報収集｣程度の記述だけである。

もう１社は更に業務別に｢監督省庁｣｢受託業者｣｢共同運行会社｣との連携が記述されている。

自動車事業
・受託会社、共同運行会社、監督官庁との間で業務縮小の調整

重要業務のうち特に少数で実施する業務
・受託会社に業務の経験者を選び出すことを要請、依頼

ヒアリング調査では、共同運航路線(長距離高速バス)については、片方だけやめることはできないので、やめる時は両方でやめる。一般路線の共同運航路線は、間引き運転になる。欠便等は運輸局への届出や許可が必要だったり、ペナルティが大きかったりするので大変とのことである。
子会社、バスの共同運航等の関連会社についても、具体的な連携の取り決め等はなく、特定接種の対象に入ってもらったという程度である。燃料会社や業界団体との連携も特にはない。
燃料については自社で備蓄をする余裕はない。消防法が厳しく、巨大な設備も必要である。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１社は継続･縮小業務の具体的な定義は記述されていないが、バスの運行(定期ダイヤ)については２社とも欠勤率で対応が決まる。

＜A 社＞	＜B 社＞
・欠勤率：通常～10%→通常ダイヤ ・欠勤率：10% ～20%→休日ダイヤ ・欠勤率：20% ～50%→減便ダイヤ	・欠勤率：通常～10%→通常ダイヤ ・欠勤率：10% ～20%→土曜ダイヤ ・欠勤率：20% ～40%→休日･休日減回ダイヤ

１社は部署ごとの休止･縮小可能な業務は本社で決めている。BCP では｢営業所事務｣｢営業所整備｣｢案内所業務｣の業務ごとに｢継続｣｢代替え･延期｣｢休止｣が記述されている。

営業所事務		営業所整備		案内所業務	
運行	継続	車検整備	継続	乗車券販売	継続
事故処理	継続	3ヶ月点検	継続	会計処理	継続
苦情処理	継続	燃料発注	継続	警戒･案内	休止
遺失物届け出	継続	日常点検立合	継続		
会計処理	代替/延期	計画整備	継続		
福利厚生	代替/延期	路上故障対応	継続		
運行調整	代替/延期	整備管理者研修	継続		
事故防止(会議体)	休止	1ヶ月点検	代替/延期		
労務対策(会議体)	休止	随時点検	代替/延期		
ダイヤ改正作業	休止	技術安全会議	休止		
地域対応(会合)	休止	フロント会議	休止		
		危険物講習	休止		

ヒアリング調査では、バス事業の優先業務は自動車運航である。そのための業務としては、運転業務、運行管理、車両整備、危険物取扱業務があり、それらを実施しないと最低限の車両運行業務ができない。

減便ダイヤについては、休日ダイヤ(20%減)が一つの目安になりそう。ダイヤは本社一括で作成するが、ダイヤの作成ができる者はそれほど多くない。パンデミック時は、その者が緊急時のダイヤを作成することになり、その者が罹患した時は経験者が作成することになると思うが、経験者リストは作成していない。

また、運転手全員が全ての路線を運転できるという訳ではなく、その時の状況に応じて運行計画、ダイヤを作成することになる。需要の高い路線を維持することになると思うが、その時の状況次第なので何とも言えない。減便してでも運行を維持といった程度しかできないとのことである。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

１社は｢特に重要な業務(運転、運行管理、車両整備管理、危険物取扱)のうち少数で遂行する業務に経験者を重点配置して増員する。受託会社にも同様の要請を行う｣とある程度で、人員配置やその考え方等は記述されていない。

もう１社も人員配置やその考え方等の記述はないが、勤務(本社勤務、営業･工場･案内所勤務、乗務員)ごとに欠勤率に応じて人員確保の手段(交代勤務、応援、同業他社依頼)が記述されている。

欠勤率	本社	営業･工場･案内所勤務	乗務員(貸切･契約)
～10%	通常(業務の縮小･休止)	必要に応じ要員応援	通常
10～20%	交代制勤務(必要に応じ要員応援)	必要に応じ要員応援	可能な限りエリア内及び同業他社への応援要請
～40%		最低限の要員体制	

※定期ダイヤについては、運行本数(休日ダイヤ等)で対応

【機密性２情報】

ヒアリング調査では、スタッフ部門は業務縮小ができるがその者が運行業務に関わることはできないので、応援という訳にはいかない、という回答であった。

とにかく、業界の状況がよくない。人手不足や採算が取れない路線の減便などで精いっぱいで、新型インフル対策については、経営課題の重要課題ではない。

国への要望としては、「これ以上、やらなければならないことを増やさないでほしい」「負担の減少と事業者の裁量可能の部分を増やしてほしい」といったことがあげられた。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

２社とも教育･訓練に関する記述はない。

ヒアリング調査でも、新型インフルエンザ等に対する教育や訓練は特に実施していないとのことである。

19　放送業(公共放送業/民間放送業)

小業種	対象数	業種	管轄
34.公共放送業	1	放送業	総務省
35.民間放送業	4		

19.1 BCP の共通性と特徴

「公共放送業」は 1 社しかないので、「民間放送業」4 社とあわせて、「放送業」としてまとめて記述する。「放送業」5 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 4 社では継続業務に関する記述が多い点が共通している。
  自主制作番組や CM に対する放送基準も記述されている。
- 残り 1 社の BCP は記述量が少なく、どの項目も基本方針だけの記述にとどまる。

19.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社で「政府行動計画」の「ピーク時最大 40%の欠勤率」を基にしている。うち 1 社では、軽度と重度の場合を想定している。 ・5 社ともインフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・5 社とも対策本部や危機管理委員会が設置されるが、具体的な組織や人員、役割等が記述されているのは 3 社である。1 社では発生段階に応じ、体制も移行する。
③平時と発生時の感染対策	・2 社で、発生段階別に感染対策が記述されている。 ・2 社は「感染防止策を実施する」だけで具体的な感染対策は記述されていない。 ・1 社は特定接種についてだけ記述されている。
④関係業者等との連携	・2 社で「外注先、委託先、協力会社等との連携(人員の応援依頼等)」が記述されている。 ・1 社で「国、地方公共団体」からの協力依頼への対応と、逆に物資等の応援を求めるといった連携が記述されている。
⑤継続・縮小業務	・3 社で事業や部署別に具体的な継続・縮小業務が記述されている。 ・1 社は発生段階別の対策の中に、部署別に継続業務があり、他に自主制作番組や CM に対する放送基準等もある。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 社で部署や業務ごとに具体的な人員配置(必要人数)が記述されている。 ・2 社では「班交代制」「籠城体制」「放送確保要員は外出制限し、隔離状態」や「外注先への応援依頼」も人員確保策としてあげられている。 ・1 社では部署や業務ごとに具体的な応援依頼先が記述されている。
⑦教育・訓練	・具体的な訓練の記述があるのは 1 社だけである。

【機密性 2 情報】

19.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社で「政府行動計画」の「ピーク時最大 40%の欠勤率」を基にしている。うち 1 社では、軽度と重度の場合を想定している。

軽度被害	重度被害：以下いずれか 1 つでも該当
・発生率：25%未満 ・致死率：1%未満 ・欠勤率：40%未満	・発生率：25%以上 ・致死率：1%以上 ・欠勤率：40%以上

5 社ともインフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

5 社とも対策本部や危機管理委員会が設置されるが、具体的な組織や人員、役割等が記述されているのは 3 社である。

1 社では対策会議の設置に加えて、発生段階に応じて、体制も移行する。

・未発生期/海外発生期：平常時 ・国内発生早期　　：第 1 次非常体制 ・国内感染期　　：第 2 次非常体制

③ 平時及び発生時における感染対策

2 社で、発生段階（危機レベル/体制）別に感染対策が記述されている。うち 1 社では更に部署ごとで対策が記述されている。

＜発生段階（体制）別＞	＜発生段階（危機レベル）別＞
未発生期/海外発生期（平常時） ・医療用マスク、ゴーグル等の備蓄 ・手洗いの励行 ・健康状態の自己把握等 国内発生早期（第 1 次非常体制） ・マスク着用/手洗い、うがい励行/咳エチケット等 ・健康相談窓口の活用 ・発熱時の医療機関受診、会社へ報告 ・会議/集会等の出席者数制限 国内感染期（第 2 次非常体制） ・第 1 次非常体制の対応の再徹底 ・保健所等との連絡、感染者の隔離等の協力 ・罹患状況の継続的な把握、周知 ・会議/集会/教育研修/イベント等の延期、中止検討 ・医療マスク配布/通勤時着用の義務化 ・必要な職場へ医療職を派遣 ・ワクチン接種の実施	海外発生期（社内危機管理レベル 1） ・健康状況の把握 ・備品の確保 ・マスク着用義務づけ/衛生環境改善実施 ・高熱の者/感染者/家族発症者の出勤停止 国内発生早期（社内危機管理レベル 2） ・マスク着用/手洗い、うがいの義務づけ ・入口の制限使用 ・通勤手段変更/時差出勤/在宅勤務の促進 ・事務所内換気/消毒の徹底 感染拡大～まん延期（社内危機管理レベル 3） ・各階入口を 1 箇所に制限 ・全従業員の健康管理の強化 ・必要に応じ、出勤停止措置の徹底

2 社は「感染防止策を実施する」との記述だけで具体的な感染対策は記述されていない。うち 1 社では、備蓄品については具体的なリストがある。

1 社は特定接種についてだけ記述されている。

【機密性２情報】

④ 関係事業者等との連携

２社では「番組･放送継続のために外注先、委託先、協力会社等との連携（人員の応援依頼等）」が記述されている。うち１社では部署ごとに外注先、委託先が記述されている。

１社では「都道府県知事または市町村長からの協力依頼や要請等があった場合、応じる」「総務大臣、地方公共団体に設備、物資等の応援を求める」といった連携が記述されている。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

記述方法は異なるが、３社で事業や部署別に具体的な継続･縮小業務が記述されている。

総務 ・優先：給与計算 ・休止：秘書/人事/労務/株式 経理部 ・優先：支払業務 編成部 ・優先：営業放送システム入力 ・休止：視聴率報告/試写会等 管理部 ・優先：請求書発行、入金確認 ・休止：契約書/編成収入関連等 放送審議会事務局 ・審議会開催日１週間前に罹患した場合は中止 報道情報グループ ・レギュラーニュース番組の延期/休止は一切できない	重要業務 放送業務に必要な業務 ・編成制作局：編成ﾄﾗﾌｨｯｸ/制作等 ・営 業 局　　：CM 関連 経営維持/組織運営上必要な業務 ・経営管理局：資金調達/支払業務 新型インフル対応対策 ・技 術 局　：社内インフラ業務 契約上の義務に基づく業務 縮小業務：集約化等で要員減が可能 ・経営管理局：人事/経理の事務全般 ・編成制作局：通常広報 休止業務：停止しても影響なく、対外的に理解が得られる ・営 業 局　　：販売促進 ・経営管理局　：新規採用/社内教育 ・ライツ/考査室：番組審議会	継続業務 有料多チャンネル事業 ・自主運営ﾁｬﾝﾈﾙ/お客様対応等 宇宙・衛星事業 ・衛星管制/回線運用/通信サービス 社内管理 ・視聴料等入金精算等 継続業務の選定基準 ・社会機能維持に係わる業務 ・２週間停止した場合、多大な迷惑をかける業務 ・新型インフルエンザ等大流行時に、需要が増加すると想定される業務/平時にはない追加業務 ・感染拡大防止のため、不要不急の業務は可能な限り縮小･休止

※上記は一例

１社は発生段階(危機管理レベル)別の対策の中に、部署別に番組の継続についても記述されている。

海外発生期（危機管理レベル１） ・レベル２以降の放送実施体制の縮小や特別編成について検討（基本対策） ・休止番組/持込番組への対応細則作成（編成局） 国内発生早期（危機管理レベル２） ・番組/CM は通常放送、即時に放送縮小/特別編成ができるようにする（基本対策） ・休止番組/持込番組への対応細則決定（編成局）

他に「自主制作番組に対する放送基準」もある。

自主制作番組に対する放送基準 ・ニュース番組→最後まで放送停止しない ・生放送/録画の情報番組、スポーツ/音楽番組 →レベル３でニュース主体になるまでは通常体制	臨時ニュース字幕/Ｌ字画面放送基準 ・レベル２以上：本編/CM 中いつでも放送可 ・レベル１　　：本編中の放送可、CM 中は不可

※いずれも暫定の放送基準

【機密性２情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

２社で部署や業務ごとに具体的な人員配置(必要人数/下記表中：通常→発生時)が記述されている。

編成制作部 ・編成業務全体：2→2 ・広告/宣伝業務：6→0 コンテンツ事業部 ・番販/事業/データ放送業務：7→0 ライツ/考査室 ・番組考査、番組審議会：2→0 営業部 ・営業：13→0 営業推進部 ・CM 関連業務：19→19 経営管理部 ：8→新型インフル対応対策 ：8 ※実際は「社員」「派遣」「業務委託」別に記述 ※継続業務の人員数は変更せず、休止業務から人員を調整	有料多チャンネル事業：自主運営チャンネル ・マスター監視：60→48 ・放送準備　　：17→11 ・編成業務　　：15→1 有料多チャンネル事業：放送事業者プレイアウト ・放出監視：15→10 ・放送準備：3→2 有料多チャンネル事業：お客様対応業務 ・本社：10→2 宇宙/衛星事業：衛星管制業務 ・衛星管制オフライン業務：11→5 ・軌道運用：2→4 宇宙/衛星事業：通信サービス業務 ・サービス：24→15

※上記は一例

１社は、番組を放送するチームについて具体的な人員配置(必要人数)がある。

報道局/取材チーム
・カメラマン１名、記者/ディレクターいずれか１名　計２名１組、１日３組程度
・生中継等はロケーションポーターを使用し、別途チーム(基本２名)を編成
・予備取材チーム２組を自宅待機させ、常時取材するチームから感染者が出た場合に備える

報道局/送出チーム
・デスク１名、編集１名、CG1 名、記者１名、計４名１組、
　VTR 編集/放送原稿作成/CG 制作/フロアー/外部との電話連絡/取材をこなす
・予備チーム２組程度を自宅待機
・チームのうち２名は記者経験者とするが、状況次第で１名でも可。
　最悪の場合はチームだけで最低限の情報を集めて放送できるようにする

技術局
・放送確保要員は外出を制限、隔離に近い状態で社内に留め置く
・マスター室と他の階との人的交流は原則禁止
・情報共有手段として、自宅にいても情報が取得できるようにしておく

人員確保の方法としては、「外注先への応援依頼」「班交代制」「籠城体制」「放送要員は外出制限し、隔離状態」等があげられている。

【機密性 2 情報】

もう 1 社は具体的な人員配置(必要人数)はないが、部署や業務ごとに、応援依頼先が記述されている。

総務部
・取締役会議/経営会議等の運営→経営企画部、経理部に依頼
・文書業務→休止。郵便物仕分け等は各局の派遣社員の応援を仰ぎ実施
・株主総会→延期できない場合は経理部に応援要請

経理部
・オンラインシステムによる支払い業務→権限を有する欠勤社員と連絡が取れる場合は他の社員が対応、連絡不能の場合は現金/小切手で支払う
・電話対応/接客→総務部に依頼

編成部
・営放システム入力→他部署の営放システム入力経験者に応援を要請
・試写会→番組プロデューサーに対応を要請

報道制作局：報道情報グループ
・レギュラーニュース番組制作/放送
①大半が出社不能　：他部署の報道経験者を中心に特別臨時チームを結成し放送
②2 割～半分が出社不能　：他部署の報道経験者か、外注プロダクションへ発注し放送
③部長クラスが長期出社不能　：報道担当部長経験者が代理
④業務委託先社員が多数出社不能：外部プロダクション/各派遣会社/放送推進部員当へ応援要請

報道制作局：アナウンスグループ
・ニュース等の生放送
①一部が出社不能：代役を立てる
②大半が出社不能：出社したアナウンサーが対応

※上記は一例

「在宅勤務」「時差出勤」「徒歩・自転車等での通勤」は、人員確保の方法としてもあげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社で「班交代制勤務や籠城のシミュレーションを兼ねた泊り勤務」「ニュース制作のために必要な取材態勢と情報確認や送出態勢の班ごとのシミュレーションの訓練を適宜実施する」とあるだけで、4 社では具体的な教育・訓練の記述はない。

20　新聞業

小業種	対象数	業種	管轄
37.新聞業	2	新聞業	経済産業省

20.1 BCP の共通性と特徴

「新聞業」2 社とも自然災害(特に地震)に対する BCP に新型インフルエンザ等への対応を加えたもので、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。「新聞業」2 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 2 社とも地震等の災害用に新型インフルエンザ等への対応を加えた BCP である。
- 特に 1 社は新型インフルエンザ等への対応は以下の記述しかない。
  - 緊急発行原則に従い本紙発行を重点とし業務を継続する。
  - 感染対応は総務本部の指示に従う。自己判断は厳禁。
  - 外部で発症した社員は感染防止のため出社を禁じる。
  - 社内で発症が確認された場合は指定場所に隔離する。
  - 総務本部･編集局･制作局を感染阻止区画とする。
  - 予防：①ワクチン配布の場合、指定場所にて接種を実施する。
②接種対象は、編集･制作･流通部門を優先とする。

20.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･2 社とも｢政府行動計画｣の｢最大欠勤率 40%｣に基づいている。 ･2 社とも新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	･1 社では新型インフルエンザ等対策本部と新聞発行委員会が設置され、その組織図や役割が記述されている。 ･もう 1 社は、地震等の災害対策本部で、新型インフルエンザ等に即していない。
③平時と発生時の感染対策	･1 社では基本的な感染対策が簡単に記述されている。 ･もう 1 社は｢手洗い、うがい｣等基本的対策もなく、更に簡単な対策しかない。
④関係業者等との連携	･2 社とも地震等災害時の連携についての記述で、新型インフルエンザ等に即していない。
⑤継続･縮小業務	･1 社では発生段階や欠勤率に応じて、継続･縮小業務の対応が決められている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･2 社とも人員配置等の記述はない。
⑦教育･訓練	･2 社とも新型インフルエンザ等に関する教育･訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

20.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 社は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。

- 人口の 25%が罹患
- 1300～2500 万人が病院で診察を受ける
- 多くの欠勤者が出て業務に支障が生じ、新聞発行/デジタル発信が停止に追い込まれる

もう 1 社も「政府行動計画」に基づいていると思われるが、「社員の 40%が出社不能の場合、緊急態勢へ移行」とだけある。新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述は 2 社ともない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

1 社では新型インフルエンザ等対策本部と新聞発行委員会が設置され、その組織図や役割が記述されている。

もう 1 社は、地震等用の災害対策本部であり、新型インフルエンザ等に即していない。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社では基本的な感染対策が簡単に記述されている。

- 医療(薬)品、食料等の備蓄/マスク、防護服の配備
- 社内発症者への対応方法の確立/手洗い、マスク着用等の健康教育
- 出勤者の健康確認/社員、外部入館者の検温/感染者の隔離
- 直近保健所、近隣医療機関の連絡体制確認
- 安否確認システムの利用
- 不急の業務、出張、会議の制限
- 一部業務の時差出勤/在宅勤務

もう 1 社は非常に簡単に対策が記述されている。

- 感染対応は総務本部の指示に従う。自己判断は厳禁
- 外部で発症した社員は感染防止のため出社を禁じる
- 社内で発症が確認された場合は指定場所に隔離する
- 総務本部/編集局/制作局を感染阻止区画とする
- 予防として、ワクチン配布の場合、接種実施

④ 関係事業者等との連携

2 社とも地震等の災害時の連携についての記述しかなく、新型インフルエンザ等に即していない。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１社では、発生段階や欠勤率に応じて、継続･縮小業務の対応が決められている。

国内で感染が確認されたら(警戒期)
・新聞発行委員会は、新聞発行計画を策定して備える

国内で感染拡大/社員の欠勤が出始めたら(パンデミック期)
・不急の業務を制限
・取材部門の在宅勤務/夕刊の中止、紙面の削減を検討

社員の２割が欠勤したら(パンデミック期)
・不急の業務中止
・夕刊を中止
・ニュース面の削減を検討

社員の４割が欠勤したら(パンデミック期)
・新聞配達中止を想定、デジタル対応を検討
・新聞発行以外の業務の中止
・新聞発行停止を想定して準備

更に悪化したら(パンデミック期)
・新聞発行の停止を最終判断
・デジタル新聞や輪転号外、PDF 号外を代行手段とする

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

２社とも人員配置等の記述はない。
１社で人員確保策として「マイカー通勤」「宿泊勤務」があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

２社とも新型インフルエンザ等に関する教育･訓練の記述はない。

21　銀行業

小業種	対象数	業種	管轄
38.銀行	3	銀行業	金融庁

21.1 BCP の共通性と特徴

「銀行業」3 行の BCP の特徴は以下の通りである。また「銀行業」1 行に対しアンケート調査を実施しており、その結果も含める。

- 「銀行業」3 行の BCP は、以下の特徴がある。
  - 1 行では特定接種関連が記述されている。
  - 1 行では地震等を含めた大規模災害 BCP という枠組みの中で「新型インフルエンザ等対策マニュアル」として記述されている。また、店舗の人員計画を含めた継続体制が記述されている。
  - 1 行では社会状況も含めた被害想定や体制が記述され、ステージごとのアクションプランとして「感染対策」や「業務継続方針」も記述されている。また、教育・訓練も具体的内容が記述されている。

21.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通りである。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・1 行では「外部環境シナリオ」「国内社会機能の推移(例)」として、インフラ(電気/ガス/水道)や交通機関、食料品・生活必需品、医薬品の稼働状況が予測されている。
②新型インフル等対策の体制	・2 行では対策本部、事務局の設置が記述されている。 ・うち 1 行では危機レベル別に組織の設置や役割、運営方法が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・特定接種だけのもの、発生段階(レベル)別に記述されたもの、ステージごとのアクションプランや治療薬まで記述されているものがある。
④関係業者等との連携	・1 行では連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・1行では重要業務の基本的考え方が記述されている。 ・1 行では業務分類の考え方とステージごとに業務や店舗の継続方針が記述され、各分類の具体的な業務内容は各部署で決めることとなっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 行では店舗規模別業務別に応援人数まで記述されている。
⑦教育・訓練	・1 行では内容だけでなく、実施時期、実施対象等も記述されている。

【機密性 2 情報】

21.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 行では「環境シナリオの社会状況」として「公共交通機関の機能低下」「物流機能の低下」等の被害想定が記述されている。

海外発生期～国内発生早期
・発生国との直行便の運航自粛
・店舗/ATM 等における現金引き出し増
・国際線の運航自粛
感染拡大期～回復期
・公共交通機関の機能低下
・物流機能の低下
・国内行員等または家族等に感染者が発生
・委託事業者の一部業務停止(清掃、警備、ビルメンテナンス)

更に別表として「新型インフルエンザ等発生時の国内社会機能の推移(例)」が記載されている。

ライフライン(電力/ガス/水道)
・全期間ほぼ平常通りの機能維持

通信(電話/携帯電話/データ通信)
・全期間ほぼ平常通りの機能維持

国際便
・第 1 段階(海外発生期)：平時の 70%前後
・第 2 段階(国内早期)　：平時の 30%前後

国内便/鉄道
・第 2 段階(国内早期)　：平時の 70%前後
・第 3 段階(感染拡大期)：平時の 30%前後

バス/タクシー/ガソリンスタンド
・第 2 段階(国内早期)：平時の 70%前後
・第 3 段階(まん延期)：平時の 30%前後

郵便/宅急便
・第 3 段階(感染拡大)：平時の 70%前後　※国際郵便は第 2 段階から 70%前後

資金の決済･融通/証券の決済/金融事業者取引
・全期間ほぼ平常通りの機能維持

資金の融通/証券代行
・第 3 段階(感染拡大期)：平時の 70%前後

食料品/生活必需品/医薬品
・第 1 段階(海外発生後期)：平時の 70%前後

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

特定接種の記述のみの銀行以外では、対策本部の設置が記述されている。うち 1 行で危機レベル別に組織の設置や役割分担、運営方法が記述されている。

<table>
<tr><td>レベル 1</td><td colspan="2">・危機対策本部
・感染症対策サブ本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル 2</td><td colspan="2">・感染症対策本部（人事部、リスク統括部）</td></tr>
<tr><td>海外
・海外拠点サブ本部
・海外拠点の一元的な窓口
・情報、報告の取りまとめと対策指示
・地域本部
・サブ本部と海外拠点の連携
・現地対策本部</td><td>国内
・営業店対策サブ本部
・国内営業拠点への対応</td></tr>
<tr><td colspan="3">運営方法
・意思決定者の感染に備え、複数の順位を指定した代行者を指名する
・対策本部員の感染を防ぐため、以下の要領で対策本部業務を実施する
・極力、部屋を分散する
・テレビ、電話会議等を使用し、極力、会議を減らす
・メール、ファックス等を活用し情報を伝達する
・対策本部員は、その他行員と勤務区画、移動ルート、使用時間帯の区分も検討する</td></tr>
</table>

アンケートでレベル 1 と 2 の違いを質問したところ、「レベル 1：経営・業務への影響が極めて大きく組織横断的な対応を要する場合で、頭取が本部長」「レベル 2：危機事態でないが経営・業務への影響が大きく特別な組織な対応を要する場合で、人事担当役員が本部長」と回答された。

③ 平時及び発生時における感染対策

危機レベルごとに対策を記述した銀行と、以下のようにステージごとに感染対策行動を記述した銀行がある。

<table>
<tr><td>ステージ 2：他国でヒト-ヒト感染発生
・マスク/消毒液/手袋の配布、利用開始
・入館時の手洗い、咳エチケットの勧奨
・感染発生国への渡航禁止/出張者の把握
ステージ 3：自国でヒト-ヒト感染発生
・上記の徹底/毎朝の検温
・エレベーター、食堂の利用人数の制限
・感染者濃厚接触者の自宅待機
・国内拠点、営業店の消毒
・ワクチン開発の場合の接種
・出張、旅行自粛/出張者の把握
・セミナー等自粛、禁止/来訪者への対応等</td><td>ステージ 4～4+：感染拡大～まん延期(最低機能維持)
・左記の徹底
ステージ 4++：まん延期～ピーク(社会機能の深刻な停滞)
・行員等の安全確保を最優先</td></tr>
</table>

【機密性２情報】

この銀行では更に「予防・治療について」が別の章にまとめられており、そこでは一般的な予防から症状別対処方法、薬剤まで記述されている。

予防/治療として詳細記述	
・一般的予防法 ・従来型インフルエンザ予防接種の勧奨 ・鳥への接触回避（鳥インフルエンザ予防策） ・食品に関する注意 ・検温の実施 ・行員等の教育 ・清掃/消毒体制 ・本部の防疫資材 ・新型インフルエンザホットラインの設置 ・受け入れ先病院	感染者/濃厚接触者のトレースと隔離の方針 ・自宅待機を要する濃厚接触者の定義 ・トレースと隔離の方法 ・自宅待機を要する濃厚接触者への対応 対処基準 ・突然の発熱：場所（自宅/職場/外出先別に本人/家族別に記述） ・応急の診断：キットの使用等 治療法･薬剤（医師の指導による） ・治療法 ・一般的治療法/対症療法/化学療法 ・通常のワクチン/薬剤（効果、投与法等記述）

④ 関係事業者等との連携

１行では「部門ごとの外部連絡先（業務委託先、重要取引先）リスト」がある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１行では重要業務を以下のように定義している。

・預金業務（窓口を１つに限定） ・業務の制限は実施しない。窓口を一つにすることで受入件数を調整 ・対外的な接触を極力少なくする ・来店客全てに、事務処理時間がかかる旨、及び待ち時間の目安を説明 ・窓口担当者は、専用マスク、手袋を着用し顧客応対する。その他の行員はマスク着用 ・融資業務：優先順位をつけて対応 ※上記以外の業務は原則行わない/渉外活動禁止

【機密性２情報】

１行ではまず業務の重要度をA、B、Cの３レベルに区分している。

Aランク
・国内での感染拡大期、まん延期においても、機能維持を図る業務
Bランク
・可能な限り、業務の継続を図るもの
・国内での感染拡大期、まん延期においては、縮小･休止
Cランク
・国内早期発生期より、要員の温存、関係者の安全確保のため、停止を検討する業務

次にステージ区分に応じて、業務継続方針が記述されている。

Aランク
・ステージ１～２：平時業務
・ステージ３　　：業務維持対応発動
・ステージ４　　：チャネル限定/変更等で機能度低下
Bランク
・ステージ１～２：平時業務
・ステージ３以降：可能な限り継続→業務の一部、全停止
Cランク
・ステージ１～２：平時業務
・ステージ３以降：業務の一部、全停止

更に国内における業務継続体制が記述されている。

国内本部、営業店
・要員確保のための交代制/隔離措置
国内営業店(窓口)
・当該店舗要員、応援要員により業務を継続→業務の一部停止、窓口の閉鎖
ATM
・可能な限り平時レベルで稼働/一部サービスレベルの低下/店舗外、閉鎖店舗内の順に稼働停止

また、ステージごとのアクションプランとしても記述されている。

ステージ１
・業務をA～Cランクに分類/平時業務レベルを維持/当部CPを策定(各部署で業務を分類)
ステージ２
・重要業務継続のための準備を行う/平時業務レベルを維持
ステージ３
・当部CPを発動
・Aランクの中で定められた業務は交代制に移行
・A、Bランク業務は平時レベルを維持
・Cランクは一部停止、休止の判断
ステージ４
・全Aランク業務を交代制に移行
・Bランク業務の一部停止、休止の判断
・Cランクで継続している業務について一部停止、休止の判断

【機密性２情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

１行では以下のような人員計画が記述されている。

限られた人数での顧客対応
・ATM 顧客誘導(誘導員１名配置)
・近隣店舗への誘導(誘導員１名配置)

営業停止時の対応
・顧客対応要員として行員２名を営業停止店舗へ常駐

要員確保
・応援体制は原則ブロック内/応援を出した店舗は店頭混雑時の対応のため原則渉外を待機
・応援に派遣する人員の調整/全行員が自宅待機でも、管理職は可能な限り出勤

店舗の規模別応援人員(目安)：感染者が出た店舗の規模で､確保する応援要員の数を特定、確保
・大型店：預金 12 人　融資３人　誘導４人
・中型店：預金　８人　融資２人　誘導３人
・小型店：預金　６人　融資２人　誘導２人

店舗の応援要員
・原則､預金､融資業務の応援はブロック内店舗の行員/誘導行員は本部行員(本部応援要員)

本部応援要員
・本部応援要員は各部から３人招集(状況に応じ調整)
・派遣店舗、派遣者数、派遣者名の特定は危機管理委員会事務局にて実施

業務継続店舗の特定
・原則、ブロック内の応援にて全店営業を行う
・応援要員が確保困難の場合、業務継続店舗と業務停止店舗を特定し対応
・業務継続店舗、業務停止店舗の特定は危機管理委員長が決定、総括(頭取)へ報告

人員確保の手段としては｢交代制の準備｣｢通勤対策を検討｣｢複数チーム｣｢スペース隔離｣｢スプリットオペレーション｣｢バックアップスペース｣｢在宅での連絡｣があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

地震等と共通の BCP では｢机上訓練｣｢模擬訓練｣の記載がある。

１行では教育・訓練の内容だけでなく、実施時期、実施対象等も決められている。

感染予防に関する行内研修
・実施の担当と内容：人事部＝新型インフルエンザ等対処法+本部＝具体的な計画の策定
・実施時期：ステージ１で最低１回以上
・実施対象：部単位で全員対象

感染発生に備えた訓練
・机上訓練　：ステージ２以前
・担当別訓練：救護方法/搬送の仕方/清掃の仕方/個人防護具の着用等：ステージ３以前

業務継続に係る訓練
・クロストレーニング：業務互換性確保の訓練：ステージ３以前
・重要度 A ランク業務に係る実地訓練：隔離スペースや代替サイト実地訓練：準備でき次第
・訓練/研修の実施報告

22　中小企業等金融業

小業種	対象数	業種	管轄
39.　中小企業等金融業	3	銀行業	経済産業省 金融庁

22.1 BCP の共通性と特徴

「中小企業等金融業」3 金庫の BCP の共通性と特徴は以下の通りである。

- 3 金庫とも欠勤率等の具体的な被害想定(数字)といった項目としての記述はなく、対応策等の中で社会状況が記述されている。
- 3 金庫とも体制図等の記載はないものの、対策本部を設置する計画としている。
- 1 金庫で新型インフルエンザ等発生時の重要業務・優先業務を定めるとともに、発生段階(欠勤率)に応じて ATM 等サービス提供手段の継続レベルを規定している。

22.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通りである。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 金庫とも欠勤率等の具体的数字や被害想定の項目としての記述はない。 ・3 金庫とも対応策等の中で社会状況が記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・3 金庫とも体制図等の記載はないものの、対策本部を設置する計画とされている。
③平時と発生時の感染対策	・3 金庫とも発生段階(平時/発生時)別で感染対策が策定されている。 ・1 金庫では別途「感染予防策」が策定されている。
④関係業者等との連携	・3 金庫とも外部連携先として「保健所」「政府機関・自治体・地方公共団体」「医療機関」をあげている。また、2 金庫では「近隣金融機関」をあげている。
⑤継続・縮小業務	・1 金庫では新型インフルエンザ等発生時の重要業務・優先業務を定めるとともに、ATM 等のサービスについて、発生期ごとに縮小するとされている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 金庫では感染対策でもある「通勤手段の検討」を行うこととされている。
⑦教育・訓練	・2 金庫では「新型インフルエンザに関する知識や感染予防策等について、職員への教育、啓蒙、研修を実施」するとされている。 ・1 金庫では「ATM のオペレーション等を実施できるよう訓練する」とされている。

【機密性２情報】

22.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

３金庫とも対応策等の中で、社会状況が記述されている。

＜A 金庫＞	＜B 金庫＞	＜C 金庫＞
・日用品の買いだめ ・現金需要、小額紙幣の需要が増加 ・金融市場の混乱	・地震等と異なり「長期間」「広範囲」「建物でなく人」が特徴	・感染や看病で欠勤が増加し、通常業務の継続が困難

② 新型インフルエンザ等対策の体制

３金庫とも体制図等の記載はないものの、対策本部を設置する計画としている。

③ 平時及び発生時における感染対策

３金庫とも発生段階(平時/発生時)別で感染対策を策定している。

＜A 金庫＞	＜B 金庫＞	＜C 金庫＞
海外発生時 ・海外出張の中止/海外旅行の自粛 ・衛生用品、医薬品等の備蓄 国内発生時 ・対人距離の保持 ・手洗い/咳エチケット ・職場、家庭での清掃、消毒 ・通常ワクチンの接種 ・発症時の措置	海外発生時 ・発生国への渡航禁止 ・手洗い/咳エチケット/マスク着用 ・衛生用品、医薬品等の備蓄 国内発生早期～ ・出勤前の体温測定 ・感染確認者は出勤停止 ・会議等の中止/食堂の閉鎖 ・外出/出張/集合研修の中止 ・うがい/手洗いの徹底 ・館内マスク着用 ・時差出勤/車での出勤を検討 ・本店での宿泊/自宅待機を検討	事前(発生前) ・情報収集 ・衛生用品、医薬品等の備蓄 ・感染予防策の周知、徹底 発生後 ・うがい/手洗い/咳エチケット ・マスク着用 ・発生国への渡航避ける(海外発生期) ・発生地への外出/出張/集会の自粛(国内発生早期) ・不要不急外出自粛(感染/まん延期) ・出勤前の体温測定 ・感染確認者は自宅待機 ・職場で感染確認時は隔離 ・公共交通機関以外の通勤 ・時差出勤/自宅待機 ・会議/出張を控える

うち１金庫では別添えで「感染予防策」を策定し、以下の５つの項目について、詳細に「目的」「効果」「方法」を記述している。

・ヒトとの距離の保持 ・手指衛生 ・咳エチケット ・職場の清掃、消毒 ・通常のインフルエンザワクチンの接種

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

3 金庫とも外部連携先として「保健所」「政府機関・自治体・地方公共団体」「医療機関」をあげている。このほか、2 金庫では「近隣金融機関」を、1 金庫では「外部委託先」や「インフラ提供主体(電力、ガス、水道、交通等)」をあげている。

内容としては 3 金庫とも「情報の収集や交換」「協力体制」が記述されている。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 金庫では「継続する業務の優先順位は、決済業務等を中心とした最優先・優先業務を優先とし、それ以外の業務については、人員・体制等に応じて災害対策本部が判断する」こととされている。

1 金庫では、ATM 等のサービスについては、発生期ごとに縮小することとされている。

FB/IB
・全段階で通常業務
店舗 ATM
・全段階で通常業務/欠勤率 60%以上で縮退実施を検討
店外 ATM/窓口
・国内発生早期以降で縮退実施を検討/欠勤率 40%以上で縮退実施を検討
渉外
・国内発生早期以降で休止/欠勤率 40%以上で休止

残り 1 金庫では、最重要業務と重要業務が以下のように定義されている。

最重要業務
・現金の供給：預金の払出(ATM による対応を中心)
・資金の決済：振込、送金(外国送金含む)、口座振替、預金の入金、日銀当座決済、内国為替決済、外国為替決済、CLS 決済、手形交換
重要業務
・資金の融通：融資、有価証券の買取
・証券の決済：有価証券の振替決済
・金融事業者間取引：資金繰り、リスクヘッジ
・その他　：重要業務の運営に必要な事務/システム運営/内部管理/顧客相談/事故届受付/広報

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 金庫では感染対策でもある「通勤手段の検討(自宅待機/時差出勤/マイカー・タクシー通勤/本部宿泊)」を行うこととされている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

2 金庫では「新型インフルエンザに関する知識や感染予防策等について、職員への教育、啓蒙、研修を実施」することとされている。

1 金庫では「ATM のオペレーションのため全職員を対象に訓練を適宜実施」することとされている。

23　農林水産金融業

小業種	対象数	業種	管轄
40.農林水産金融業	3	銀行業	農林水産省

23.1 BCP の共通性と特徴

「農林水産金融業」3 機関のうち 2 機関は自然災害(特に地震)に対する BCP に、「新型インフルエンザ等」が加えられたものである。この 2 機関は一部、共通のフォーマットの BCP を使用している。
1 機関は「新型インフルエンザ等」に対する専用の BCP となっている。

- 2 機関の BCP は地震等災害用中心であり、新型インフルエンザ等にあまり即していない。
- 2 機関(信用農業協同組合連合会（信農連）と信用漁業協同組合連合会（信漁連））は、バンク業務(JA バンクと JF マリンバンク)では共通のフォーマットを使用している。
  信漁連では、他に「事業継続計画」「新型インフルエンザ対策事業継続計画実施要領」がある。
- 1 機関は新型インフルエンザ等専用の BCP で、以下のような工夫がされている。
  - 各ページの上部にそのページの内容等を表としてまとめてあり、ページごとに内容が一目でわかる。
  - ページごとにタイトルが表記されており、わかりやすい。
  - 業務ごとに継続･縮小等の対応が明確になっている。
  - 別添資料が豊富で実用的
    (調達方法含む備品リスト/業務別の維持すべき目標レベル/部署別フェーズ毎の行動基準/感染予防策/業務継続状況報告/等)である。

23.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･1 機関では、インフラや交通機関等の社会状況も含めて、発生段階別に詳細に記述されている。 ･2 機関では、新型インフルエンザ等に対する被害想定は記述されていない。
②新型インフル等対策の体制	･1 機関では、まず対策チームが設置され、次に対策本部が設置される。 ･1 機関は、対策本部が設置され、そのメンバーや役割が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	･1 機関では平時や発生時の区別なく全体的な感染対策が記述されている。 ･1 機関では発生段階に応じた感染対策が一覧表としてあり、更に別表「発生段階別の行動基準」にも、感染対策がある。また「職員本人」「家族」別に感染時の対応が詳細に記述されている。特定接種も記述されている。 ･信農連や信漁連のバンク業務における共通の BCP では、感染対策は、特定接種しか記述されていない。
④関係業者等との連携	･1 機関で BCP 発動時に「関係先に連絡」となっており、その連絡先リストがある。
⑤継続･縮小業務	･1 機関で業務は「継続」「縮小」「中断」に分類され、欠勤率で対応が決まる。 ･1 機関では、まず「業務継続方法」として業務別に基本方針あり、更に「災害時に維持すべき目標レベル」として、業務別に担当部署と継続区分(継続/非継続)や RLO(最低限維持すべき目標レベル)等が一覧表で記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･3 機関とも具体的な人員配置(必要人数)はないが、「時差出勤」「自家用車/自転車/徒歩等での出勤」や「時間外勤務」「支援要員」という対策があげられている。
⑦教育･訓練	･3 機関とも教育･訓練に関する具体的な記述はない。

【機密性 2 情報】

23.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 機関では、インフラや交通機関等の社会状況も含めて、発生段階別に一覧表でまとめている。

	海外発生期	国内発生期	感染拡大期	感染まん延期
欠勤率 (全国)	通常	数%	20%	20～40%
医療機関	水際対策協力開始	指定医療機関で治療	患者殺到/医療機関・ 医薬品不足	全医療機関で治療/ 医療機関・医薬品不足
電力/ガス/ 水道/通信	ほぼ通常	ほぼ通常	ほぼ通常	ほぼ通常
国際便	3～7 割	3 割程度	3 割程度	3 割程度
帰国便	7 割程度	7 割程度	7 割程度	7 割程度
国内便	ほぼ通常	7 割程度	3 割程度	3 割程度
鉄道	ほぼ通常	7 割程度	3 割程度	3 割程度
バス等	ほぼ通常	7 割程度	7 割程度	3 割程度
郵便	ほぼ通常	ほぼ通常	ほぼ通常	7 割程度

更に「被災シナリオ」として、詳細に記述している。

<table>
<tr>
<td>
<u>海外発生期</u>
・検疫体制強化/発生国への航空機運行自粛検討
・発生国への渡航延期勧告/感染症危機情報発出
・一部衛生資材の価格高騰や品薄感

<u>海外感染拡大期(邦人の発症者発生)</u>
・成田空港は発生国/周辺国からの帰国者で混雑
・航空機運行自粛と検疫空港集約化

<u>国内発生早期</u>
・海外帰国者を中心に感染症疑い者が増加
・一部衛生資材の需要が殺到/一般では購入困難
・各医療機関では発熱外来を設置
・発熱により外来する患者を隔離する方策の開始

<u>国内発生早期(複数感染者/局地的混乱が発生)</u>
・医療機関に患者との接触者からの相談が殺到
・国内便の運行レベルを引き下げ
・衛生資材の在庫がなく入手不可能な状況
・生活必需品も流通量が減少し経済活動が低下
</td>
<td>
<u>感染拡大期</u>
・全国で200名を超える感染者が確認
・保健所等関係機関での対応も限界
・外来閉鎖/患者受入拒否の医療機関が出る
・抗インフルエンザ薬不足/行政の備蓄在庫を放出
・学級閉鎖や休校が相次ぐ
・企業によっては従業員の一部に自宅待機の措置
・電車、バス等からタクシー、自家用車への
利用シフトで都市近郊の道路は渋滞が慢性化

<u>感染まん延期</u>
・学級閉鎖や休校が増加
・各企業で業務の縮小、停止/自宅待機等の措置
・事業を維持できない企業が発生
・一部地域では日常生活に支障が出始める
・電気/ガス/水道、通信等に大きな支障なし
・一般成人へのワクチン接種は不可能な状況

<u>金庫内部の状況</u>
・設備、システムへの影響なし
・罹患する職員が3割程度発生(うち2%程度死亡)
・家族の介護等で欠勤職員が1割程度発生
</td>
</tr>
</table>

2 機関では地震等の被害想定が記述されており、新型インフルエンザ等の被害想定はない。

【機密性２情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

１機関ではまず新型インフルエンザ等発生初期(発生の疑いが強く生じた段階)で対策チームが設置され、次に発生が確認された段階で対策本部が設置されると「フェーズ毎の行動基準」にあるが、対策チームや本部の組織図等は記述されていない。

１機関は、対策本部が設置され、そのメンバーや役割が記述されている。

信農連や信漁連のバンク業務における共通の BCP では、体制に関する記述はない。

③ 平時及び発生時における感染対策

１機関では平時や発生時の区別なく全体的な感染対策が記述されている。

＜職場における感染防止＞

対人距離維持の観点

・在宅勤務等を実施/不急の出張や会議等の中止(対面での会議を避け、電話等を利用)
・職場や食堂等の配置替え/食堂等の時差利用による接触距離の確保
・一部職員の始業、終業時刻の変更により職場内の役職員数を制限
・窓口等でのマスクの着用/来訪者用のマスクの備付

立入制限の観点

・職場に入る前の発熱や咳の有無に関する質問や検温/発熱している場合は、出勤や入場を停止
・入口や立ち入れる場所の制限/一度に来訪できる人数の制限

その他

・手洗い所(消毒液使用場所)を入口の外に設置/手洗いの励行
・時差出勤/自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進
・ドアノブ、机、電話の受話器、スイッチ等、複数の人が接触する場所等の清掃/消毒

＜感染(疑い)者への措置＞

役職員が感染した場合

・出勤せず自宅にて療養に専念することが原則
・発熱相談センター、専門医療機関等へ相談/その指示に従うよう指導
・当該役職員が在籍している部門で他職員の健康状態を経過観察

役職員の同居家族が感染した場合

・自宅待機を原則とし、「発熱相談センター」または専門医療機関等へ相談/その指示に従う
・上記機関等での確認ができない場合は、発症から４日間を目途に健康状態の経過を観察

職場内で感染者が発生した場合

・感染症対策担当が該当者を空き室等に隔離、発熱相談センターへの連絡等必要な処置を実施

特定接種についての記述もある。

【機密性２情報】

もう１機関では発生段階に応じた感染対策が一覧表で詳細に記述されている。　※下記は一例

	海外発生期	国内発生早期	域内発生期	拡大期	最盛期
海外出張	感染国は原則禁止 ----------→		出張禁止 ----------→		
国内出張	感染国帰国者は１週間禁止	感染地域は原則禁止	出張禁止 ----------→		
同一地域外出		削減を検討	原則禁止 ----------→		
職場旅行・懇親	延期・中止を検討	原則禁止 ----------→			
全国からの内部会議	延期・中止を検討	原則延期・中止 ----------→			
内部会議			感染予防策をして会議 ---------→		原則中止
外部会議に参加		不急会議は自粛	原則禁止 ----------→		
来客・業者対応		・延期や中止を検討 ・来客ルール適用 ----------→		原則中止	
検温/モニタリング		検温等を検討 ----------→			
マスク着用				・執務室内義務化検討 ・通勤時推奨	
入館チェック		手指消毒の奨励 ----------→		・発熱スクリーニング ・手指消毒義務化/マスク交換	
館内清掃/消毒		・感染者が触れたと思われる個所 ----------→ ・共用部分を１日２回消毒 ----------→			
ゴミ箱処理			・マスク等用と一般用の２つゴミ箱用意 ・ゴミ廃棄の際は防護服等を着用 ----------→		

この機関では感染予防策は別表「発生段階別の行動基準」にも記述されている。また「感染者発生時の対応」として「職員本人」「家族」別に連絡内容、連絡先等詳細に記述されている。他に特定接種についても記述されている。

信農連や信漁連のバンク業務における共通の BCP では感染対策は特定接種しか記述されていない。

④ 関係事業者等との連携

信農連や信漁連のバンク業務における共通の BCP では「協同組合同士の相互連携」とあるが、内容から地震等の災害用と思われる。

１機関で BCP 発動時に「関係先に連絡する」となっており、その連絡先リストがある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１機関で業務は「継続」「縮小」「中断」に分類され、欠勤率により対応が決められている。

	内容	欠勤率 0～25%	欠勤率 25～40%
継続業務	・現金の供給(現金手当/貯金の出金/公金支払い等) ・資金決済(口座振替/貯金等の入金/手形交換等)	・現行体制 ・必要時は時間外勤務で対応 ・利用者に緊急度確認 ・稼働状況 90%	・時間外勤務/支援要員で対応 ・窓口対応店の絞り込み ・利用者に緊急度確認 ・稼働状況 50%
縮小業務	・資金の融通 （貸付/資金繰り対応等）	・現行体制 ・必要時は時間外勤務で対応 ・稼働状況 50%	・必要最低限に縮小 ・継続業務に要員支援 ・稼働状況 30%
中断業務	・継続業務、縮小業務以外(貯金等の新規契約/借入相談/督促/キャンペーン企画等)	・業務を縮小及び中断 ・継続業務に要員支援 ・稼働状況 0～10%	

【機密性２情報】

もう１機関では、まず「業務継続方法」として業務別に詳細な記述がある。

資金繰り管理
・既約定取引、既往資金調達の決済機能維持に必要な業務に限定して継続
・資金運用取引を休止し、事務量を抑制
・外貨資金繰りは、マネーディーリング･為替フォワード取引等を休止し、取引量を抑制
・中央銀行との大口取引を活用した前倒し調達等により取引件数を抑制
・資金繰り把握、所要資金の調達は通常時と同様に実施
・日中流動性をモニタリングし、最低限の調達を実施。パンデミック最盛期でも休止しない

融資業務
・既約定取引の実行処理に限定し継続
・新規取引は原則停止、既約定の実行処理を完了した職員は自宅待機
・パンデミック対応期間中は融資との窓口機能のみを最低限の体制で維持
・顧客の資金決済に影響を及ぼす可能性の高い取引先からの融資相談が発生した場合のみ出勤

現金手当
・通常通り実施

リテール業務
・入出金、解約処理、テレフォンバンキングについては、業務範囲および処理量を限定せず通常通り対応
・極力郵送/テレフォンバンキング等を活用し、顧客の来店が不要な形式での対応

人事関連業務
・職員の健康管理(職員の感染状況把握、死亡者･感染者に関する対応)
・給与支給等必要最低限に限定した上で業務を継続

※上記は一例

更に「支店等で災害時に維持すべき目標レベル」として、業務別に担当部署と継続区分(継続/非継続)やRLO(最低限維持すべき目標レベル)等が一覧表で記述されている。

業務	担当課	区分	RLO(最低限維持すべき目標レベル)
系統団体に対する与信業務	業務課	継続	・原則、既約定取引や既往先で急を要する実行処理のみ対応 ・償還は事務部門と連携し、預金口座残高確認を行う 繰上償還は、必要性を取引先に確認 ・融資相談は、急を要する場合にのみ必要な対応
その他団体に対する与信業務	業務課/営業課	継続	
各種キャンペーン	企 画	非継続	・系統団体への通知にかかる業務のみ最低人数を確保して継続

※上記は一例

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

３機関とも具体的な人員配置(必要人数)はないが、２機関で「時差出勤」「自家用車･自転車･徒歩等による出勤」があげられている。

他に１機関で「時間外勤務」「支援要員」があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

３機関とも教育･訓練に関する具体的な記述はない。

24　政府関係金融機関

小業種	対象数	業種	管轄
41. 政府関係金融機関	3	銀行業	財務省 内閣府

24.1 BCP の共通性と特徴

「政府関係金融機関」3 機関のうち 2 機関は共通のフォーマットを使用している。

残り 1 機関では、重要業務の継続に対する脅威として「新型インフルエンザ等感染症のパンデミック」が入っているものの、内容的には自然災害(特に地震)に対するものがほとんどで、新型インフルエンザ等に即していない。

- 2 機関は共通のフォーマットで、共通性は高い。その特徴は以下の通りである。
  - 感染対策は、平時・発生時別でなく「感染防止策」として簡単にまとめられている。
  - 業務は「優先」「縮小」「休止」に分類されている。うち 1 機関では毒性により縮小や休止のタイミングが決まる。
- 1 機関は主に地震に対するもので、新型インフルエンザ等に即していない。

24.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・共通フォーマットの 2 機関は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 機関では、強毒性(致死率 5～15%)の場合も想定している。 ・1 機関では新型インフルエンザ等の被害想定はない。
②新型インフル等対策の体制	・共通フォーマットの 2 機関は対策本部が設置され、具体的な組織図や連絡体制がある。 ・1 機関は、個別判断により、対策本部を設置する想定となっている。
③平時と発生時の感染対策	・共通のフォーマットの 2 機関は平時・発生時別でなく、「感染防止策」として簡単にまとめられている。 ・1 機関では新型インフルエンザ等の感染対策に関する記述はない。
④関係業者等との連携	・1 機関だけ、業者等との連携が記述されている。
⑤継続・縮小業務	・共通フォーマットの 2 機関では、業務は「優先」「縮小」「休止」に分類されている。うち 1 機関では毒性により縮小や休止のタイミングが決まる。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 機関で人員確保、応援体制についての記述がある。
⑦教育・訓練	・1 機関で具体的な訓練が記述されている。

【機密性２情報】

24.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

共通フォーマットの２機関では、「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち１機関では、強毒性(致死率 5～15%)の場合も想定している。

・人口の 25%が罹患 ・流行期間２ヶ月 ・ピーク時最大 40%の欠勤率 ・致死率 2%(弱毒性)

残り１機関では地震等の被害想定はあるが、新型インフルエンザ等の被害想定はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

共通フォーマットの２機関では対策本部が設置され、具体的な組織図や連絡体制がある。
残り１機関は、個別判断により、対策本部を設置する想定となっている。

③ 平時及び発生時における感染対策

共通フォーマットの２機関とも、平時･発生時別でなく、「感染防止策」として簡単にまとめられている。

＜A機関＞	＜B機関＞
出勤対象者を以下に制限(強毒性の場合) ・優先業務の担当者 ・新型インフルエンザ罹患後、回復者 ・備蓄医薬品/感染防御用品の確保 ・特定接種 ・清掃/消毒業務による執務環境の確保	・症状のある職員の出勤停止 ・マスク着用、入口に消毒剤を配置 ・移動制限 ・店舗入室時における健康状態の自己申告 ・検温の実施(38度以上の発熱等は出勤停止) ・衛生備品等の備蓄(サージカルマスク/体温計/加湿器/消毒剤/うがい薬/等) ・特定接種

残り１機関では新型インフルエンザ等の感染対策に関する記述はない。

④ 関係事業者等との連携

1機関で、業者(「ビル管理や警備」「清掃/消毒業務」「保守/点検」「消耗品の供給」)に「事業継続に向けた協力を平時から要請する」との記述がある。

【機密性２情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

１機関では業務は「優先業務」「縮小業務」「休止業務」に分類され、対策レベル（毒性）により、業務の縮小や休止のタイミングが決まる。

優先業務：毒性に関係なく全段階で継続する
・新たに発生する業務：新型インフルエンザ出現に伴う危機管理対策等
・継続業務：中断等すると顧客等へ重大な影響を与え、まん延期でも縮小が困難な業務

優先業務以外の業務：弱毒性の時に縮小/休止となる（強毒性＝すべて休止）
・縮小業務：優先業務および休止業務に該当しない業務
・休止業務：感染拡大につながるおそれのある業務、不急の業務（対策実施地域は即休止）

もう１機関でも同じように「優先業務」「縮小業務」「休止業務」に分類されるが、対策レベルは弱毒性の場合だけである。こちらには別添で優先業務の具体的一覧がリスト化されている。（業務種類別と部署別でそれぞれリスト化されている）

優先業務一覧（業務種類別）		
業務の種類	業務内容	担当部署
①危機管理	対策本部の設置/職員安否確認/その他危機管理業務全般	総務部/庶務部
②関係官庁	国会、官庁等、外部との連絡折衝/官庁との補正予算対応	総務部/経理部
③広報	広報対応（マスコミ対応、プレス、HP）	総務部/庶務部/ 企画調査部

優先業務一覧（部署別）		
部 署	事務内容（組織規程）	業務の種類
総 務 部	業務の総合調整に関すること	②、⑨
	機密に関すること	－
	役員の秘書事務に関すること	⑮

※上記は一例/業務の種類は①～⑲あり、２つの表で一致している

残り１機関では、地震等用の記述となっており、新型インフルエンザ等に即していない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

共通フォーマットの２機関とも具体的な人員配置はないが、１機関で人員確保策として、「前任者のリストアップ」や以下のような応援体制についての記述がある。

部室店内（事業別）の人繰りの確保
・平日毎朝7時、安否確認メールで、職員（家族含む）の健康状況/出勤可否等を確認
・職員は午前8時までに安否確認サービスを通じて報告
・所属長は職員の出勤可否を把握し、優先業務の人繰り及び縮小、中断する業務を決定

部室店（事業別）において人繰りがつかない場合の対応
・人的応援：事業部内
・システム応援：事業部以外の代行登録

残り１機関では、地震等用の記述となっており、新型インフルエンザ等に即していない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

１機関で「強毒型を想定した罹患者への対応、N95 マスクの着用訓練」と具体的な記述がある。

25　河川管理・用水供給

小業種	対象数	業種	管轄
42.河川管理・用水供給	2	河川管理・用水供給	国土交通省

25.1 BCP の共通性と特徴

「河川管理･用水供給｣2 機関の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「河川管理･用水供給｣2 機関の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 機関は、対策本部を設置するが BCP や対策本部が示すのは基本的方針で、継続業務の選定も含めた実際の対応は基本的には各事業所レベルで決定し実施する。
  - 1 機関は、対策本部等の体制の記述がなく通常の組織の中で対応すると思われる。継続業務や人員計画等は BCP で各部署ごとに詳細に決めている。

25.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･発生段階別にインフラや交通機関等の社会状況まで記述している機関と、最大ピーク時欠勤率 40%だけ記述している機関に分かれている。
②新型インフル等対策の体制	･対策本部の設置を含め、発生段階別の体制や組織図もある機関と、対策本部の記述がなく、通常の組織で対応すると思われる機関に分かれている。
③平時と発生時の感染対策	･発生段階別に感染対策がある機関と、他に実施マニュアルを策定するとあり、この BCP では簡単な記述だけの機関に分かれている。
④関係業者等との連携	･2 機関とも｢関係機関等と連携する｣程度の記述にとどまる。
⑤継続･縮小業務	･2 機関とも業務を｢発生時継続業務(新型インフルエンザ等対策業務)｣｢発生時継続業務(一般継続業務)｣｢縮小/中断業務(一般継続業務)｣に分類している。 ･全部署について｢継続業務｣と｢縮小業務｣を記述している機関と、BCP では基本的考え方と継続事業の例だけで、具体的には事業所等や別途マニュアルで定める機関に分かれている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･継続業務に必要な人数と出社可能想定数から人員計画を策定している機関と、各事業所等での対応としている機関に分かれている。
⑦教育･訓練	･2 機関とも｢教育･訓練を実施する｣程度の記述にとどまる。

【機密性 2 情報】

25.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 機関では、ピーク時最大欠勤率 40%の想定だけで、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。

もう 1 機関では「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」に従い、次のように想定している。

・全人口の 25%が感染し約 2 ヶ月間の流行の波が 2～3 回継続
・本人の感染や家族の看病等のため全職員等の 40%が欠勤
・学校/保育施設等の臨時休業、集会の中止、経済活動が大幅に縮小
・電力、上水道等のライフラインは概ね維持(国の目標)

更に「想定される社会・経済状況」が発生段階別に詳細に記述されている。

第 1 段階(海外発生期)
・帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の空港・港湾で相当な混雑が発生
・出張や旅行の自粛
・国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加
・食料品、生活必需品に対する需要が増加
・マスク、消毒液等の需要が増加

第 2 段階(国内発生早期)
・発熱相談センターや 119 番に相談の電話が急増
・国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増
・発生地域の学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の休業
・発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生
・一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き
・一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き
・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加

第 3 段階(拡大期/まん延期/回復期)
・抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪する等、混乱が発生
・医療資源(医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現
・学校、保育施設等の臨時休業/集会の中止/興行施設等の休業等が全国に拡大
・公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少
・電力、上下水道、ガス、電話等のライフラインは概ね維持
※政府の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。
・流通、物流の停滞/生産、輸入の減少により食料品、生活必需品の供給不足が発生するおそれ
・マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性
・感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足で、欠勤が増加(最大 4 割程度)
・経済活動が大幅に縮小/企業の経営破たんが増加/雇用失業情勢が悪化

第 4 段階(小康期)
・社会が安定し始める
・経済活動が一部正常化

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

1 機関では、対策本部の設置等の記述がなく、通常の組織体制の中での対応と思われる。

もう 1 機関では、新型インフルエンザ等発生段階に応じて、組織体制やその役割が記述されている。対策本部は第 2 段階(国内早期発生期)で設置され、その組織図も記載されている。

前段階(未発生期)
・通常組織(危機管理監、特命審議役、総務部等)で対応
　→情報収集等/業務継続計画の策定

第 1 段階(海外発生期)
・通常組織(危機管理監、特命審議役、総務部等)で対応
　→海外発生状況の確認/感染予防対策の啓発/業務継続にむけた準備

第 2 段階(国内発生早期)
・対策本部(組織図あり)の設置
　→対策本部の運営/国内、機関内感染状況の確認/感染時の対応周知

第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)
・対策本部(組織図あり)で対応
　→機関内感染状況の情報共有/職員等感染者への対応/業務の縮小･中断

第 4 段階(小康期)
・対策本部(組織図あり)で対応
　→必要な物資の確保/業務継続計画の評価/一部業務の再開

③ 平時及び発生時における感染対策

1 機関では以下の項目について実施マニュアルを策定し、周知するとある。

職員の健康対策等
・出勤時の手洗い/検温の実施、体調の申告、出勤自粛の指導等
・本人/家族が感染した場合の報告

来庁者への対応
・職員と同様の対応を基本とし、感染拡大期等は入口を制限して対応

庁舎の清掃/消毒
・人のよく触れる箇所等の清掃/消毒を実施

通勤時の対応
・通勤手段の変更の検討 等

【機密性 2 情報】

もう 1 機関では、まず一般的な(平時の対応と思われる)感染防止策が記述されている。

・季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

感染防止対策の徹底

・手洗い及び手指消毒の徹底
・うがい、咳エチケット及びマスクの励行
・来訪者の接遇

発生段階別の感染対策も記述されている。

第 1 段階(海外発生期)

・職員等への感染予防措置
・海外渡航への対応

第 2 段階(国内発生早期)

・症状が認められた職員等への対応
・会議等の中止等
・多数の一般市民が集まる行事等の中止等

第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)

・職員等が感染した場合の対応：本人/家族/機関(部署)に分けて対応が記述されている
・不要不急の外出等の禁止
・工事等の延期、中止
・窓口業務等の縮小
・勤務方法等の見直し

第 4 段階(小康期)

・感染防止対策の継続
・必要な物資の確認/補充

更に感染対策として「時差出勤」「自転車・徒歩等による出勤」も記述されている。

④ 関係事業者等との連携

2 機関とも「継続業務が遂行できるよう、関係機関等に事前の対策を要請する、協議する」程度の記述で具体的な記述はない。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

2 機関とも継続業務の基本方針や考え方は記述されている。1 機関では更に部署ごとに「継続する主な業務(一部の業務は工夫して縮小)」と「中断する主な業務」が詳細に記述されている。

	継続する主な業務(一部縮小)	中断する業務
土木事務所	・河川、海岸、ダム、港湾の管理の調査、指導及び監督に関する業務	・新たな工事の着手及び関連する用地業務(用地交渉・現地調査、補償額算定等)
河川砂防課	・河川(ダムを含む)/海岸/砂防等の施設の維持管理に関する業務 ・水防対応、災害対応等に関する業務	・河川砂防事業等の計画、事業執行(工事執行、支出等)に関する業務のうち、急を要するもの以外 ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定等に関する事務、統計、その他の業務のうち急を要するもの以外

※上記は一例

もう 1 機関では、「発生時継続業務」と「縮小・中止業務」の定義はあるが、BCP では具体的な業務は例としての記述にとどまっており、各事業所等や別途マニュアルで定めることになっている。

継続/縮小業務	定義	例
発生時継続業務 (新型インフル等対策業務)	新型インフルエンザの発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの	対策本部の運営、人員の確保、感染防止業務
発生時継続業務 (一般継続業務)	最低限の国民生活及び経済活動の維持に必要な業務で縮小・中断が困難な業務	防災対応業務、用水供給業務、維持管理業務
	組織の維持等に必要な業務で縮小・中断が困難な業務	予算関連業務、広報、庁舎管理業務
縮小/中断業務 (一般継続業務)	流行中も業務を中断できないが、発生時継続業務に該当せず、業務内容を縮小する業務	支払業務、情報公開業務
	流行の終息後に先送りすることが可能な業務	企画・調査業務、使用承認業務
	感染拡大防止等の観点から積極的な休止が望ましい業務	研修、イベント関連業務

この機関では発生段階別に、「継続業務」「縮小・中止業務」への対応が記述されている。

発生段階	重要(継続)業務への対応事項
前段階(未発生期)	・重要業務の検討、選定
第 1 段階(海外発生期)	・重要業務等の周知
第 2 段階(国内発生早期)	・業務継続計画の発動/重要業務の継続
第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)	・業務継続計画の実施/重要業務の継続
第 4 段階(小康期)	・業務継続計画の評価等/一部業務の回復

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 機関では、ピーク時最大欠勤率 40%時の出勤者数と継続業務の必要人数を基に、部署ごとに人員が不足しているかどうかを確認している。結果としてどの部署でも想定出勤者数が継続業務必要人数を上回っているため、機関内での人員調整(応援)で対応可能と判断している。

職員数－(職員数×欠勤率)＝想定出勤者数＞継続業務必要人数

人員調整(応援)の具体的な実施手順についての記述もある。

・通常業務の中断・縮小を実施しても、まだ不足が生じる場合に所属間での人員調整を実施 ・各所属内で対応→不足時は各部局 ・実施手順:応援の要請→具体的調整→応援内容の決定→応援の実施

もう 1 機関では、基本的には各事務所等で人員計画を作成するとなっており、具体的な人員配置等はない。各事務所等での発生段階別の人員計画への対応は以下の通り。

発生段階	人員計画への対応事項
前段階(未発生期)	・作成作業
第 1 段階(海外発生期)	・確認、協力要請準備
第 2 段階(国内発生早期)	・職員への通知、協力要請
第 3 段階(感染拡大期、まん延期、回復期)	・職員の支援
第 4 段階(小康期)	・計画の見直し

他に、「業務の継続が担保される時は、始業時間や終業時刻を変更する」が記述されている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

2 機関とも「新型インフルエンザ等が発生時に、必要な体制や行動を行えるよう、感染防止対策、業務継続に当たっての教育・訓練を実施する」程度で、具体的な記述はない。

26　工業用水道業

小業種	対象数	業種	管轄
43.工業用水道業	3	工業用水道業	経済産業省

26.1 BCP の共通性と特徴

3 県とも「工業用水道業」に関する BCP でなく、県全体の BCP となっている。 うち 2 県は共通のフォーマットの BCP を使用していることもあり、共通性は高い。「工業用水道業」3 県の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 県とも「政府行動計画」を基に、県の被害想定を算出している。
- 3 県とも政府対策本部設置後、直ちに知事を本部長とした県対策本部が設置される。
- 記述の仕方は異なるが、3 県とも発生段階別に感染対策がある。
- 2 県は共通のフォーマットを使用しており、内容もほぼ同じである。
- 共通フォーマットの 2 県では「関係業者等との連携」「継続・縮小業務」「人員計画」「教育・訓練」に関する具体的な記述はない。

26.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 県とも「政府行動計画」を基に、県の被害想定を算出している。 ・1 県では、地震と新型インフルエンザ等との被害想定の違いを記述している。
②新型インフル等対策の体制	・3 県とも知事を本部長とした対策本部が設置される。 ・3 県とも政府対策本部設置後、直ちに県対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・記述の仕方は異なるが、3 県とも発生段階別に感染対策がある。
④関係業者等との連携	・共通フォーマットの 2 県では「政府/都道府県/市町村対策本部と相互に連携を図り、対策を推進する」程度の記述である。 ・もう 1 県では業者等との連携も記述されている。
⑤継続・縮小業務	・共通フォーマットの 2 県では、継続業務の分類方法や具体的な業務内容等の記述はない。 ・もう 1 県では業務を「強化・拡充業務」「一般継続業務」「発生時継続業務以外の業務」に分類しているが、それぞれの具体的な業務は各部局が決めるとなっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・共通フォーマットの 2 県では「他の公共団体による代行・応援措置を活用する」とあるだけで、具体的な人員配置等の記述はない。 ・もう 1 県では基本的な考え方が記述され、それに基づき具体的な人員計画は所属単位で作成するとなっている。
⑦教育・訓練	・1 県で具体的な教育・訓練が記述されている。

【機密性 2 情報】

26.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 県とも「政府行動計画」を基に、県の被害想定（中等度/重度別の「受診者数」「入院者数」「死亡者数」「1 日当たりの最大入院患者数」）を算出している。

政府行動計画
・罹患率　　：25%（流行期間：8週間）
・致死率　　：中等度：0.53%、重度：2.0%
・最大欠勤率：40%

1 県では、地震と新型インフルエンザ等との被害想定の違いを記述している。

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
事業継続方針	できる限り事業継続/早期復旧を図る	感染リスク/社会的責任/経営面から、事業継続レベルを設定
被害の対象	主として施設/設備等の社会インフラへの被害が大きい	主として人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	被害が地域的/局所的（代替施設/取引事業者間で補完可能）	被害が全世界的（代替施設/取引事業者間で補完困難）
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能	長期化が考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	主に兆候がなく突発する/被害量は事後の制御不可能	海外発生～国内発生の間、準備が可能/被害量は感染予防策で左右される
事業への影響	事業復旧すれば業績回復が期待できる	集客施設では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 県とも政府対策本部設置後、直ちに知事を本部長とした県対策本部が設置される。

共通フォーマットの 2 県では、「県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う」とある。

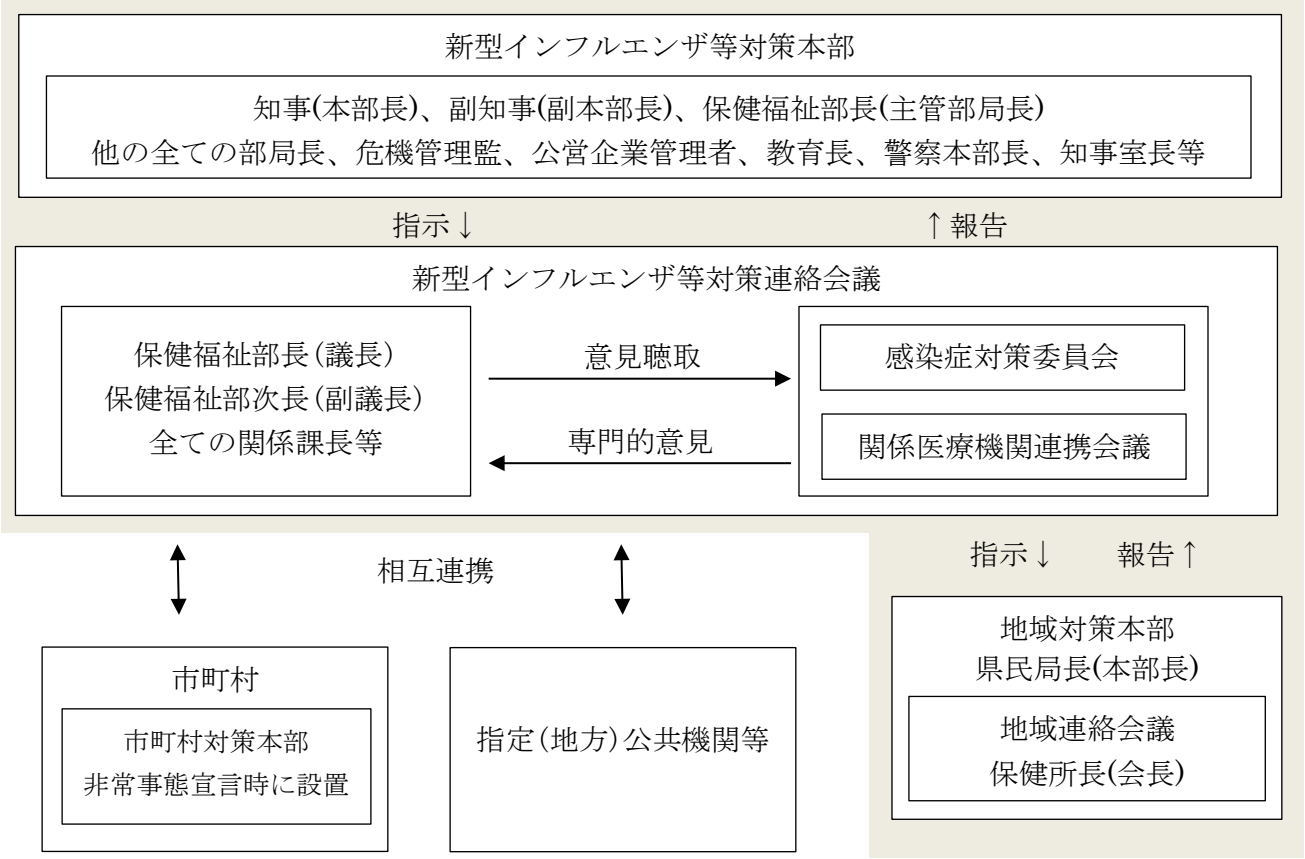

③ 平時及び発生時における感染対策

共通フォーマットの 2 県ではまず、行動計画の主要 6 項目の 1 つとして「予防・まん延防止」がある。次に発生段階別に感染対策がある。

＜予防・まん延防止（発生段階別）＞

未発生期

・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの普及/人混みを避ける/不要不急の外出の自粛
・職場における感染対策の知識周知/住民接種
・ワクチン等供給の体制構築/県民への情報提供、理解促進
・地域の実情に応じた医療体制の整備/発生時の医療体制の協議、具体的内容の整備
・帰国者、接触者相談センター設置準備、受入体制確保/一般医療機関に対する感染対策の準備要請
・小児、妊婦、人口透析患者等の医療体制対応策構築/県内感染期に備えた医療体制の確保
・救急隊員等搬送従事者の個人防護具の備蓄要請/医療機関等における必要医療資器材等の十分な備蓄
・医療設備の整備/県民の 45%相当数の抗インフルエンザ薬の備蓄

海外発生期

・入国者の健康監視の開始、検疫の強化
・県職員の特定接種、住民接種の体制準備開始/発生国帰国者、濃厚接触者の専用外来の対応、整備
・入院治療協力医療機関への受入準備要請/抗インフルエンザ薬等の供給、取扱いの協力依頼
・感染（疑い）者から採取した検体を衛生研究所へ送付/国等からの情報収集、医療機関等への迅速な提供

【機密性 2 情報】

国内発生期(県内未発生期)
・帰国者、接触者外来の診療体制の継続/帰国者、接触者相談センターの充実強化
・医療機関、薬局周辺における警戒活動等の実施

県内発生早期
・国と連携し、感染者への治療/濃厚接触者への外出自粛/健康観察等の実施
・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの勧奨/人混みを避ける/時差出勤の実施等の勧奨
・事業所の感染(疑い)者の健康管理
・受診勧奨/事業者へ職場の感染対策の徹底を要請
・国の目安に基く学級閉鎖・休校等の実施要請/公共機関利用者へのマスク着用の励行
・病院、高齢者施設等の感染対策の強化要請/パンデミックワクチン供給可能になり次第接種の開始
・接種会場の確保、居住者の集団的接種の実施

県内感染期
・マスク着用/咳エチケット/手洗い、うがいを強く勧奨/人混みを避ける/時差出勤の実施等を強く勧奨
・新臨時接種を進める/帰国者、接触者外来等での入院措置の中止
・一般医療機関での診療実施
・入院治療は重症患者に限定、その他は在宅療養要請/ピーク時対応の病床確保/診療時間延長
・外来診療拡充/休日夜間体制の拡充依頼
・抗インフルエンザ薬の不足地域に県備蓄分を放出、更に不足時には国に放出を要請
・在宅療養患者への支援(見回り/食事の提供/医療機関への移送/自宅で亡くなった患者への対応)

緊急事態宣言発令時
・不要の外出の禁止/職場含む基本的な感染対策の徹底/学校・保育所等の使用制限
・医薬品等の製造販売確保に必要な措置を講ずる/臨時医療施設の設置、医療提供(流行ピーク経過時は閉鎖)

もう1県はまず個人対策があり、更に庁舎内の感染対策が発生段階別にある。

＜個人対策＞

咳エチケット
・ティッシュ等で口と鼻を被い、顔をそむける。
・1～2 メートル以上離れる
・鼻汁、痰等のティッシュは、ふた付きゴミ箱等に捨てる

マスク着用
・原則使い捨てとし、他人が触れないよう捨てる
・職場使用時は不織布製のものを推奨
・日常利用では家庭様/医療用とも同様の効果がある
・N95 マスクの推奨

手洗い
・流水と石鹸で 15 秒以上の手洗い
・洗った後は水分を十分に拭き取る
・アルコール消毒薬で、両手を擦り合わせる

対人距離の保持
・感染者の 2 メートル以内に近づかない

清掃/消毒
・通常清掃に加え、水と洗剤で 1 日1回以上は人がよく触れるところを拭き取り清掃する
・発症者の周辺・触れた場所・壁・床等の消毒剤での拭き取り清掃実施

＜庁舎内対策(発生段階別)＞

海外発生期
・出勤前の体温測定の義務付け
・庁舎入口に注意喚起のポスターを掲示
・アルコール、マスク等の配置や配布準備
・ホームページで注意呼びかけ

県内未発生期(国内発生)
・出勤前の体温測定
・来庁者へのマスク着用を促す
・手洗い/手指消毒/マスク着用の促進
・執務室内の 2 時間毎の換気
・急を要しない会議/イベント等の自粛

県内発生早期
・来庁者への庁舎内への入場自粛/マスク着用を促す
・時差出勤/自転車・徒歩等による出勤について検討
・執務時間中の外出自粛、庁舎の清掃/消毒

県内感染期
・来庁者への入場自粛/マスク着用の継続
・出金方法の見直しの継続

【機密性２情報】

④ 関係事業者等との連携

共通フォーマットの２県では「政府対策本部、都道府県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する」程度の記述である。

もう１県では業者等との連携も記述されている。

・継続に不可欠な物資/サービスを提供する事業者を洗い出し、継続に向けた協力を要請
・各部局等やその共済組合が運営する病院/診療所において、BCP を策定し、診療方針/体制を明確にし、医薬品等の備蓄方針を検討
・情報システムについて受託事業者の庁舎内常駐者、故障発生時のメンテナンスサービス、オペレータの不足等が想定され、十分な備えを行っておく必要がある

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

共通フォーマットの２県では、継続業務の分類方法や具体的な業務内容等の記述はない。

もう１県では業務を以下の３つに分類しているが、それぞれの具体的な業務は各部局が決めるとなっている。稼働人員として人員確保の考え方も記述されている。

強化/拡充業務：発生により新たに発生するか、業務量が増加する業務
（業務例）
・新型インフルエンザ等対策本部の運営/サーベイランス
・医療体制の整備/広報等
（発生時の体制）
・県内発生時から状況に応じ体制を維持･強化
・縮小･中断業務から人員補充

一般継続業務：県民生活の維持等に必要で、業務量を大幅に縮小することが困難な業務
（業務例）
・災害対策本部の設置/運営等の災害復旧業務
・福祉･医療等サービスの確保
・県民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金の支給
・インフラの管理/町内維持管理
・情報システムの維持/予算･決算/人事管理等
（発生時の体制）
・県内発生時から状況に応じ体制を維持
・必要に応じ縮小･中断業務から人員補充

縮小/中断業務：緊急に実施する必要がなく、一定期間大幅な縮小や中断が可能な業務
（発生時の体制）
・県内発生時移行状況に応じ業務縮小を開始し、強化･拡充業務へ人員を補充

【機密性２情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

共通フォーマットの２県では「他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う」とあるだけで、具体的な人員配置等の記述はない。

もう１県では以下の基本的な考えに基づき、具体的な人員計画は所属単位で作成となっている。

人員計画の作成

・業務の仕分けを踏まえ、所属単位で必要な人員を確保するための人員計画を作成
・通勤時や勤務時の感染リスクを低減するため、勤務体制を工夫
・最大 40%の欠勤率を想定し、強化/拡充業務で業務量が増加しても全体が機能する計画とする
・学校/保育施設等の臨時休業や介護サービス不足による家族都合の出勤困難になりうる職員を具体的に把握のうえで人員計画を作成
・発生段階ごとに発生時継続業務の実施目標を設定し、達成できる人員体制を各所属で整備

人員の確保

・各所属は、業務仕分けを踏まえ、発生時継続業務の実施に必要となる人員を確保
・所属間の人員調整は、業務の中断/縮小を行っても、業務性質上なお人員不足になる場合に実施
・所属間の人員調整は、原則として各部局等内で対応し、各部局等の主管課が実施
・各部局等内において対応ができない場合は、総務部を通じて他の部局等からの応援を要請
・専門的な知識、スキルの標準化(教育訓練等、代替性を高める方策を検討)
・通勤時の感染リスク低減のため、時差出勤や自転車/徒歩等による出勤について検討

注意点/検討事項

・業務継続計画の発動期間中は、過労やストレスで職員が健康を害することにならないよう配慮
・発生時継続業務に携わる幹部は、感染リスクを極力抑えるような対策を講じる
・幹部が職務執行困難時の代行者/意思決定の代替ルートを明確化
  ・職務を代行するタイミング/現状復帰するタイミング
  ・代行対象の職務内容/権限の範囲
  ・代行予定者の事前研修
  ・幹部と代行予定者の情報共有の方法等
・幹部と代行者の同時罹患リスク軽減のため、交代勤務等も検討

⑦ 従業員に対する教育・訓練

共通フォーマットの２県では、具体的な教育･訓練の記述はない。

もう１県で教育･訓練に関して、以下のような記述がある。

・一定割合の欠勤者を指定したうえで、役割分担の確認等の実地訓練を実施する
・発症者発生時における作業班員の対応や、不特定多数と接触する業務に従事する職員の適切な個人防護策についての綿密な教育･訓練を行う
・発症者が庁舎内で発生した場合の発症者への対応/職場等の消毒について教育する

27　下水道業(下水道処理施設維持管理業/下水道管路施設維持管理業)

小業種	対象数	業種	管轄
44-1. 下水道処理施設維持管理業	3	下水道業	国土交通省
44-2. 下水道管路施設維持管理業			

27.1 BCP の共通性と特徴

「下水道処理施設維持管理業」と「下水道管路施設維持管理業」は、対象となる自治体の担当部局が共通のため「下水道業」としてまとめて記述する。「下水道業」3 局の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 局とも、所属地方公共団体での対策本部の一組織として、局の対策本部が設置される。
- 2 局が発生段階別に感染対策や継続業務等が記述されている。
- 2 局で業務継続のため業務別に必要人数が記述されており、人員確保の方法として「委託業者との連携」「経験者のリスト化」があげられている。

27.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 局とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。 ・1 局だけ「社会経済状況への影響等」が記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・3 局とも所属地方公共団体での対策本部の一組織として、局の対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・2 局で発生段階ごとに感染対策が記述されている。 ・1局は「職員等への感染予防措置」「感染した場合の措置」が記述されている。
④関係業者等との連携	・2 局で「受託業者」と「業務遂行」「要員確保」「物資の確保」等における連携が記述されている。うち 1 局では、発生段階別に受託業者に対する連携項目が具体的に記述されている。
⑤継続・縮小業務	・1 局は、業務を「新たに発生する業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の 4 つに分類し発生段階や欠勤率に応じて柔軟に対応する。 ・1 局も発生段階別に業務の継続を決定するとなっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 局で業務ごとに必要人数が算出されている。 ・要員確保手段としては、「受託業者への依頼」や「自転車、自家用車での通勤」「職員の配置換え」等があげられている。
⑦教育・訓練	・3 局とも具体的な教育・訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

27.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 局とも「政府行動計画」の被害想定に基づいている。1 局では、所在都道府県の被害想定もある。

政府行動計画	所在都道府県の被害想定
・全人口の25%が罹患	・受診患者数:約27.7～52万人
・各地域で約8週間程度の流行	・入院患者数:約11,000人(重度の場合41,000人)
・従業員の最大40%程度が欠勤	・死亡者数:約3,400人(重度の場合13,000人)

1 局だけ「社会経済状況への影響等」が記述されている。

・医療の提供：患者が急増、病床や医薬品が不足
・集会等の自粛要請：集客施設の多くは休業/集会、興行等の自粛要請
・出勤状況：最大 40%の欠勤率(子供の休校/休園による欠勤も含まれる)
・資金の状況：資金調達や支払い等に混乱が生じる可能性
・経営：労働力、原材料等の不足/資金繰り悪化等による経営悪化
・企業の事業継続：社会機能の維持に関わる事業は継続/不要不急の業務を休止
・電気/水道/ガス/通信：保守、運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小、中断
・公共交通：運行本数減の可能性/利用者の接触を減らす措置等を実施
・金融：決済業務、ATM 機能等を維持、その他の業務は縮小、中断
・物流：従業員不足による集配、配送業務の中断、遅配
・宅配：通信販売等に対する業務が大幅に増加
・行政サービス：住民生活維持に必要な最小限のサービスを維持

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 局とも所属地方公共団体での対策本部の一組織として、局の対策本部が設置される。

未発生期
・所属地方公共団体で危機対策会議/準備本部

海外発生期
1. 政府対策本部の設置
2. 所属地方公共団体(県/市)で対策本部が設置
3. 自治体の担当部局でも局対策本部を設置(地方公共団体の対策本部の一部として機能)

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

2 局で発生段階ごとに感染対策が記述されている。

未発生期
・新型インフルエンザに関する情報収集等

海外発生期
・職員等の感染状況の把握及び予防策等の周知
・監理団体/関係団体等に感染拡大防止策を講じるよう要請

国内発生早期
・感染予防及び感染拡大防止策に係る注意喚起等

地域発生早期
・職員等の感染状況の把握、感染拡大防止策等に関する情報収集及び提供
・施設見学及びイベント、会議等の中止又は延期
・緊急工事以外の工事、外出を伴う業務等の中止の検討
・職員/来庁者への入庁時の対応
・監理団体/関係団体等に対する集会等の自粛要請

地域感染期
・職員等の感染状況の把握、感染拡大防止策に関する情報収集及び提供
・施設見学及びイベント、会議等の中止又は延期
・緊急工事以外の工事、外出を伴う業務等の中止

1 局は「職員等への感染予防措置」「感染した場合の措置」が記述されている。

職員等への感染予防措置
・マスク、ゴーグル等の配布、着用/うがい、手洗いの衛生管理の徹底
・咳エチケットの指導/室内の換気を実施
・出入口に手指等消毒アルコールを設置
・感染防御、健康状態を留意するよう指導/必要に応じて検温を実施
・職員の家族が罹患(疑い含む)の場合は、当該職員に対して出勤しないよう要請
・不要不急の外出、集会、対面会議の自粛
・時差通勤、自家用車の利用等の措置を検討

職員等が感染した場合の措置
・職員の健康把握に努める/医療機関で自宅待機等の指示を受けたら速やかに報告
・38度以上の発熱、咳、全身倦怠等のインフルエンザ様症状があれば、速やかに受診
・インフルエンザ様症状の報告を受けたときは、出勤せずに医療機関を受診するよう要請
・感染者が発生したことを周知、適切な広報、職員及び家族への適切な情報提供

備蓄品は 2 局で記述がある。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

2 局で「受託業者」と「業務遂行」「要員確保」「物資の確保」等における連携が記述されている。うち 1 局では、発生段階別に受託業者に対する連携項目が具体的に記述されている。

未発生期
・協議書の締結等：重要な委託業務については、受託事業者と事前協議書を交わす

海外発生期/国内発生早期
・ 焼却灰/沈砂等廃棄物の運搬：運搬業者各社の相互支援体制の確保(協同組合)
・ 再生水施設の運転管理/ネットワーク管理/出張所業務等の要員確保(A 社)
・ 保守点検業務の優先順位の事前協議及び必要な要員確保(A 社)
・ 資源リサイクル事業受託者への業務交代要員や補助要員の確保(各受託事業者)
・ 緊急時の故障処理業務等の出動要員の確保(協同組合)

地域発生早期～感染期
・事業者の感染状況等の把握
・人員の確保等、必要な対策を講じるよう要請
・委託業務に係る業務の継続･縮小等、具体的な対応を指示

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 局は、業務を 4 つに分類し発生段階や欠勤率に応じて柔軟に継続･縮小･休止を決めるとなっている。(それぞれの具体的な業務内容は別紙となっている。)

新たに発生する業務(欠勤率40%まで/全段階で実施)
・感染拡大防止策
・危機管理体制上、必要となる業務
(実際の業務例：感染拡大防止策の実施/職員の感染状況の把握/運転管理要員の確保)

継続業務(欠勤率40%まで/全段階で実施)
・住民の生命を守るための業務
・都市機能の維持に係る業務
・休止すると重大な法令違反となる業務
・行政業務維持のための基盤業務
(実際の業務例：水再生センター等の運転管理/緊急工事/水質事故への対応等)

縮小業務(欠勤率40%未満でも/地域感染期で縮小)
・継続/休止以外の業務
・対面業務を中止して、工夫して実施する業務
(実際の業務例：契約･設計等、緊急対応以外の事務)

休止業務(国内発生早期から休止)
・多数の人が集まる施設や業務
・その他、緊急性を要しない業務
(実際の業務例：緊急工事以外の工事/不急の会議/研修･施設見学/イベント等)

【機密性２情報】

１局も発生段階別に業務の継続を決定するとなっているが、実際の業務リストは課公所ごとに作成するとなっており、例としての記述にとどまる。

道路漏水、破裂修理	：全段階で実施
配水管布設工事	：県内発生早期と流行期で休止
路面復旧工事	：県内発生早期と流行期で休止

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

２局が業務ごとに必要人数が明確化されている。（1 局は別紙となっている。）

・総務室：必要人数４　新型インフルエンザ等対策業務/出納、支払業務
・施設整備室：必要人数９　工事業者対応/現場対応
・施設管理室：必要人数６　各センターとの運転管理等調整/産業廃棄物処理に係る調整
・A 浄化センター：必要人数４　水、汚泥、産業廃棄物処理等業務/故障復旧業務/物品調達業務
・B 浄化センター：必要人数３　水、汚泥処理等業務/故障復旧業務/物品調達業務
・C 浄化センター：必要人数２　水、汚泥処理等業務/故障復旧業務/物品調達業務
・D 浄化センター：必要人数２　水、汚泥処理等業務/故障復旧業務/物品調達業務

残り１局は要員不足を想定し「代替え要員のリスト化」をするとなっている。
運転管理要員の確保のための対応策は、１局で具体的に記述されている。

<u>レベル1：各施設で運転管理体制の確保が可能な場合</u>
・現行の執行体制の中で運転管理要員を確保

<u>レベル2：各施設では要員の確保ができず、所内での応援体制が必要な場合</u>
・経験者名簿に基づき、所内各課の職員のうちから運転管理要員を確保

<u>レベル3：所内で要員の確保ができず、部門内の応援が必要な場合</u>
・経験者名簿に基づき、施設管理部、下水道事務所等の職員のうちから運転管理要員を確保

<u>レベル4：各事務所等の職員だけでは要員の確保ができず、局内の応援が必要な場合</u>
・局対策本部長に応援の要請を行い、局内のすべての部署から運転管理要員を確保
・運転管理要員確保の要請を受けた場合、対策本部会議を開催、他部門から派遣を決定

他、要員確保手段としては、前述のように「受託業者への依頼」や「自転車、自家用車での通勤」「職員の配置換え」等があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

３局とも具体的な教育・訓練の記述はない。

28　上水道業

小業種	対象数	業種	管轄
45.上水道業	3	上水道業	厚生労働省

28.1 BCP の共通性と特徴

「上水道業」3 局(団)の BCP は記述方法は異なるが、内容面では比較的共通性が高い。また 1 局(団)にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。「上水道業」3 局(団)の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 局(団)とも「政府行動計画」を基に、職員の被害想定を算出している。
- 3 局(団)とも対策会議または対策本部が設置される。2 局(団)では組織構成が記述されている。
- 3 局(団)とも発生段階別に感染対策がある。
- 3 局(団)とも委託業者との情報交換や業務継続のための連携が記述されている。そのうち 2 局(団)では委託業者等の連絡先一覧表がある。
- 2 局(団)では業務を ABC に 3 分類しており、それぞれに具体的業務内容と部署、必要人数を記述している。
- 3 局(団)とも、浄水場等の業務の経験者リストを作成し、要員の不足に備えている。

28.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 局(団)とも「政府行動計画」を基に、職員の被害想定を算出している。
②新型インフル等対策の体制	・3 局(団)とも対策会議もしくは対策本部が設置される。2 局(団)では組織構成が記述されている。うち 1 局(団)では連絡表もある。もう 1 局(団)では発生段階で警戒レベルが決まっており、局(団)をあげて対応する必要がある時には、局(団)対策本部も設置される。
③平時と発生時の感染対策	・3 局(団)とも発生段階別に感染対策があるが、記述の方法には違いがみられる。
④関係業者等との連携	・3 局(団)とも委託業者との情報交換や業務継続のための連携が記述されている。そのうち 2 局(団)では委託業者等の連絡先一覧表があり、1 局(団)では「国・地方公共団体」「業界団体」「医療機関」「報道機関」「ライフライン事業者」連絡先もリスト化されている。
⑤継続・縮小業務	・2 局(団)では業務を ABC に 3 分類しており、それぞれに具体的業務内容と部署、必要人数を記述している。 ・1 局(団)は、基本方針はあるが具体的な優先業務は各事務所で作成となっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 局(団)は業務ごとに必要人数が記述されている。 ・3 局(団)とも、浄水場等の業務の経験者リストを作成し、要員の不足に備えている。 ・「退職者や転出者に依頼」や感染対策でもある「交代勤務」「電車、バス以外の代替通勤手段」「時差出勤」等の対応策も記述されている。
⑦教育・訓練	・3 局(団)とも具体的な教育・訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

28.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 局(団)とも「政府行動計画」の罹患率 25%、最大欠勤率 40%等を基に、職員の被害想定を算出している。

＜A 局(団)＞	＜B 局(団)＞	＜C 局(団)＞
・職員数：677 ・罹患者数(罹患率25%)：169 ・欠勤者数(40%)：270 ・出勤者数：407 ・死亡者数：3	・職員数：500 ・罹患者数(罹患率25%)：125 ・欠勤者数(40%)：200 ・出勤者数：300 ※およその数字で記述	上下水道総務課 ・職員数：19 ・欠勤者数(40%)：7.6 ・出勤者数：11 工務課 ・職員数：29 ・欠勤者数(40%)：11.6 ・出勤者数：17 合計 ・職員数：48 ・欠勤者数(40%)：19.2 ・出勤者数：28

ヒアリング調査では、新型インフルエンザ等発生時に限らず地震等の緊急時に常時の半量程度の水の供給(生活に最低限必要な 1 日・一人あたり 100 リットル)が出来るよう、自家発電装置(48 時間まで稼働可能)を備えている。新型インフルエンザ等発生時の水の需要の増減については、特に想定していない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 局(団)とも対策会議もしくは対策本部が設置される。2 局(団)では組織構成が記述されている。うち 1 局(団)では連絡表もある。局(団)では発生段階で警戒レベルがおよそ決まり、局(団)をあげて対応する必要がある時には、局(団)対策本部も設置される。更に 1 職場で欠勤率が 10%を超えた場合、警戒レベルは同様でも配備体制が異なり、責任者等が変わる。

警戒レベル A
・未発生期/海外発生期

警戒レベル B　局(団)警戒期：近隣都道府県以外で発生
・国内発生早期
・「新型インフルエンザ対策本部」(対策本部)を設置

警戒レベル C　局(団)対策期：近隣都道府県で発生、又は職員で発生
・国内感染期
・1 職場での職員の欠勤率が 10%を超過した場合、配備体制を、水道 3 号に格上げ

ヒアリング調査では、対策本部は都道府県の対策本部とやり取りをし、厚生労働省の出先との直接のやりとりはないようである。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

3 局(団)とも発生段階別に感染対策はあるが、記述の仕方には違いがみられる。1 局(団)は業務別発生期別に「手洗い、うがい」等の基本的対策が記述されている。

1 局(団)では警戒レベル(発生段階)別に「職員自身が行う対策」「本部が行う対策」「事業所等の所属が行う対策」にわけて記述している。他に別紙として「新型インフルエンザ対策」のポスター等で感染対策の詳細が記述されている。

職員自身が行う対策	本部が行う対策	事業所等の所属が行う対策
警戒レベル A(～海外発生期) ・感染国渡航自粛/渡航歴の報告 ・健康状態の把握 警戒レベル B(警戒期) ・感染国渡航自粛/渡航歴の報告 ・感染予防策(うがい/手洗い等)の実施 ・健康状態の把握 ・マスク着用 ・症状発生時の対応把握 警戒レベル C(対策期) ・感染予防策の実施 ・マスク着用 ・健康状態の把握 ・罹患が疑われる場合の対応把握	警戒レベル A(～海外発生期) ・海外派遣者等の退避 ・感染予防具(マスク等)の確保 ・過重労働による健康障害防止対策 ・特定接種への対応 警戒レベル B(警戒期) ・マスク着用 ・電車/バス以外の代替手段の検討 ・時差出勤の検討 ・症状発生時の対応周知 ・感染予防具(マスク等)の確認 ・感染予防策実施の通知/助言 ・過重労働による健康障害防止対策 警戒レベル C(対策期) ・感染予防策の実施/マスク着用 ・出勤者数、罹患発生状況把握 ・罹患疑い時の対応周知 ・感染予防具の確認/補充	警戒レベル A(～海外発生期) ・職員に対する注意喚起 ・健康状態の把握 ・感染予防具(マスク等)の確認 ・職員の状況把握 ・特定接種への対応 警戒レベル B(警戒期) ・職員の健康状態の把握 ・感染予防具(マスク等)の配布 ・応接ルールの検討 警戒レベル C(対策期) ・職員の健康状態の把握 ・出勤者数の把握 ・罹患者が発生した場合の消毒 ・執務室内患者発生時の対応 ・罹患が疑われる場合の対応 ・感染予防具の配布、確認 ・応接ルールの適用

もう 1 局(団)も発生段階別に記述されているが、比較的簡単な記述となっている。

未発生期(レベル 1)の対応
・情報連絡体制の整備/基礎知識/感染予防対策/発症時対応の情報提供
・うがい/手洗い/咳エチケットの励行

海外発生期(レベル 2)の対応
・情報収集や共有/海外渡航の中止や延期の要請

発生早期(レベル 3)の対応
・発生地域への渡航中止/感染疑い時の報告/医療機関の受診

流行期(レベル 4)の対応
・不要不急の外出/公共交通機関利用自粛/マスク着用義務付け
・入館者の事前連絡の徹底/罹患時は報告し医療機関受診、自宅待機

ヒアリング調査では、国への要望として「特定接種の病院の選定に苦労したのでそのサポート等をお願いしたい」ということがあげられた。

【機密性２情報】

④ 関係事業者等との連携

３局(団)とも委託業者との情報交換や業務継続のための連携が記述されている。そのうち２局(団)では委託業者等の連絡先一覧表があり、１局(団)では「国・地方公共団体」「業界団体」「医療機関」「報道機関」「ライフライン事業者」の連絡先もリスト化されている。

ヒアリング調査では、薬品供給業者等の「水の供給」に関わる重要な業者とは、新型インフル発生時のためではないが、地震等の災害時用に事前の話し合いをしている。浄水場を委託している業者とは、緊急時にも業者側で業務を継続するという契約を締結している。また近隣の市との間には緊急時用連絡管があり、緊急時には水の融通が可能である。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

２局(団)で継続・縮小業務の考え方や判断基準が記述されている。２局(団)とも ABC の３つに業務を分類しているが、考え方、判断基準はやや異なっている。

A:市民生活を守るため必要最低限な業務であり、従来通り継続しなければならない業務 B:市民生活に必要だが、感染拡大防止の観点から取扱方法の変更が検討できる業務 C:感染拡大防止の観点で中止/中断/縮小できる業務	A:ライフライン機能維持のため 最優先すべき業務 B:流行ピーク時においても可能なかぎり継続すべきだが、優先度Ａの業務継続に支障が生じる状況になった場合は縮小/中断等を行う C:上記以外の業務

この２局(団)はこの３分類の具体的業務内容と部署、更に必要人数を記述している。うち１局(団)は委託業者も含め部署ごとに詳細な一覧表がある。※人員数は「派遣」「固有」「再雇用」「定時」別/下記は一例

保全部・給水管理課
- 人員配置 ：現職員数○人→必要人数○人
- 優先度Ａ ：漏水発生給水管応急修理(給水管改良係)
- 優先度Ｂ ：メーター取替工事
- 優先度Ｃ ：漏水発生給水管取替工事/鉛製給水管更新/給水・貯水槽水道管理/メーター移設工事・管理/等

もう１局(団)は以下を基に、各事業所で優先業務をリストアップするとなっている。

最優先する業務
- 水処理、送配水の運転(運用)管理、監視業務/利用者からの問い合わせ対応
- 水源/断水/濁水/漏水/計器異常等の突発的な事故への対応
- 水処理薬品受け入れ業務/法定水質検査
- 支払い業務/委託業務(薬品/取水口スクリーン清掃、設備保守点検)の請負者との調整業務

感染の状況により、縮小する業務
- 窓口業務/新規設計(発注)業務等/入札予定案件への対応
- 巡視/点検/保守業務/法定水質検査以外の水質検査

感染の状況により、一時中止/延期とする業務
- 水道施設等の視察、見学、研修等の受入れ/入札案件にかかる来庁(場)者への対応
- 浄水場、配水池等での工事/不急の会議や催事/断水等の突発事故以外の工事や外出を伴う業務

新たに発生する業務
- 新型インフルエンザ対策本部の運営/職員の感染予防策の実施
- 事業継続のための措置(要員確保、委託業者/薬品資機材の確保、広報)

【機密性 2 情報】

ヒアリング調査で確認したところ、この区分だけで内部の人間にとっては十分であり、実際にリストアップはしていないとのことである。重要業務は「水を作る」「水を送る(供給する)」ことであるが、新型インフルエンザ等発生時には 1 日 100 リットル等といった定量的な目標は設定していない。また継続・縮小業務についても、基準は決めておらず、その時の状況に応じて判断するとのことである。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

前述したように 2 局(団)は業務ごとに必要人数が記述されている。必要な人数の記述がないところも含めて 3 局(団)とも浄水場等の運転等の経験者のリストを作成し、要員の不足に備えている。

他、「退職者や転出者に依頼」や、感染対策でもある「交代勤務」「電車、バス以外の代替え通勤手段」「時差出勤」等の対応策も記述されている。

ヒアリング調査では、浄水場等の運転要員以外の業務についても、リストは作成していないが記録はあるので臨機応変に対応できるとのことである。また欠勤率は最大 40%と想定しているが、何%になったら何人の人員を補充するといったような画一的な人員目標は設定しておらず、優先業務を遂行するために、休止・縮小する業務から職員を回すというように臨機応変に対応するとのことである。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 局(団)とも BCP には具体的な教育･訓練の記述はない。

ヒアリング調査では、年に 1 回新人を対象に、BCP の説明を中心とした研修を実施しているとのことである。

29　金融証券決済事業者

小業種	対象数	業種	管轄
46.全国銀行資金決済ネットワーク	1	金融証券決済事業者	金融庁
47.金融決済システム	1		
48.金融商品取引等	1		
49.金融商品取引清算機関	1		
50.振替機関	1		

29.1 BCP の共通性と特徴

「全国銀行資金決済ネットワーク」「金融決済システム」「金融商品取引等」「金融商品取引清算機関」「振替機関」は各 1 社(機関)のため、「金融証券決済事業者」としてまとめる。「金融証券決済事業者」は大きく 2 つのグループ会社(機関)に分かれるが、各グループで以下のような特徴がある。

- 同じ BCP を使用しているグループ会社(機関)では、子会社(機関)には対策本部は設置されず、親会社(機関)が設置する対策本部に子会社(機関)の事務局長が参加する。このグループ会社(機関)では、継続業務の分類方法や具体的な業務内容も記述されている。
- 別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)では、親会社(機関)と子会社(機関)にそれぞれ対策本部が設置されるが、子会社(機関)は親会社(機関)の対策本部にも参加する。この子会社(機関)の BCP は主に地震等の自然災害用であるが、新型インフルエンザ等対策に関する記述については、別紙(A3 サイズ)の表裏に発生段階別対応が表形式でまとめられている。この別紙は親会社(機関)と同様のものである。両社(機関)とも継続業務の分類方法や具体的な業務内容の記述はない。
- もう 1 社(機関)は別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)の関連会社(機関)だが、対策本部は独自に設置され、新型インフルエンザ等対策専用である。

29.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通りである。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社(機関)は「政府行動計画」の被害想定が記述されている。 ・1 社(機関)は独自の自社の被害想定が記述されている。 ・別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)では、別紙に同じ「厚生労働省による各発生段階の社会経済状況の想定」が記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・同じ BCP を使用しているグループ会社(機関)では子会社(機関)に対策本部は設置されず、親会社(機関)の対策本部に子会社(機関)の事務局長が参加する。 ・別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)では、それぞれに対策本部が設置されるが、子会社(機関)は親会社(機関)の対策本部にも参加する。
③平時と発生時の感染対策	・5 社(機関)とも発生段階別に感染対策がある。
④関係業者等との連携	・5 社(機関)とも「関係機関と十分な連携をとり柔軟な対応を行う」こととされている。
⑤継続・縮小業務	・同じ BCP を使用している親会社(機関)と子会社(機関)では、業務を「応急対応業務」「通常業務」に区分し、「通常業務」を「重要業務」「縮小等業務」「休止業務」に分類、発生段階毎に継続方法等を規定したアクションプランを策定している。
⑥発生段階に応じた人員計画	・5 社(機関)とも具体的な人員配置等はないが、同じ BCP を使用しているグループ会社(機関)では、発生段階別アクションプランの中に人員確保手段がある。
⑦教育・訓練	・3 社(機関)で教育・訓練が記述されている。

【機密性 2 情報】

29.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社(機関)は「政府行動計画」の被害想定だが、1 社(機関)は独自の自社の被害想定が記述されている。

政府行動計画	独自想定
・受診患者数：約 1300～2500 万人 ・入院患者数：53～200 万人 ・死亡者数：17～64 万人 ・欠勤率：最大 40%程度 ・25%が流行期間(8 週間)の中で順次罹患 ・罹患者は 1 週間～10 日間程度罹患し、欠勤 ・震災等と異なり物理破壊による被害はないため ライフライン/公共機関等は流行期でも維持	・約 8 週間の流行が数年にわたり数回発生 ・職員の 30%が罹患、40～50%程度が欠勤

別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)の親会社(機関)とその子会社(機関)では、別紙に同じ「厚生労働省による各発生段階の社会経済状況の想定」が記述されている。

第 1 段階(海外発生期)
・発生国、周辺国への旅行･出張の中止/在外邦人の不安拡大、帰国者増加
・発生国間との定期便の運行本数減少
第 2 段階(国内発生早期)/第 3 段階(感染拡大期)
・海外旅行･出張の中止/多数の在外邦人が帰国希望/発生国間との定期便の多数運行停止
・医療機関受信者が急増/百貨店、劇場、映画館等の集客施設への来客減少/休業施設の増加
・学校感染拡大のおそれ/休講する学校増加/公共交通機関、職場で感染のおそれ/一部事業所が休業
第 3 段階(まん延期、回復期)
・海外旅行･出張の中止/発生国間を中心とした大半の定期便が運行停止
・医療機関の患者急増/病床･医薬品の不足/集客施設へ来客激減/全ての施設が休業
・全国全ての学校が休校/公共交通機関の本数減少/多くの事業所が休業
第 4 段階(小康期)
・海外渡航者は少ない/定期便の一部は運行再開するものの、乗客は少ない
・集客施設の多くは休業/一部休校の終了/一部事業所が再開

② 新型インフルエンザ等対策の体制

同じ BCP を使用しているグループ会社(機関)では、子会社(機関)には対策本部は設置されず、子会社(機関)は親会社(機関)の対策本部にも参加することとなっている。

別々の BCP を使用しているグループ会社(機関)では、親会社(機関)と子会社(機関)にそれぞれ対策本部が設置されるが、子会社(機関)の事務局長は親会社(機関)の対策本部にも参加することとなっている。

残り 1 社は別々の BCP を使用しているグループ会社の関連会社であるが、独自に対策本部が設置される。組織構成や役割分担等も記述されている。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

5 社(機関)とも発生段階別に感染対策がある。

未発生期

・一般的な感染予防策の周知/マスク、マスク廃棄用ゴミ箱等の備蓄

・発生に備えた準備の推進(医薬品の購入、備蓄品点検等)

・特定接種の接種体制構築

第 1 段階(海外発生期)

・発生国への渡航禁止/感染(疑い)時の速やかな報告/海外出張、国際会議、不急の渡航自粛検討、段階的自粛

・マスク等の配布/備蓄品の追加調達/特定接種の実施/社内食堂等福利厚生施設の運営可否検討

第 2 段階(国内発生早期)

・一般的な感染予防策の励行(感染疑い時は出社しない/うがい/手洗い/マスク着用/時差出勤等)

・出勤状況の把握/欠勤者や家族の健康状態確認/感染予防策(検温等)の実施

・体温センサー(サーモグラフィー)による検温、38 度以上の者は入館禁止

・職場でのアルコール設置/清掃/消毒

・国内、海外出張、会議出席、旅行の自粛検討/段階的自粛

・外訪や訪問者との接触抑制/応接スペースの限定/執務スペースへの来訪禁止

・マスク廃棄用ゴミ箱設置/備蓄品の追加調達継続/見学、来訪者のマスク着用依頼

・来客の自粛要請の検討、段階的自粛/見学者受け入れ停止の検討/イベント休講の検討

・イベント来訪者にマスク着用依頼/社員食堂閉鎖、原則昼食持参/自転車等での通勤許可/時差通勤の実施

第3段階(感染拡大期～回復期)/第4段階(小康期)

・一般的な感染予防策の励行/職場でのマスク、うがい薬の配布/業務中のマスク着用/うがい励行指示

・出入口を1箇所に限定/時差通勤の実施/体温センサーによる検温(38度以上の者は入館禁止)

・出張、会議の原則禁止、旅行自粛/外訪や訪問者との接触の原則禁止/使用した備蓄品の再備蓄

・来客対応は原則禁止/訪問者検温/見学者の受入停止/イベントの休講

感染(疑い)者発生時の対応

・感染(疑い)者へのマスク装着/隔離部屋へ搬送

・濃厚接触者の把握、隔離/保健所、対策本部等へ連絡

・接触場所の清掃、消毒/HP等で感染(疑い)者発生の公表

④ 関係事業者等との連携

5社(機関)とも、「関係機関と十分な連携をとり柔軟な対応を行う」こととされている。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

同じ BCP を使用している親会社(機関)と子会社(機関)では、業務を「応急対応業務」「通常業務」に区分のうえ、「通常業務」を以下の「重要業務」「縮小等業務」「休止業務」に分類し、発生段階毎に継続方法等を規定したアクションプランを策定している。更に部署別業務ごとに「重要業務」「縮小業務」「休止業務」の一覧表を作成している。 ※下記は一例

重要業務：休止/中断が認められない業務(地域感染期でも継続)
・対外連絡/社外広報/システムの運営管理/清算業務

縮小等業務：業務縮小/休止が許容される業務(国内発生期より、必要に応じ縮小/休止)
・各種事務(加盟銀行・社員関係/総会・理事会・経営企画/事務局組織調整/会計/予算・決算/資金清算)
・各種試験/運用訓練

休止業務：一定期間の休止が許容される業務(政府の緊急事態宣言発令後、原則休止)
・各種事務(経営計画・事業計画/有識者会議/事務局の人事・研修・福利厚生・文書・庶務/什器・備品等管理/内部管理企画・推進/業務継続体制整備/監査補助/業務運営リスク管理)
・決済システム関係調査・研究/監査補助/重要業務および縮小等業務以外の全業務

他の 3 社では具体的な継続業務やその分類方法等の記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

5 社(機関)とも具体的な人員配置(必要人数)はないが、同じ BCP を使用している親会社(機関)と子会社(機関)では、発生段階別アクションプランの中に人員確保手段が記述されている。

未発生期
・重要業務、縮小等業務における要員確保策の策定
・宿直制、スプリットチーム制、シフト・交替勤務制の採用/宿泊施設等の整備・確保等
・職務代替可能要員候補者のリストアップ

海外発生期
・アクションプランの実行に向けた態勢整備、アクションプランに定める業務継続体制の確認
・職務代替可能要員の指名、業務訓練の開始
・宿直制、スプリットチーム制、シフト・交替勤務制の運用体制構築
・家族の状況(年少者や要介護の家族の有無等)による欠勤増大可能性の把握/宿泊施設等の確保

国内発生早期/地域発生早期
・企画部長は、「重要業務」の職務代替可能要員の指名者に対して、必要に応じて、自宅待機等を指示

国内感染期/地域感染期
・各業務の縮小、休止の判断は、上記基準を前提に、政府が公示する国内感染期の対処方針や感染力、病原性、治療薬の有効性、職員の出勤率等を総合して弾力的、機動的に実施

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 社(機関)では以下のような教育・訓練が記述されている。

・アクションプランにもとづく業務継続訓練
・代替要員による業務継続に関わる訓練
・職場内で発症者が出た場合の対応訓練
・感染予防策に関する習熟訓練(個人防護具の着用/検温等)
・感染防止策に係る教育を定期的に実施(外部講師による講演/e ラーニングによる研修等)
・家族等に対する教育は職員の責任

30　石油卸売業

小業種	対象数	業種	管轄
51.石油卸売業	3	石油･鉱物卸売業	経済産業省

30.1 BCP の共通性と特徴

「石油卸売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。うち 1 社にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

- 「石油卸売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は記述量はそれほど多くないが、新型インフルエンザ等に対する BCP であり、「教育･訓練」以外の項目については記述されている。
  - 1 社は非常に文書数が多く、記述量も多いが、すべて地震に対するものである。この社にヒアリング調査を実施したところ、新型インフルエンザ等 BCP はなかったが簡単な「新型インフルエンザ等対策に関する行動計画」があり、それに基づき対応するとのことである。
  - 1 社は、業務継続チェックシートという表形式のものであり、各部門別のそれぞれの業務についてチェック、記入するようになっている。

    表頭：業務継続に関して「人員数」「業務の重要性」「業務継続の基本的な考え方」等
    表側：各部門の詳細な業務一覧
    ※部門ごとに 1 枚のエクセルシートとなっている(詳細は BCP 参考例を参照)
- ヒアリング調査では、この「石油卸売業」では新型インフルエンザ等対策は 1 企業でなく業界全体で対応するもので、実際に業界団体で「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を作成することになっているとのことである。ただし実際に新型インフルエンザ等が発生していないこともあり、その活動は進んでいないようである。

30.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･1 社だけ、発生段階別の被害想定として社会状況(社会への影響)を記述している。
②新型インフル等対策の体制	･3 社とも対策本部が設置されるが、役割分担等具体的な内容があるのは 1 社だけである。
③平時と発生時の感染対策	･1 社は発生段階別の対応の中に感染対策が記述されている。 ･1 社は発生段階ではないが「手洗いの励行」「在宅勤務」「対面会議を避け、電話会議やメールの活用」「公共交通機関の利用回避」等があげられている。
④関係業者等との連携	･2 社で「同業他社」「サプライチェーン」「グループ会社」等の業務継続に関する連携が記述されている。
⑤継続･縮小業務	･2 社は継続業務の定義はあるが、実際にどの業務が継続業務なのか記述がない。 ･業務継続チェックシートはまさに継続するかしないか判断するためと思われる。
⑥発生段階に応じた人員計画	･業務継続チェックシートでは、継続業務のための「必要な人員数」等の記入欄がある。
⑦教育･訓練	･2 社では記述がなく、1 社は「毎年実施」とあるが実際には実施していない。

【機密性 2 情報】

30.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 社は、発生段階別の被害想定として社会状況を記述している。

第 1 段階(海外発生期)：想定欠勤率 0%
・産ガス国で発生しない限り影響なし
・在外邦人の不安拡大、帰国者増加/発生国との定期便は徐々に運航本数が減少

第 2 段階(国内発生早期)：想定欠勤率 20%
・LP ガスの需給に変化なし
・多数の在外邦人が帰国を希望、発生国との定期便の多くが運航停止
・予防接種の希望者が増加し、ワクチン不足が顕在化
・百貨店、映画館等の集客施設への来客が減少/休業施設が増加
・感染拡大防止のために休校増加/職場での感染拡大をおそれ、一部の事業所が休業

第 3 段階(感染拡大期/まん延期)：想定欠勤率 40%
・家庭用 LP ガスが増加/業務用、工業用 LP ガスは大幅に減少
・発生地域次第で LP ガスの輸入が中断/要員不足により LP ガスの供給を一時的に停止
・中小企業の資金繰りが悪化
・発生国を中心に定期便の運航が停止
・感染者の急増により病床、医薬品等が不足
・集客施設へ来客が激減し、全ての施設が休業
・全国全ての学校休校
・公共交通機関の運転本数が減少、多くの事業所が休業

第 4 段階(小康期)：想定欠勤率 20%
・LP ガスの需給は回復/要員不足の解消により通常供給体制に移行
・市民生活も正常化
・一部地域で感染が収束するが、海外渡航者は少数/一部定期便は運航を再開するが、乗客は少数
・受診者が減少し、医療機関も定常運営
・集客施設の多くは休業継続
・一部休校の終了/一部事業所が再開

自社の感染者数や死亡者数も想定している。

国内発生早期/感染拡大期 ・職場に感染者/欠勤者が発生 ・基礎疾患者等のハイリスク患者が重症化 感染拡大期/まん延期 ・欠勤者が 40%に及ぶ期間が最大 20 日間継続 ・自社の社員/家族に死者が発生 小康期 ・感染者の拡大ペースは沈静化 ・感染者の大部分は軽症で、徐々に職場復帰	発症者 ・国内　：3,200 万人(1 億 2,800 万人×25%) ・自社出向者　：●名(●名×25%) ・自社再出向者：●名(●名×25%) 死亡者 ・国内　：64 万人(3200 万人×2%) ・自社出向者　：●名(●名×2%) ・自社再出向者：●名(●名×2%)

業務継続チェックシートの BCP では、被害想定は記述されていない。

ヒアリング調査で提出された行動計画では「従業員の 25%が罹患し、ピーク時には 40%の従業員が欠勤」とある。

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

1 社では、発生段階に応じて危機管理体制が記述されている。その構成員や役割分担、責任者等も記述されている。

第 1 段階(海外発生期)：危機対策委員会を必要に応じて設置
・感染状況の確認、自社への影響予測
・BCP 発動条件の確認

第 2 段階(国内発生早期)：危機対策委員会を設置
・現況の確認、今後の推測、ケーススタディ等

第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)：危機対策委員会を継続※供給部門(基地)を追加
・感染状況の分析
・BCP 発動の決定

第 4 段階(小康期)：危機対策委員会の解散
・BCP 解除の決定
・業務中断による影響の分析

業務継続チェックシートの BCP では、危機管理部門の業務として「対策本部の設置検討」と「対策本部事務局の運営」が例として記述されている。

ヒアリング調査で提出された行動計画では、新型インフルエンザ等発生時には東京で社長直轄の対策本部が設置される。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 社では発生段階別の対応の中に感染対策も記述されている。

国内発生早期
・自社主催の会議等については、必要最小限とする
・感染予防策として社内および通勤時のマスク着用を従業員に指示
・不特定多数者の接触場所は、アルコール消毒薬を配備し、消毒を奨励
・入館者に対する制限等を強化
・在宅勤務体制への移行、時差出勤等の必要な措置を段階的に実施
・会議室、応接室等での対面による打ち合わせ等の自粛、禁止

感染拡大期/まん延期
・行政等から勧告、指導等につき、関係者と対応策を協議

他に「感染予防策の情報収集」や「備蓄品(マスク/アルコール消毒液/防護服等)」、従業員行動基準として「感染した場合の対応」が記述されている。

業務継続チェックシートだけの BCP では、危機管理部門の業務として「社内発症者の隔離部屋の確保、病院手配等」「防護用品(マスク/消毒液等)の配備」が例として記述されている。

ヒアリング調査で提出された行動計画では、「手洗いの励行」「在宅勤務」「対面会議を避け、電話会議やメールの活用」「公共交通機関の利用回避」「うがい薬などの備蓄」「海外発生時の帰国指示」が感染対策としてあげられている。今は季節性インフルエンザ流行の時期であるため、従業員から健康状態を毎日報告させ、管理している。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

1 社では「保健所等の医療機関」からの医療情報入手や「資源エネルギー庁/業界団体」「同業他社」「サプライチェーン」からの新型インフルエンザ等対策の情報入手や業務継続に関する連携が記述されている。

業務継続チェックシートだけの BCP では、「業務継続に必要なその他の資源(情報システム・業務委託等の社外から提供されているサービスほか)として、重要業務継続に不可欠なグループ会社を記入する欄がある。

ヒアリング調査では、連携が必要な時は 1 社でなく管轄省庁主導で、業界全体で対応したいとのことである。国への要望としても、業界団体へ働きかけて欲しいとのことである。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では重要業務は以下のように定義され、重要業務を「業務維持」「業務縮小」「業務休止」「業務増加(応援)」に区分し、必要に応じて段階別対応策およびマニュアルを策定すると記述されている。

・安全または人命を確保または維持する業務 ・LP ガスの安定供給に必要な業務 ・LP ガスの製造、販売等の縮小、遅延等により自社の存続危機を招く業務

業務継続チェックシートだけの BCP では、部署ごとに詳細な業務の表があり「業務の重要性」「業務継続のための対策検討」「業務遂行のための権限者・資格者」の記入欄が設けられている。
「業務の重要性」と「業務継続のための対策検討」は以下の基準で判断される。

業務の重要性	社会機能維持に必要な製品の供給に直接係わる業務
	法令等により実施が義務付けられている業務
	その他流行のピーク期間であっても継続が不可欠な業務
業務継続のための対策検討	◎：対象　　×：対象外

ヒアリング調査では「LP ガスの供給が最優先」で「上流(海外からの輸入～基地)は何とかなるが、下流(一般家庭への配布)は自社で行っているものでなく、発生時に備えた準備等はしていない」とのことである。ヒアリング調査で提出された行動計画でも、優先業務の区分けや業務内容等は記述されていない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社では感染対策でもある「時差出勤」「在宅勤務」や「応援要員のためのマニュアル作成」と人員確保の手段はあるが、人員配置等の具体的な記述はない。

業務継続チェックシートだけの BCP では、部署ごとの詳細な業務の表があり「通常時の人員数」「重要業務継続に最低限必要な人員数」「ピーク時に重要業務を継続する際の過不足人数」の記入欄がある。

ヒアリング調査では「欠勤率が 40%でも在宅勤務等で業務は何とか回せる」とのことである。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 社とも記述はない。

ヒアリング調査で提出された行動計画には「LP ガス事業の救急体制及び緊急連絡体制等の訓練を毎年実施」とあるが、実際に実施したことはないとのことである。

31　石油精製業

小業種	対象数	業種	管轄
52.石油精製業	3	石油製品・石炭製品製造業	経済産業省

31.1 BCP の共通性と特徴

「石油精製業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 社とも「政府行動計画」を基にしている。うち 2 社は社会状況についても記述している。
- 3 社とも対策本部が設置され、組織構成や責任者、役割分担も記述されている。
  また 3 社とも平時から危機管理組織が設置されており、新型インフルエンザ等に関する情報収集等を実施している。
- 3 社とも部門ごとに人員配置やその考え方が記述されており、2 社では重要業務と一体化した表がある。うち 1 社は「業務継続チェックシート」で前節の「30.石油卸売業」のものと同様である。

31.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも「政府行動計画」を基にしている。うち、2 社は社会状況についても記述している。特に 1 社は発生段階別に詳細に記述している。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも、対策本部が設置され、組織構成や責任者、役割分担も記述されている。 ・3 社とも平時から危機管理組織が設置されており、新型インフルエンザ等に関する情報収集等を実施している。
③平時と発生時の感染対策	・2 社で発生段階別の対応の中に感染対策も記述されている。 ・この中の 1 社では、他に「社員行動基準」「新型インフルエンザ等予防マニュアル「社員用:新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」にも感染対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・2 社で部門ごとに関係機関との連携が記述されている。うち 1 社では、部門によっては具体的な連絡先リストがある。 ・もう 1 社は別途、業務継続チェックシートに「業務継続に必要な資源」として、委託会社、社外のサービスを記入する欄がある。
⑤継続・縮小業務	・1 社では業務を「重要業務」「縮小業務」「休止業務」に分類し、危機レベルに応じて、継続・縮小・休止が決まる。この社では「重要業務」は部門ごとにリスト化されており、更に業務ごとに人員計画も含めて表にまとめられている。 ・1 社では「重要業務」は「原則、流行のピーク期間(2 週間)でも継続する」としている。この社では具体的な「重要業務」は別に定める「重要業務」の定義に則り各部署で決め、人員計画と一体となった業務継続チェックシートを作成し、実際の継続・中断も各部署での判断となっている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも、部門ごとに人員配置やその考え方が記述されている。うち 2 社では重要業務と一体化されている。 ・2 社で「時差出勤」「在宅勤務」「マイカー通勤」があげられている。
⑦教育・訓練	・1 社で具体的な教育・訓練の記述がある。

【機密性 2 情報】

31.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも「政府行動計画」を基にしている。うち 2 社は社会状況についても記述している。ただし 1 社は「電気/ガス/水道等は平常通り」との記述にとどまり、もう 1 社は発生段階別に詳細に記述している。

政府行動計画
・全人口の 25%が、地域毎に流行期間(約 8 週間)にピークを作りながら順次罹患
・罹患者は、約 1 週間～10 日間程度罹患し、欠勤する
・従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等も見込み、従業員等の最大 40%程度が欠勤する
・最盛期(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、最大約 5%程度

＜社会状況(発生段階別)＞

海外発生期
・発生国、周辺国への海外旅行/出張の中止
・在外邦人の不安拡大、帰国者増加/発生国との定期便は徐々に運航本数が減少

国内発生早期
・ガソリン不足を予想し、客が増加
・海外旅行、出張の中止/多数の在外邦人が帰国を希望/発生国との定期便の多くが運航停止
・予防接種の希望者が増加し、ワクチン不足が顕在化
・百貨店、映画館等の集客施設への来客が減少/休業施設が増加/感染拡大防止のために休校増加
・感染拡大をおそれ、一部の事業所が休業

感染拡大期/まん延期
・公共交通機関を避け乗用車の利用が増加するが、社会活動水準が大きく低下しガソリン需要は減少
・発生地域次第で燃料輸入が中断/要員不足によりLPガスの供給を一時的に停止
・LPガスの中小企業の資金繰りが悪化
・海外旅行、出張の中止/発生国を中心に定期便の運航が停止
・感染者の急増により病床、医薬品等が不足
・集客施設へ来客が激減し全ての施設が休業、全国全ての学校が休校
・公共交通機関の運転本数が減少、多くの事業所が休業

1 社では独自に職場の状況や石油製品の需要も想定している。

国内発生早期/感染拡大期
・職場に感染者や欠勤者が発生しエリア毎に拡大/基礎疾患者等のハイリスク患者が重症化で入院
・需要想定：100%
・期間：1 ヶ月

感染拡大期/まん延期
・各職場で、欠勤者 40%の期間が最大 20 日間続く/社員やその家族で死者が発生(数十人～百人超)
・需要想定：80～100%
・期間：3 ヶ月

小康期
・感染者の拡大は沈静化するが、累積感染者は増加/感染者の大部分は治癒し、徐々に職場復帰
・需要想定：100%
・期間：6 ヶ月

【機密性 2 情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも、対策本部が設置され、その組織構成や責任者、役割分担も記述されている。3 社とも平時から危機管理組織が設置されており、新型インフルエンザ等に関する情報収集等を実施している。

1 社では危機レベルに応じ対応組織が異なっている。「危機対策本部マニュアル」が別冊であり、発生地域近隣では現地対策本部も設置される。

<table>
<tr><td rowspan="3">発生段階(国)</td><td colspan="4">自社(グループ)の罹患者</td></tr>
<tr><td colspan="2">罹患者なし</td><td colspan="2">罹患者あり</td></tr>
<tr><td>危機レベル</td><td>対応組織</td><td>危機レベル</td><td>対応組織</td></tr>
<tr><td>海外発生期</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">危機対策会議</td><td>B</td><td rowspan="3">危機対策本部</td></tr>
<tr><td>国内発生早期</td><td>B または A</td></tr>
<tr><td>国内感染期</td><td>A</td><td>危機対策本部</td><td>A</td></tr>
<tr><td>小康期</td><td>C</td><td>危機対策会議</td><td>C</td><td>危機対策会議</td></tr>
</table>

※ 危機レベル A：全事業所にて「重要業務」のみ継続
危機レベル B：新型インフル等発生事業所は「重要業務」「縮小業務」を継続/本社は状況で「重要業務」のみ継続
危機レベル C：通常の勤務体制を継続

③ 平時及び発生時における感染対策

2 社で発生段階別の対応の中に感染対策も記述されている。

<table>
<tr><td>＜A 社＞</td><td>＜B 社＞</td></tr>
<tr><td><u>国内発生早期</u>
・イベント開催の是非精査/不要不急の会議は中止
・マスク着用の指示/必要に応じ清掃頻度を上げる
・アルコール設置/手指消毒の励行
・入館者に対する段階的な制限や規制(検温等)
・在宅勤務/時差出勤の段階的な実施
・重要意思決定権限者は一箇所に集まらない
・社員の健康状態の報告
・左側一方通行等、対人距離を確保する通行奨励
・エレベーター利用を避ける/階段利用の推奨
・座席間隔(2m 以上)の確保
・応接室での対面打ち合わせの自粛/禁止
<u>感染拡大期/まん延期</u>
・発症者、回復者の把握
・回復者の出社要請</td><td><u>海外発生期</u>
・発生国への渡航規制/現地駐在員の帰国指示
<u>国内発生早期</u>
・生活上の留意事項/家庭における事前準備の再徹底
・感染者対応班(幇助/搬送/消毒作業)の役割の再徹底
・感染地域、近隣地域への出張・個人旅行の禁止
・通勤時の感染防止対策(ﾏｲｶｰ通勤、時差通勤/ﾏｽｸ着用)
・不要不急の集会/会議/研修/社内行事の中止、延期
・出張規制/テレビ会議の活用/接客時のマスク着用
・食堂、休憩所等共用スペースの時間差利用/閉鎖
・職場内の接触頻度の高い部位の消毒(1 日 1 回)
・検温による有症者の把握/感染者への対応の徹底
・来社制限の推進/事務所閉鎖時のセキュリティ対応
<u>国内感染期</u>
・在宅勤務体制への移行検討</td></tr>
</table>

この中の 1 社では、他に「社員行動基準」にも感染対策が記述されている。

・「かからない/うつさない」行動を実施/本人、家族の安否報告/本人、家族の検温
・出社は時差通勤を原則とし、通勤時はマスク着用
・社内で感染(疑い)者の発見時は対策本部に連絡/当該社員に N95 マスク着用させ隔離待機
・ビル管理者に社屋内での感染を通報/感染者のビル外への移動時も連携
・ビル管理会社等から共用スペースや設備についての制約指示等ある場合は社員等に周知
・対策備品の準備(不織布マスク/N95 マスク/アルコール消毒液/防護衣/ゴーグル/ゴム手袋)
<u>社内感染者滞在場所の消毒措置</u>
・防護衣(N95 マスク/ゴーグル/ゴム手袋)着用、洗浄剤を噴霧/除菌、濃厚接触箇所はアルコール消毒
・患者の排出ゴミや清掃時の消耗品は隔離ゴミで特別処理/消費財は漂白や消毒/作業前後の手洗い、うがい

【機密性２情報】

更に別冊で「新型インフルエンザ等予防マニュアル（人事部）」として主に会社の感染対策や「社員用：新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として個人の感染対策がある。

＜予防マニュアル（人事部）＞	＜社員用：予防/対策ガイド＞
・罹患者の自宅待機/医療機関受診指示 ・濃厚接触(疑い)者の自宅待機 （発症から７日、症状消滅から３日） ・事業所内の感染(疑い)者は隔離/マスク着用/消毒 ・不要不急の会議/研修の開催・参加の自粛・延期 ・不要不急な訪問者との面談自粛/訪問禁止 ・訪問者の健康チェック実施/面談場所の設定 ・各事業所の受付対応社員のマスク着用指示 ・健康状況確認(検温等)/安否確認システムでの状況確認	・かからない：症状のある人には近寄らない(2m 以内) ・うつさない：咳エチケットの励行 ・あわてない：新型インフルエンザへの理解 ・がんばらない：感染(疑い)時は無理せずゆっくり休む ・手洗いの徹底 ・家族での準備：家族会議で話し合いの実施 ・食料/医薬品等の生活必需品の備蓄

④ 関係事業者等との連携

２社で部門ごとに関係機関との連携が記述されている。うち１社では、部門によっては具体的な連絡先リストがある。

＜A 社＞	＜B 社＞
危機対策本部 ・人事班：労働組合/関係会社等へ人的協力要請 ・海外班：外務省等の動向把握とアクション ・総務班：ビル管理/清掃会社との連携・情報交換 ・渉外班 　・中央関係官公庁との折衝 　・石油連盟等同業他社との連携（業界全般での事業継続レベルの異常な隔たりの回避） ・広報班：マスコミへの広報活動/外部問合せ対応 ・販売部門：販売子会社/販売店の状況把握 ・総務部門：グループ会社/協力会社等への対応 ・精製部門：グループ会社への対応 システム部門：業務委託先への対応 ・業務委託先、ベンダの BCP を確認、対処を協議 ・協議内容を文書化し実施 各部門の担当役員 ・サプライチェーンに対し事業を依頼	未発生期 ・精製部門：協力会社の BCP 作成支援 ・販売部門 　・関係（協力）会社の感染防止策徹底 　・優先供給先確認 国内発生早期以降 ・精製部門：代替供給の対応 ・販売部門 　・操業停止等に伴う相互供給支援 　・優先供給先の確認 　・サプライチェーン、構成企業と連携維持、強化（関係・協力会社の BCP 反映/取り決め事項の設定） ・他社との供給維持のための相互支援対応 ・渉外班：経済産業省/石油連盟等との折衝・連絡等

もう１社は「必要に応じ関係会社・物流会社・構内協力会社等取引先に対して協力を要請する」とあり、別途、業務継続チェックシートに「業務継続に必要な資源」として、委託会社、社外のサービスを記入する欄がある。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では業務を「重要業務(常に継続が必要な業務)」「縮小業務(最低限継続する業務)」「休止業務」に分類し、危機レベルに応じて、継続･縮小･休止が決まる。

重要業務：常に継続が必要な業務
・製油所/物流基地等の運転業務
・原油開発、需給調整、配船業務、陸上/海上荷役業務、原油/製品等の輸出入業務
・石油製品の受発注、陸上配送業務
・各種システムの稼動維持
・上記以外の石油製品の安定供給､新型インフルエンザ等の感染対策､危機対策本部に関わる業務
・一定の縮小や遅延により著しく企業存続危機を招く業務

縮小業務/休止業務
・上記以外の業務

危機レベルにおける継続業務
・危機レベル A：全事業所にて「重要業務」のみ業務継続
・危機レベル B：新型インフルエンザ等発生事業所は「重要業務」「縮小業務」のみ業務継続/
本社は状況に応じて「重要業務」のみ業務継続
・危機レベル C：通常の勤務体制を継続

この社では「重要業務」は部門ごとにリスト化されており、更に業務ごとに人員計画も含めて表にまとめられている。

重要業務名称		商品代入金/与信管理
業務責任者		販売部長
業務遂行必要人員		●名
社内関連部署		支店
外部関係先(委託先等)		特約店
実施事項/通常業務からの変更点/トリガー等	STEP0(海外発生期)	・通常フローにて業務継続
	STEP1 (国内発生早期)	・欠勤者の増加に備え対策班を設置 ・時差出勤で欠勤者の対応に備え
	STEP2 (感染拡大期)	・通常業務者の欠勤時は業務･決裁代行者で業務継続 ・時差出勤/一部在宅勤務にて対応
	STEP3(まん延期)	・STEP2 に基づき携帯/PC 等一部在宅勤務

※上記は一例

もう 1 社では「重要業務」を以下のように定義し、「原則、流行のピーク期間(2 週間)でも継続する」としている。その他業務は「流行状況に応じて縮小、休止する」となっている。

重要業務の定義
・社会機能維持に必要な製品(石油製品等)の供給に直接係わる業務
・会社機能維持に係わる業務（出納/情報システム/顧客対応等）
・法令等により実施が義務づけられている業務(決算/官庁届出等)
・上記の他、新型インフルエンザ等の流行のピーク期間であっても継続が不可欠な業務

【機密性２情報】

この社では具体的な「重要業務」は各部署で決め、以下の人員計画も一体となった業務継続チェックシートを作成し、実際の継続・中断も各部署での判断となっている。

＜○○グループ＞業務継続チェックシート記入例

大分類	小分類	中断可能時間	業務特性	業務継続/中断の方針（社内発生～まん延期）	在宅勤務の可否	感染拡大時の業務継続の考え方
緊急事態対応	規定/要領管理	２週間以上	×	×		
	事務局業務	２週間未満	B	○	○	残業/休日出勤/在宅勤務等で継続
総合防災対策	規定/要領管理	２週間以上	×	×		
	事務局業務	２週間未満	B	○	×	残業/休日出勤/他部署の応援で継続
	備品/物資管理	２週間以上	×	△		
	防災システム管理					
	対策本部管理					
庶務	全般	２週間以上	×	△		
BCP	BCP 事務局	２週間未満	B	○	○	残業/休日出勤/在宅勤務等で継続
＜人員数の算出方法＞ 通常人員数(10.0)×出勤率(60%)－最低限必要な人員数(7.0)＝▲1.0 人不足						

※業務特性：A～D にあてはまれば「業務継続の検討対象」となる

A：社会機能維持に必要な製品の供給に直接係わる業務/B：会社機能維持に係わる業務

C：法令等により実施が義務付けられている業務/D：流行のピーク期間であっても継続が不可欠な業務

※業務継続/中断の方針：「○：継続/△：流行時に判断して中断/×：中断」

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

２社では人員計画と重要業務が前述のように一体化されている。もう１社は部門ごとで継続業務の要員数を「要出社要員」と「在宅要員」別に算出し、更にそれぞれの代替要員を２名ずつ定めている。

＜B 社＞

継続業務推進要員:各対策班の業務を遂行する

・業務継続上不可欠な人員として、人数/スキル/資格等要件を加味し継続業務推進要員を選定する

・業務により「要出社要員」「在宅勤務要員」に分類、外部事業者(協力会社)も同様に選定

・「要出社要員」「在宅勤務要員」が罹患した時に備え、それぞれの代替要員を２名ずつ選定

継続業務推進要員数(本部)　※下記は一例

	対策本部員	事務局	精製部門	販売部門	広報班	渉外班	情報システム班	人事班	経理班
要出社	20	10	200	100	10	10	10	10	10
在宅	0	0	0	0	5	5	50	10	20

２社で「在宅勤務」「交代勤務体制」「時差出勤」「マイカー通勤」が人員確保の手段としてあげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

１社で具体的な教育・訓練の記述がある。

・BCP 机上/意思決定訓練(在宅勤務/電話会議システム)
・安否確認訓練(罹患状況/出社可否状況報告)
・感染者対応訓練(防護服着用/幇助/消毒作業等)
・「部門別行動計画」に基づいた「新型インフルエンザ等対応訓練」を年１回の頻度で実施
・クロストレーニング

32　熱供給業

小業種	対象数	業種	管轄
53.熱供給業	3	熱供給業	経済産業省

32.1 BCP の共通性と特徴

「熱供給業」3 社の BCP は共通のフォーマットを使用しており、内容面でも共通性は高い。「熱供給業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 社とも発生段階別の表形式である。
- 3 社とも A4 サイズ 1 ページの非常に簡単なもので、内容的には不十分である。
- 3 社とも被害想定、継続業務、人員配置(必要人数等)、教育・訓練に関する具体的な記述はない。

32.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも、責任者の記述はあるが、組織構成等の詳細の記述はない。 ・1 社だけ、対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも発生段階別に感染防止策がある。 ・特定接種、備蓄品は 2 社で記述されている。
④関係業者等との連携	・1 社だけ「取引先・協力会社等への情報提供と対応協議」とある。
⑤継続・縮小業務	・3 社とも重要業務の定義や考え方、その具体的な業務内容も記述されていない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも必要人数等の具体的な人員計画はない。 ・人員確保の方法は「時差出勤」「在宅勤務」「宿直勤務」「籠城」があげられている。
⑦教育・訓練	・3 社とも教育・訓練に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

32.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも、責任者の記述はあるが、組織構成等の詳細の記述はない。
1 社だけ、対策本部が設置される。

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも発生段階別に以下の感染防止策がある。

国内発生早期
・手洗い、うがい/マスク着用/咳エチケットの励行
・プラント、事務所入口に消毒スプレーの設置/換気/消毒
・来訪者へのマスク着用指示
・感染者(家族含む)の出勤停止/発熱相談センター等への連絡
・発生国/地域への渡航自粛
・不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる場所への外出自粛
・ワクチン接種の実施
・発生状況や留意事項等を注視し判断･行動する

感染拡大期
・知識啓発の再徹底
・医療用マスクの配布/状況に応じて通勤時の着用義務化

まん延期
・必要に応じて休憩場所等の従業員等集積場所の閉鎖
・教育研修、イベント等の参加･開催の原則中止
・通勤時の医療用マスク着用義務化

特定接種、備蓄品は 2 社で記述されている。

④ 関係事業者等との連携

1 社だけ「取引先･協力会社等への情報提供と対応協議」とある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

3 社とも重要業務の定義や考え方、その具体的な業務内容も記述されていない。

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

3 社とも必要人数等の具体的な人員計画はない。人員確保の方法は以下があげられている。

国内発生早期

・運転委託会社からの交代要員確保/現場経験がある当日日勤者への直勤務へのシフトを計画
・時差出勤の導入/勤務体制、通勤手段の変更等を検討

感染拡大期/まん延期/拡大期

・プラントの全運転員、必要要員は各拠点へ篭城/それ以外の要員は自宅待機
・篭城要員は周期的に自宅待機要員と交代/補充要員の確保
・携帯電話等による安否確認の実施
・プラント：責任者＋3 名×3 班での宿直勤務体制
・本社　　：最低 2 名がプラントで宿直勤務体制

⑦ 従業員に対する教育・訓練

3 社とも教育･訓練に関する記述はない。

33　各種食料品小売業

小業種	対象数	業種	管轄
54.各種食料品小売業	3	飲食料品小売業	農林水産省

33.1 BCP の共通性と特徴

「各種食料品小売業」のうち JA2 組合では、地震等の災害用 BCP に新型インフルエンザ等に対する対応を加えたものになっている。2 組合の中でも新型インフルエンザ等に関する記述量には違いがみられ、1 組合は感染対策だけしか記述されていない。もう 1 組合は感染対策以外に「体制・組織」「継続事業」等も、新型インフルエンザ等に対する対応として記述されている。

残りのコープ 1 組合では、タイトルが「新型インフルエンザ(等)対策書(基本編)」であり、新型インフルエンザ等に対する専用の BCP だが、内容的には不十分である。

- JA2 組合は地震等の災害用 BCP に新型インフルエンザ等対策を加えてあるが、新型インフルエンザ等に関する記述は少なく、新型インフルエンザ等に即したものとなっていない。
- コープ 1 組合は新型インフルエンザ等専用 BCP だが、継続業務に関する記述はない。

33.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 組合とも、この項目に関する記述は見当たらない。
②新型インフル等対策の体制	・JA1 組合では、地震等の災害に対する体制しか記述されていない。もう 1 組合では、対策本部の下に「感染対策班」が設置される。 ・コープでは対策本部以外にも発生段階に応じて、会員対策本部も設置される。
③平時と発生時の感染対策	・JA1 組合では、「職場における感染防止策」だけだが、もう 1 組合は「個人の対策」や「備蓄品」の記述がある。 ・コープでは「予防対策の基本」以外に「感染力・病原性」の強さ別、発生段階別に感染対策の一覧表が記載されている。
④関係業者等との連携	・1 組合で地震等災害時の連携についての記述があるが、新型インフルエンザ等に対する「仕入先」「運送会社」等業者との連携は 3 組合とも記述されていない。
⑤継続・縮小業務	・JA1 組合で「事業別業務継続リスト」があり、詳細に記述されている。 ・コープの「新型インフルエンザ(等)対策書(基本編)」には、記述はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 組合とも、人員配置やその考え方の記述はない。
⑦教育・訓練	・3 組合とも、新型インフルエンザ等に対する教育・訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

33.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 組合とも、この項目に関する記述は見当たらない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

JA1 組合では、地震等の災害に対する体制しか記述されておらず、新型インフルエンザ等に即していない。JA のもう 1 組合では、対策本部の下に「感染症対策班」が設置されることになっており、新型インフルエンザ等に即した体制となっている。

コープでは対策本部以外にも発生段階に応じて、会員対策本部も設置される。

＜対応組織＞	＜対策本部と会員対策本部の基本的役割＞
未発生期 ・対策本部事務局 第 1 段階(海外発生早期) ・対策本部 第 2 段階(国内発生早期) ・対策本部 第 3 段階(感染拡大期、まん延期、回復期) ・対策本部 ・会員対策本部 第 4 段階(小康期) ・対策本部事務局	対策本部 ・基本方針/対応の基本パターンの策定 ・職員の予防対策、各地域の状況の把握 ・業態ごとの対応案(会員対策本部と連携) ・緊急連絡網(保健所･病院一覧) ・備蓄品等手配 会員対策本部 ・各地域の状況の把握/対応原案 ・業態ごとの対応案(対策本部と連携) ・組合員活動、機関運営等の対応案 ・行政対応 ・緊急連絡網(保健所･病院一覧)

コープでは組織図や責任者が記述されている。更に対策本部や会員対策本部の役割(判断事項)や事項の決定プロセスが「グループ全体にかかわる事項の判断フロー」「各地域での対応にかかわる事項の判断フロー」として、詳細に記述されている。

グループ全体にかかわる事項の判断フロー	
対策本部の判断事項	判断フロー
・発生段階別の対策本部体制移行/業態の事業継続	①該当本部等で原案作成
・衛生備品の追加購入/業態や会員生協の応援体制	②対策本部事務局会議で対応案点検
・広報、行政等の物資提供等要請対応	③対策本部で決定

各地域での対応にかかわる事項の判断フロー	
会員対策本部の判断事項	判断フロー
・地域の状況把握/組合員活動/機関運営/行政対応	①各業態ライン/本部での地域の状況把握
・対策本部との連携/グループ全体の整合性を確保	②各業態で対応案づくり/確認
・対象地域の特定/感染対策/行政要請事項の原案等	③対策本部事務局で対応案点検/本部長が決定

事項(情報)の伝達ラインや媒体が「情報集約体制(フロー)」として、まとめられている。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

JA1 組合では、「職場における感染防止策」だけで、個人対策である「うがい」「手洗いの励行」「咳エチケット」等や「新型インフルエンザ等用の備蓄品」の記述はない。JA のもう 1 組合は「業務上の対策」に加え「個人の対策」や「備蓄品」の記述がある。

職場における感染対策	
対人距離維持の観点 ・感染リスクのある業務を時停止/在宅勤務等 ・出張・会議の中止/個人間の接触距離を保つ ・フレックス制や仕切りの導入/マスクの配布 ・立入や出勤制限/時差出勤/検温 ・手洗いの励行/清掃/消毒 感染した場合の対応 ・医療機関の指示に従い自宅療養/経過観察 ・保健所に相談/家族に感染の際も自宅待機	個人の対策 ・健康状態の把握と申告/うがい･手洗いの励行 ・マスク着用/手指消毒/外出の自粛 ・大規模集会の開催中止/出張の自粛 感染/症状を自覚した場合の対応 ・保健所に連絡 ・出勤停止 ・感染者の属するフロアの職員の自宅待機

コープでは予防対策の基本として「平時からの健康管理」「食事前、トイレ後の手洗い励行」「うがいの励行」「マスクの着用」「予防策の周知徹底」があり、「備蓄品」についても記述されている。更に「感染力･病原性」の強さ別(高病原性/低病原性)に、表頭を発生段階(海外発生/国内発生早期/国内感染期)、以下の感染対策を表側として、実施の有無を「○(実施)」「△(地域状況で判断)」の一覧表にしている。

A.予防対策	・手洗い、うがい実施 ・手指アルコール消毒 ・咳エチケット実施 ・通勤時マスク着用
B.健康対策	・各自の健康(体温)チェック ・事業所出勤時健康チェック
C.移動制限	・感染国への海外渡航禁止 ・業務/個人での海外渡航禁止 ・国内出張の禁止 ・渡航者自身/同行者の健康チェック
D.施設対応	・施設内アルコール消毒 ・介護施設等館内出入り制限 ・来館者の健康チェック/アルコール消毒
E 業務対応	・部内会議/組合員会議中止 ・宅配：配達時のアルコール消毒/マスク着用 ・店舗：接客時/作業時のマスク着用/買物カート/カゴ消毒

また、本人、家族の感染/未感染別に、その対応を「初動」「医療機関の治療･検査」「保健所の対応」「事業所の対応」に分けて、一覧表にしている。

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

JA1 組合で「関係先との連携」とあるが地震等の災害用と思われる。もう 1 組合に記述はない。
コープでも「仕入先」や「運送会社」といった業者等との連携は記述されていない。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

JA の 1 組合では「継続・縮小業務」の記述はない。もう 1 組合では、「事業別業務継続リスト」が記載されている。まず、業務は以下の「区分 A(優先業務)」「区分 B(重要業務)」に従い、区分されている。

区分 A	当該業務の中断が生命の危機、社会秩序、JA の経営等に深刻な悪影響を招き得るもので、経営資源を優先的に振り分けて直ちに復旧及び最後まで継続が求められる業務
区分 B	当該業務が中断したことにより社会秩序、JA の経営等に悪影響を招き得るもので、早急に復旧及び極力継続が求められる業務

「区分 A(優先業務)」「区分 B(重要業務)」別に各事業の業務がリスト化されており、業務ごとに「目標復旧レベル(継続レベル)」が設定されている。

	区分 A		区分 B	
	業務	目標設定レベル	業務	目標設定レベル
信用事業	・貯金業務 ・為替業務 ・JA 自身の業務(出納務等)	継続	・貯金業務 ・与信業務(貸出/償還) ・為替業務 ・国債窓販/投資信託	極力、継続
共済事業	・共済金(事故等の受付/窓口業務)	継続	・共済金(支払/新規契約、既契約保全)	極力、継続
経済事業	・営農資材供給事業	通常	・営農資材供給事業 ・販売事業(米殻/園芸/畜産)	通常
	・生活資材供給事業 (SS・生活店舗/LP ガス) ・販売事業(米殻/園芸/畜産)	不要	・営農資材供給事業 ・販売事業(米殻/園芸/畜産) ・生活資材供給事業(SS 等)	不要
			・生活資材供給事業(SS 等)	状況に応じ縮小
			・生活資材供給事業(LPガス)	配送便の手配次第
			・販売事業(園芸/畜産)	出荷に合わせ実施

※実際のリストでは、業務は更にサービス内容で細分化されている

コープではこの「新型インフルエンザ(等)対策書(基本編)」に、継続業務についての記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

JA1 社で感染対策でもある「時差出勤」「車・自転車・徒歩等での出勤」が記述されているだけである。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

新型インフルエンザ等に対応した教育・訓練の記述はない。

34　食料品スーパー

小業種	対象数	業種	管轄
55.食料品スーパー	3	飲食料品小売業	農林水産省

34.1 BCP の共通性と特徴

「食料品スーパー」3 社の BCP は、内容面で共通性が高い。「食料品スーパー」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 3 社とも対策本部の設置と組織図や責任者、役割分担が記述されている。
- 3 社とも発生段階別の感染対策がある。
  特定接種や備蓄品、お客様の感染対策も 3 社であげられている。
- 3 社とも「重要業務（継続業務）」が部門ごとに具体的に記述されている。
- 3 社とも欠勤率に応じて売り場等の店舗営業体制（継続・縮小）が決まる。
  2 社では発生段階別の「商品の展開（品揃え、売り場展開）」がある。

34.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社で「政府行動計画」とそれに基づいた発生段階別の社会経済状況が記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置され、組織図や責任者、役割分担が記述されている。 ・2 社では対策本部の前に危機管理委員会や危機管理分科会が設置される。 ・グループ会社のある 1 社ではグループ会社各社で対策本部が設置される。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも発生段階別の感染対策がある。 ・特定接種や備蓄品、お客様の感染対策も 3 社であげられている。
④関係業者等との連携	・1 社で関係事業者別に、その連携内容等が詳細に記述されている。 ・1 社では具体的な連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・3 社とも「重要業務(継続業務)」が部門ごとに具体的に記述されている。 ・1 社では「重要業務(継続業務)」を「通常業務」と「新型インフルエンザ対応業務」に分け、更に「縮小・休止業務」も記述している。 ・3 社とも欠勤率に応じて売り場等の店舗営業体制(継続・縮小)が決まる。 ・2 社では発生段階別の「商品の展開(品揃え、売り場展開)」がある。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 社で「通勤方法の見直し」、1 社で「時差出勤」があげられている。
⑦教育・訓練	・1 社で「予防対策の教育」「国内発生早期移行においての問合せ対応についての教育」「店舗内患者発生時の対応方法の教育」「机上訓練」「実演訓練」「シミュレーション訓練」「対策本部設置訓練」の実施を検討するとある。

【機密性２情報】

34.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

２社で「政府行動計画」とそれに基づいた発生段階別の社会経済状況が記述されている。

政府行動計画
・罹患率　　：25%　/医療機関受診者数：約 1,300～2,500 万人
・入院患者数：中程度→約 53 万人、重度→約 200 万人
・死亡者数　：中程度→約 17 万人、重度→約 64 万人
・流行期間　：8 週間(ピーク期間：2 週間)
・ピーク時の欠勤率：最大 40%

＜想定する社会経済状況＞

海外発生期
・保健所、医療機関等/行政窓口への問合せ増加
・食料品、生活必需品の需要増加

国内発生早期
・保健所、医療機関等への問合せが増加/住民からの行政問合せ急増
・抗インフルエンザウイルス薬を求めて医療機関を訪れる市民が増加
・感染者が１人でも出れば、介護(入所)施設内は短期間でまん延
・事業活動休止/稼働率低下による物流量減少/中小物流･流通業者は休業の可能性
・宅配、通信販売等に対する需要増加/現金引出する市民増加(ATM 利用が増加)
・外出自粛による公共交通機関の需要減少/徒歩･自転車･自動車等による通勤増加
・外出自粛/在宅勤務体制へ移行等による電話･インターネットの通信需要増加
・ガソリン不足を予想した客増加/買い占めによる食料品や生活必需品の不足や価格上昇

国内感染期
・一部の医療機関では診療科目を限定
・医療機関の業務資源(医療従事者/医薬品/資器材/ベッド等)の不足、一時的に業務中断
・宅配、通信販売等に対する需要の大幅増加
・感染防止の観点から、社会インフラ窓口業務･カスタマーサービス業務等の中断
・従業員不足による集配遅延/物流量の大幅減少/停電/行政･各事業窓口中断/公共交通機関の運行本数減少
・外出自粛/通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少
・乗用車の利用が増加するが、社会活動水準が低下により、ガソリン需要は減少
・発生国、地域による燃料輸入中断/従業員不足による GS 供給停止/中小 GS 企業の資金繰り悪化
・通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下
・ATM への現金流通が滞り、一時的にサービス中断
・従業員不足、休市等による卸売市場機能低下/生鮮食料品等の流通の中断
・小売店の従業員不足/物流機能混乱による物資流通遅延、中断
・宅配、通信販売等の需要が大幅増加
・海外の感染拡大に伴い、食料品等の輸入が一時的に中断/国内の感染拡大に伴い、食料品等の製造が減少

② 新型インフルエンザ等対策の体制

３社とも対策本部が設置される。うち２社では対策本部の前に危機管理委員会や危機管理分科会が設置される。更にグループ会社のある１社ではグループ会社各社でインフルエンザ対策本部が設置される。

３社とも組織図や責任者、役割分担が記述されている。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも発生段階別の感染対策がある。3 社共通の感染対策は以下の通り。

海外発生期
・基本的知識、感染防止策周知/手洗い、咳エチケット、うがいの励行
・健康管理態勢(検温等)の注意喚起/発生国への渡航自粛/発生国渡航歴の確認実施

国内発生早期
・基本的知識、感染防止策周知の強化/手洗い、咳エチケット、うがいの徹底
・執務中、出退勤時のマスク着用/発生国への渡航、国内出張の自粛
・会議、商談等の自粛/来訪者入館時アルコール消毒、マスク着用の勧奨

国内感染期
・健康管理態勢(検温等)の義務化/通勤手段の変更(自転車･自動車等)
・会議、商談等の禁止/什器、休憩室、トイレ等の消毒強化

特定接種や備蓄品、お客様の感染対策として「お客様入店時のマスク着用」「店内での感染者発生時の対応」「お客様の買い物動線指定」、これらの告知方法として「POP」「ポスター」等の掲示も 3 社であげられている。

④ 関係事業者等との連携

1 社で関係事業者別に、その連携内容等が詳細に記述されている。

卸売業者/製造メーカー
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・商品の継続的な生産、納入の可否/欠品や生産中止となる可能性のある品目の有無

物流/配送業者
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・(配送センター/店舗までの)商品の継続的な納入可否

警備業者
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・常駐警備員、営業中の店内巡回、駐車場の警備員等の人員数確保の可否/人員確保の代替策の有無
・開店、閉店作業への支障有無/顧客、取引先の健康状態の確認/入店制限等の実施時の増員体制の可否

現金輸送
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・平時と同様の体制確保の可否

清掃業者
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・平時と同様の人員確保の可否/消毒作業時における増員体制の可否

施設維持管理業者
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・平時と同様の人員確保の可否/人員確保の代替策の有無

廃棄物処理業者
・業務継続方針、計画の確認/自社と同等レベルの感染防止対策対応の可否
・平時と同等の回収作業の実施可否

1 社は「各部等の長は、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで連携が必要となる国、地方公共団体、業界団体、同業他社、取引先企業等の関係機関と事前に協議を行う」程度の記述だが、具体的な連絡先リストがある。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

3 社とも「重要業務(継続業務)」が部門ごとに具体的に記述されている。うち 1 社では、「重要業務(継続業務)」を「通常業務」と「新型インフルエンザ対応業務」に分け、更に「縮小・休止業務」も記述している。この社では部門も業務内容も、詳細に記述されている。

	重要業務(通常業務)	重要業務 (新型インフルエンザ等対応業務)	縮小・中止を検討する業務
商品部	・仕入計画の立案 ・商品仕入、営業店の指導・管理 ・販売、仕入価格の決定 ・商品品質管理の徹底 ・物流業者の手配 ・発注業務	・商品の確保 ・物流業者の体制確認 ・緊急物流網の確保	・商品分類等の基本計画、品質管理基準の立案 ・商品企画、売出計画の立案 ・商品開発の立案、推進 ・仕入先の選定・取引条件立案 ・粗利益目標額の確保 ・売場の適正規模等在庫提案 ・消費動向・市場調査/商品統計
総務部	・役員の庶務 ・保安防災業務の統轄 ・広報業務 ・株主総会・取締役会・常務会等 ・法務、訴訟 ・社印、社長印の保管・取扱い ・起案文書の審査・回議・進達 ・社内通達に関する事項 ・文書の受発信および配布 ・危機管理に関する事項の運用	・対策本部の運営 ・店舗地域の感染状況把握 ・本社と店舗との連絡体制確保 ・電鉄、行政等との協議・調整(物資供給、法令の運用等) ・感染者発生時の広報対応	・諸団体への加入、脱退 ・株式書類の保管・取扱い ・契約書、覚書等の審査 ・法務・訴訟/規程の制定・改廃 ・事務改善/商業登記・登録 ・社員持株会/祝祭慶事 ・環境対策の統括 ・不動産の取得、賃貸借、処分 ・通信機器等の選定・使用管理 ・商標権の管理、登録申請等
各店舗	・商品仕入/加工 ・販売、POP 類の作成・掲示 ・在庫商品の管理 ・売上仕入、サービス部門の販売管理/顧客の苦情把握・処理 ・店内規律の維持と保安防災 ・日常労務管理と給与計算 ・所管施設(電気等)、什器・備品の管理 ・店の金銭出納・売上計算・管理 ・商品受渡し管理	・出勤可能従業員の管理 ・少人数によるレジ業務 ・品出しのための配置 ・作業の縮小 ・アウトパック商品の確保 ・商品の入荷に応じた売場構成 ・セール等の中止に関する告知 ・緊急時 POP 類の作成・掲示 ・入館制限等の防犯対策	・売上予算案の作成 ・売上予算、営業利益目標額確保 ・販売技術と商品陳列研究・実施 ・店内装飾業務/棚卸の実施 ・顧客情報収集、品質管理と連携 ・商品の配達業務 ・店の庶務事項 ・店内予算に関する事項

※上記は一例

【機密性２情報】

３社とも欠勤率に応じて店舗や売り場の営業体制（継続・縮小）が決まる。売り場名等の若干の違いはあるが、ほぼ同じ基準となっている。

＜店舗の営業体制＞

欠勤率	15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%未満
営業可能店舗数（全店ベース）	通常		営業店舗集約の検討	
営業時間（個店ベース）	通常	営業時間の短縮		

＜売り場の営業体制＞

欠勤率		15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%未満
食料品売場	加工食品（備蓄食料品）/農産品/レジ	通常			縮小
	水産品/畜産品/惣菜・弁当等	通常	店内加工の縮小	店内加工の中止（プロセスセンター加工への切換え等）	
その他売場	日用雑貨品/医薬品	通常			縮小
	衣料品/住居関連	通常	縮小		
サービスカウンター	サービスの承り	通常	縮小	中止	
	配達	通常		中止	

２社では発生段階別の「商品の展開（品揃え、売り場展開）」がある。

＜商品の展開（品揃え、売り場展開）＞

国内発生早期/国内感染期

・マスク等衛生関連商品の品揃え：強化
・備蓄食料品/医薬品/予防に必要な日用品/肌着等の品揃え：強化
・食料品/日用品/衣料品/その他商品売り場：「欠勤率に応じた営業縮小体制」に準じる
・惣菜等のバラ売り：パック販売
・試食/試飲/試供品配布等/集客イベントの実施：中止

小康期

・商品展開：通常化
・試食/試飲/試供品配布等：中止
・集客イベントの実施：通常化検討

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

３社とも具体的な人員配置（必要人数）の記述はないが、２社で「通勤方法の見直し（車・自転車・徒歩等での出勤）」、１社で「時差出勤」「本社あるいは店舗間での応援を行う」が人員確保策としてあげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

１社で「予防対策の教育」「国内発生早期移行においての問合せ対応についての教育」「店舗内患者発生時の対応方法の教育」「机上訓練」「実演訓練」「シミュレーション訓練」「対策本部設置訓練」の実施を検討するとある。他２社は具体的な記述はない。

35　コンビニエンスストア/百貨店・総合スーパー

小業種	対象数	業種	管轄
56.コンビニエンスストア	1	飲食料品小売業	経済産業省
57.百貨店・総合スーパー	1	各種商品小売業	

35.1 BCP の共通性と特徴

「百貨店･総合スーパー」｢コンビニエンスストア｣は各 1 社ずつと少ないため、ここではまとめて記述する。2 業種の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 百貨店、コンビニエンスストアは、以下の点で共通性が高い。
  - ➢「店舗で感染者が出たときの対応」や｢店舗の営業継続｣等、店舗に関する記述が多い。
  - ➢ 体制は被害や感染状況に応じて 2 段階(当初は委員会、後に対策本部)である。

35.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･百貨店では､｢政府行動計画｣の被害想定に基づき、自社の被害想定も記述されている。 ･コンビニエンスストアには、被害想定の記述はない。
②新型インフル等対策の体制	･百貨店、コンビニエンスストアとも想定される被害等に応じて、委員会、対策本部が段階的に設置される。両業種とも組織図や責任者、役割等が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	･百貨店、コンビニエンスストアとも発生段階ごとに感染対策があり、店舗の対応と特定接種も記述されている。
④関係業者等との連携	･百貨店、コンビニエンスストアとも業務継続のため､｢協力会社｣｢製造委託先等｣と連携とある。
⑤継続･縮小業務	･百貨店では、優先業務の定義に基づき、部門ごとに優先業務が決められている。また店舗の営業継続/休止の基準が定められている。 ･コンビニエンスストアでは、優先業務の記述はないが、業務手順書として業務ごとに実施の手順がまとめられている。店舗の営業継続/休止の基準も定められている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･百貨店、コンビニエンスストアとも具体的な人員配置等の記述はない。
⑦教育･訓練	･百貨店、コンビニエンスストアとも具体的な教育･訓練の記述はない。

【機密性 2 情報】

35.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

百貨店では、「政府行動計画」とそれを基にした自社の被害想定が記述されている。

政府行動計画	自社の被害想定
・発症者数：3,200 万人(人口の 25%) ・死亡者数：17 万～64 万人(0.5～2.0%) ・欠勤率　：20%～40% ・期間　　：8 週間　※1 年間に流行の波が反復する可能性	・発症者数　　：約●人 ・死亡者数　　：約●人 ・ピーク時欠勤者数：約●人

コンビニエンスストアには、被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

百貨店では、想定される被害に応じて危機対策本部またはリスク対策委員会が設置され、その組織図や責任者、役割が記述されている。

コンビニエンスストアでも、感染状況に応じて対策 PT または対策本部が設置され、その組織図や責任者、役割が記述されている。

百貨店	コンビニエンスストア
・危機対策本部：甚大な被害で営業中止等検討の場合 ・リスク対策委員会：上記以外の場合	・対策 PT：国内で鳥インフルエンザの人への感染 ・対策本部：国内で新型インフルエンザ等の感染

③ 平時及び発生時における感染対策

百貨店では、発生段階ごとに感染予防措置が記述されている。

前段階(新型インフルエンザ発生前)の対応	第 1～4 段階(新型インフルエンザ発生後)の対応
・手洗い、うがいの励行/マスク等の備蓄 ・健康状態の自己把握 ・事業所で発症した際の対処の検討	・マスク/手洗い、うがいの励行等の徹底 ・健康状態の更なる自己把握 ・不要不急の会議、海外渡航、外出等の自粛 ・備蓄品の配布、使用/感染(疑い含む)の際の報告

更に「本人発症」「家族等同居者」「店内でのお客様」別に対策が記述されている。

本人発症/家族発症(人事部)
・所属長に連絡
・発症日の翌日から 7 日目まで出勤停止
・職場の濃厚接触者は発症者の発症日の翌日から 5 日目まで検温/報告
※本人勤務中の場合は、更に、発症者の机まわり等ウイルスが付着していそうな範囲を消毒

来店客発症(総務部/店舗運営部)
・原則、救急車対応/対応者はマスク、手袋を使用
・店内での移動制限
・嘔吐物は清掃までの間、薄紙で覆う/対応者は手洗い、うがい、消毒液で殺菌する
・清掃、消毒する範囲の把握

【機密性 2 情報】

コンビニエンスストアでは、発生段階別の対策一覧表の中に、感染対策も各部署の行動リストとして記述されている。店舗における対応も営業対策の 1 つとして記述されている。

＜国内発生早期＞

営業対策

・加盟店へのマスク等の配備を支援
・店舗スタッフの健康把握/うがい、手洗いの強化/お客様に告知のうえ、マスク着用を徹底
・店舗内の洗浄/殺菌/消毒等の励行

商品/物流対策

・配送センターに、ドライバーのマスク着用、入店時の消毒の実施を要請

人事対策

・出勤前の検温等、従業員と家族に健康管理の徹底を指示、感染有無を確認
・症状の有無の報告を求め、該当者(家族の感染も含む)に自宅待機と医療機関の受診を勧告
・感染が確定した場合は出勤停止/移動先の清掃、消毒/過去 1 週間の接触者へ医療機関の受診を勧める
・部/室長は、部下の出勤状況、罹患状況等を人事部に報告
・不要な外出を避けるよう指導

＜国内感染期＞

営業対策

・従業員のマスク着用を徹底
・店舗の衛生状態の維持、消毒の継続

商品/物流対策

・ドライバーの健康管理対策/発生地域へ配送した車両の消毒等、配送センターの衛生指導
・取引先との面会等は通信手段を活用/流行地域への出張等を中止

人事対策

・各事務所、直営店での全員マスク着用/うがい、手洗いを 1 日 4 回以上実施
・公共交通機関での通勤自粛/車の利用、事業所等での宿泊/発生地域を訪問した社有車の消毒

百貨店、コンビニエンスストアとも、特定接種について記述されている。

④ 関係事業者等との連携

百貨店では、「優先業務を継続するために不可欠な協力会社等を洗い出し、事業継続のために、協定の締結や情報連絡方法の整備等、必要な措置を講じていく」だけで、具体的な記述はない。

コンビニエンスストアでは発生段階別の対策一覧表の商品・物流対策の 1 つとして「製造委託先等の稼働に支障が生じた場合は、発生地域外の製造委託先に代替え品の要請を委託する」「産地やメーカーの状況を把握し、グループ会社とも連携して、商品調達ルートの変更を実施する」とされている。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

百貨店では、優先業務について、以下のように定義している。

・お客様とのお約束/サービスを実現するために必須となる関連業務 ・需要の変化を予測し、要員管理/感染等のリスクと経営維持の観点から必要な業務 ・企業としての債務等、まん延期においても中断/休止が許されない業務

上記に基づき、具体的に優先業務を部門ごとに決めている。

店内営業部門 ・放送/電話交換業務/顧客との約束事項対応/商品の事故･苦情対応 ・必需品等の販売と食料品、肌着、介護用品等の商品確保 ・必要最低限のレジ等関連業務･用度品の手配/レイアウト変更/顧客への告知 外商部門 ・受注/顧客からの依頼･問合せ対応/売上管理 ・クレジット信用調査/月次締処理 後方部門 ・店舗営業継続に必要な対応(施設/保安/情報システム) ・販売継続のために必要な対応(出退勤管理、給与事務等) ・リスク対策(情報収集/店舗営業継続判断/要員対策/広報活動/備蓄品確保･配布･使用指示)

また「第 3 段階･まん延期」においては、毒性に応じて以下のように定められている。

弱毒性の場合	強毒性の場合
・フロアー単位での営業中止 ・営業時間の短縮/営業形態の見直し/全館営業中止 ・売上減少に応じた最低限の販売体制/営業中止 ・商品供給状況に応じた営業縮小/中止	・原則、店舗の営業中止 (状況により縮小して継続)

他に店舗の営業、継続に関する記述がある。

営業中止(以下の要素により危機対策本部が決定) ・行政からの要請 ・感染者の重篤度 ・店頭要員の確保状況 ・顧客の来店状況 ・商品確保状況 営業縮小/短縮(以下の要素によりリスク対策委員会が決定) ・要員および商品の確保状況

【機密性２情報】

コンビニエンスストアでは、継続･縮小事業の記述はないが、別紙の業務手順書で業務ごとに実施の手順が詳細に記述されている。

※下記は一例

＜業務手順書＞

業務名　：発生地域における営業継続対策

Ⅰ.定義：新型インフルエンザ等発生地域でも、店舗の営業継続に努めることを基本とし、感染防止等の対応を実施

Ⅱ.必要なマニュアル等：体調チェック表/新型インフルエンザ等報告書/各種店頭告知

Ⅲ.手順

1. 対策本部の設置と指示事項の徹底
2. 未発生地域店舗における対策の実施
3. 店舗スタッフの健康状態の確保
4. マスクの着用
5. お客さまへの告知
6. 商品、販売等に関する留意点
7. 現金管理に関する留意点
8. 体調不良のお客さまの介護
9. 営業範囲の縮小、短縮等

また百貨店と同様に、店舗の営業休止に関する記述もある。

営業休止

・行政からの要請があった場合
・スタッフ複数名が罹患、または当該発生地域の最初の罹患者であった場合
・店舗スタッフ不足/客数減少/商品供給不可/釣銭不足/電気等停止で、営業が困難な場合

営業縮小/短縮

・スタッフが最初の罹患者ではなく、かつ１名の場合は、出勤停止としたうえで商品の販売を休止
・客数減少が想定される場合は夜間の営業休止を検討
・上記「営業休止」の「営業が困難な場合」に該当するが営業縮小/短縮により継続が可能な場合
・必需品等の供給量が不足する場合は数量限定で販売

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

百貨店、コンビニエンスストアとも「要員確保の体制を整備する」「店舗スタッフの確保に努める」程度で、具体的な人員配置や応援体制の記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

百貨店、コンビニエンスストアとも具体的な教育･訓練の記述はない。

36　パン・菓子製造業/冷凍食品製造業/めん類製造業

小業種	対象数	業種	管轄
60.パン・菓子製造業	2	食料品製造業	農林水産省
62.冷凍食品製造業	1	食料品製造業	農林水産省
63.めん類製造業	3	食料品製造業	農林水産省

36.1 BCP の共通性と特徴

「パン・菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の 3 業種 6 社中 5 社が同じグループ会社であり、基本的に共通のフォーマットの BCP を使用しているため、共通性は高い。3 業種 6 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 同グループ会社 5 社の BCP は基本的に共通である。構成としては「新型インフルエンザ等対策 BCP 規定(事業継続計画書)」「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」「全体行動チェックリスト」の 3 部となっている。
- もう 1 社の BCP は「緊急事態対応一覧表」(A4 サイズ 1 枚)の 1 項目として「新型インフルエンザ(パンデミック)」があるが、「事前対応・予防対策」「対応手順」が簡単に記述されているだけである。

36.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・同グループ会社の BCP では「インフラへの影響」として、ライフライン、情報通信、道路、公共交通機関の状況まで記述している。 ・もう 1 社では被害想定の記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・同グループ会社の BCP では、第 1 段階(海外発生期)で災害対策本部が設置され、第 2 段階(国内発生早期)で BCP の発動、第 3 段階(国内拡大期)で重要業務の継続/縮小の決定となっている。 ・もう 1 社は「常に事前の対応が図れる体制」とだけ記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・同グループ会社の BCP では、別冊「感染予防対策マニュアル」で基本対策と発生段階別対策を詳細に記述している。別紙「行動チェックシート」にも記述がある。 ・もう 1 社は「手洗い、うがい」「感染者は出社禁止」だけの記述にとどまる。
④関係業者等との連携	・同グループ会社の BCP では別紙「行動チェックシート」に、「行政/医療機関/マスコミ等からの情報収集」と「継続業務のため委託会社と協議」との記述がある。 ・もう 1 社では関係事業者等との連携に関する記述はない。
⑤継続・縮小業務	・同グループ会社の BCP では、「重要製品」として供給を継続する商品が規定され、この「重要製品」について「継続業務」「縮小・休止業務」が記述されている。 ・もう 1 社では「生産は部品状況に見合った品目を設定」という記述だけである。
⑥発生段階に応じた人員計画	・同グループ会社の BCP では別紙の「行動チェックシート」に「代替え者または在宅勤務」だけの記述で、具体的な人員配置等は記述されていない。 ・もう 1 社でも人員計画の記述はない。
⑦教育・訓練	・6 社とも、教育・訓練に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

36.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

同グループ会社の BCP では、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を基に、被害想定を「インフラへの影響」「自社への影響」に分けて記述している。

インフラへの影響
・ライフライン：社会機能維持に関わる電気/ガス/水道は基本的に通常通り使用可能
・情報通信：電話･インターネット等の情報通信手段は基本的に通常通り使用可能
・道路：大きな影響はなく、基本的に通常通りに利用可能
・公共交通機関：運行本数が減少

自社への影響
・人：約 8 週間の流行期間に従業員やその家族が感染し、最大 40%が欠勤(回復迄 10 日間)→要対策
・物：店頭では備蓄可能な食料品のまとめ買いが第 1 段階から始まる→要対策
　・自社製品は、需要が高まる
　・取引先企業の事業縮小･停止や物流網の混乱等により、原材料等の供給が滞る
・(本社のみ)金：得意先からの入金が滞った場合、資金ショートの恐れがある→要対策
・情報：一部機能低下の可能性はあるが、基本的に通常通りに利用できる→対策不要

もう 1 社の BCP では被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

同グループ会社の BCP では、災害対策本部が設置され発生段階別に活動内容が記述されている。

第 1 段階(海外発生期)
・事務局が海外の情報収集に努め、従業員に注意喚起する
・災害対策本部を立ち上げる

第 2 段階(国内発生早期)
・事業継続計画(狭義)を発動する

第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)
・重要業務の継続･縮小･休止業務の意思決定を行う

もう 1 社の BCP では「公的機関、報道機関、地域情報等を適時把握し、常に事前の対応が図れる体制」との記述だけである。

③ 平時及び発生時における感染対策

同グループ会社の BCP では、別冊の「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」に基づき対応することとなっている。「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」ではまず「基本対策」「職場の基本的衛生対策」が記述されている。

基本対策
・マスクは不可欠/マスクはN95規格を推奨
・外出から帰った際は15秒以上の丁寧な手洗いが予防に有効

【機密性２情報】

職場の基本的衛生対策

・トイレに液体石鹸、消毒用アルコールを常備し、使い捨てペーパータオルや温風式乾燥機を必ず設置
・職場環境を常に清潔かつ衛生的に保つ/私物や共用設備は常に消毒アルコールで清潔に消毒
・呼吸器の分泌物や吐瀉物、排泄物等で汚れた場所は、N95規格のマスクとゴム手袋を着用のうえ、使い捨てのペーパータオルで拭き、その後、消毒用アルコールで汚染された場所とその周辺を消毒
・室内の通風を確保(空調設備等を良好に維持し稼働/特に必要な場合は、オフィスの窓を開ける)
・従業員に38度以上の発熱や喉の痛み、咳等が見られた場合は、直ちに帰宅/医療機関の指示に従う

清掃用具：ブラシ、モップ、ぞうきん、アルコール消毒剤、バケツ

保護装備：N95規格マスク、ゴム手袋、ビニールエプロン、ゴーグル

消毒薬　：次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールが有効/噴霧は実施しない

更に、発生段階別に詳細に感染対策が記述されている

第１段階(海外発生期)

・アルコール消毒薬の用意：事業所の入口及び全てのトイレに手を消毒する消毒薬を設置
・呼吸器系に異常が現れた従業員への対処
　・社内ではマスクを付けるよう指導
　・当該従業員の健康状況に注意し、必要に応じ、医療機関での診察等を勧める

第２段階(国内発生早期)

・流行及び健康に関する情報の更なる収集と提供に努める
・職場の衛生管理強化
　・職場内で様々な人々が触れやすい施設(ドアノブ等)の消毒を、毎日午前、午後の各２回実施
　・トイレを毎日午前、午後の各１回清掃
　・ウイルスに汚染された可能性のある物(吐瀉物や排泄物等)は、速やかに片づけ、消毒を実施
・従業員に健康に対するアドバイスを行う/人出が多い公共の場所に行かないように指導
・従業員の健康管理
　・毎日、出勤前に家庭で体温測定を自ら行い、「健康状況報告書」に記入し、提出
　・全員マスク着用の推奨/呼吸器系の症状がある従業員は、N95 規格のマスク着用を義務化
　・以下のいずれかの状況に該当する従業員は、出勤を差し控える/社内滞在の禁止
　　A.発熱(体温が摂氏 37.5 度以上)
　　B.喉の痛み、筋肉痛、頭痛、咳、鼻水、関節痛の内、3 種類以上のインフルエンザ症状が現れる
　・自宅で検温できなかった従業員は、出勤時に会社入口で体温測定
　・37.5℃以上の場合、入場禁止/帰宅し、医療機関等で診察を受け、会社に電話で報告
　・部門長又は指定された責任者は、毎日１回従業員より「健康状況報告書」を集める
　・流行期間中は、従業員に十分な休息を取らせるべく、合理的な業務実施に努め、残業を減らす
・外来者の健康管理
　・訪問客等の外来者には「来館者健康状況報告書」の記入依頼/記入拒否者は入場禁止
　・呼吸器系の感染症状がある者は N95 のマスクを着用/装着拒否者は入場禁止
　・外来者は全員、体温測定を受けなければならない
　・以下のいずれかの状況に該当する外来者は入場禁止/社内滞在の禁止
　　A.発熱(体温が摂氏 37.5 度以上)
　　B.喉の痛み、筋肉痛、頭痛、咳、鼻水、関節痛のうち、3 種類以上のインフルエンザ症状が現れる

【機密性 2 情報】

第 3 段階(国内感染拡大期/まん延期):「第 1 段階」「第 2 段階」の対応措置に、以下を追加

・全従業員と全外来者に自社におけるマスク着用を義務付け/拒否者は入場禁止
・原則、全外来者の訪問を禁止
・全ての郵便物と速達貨物の受渡しは、警備担当者が実施
・公的日程を中止
・従業員に個人旅行の取止めを勧告
・海外から日本に戻った従業員の健康監視
・従業員自身が新型インフルエンザの疑い又は感染が確認された場合
　・関連部署は直ちに活動を一時停止し、消毒を徹底
　・疑い又は感染確認時は、関連事業所、トイレ及び食堂を含め、直ちにその所属職場の活動を停止/消毒を徹底/必要あれば請負業者に仕事場の消毒作業を委託

※別紙「行動チェックシート」に感染対策として「在宅勤務」も記述されている

全段階共通(同居家族が発症した場合の対応)

・家族が感染し自宅療養する場合は、療養する部屋を限定し、看護者(濃厚接触者)を 1 人に決める

自宅待機の原則

・濃厚接触者:患者が解熱後、1 日自宅待機/翌朝の体温が平熱で他症状がない時はマスク着用で出社可
・非濃厚接触者:患者と接触なく、本人が平熱で他症状が無い時はマスク着用で出社可

別紙で本社機能とサプライチェーンの「行動チェックシート」があり、発生段階別各部署別の行動がリスト化されており、その中に感染対策等も含まれている。

もう 1 社の BCP では「日常のうがい、手洗いの促進」「発生地域の企業、学校、幼稚園、保育園等に通う同居家族のある者は出社不要」「接種実施医療機関名」が記述されている。

④ 関係事業者等との連携

同グループ会社の BCP では別紙「行動チェックシート」に、以下の記述がある。

前段階(未発生期)

・行政機関/地方自治体/医療機関/マスコミ等からの情報収集(人事部/総務部)
・流行時に委託業務に影響が出ないよう委託会社と協議。合わせて緊急連絡先を確保:資材部/生産/等

第 1 段階(海外発生期)～

・行政機関/地方自治体/医療機関/マスコミ等からの情報収集:人事部/総務部
・委託会社と再確認:資材部/生産/システム/等

もう 1 社では関係事業者等との連携に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

同グループ会社の BCP では、まず「重要製品」として供給を継続する商品が記述されている。次にこの「重要製品」について「継続する業務」「縮小・休止業務」と担当部署が記述されている。

継続業務	縮小/休止業務
・各部門の重要業務の取組状況の管理/監督 （リスク管理委員会） ・感染予防に関する業務（人事総務部） ・各種資材の調達業務（購買部・原料部） ・生産に関する業務（業務部） ・製販調整、幹線物流、受注、配送業務（業務部） ・営業方針に基づいた営業活動（営業本部） ・情報システム稼働継続業務（情報システム課） ・情報発信に関する業務（秘書室秘書課） ・支払/資金繰り等に関する業務（経理部）	・左記部門のうち、重要業務以外の業務 ・左記部門以外の部門の業務

もう 1 社では「生産は部品状況に見合った品目を設定」という記述だけである。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

同グループ会社では別紙の「行動チェックシート」に以下の記述がある。ただし具体的な人員配置等は記述されていない。

<u>第 3 段階（感染拡大期）～</u>
・重要業務で、責任者/担当者が感染した場合は、代替者または在宅勤務で遂行：本社等
・工場ごとの欠勤率を踏まえた上で、最適の生産体制を（本社が）指示：工場

もう 1 社では人員計画に関する記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

同グループ会社、もう 1 社の BCP とも、教育・訓練に関する記述はない。

37　缶詰・農産保存食料品製造業

小業種	対象数	業種	管轄
58.缶詰・農産保存食料品製造業	2	食料品製造業	農林水産省

37.1 BCP の共通性と特徴

「缶詰･農産保存食料品製造業」2 社の BCP は記述量が少ない点では共通しているが、内容的にはかなり異なっている。

- 「缶詰･農産保存食料品製造業」2 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は前節の「パン･菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の 5 社と同じグループ会社であり、基本的に共通のフォーマットの BCP だが、「新型インフルエンザ等対策 BCP 規定(事業継続計画書)」だけで「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」「全体行動チェックリスト」がない。
  - もう 1 社の BCP は地震等の災害に備えた BCP の後ろに「緊急時における対応(新型インフルエンザ編)」を加えたものであり、新型インフルエンザ等 BCP としては、簡単なものとなっている。

37.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･前節と同グループ会社の BCP では「インフラへの影響」として、ライフライン、情報通信、道路、公共交通機関の状況まで記述している。 ･もう 1 社では被害想定の記述はない。
②新型インフル等対策の体制	･2 社とも対策本部が設置され、責任者が記述されている。 ･1 社では発生段階別の活動内容があり、もう 1 社で組織図がある。
③平時と発生時の感染対策	･2 社とも基本的な対策しか記述されていない。 ･1 社では発生時に本部から具体的な指示が出るとなっている。
④関係業者等との連携	･1 社で「派遣会社と協議し、派遣社員の勤務体制を確立する」とある程度である。
⑤継続･縮小業務	･前節と同グループ会社の BCP では、「重要製品」として供給を継続する商品が規定され、「重要製品」について「継続業務」「縮小･休止業務」が記述されている。 ･もう 1 社では考え方だけでこの BCP では具体的な記述はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	･2 社とも具体的な人員計画の記述はない。
⑦教育･訓練	･前節と同グループ会社の BCP では「重要製品の生産を継続するためのシフト体制のシミュレーション」「複数の重要業務を実施できるようにするトレーニング」がある。 ･もう 1 社では「毎年度、研修･訓練を計画し、実践する」とあるが、具体的な教育･訓練の内容等は記述されていない。

【機密性 2 情報】

37.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

前節と同グループ会社の BCP では、厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を基に、被害想定を「インフラへの影響」「自社への影響」に分けている。

インフラへの影響
・ライフライン：社会機能維持に関わる電気/ガス/水道は基本的に通常通り使用可能
・情報通信：電話・インターネット等の情報通信手段は基本的に通常通り使用可能
・道路：大きな影響はなく、基本的に通常通りに利用可能
・公共交通機関：運行本数が減少

自社への影響
・人：約 8 週間の流行期間に従業員やその家族が感染し、最大 40%が欠勤(回復迄 10 日間)→要対策
・物：店頭では備蓄可能な食料品のまとめ買いが第 1 段階から始まる→要対策
　・自社製品は、需要が高まる
　・取引先企業の事業縮小・停止や物流網の混乱等により、原材料等の供給が滞る
・情報：一部機能低下の可能性はあるが、基本的に通常通りに利用できる→対策不要

もう 1 社の BCP では被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

前節と同グループ会社の BCP では、災害対策本部が設置され、発生段階別に活動内容が記述されている。

第 1 段階(海外発生期)
・事務局が海外の情報収集に努め、従業員に注意喚起する
・災害対策本部を立ち上げる

第 2 段階(国内発生早期)
・事業継続計画(狭義)を発動する

第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期)
・重要業務の継続・縮小・休止業務の意思決定を行う

もう 1 社の BCP でも対策本部が設置される。その組織図や責任者等が記述されている。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

前節と同グループ会社の BCP では、別冊の「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」に基づき対応するとあるが、この業種では「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」が存在せず、「新型インフルエンザ等対策 BCP 規定」の中で、比較的簡単に発生段階別にまとめられている。

第 1 段階(海外発生期)
・海外の流行情報を収集し注意喚起開始
・呼吸器系に異常がある従業員にマスク着用奨励

第 2 段階(国内発生早期) ：職場内衛生管理強化
・従業員にマスク着用奨励/呼吸器系に異常の従業員はマスク義務付け
・全従業員に出勤前の体温測定指示/発熱あれば出勤を差し控える
・外来者に入口で体温測定依頼/発熱あれば来社をご遠慮頂く。
・不要不急の会議/出張の制限

第 3 段階(国内感染拡大期/まん延期)：引き続き職場内衛生管理強化
・全従業員にマスク着用義務付け/出勤前の体温測定指示継続
・原則、外来者の訪問をご遠慮頂く
・原則、会議･出張の禁止
・重要業務継続の一方で十分な休息対応策(残業抑制等)
・発症した従業員の隔離/在籍部門周辺の消毒

もう 1 社では発生時には、感染の段階に応じて対策本部から以下のような指示があると記述されている。(BCP では対策例とされている。)

予防等
・手洗い、うがい/咳エチケット等を励行する
・消毒液を入口の外に設置する
・職場の清掃･消毒を 1 日〇回実施する

外部からの感染防止策
・職場の入り口や立ち入れる場所を制限する
・職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用により接触距離を保つ
・利用者等に対する注意喚起を行う
・職員にマスクを着用させ、必要に応じて利用者等にマスクを配布する
・来訪人数を一度に〇人までに制限する

組織内の感染防止策
・不急の出張/渉外活動/会議等を中止する
・可能な範囲で在宅勤務の導入を検討する
・発熱している役職員や来訪者は、出勤や入店をさせない

組織内の感染拡大防止策
・不急の業務、感染リスクが高い業務を一時停止する
・役職員や利用者等が職場や店舗に入る前に、発熱や咳の有無に関する質問や検温を行う
・各種イベント/サークル活動/研修/会議等、人が集まるような業務･活動は原則中断する

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

前節と同グループ会社の BCP では関係事業者等との連携に関する記述はない。

もう 1 社でも「平時に派遣会社と協議し、派遣社員の勤務体制を確立する」とある程度である。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

前節と同グループ会社の BCP では、まず「重要製品」として供給を継続する商品が記述されている。次にこの「重要製品」について「重要業務」「縮小･休止業務」が簡単に記述されている。

重要業務	縮小･休止業務
・感染予防に関する業務 ・資材調達に関する業務 ・生産に関する業務 ・出荷に関する業務	・営業活動に関する業務 ・人員の採用に関する業務

もう 1 社では継続業務に対する考え方だけで、具体的な記述はない。

役職員の出勤状況、取引先等の状況、業務の特性を考慮し、「継続業務」(別紙 2)に基づき、優先業務、自粛する業務･活動、事業を行う拠点、配置する人員等を決定し、各部長および各支店長等に連絡する。なお、行政等からの通達等があればそれに従う。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

前節と同グループ会社の BCP では「生産シフト体制」として以下の記述があるが、具体的な人員配置等は記述されていない。

・平時より、出社可能人数や、役割･スキル等を想定し、重要製品の生産を継続するためのシフト体制を組み立て、シミュレーションを行う ・平時より、派遣会社と協議し、流行期間中の派遣社員の勤務体制を確立する

もう 1 社では人員計画に関する記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

前節と同グループ会社の BCP では、「重要製品の生産を継続するためのシフト体制のシミュレーション」「複数の重要業務を実施できるようにトレーニングを実施する」という記述がある。

もう 1 社では「毎年度、災害等対応･対策計画を策定して研修･訓練を計画し、実践する」とあるが、具体的な教育･訓練の内容等は記述されていない。

38　精穀・製粉業

小業種	対象数	業種	管轄
59.精穀・製粉業	3	食料品製造業	農林水産省

38.1 BCP の共通性と特徴

「精穀・製粉業」3 社中 2 社は、レイアウト(A4 横サイズ)や内容面でも共通性が高い。「精穀・製粉業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 2 社の内容面で共通性が高いのは「発生段階別の感染対策」や「継続業務、人員確保の表構成」である。
- 被害想定は 3 社ともない。

38.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも被害想定に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・3 社とも対策本部が設置され、組織図(連絡体制)と役割分担も記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・2 社で発生段階別の感染対策が記述されている。うち 1 社では、感染対策項目ごとの実施基準(望ましい/義務/励行/等)が一覧表にまとめられている。
④関係業者等との連携	・「保健機構/医療機関」「業界団体」「取引先」「仕入先」「受注先」「運送業者」と情報収集や業務継続のための連携が記述されている。1 社では具体的な連絡先リストがある。
⑤継続・縮小業務	・2 社で、業務別に発生段階(欠勤率)に応じて、稼働率が一覧表としてまとめられている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・3 社とも具体的な人員配置数はないが、2 社では人員確保の方法が、業務ごとに一覧表にまとめられている。
⑦教育・訓練	・1 社だけ教育・訓練に関する具体的な記述がある。

【機密性 2 情報】

38.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述は 3 社ともない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも対策本部が設置され、組織図(連絡体制)と役割分担も記述されている。

③ 平時及び発生時における感染対策

2 社で発生段階別の感染対策が記述されている。うち 1 社では、感染対策ごとの実施基準(望ましい/義務/励行/等)が一覧表にまとめられている。

強毒性の場合	第 1 段階 (海外発生期)	第 2 段階 (国内発生早期)	第 3 段階 (感染拡大期/まん延期)
手洗い	望ましい	出社、帰社、トイレ後励行(義務)	
うがい	望ましい	出社、帰社時励行(義務)	
マスク	望ましい	通勤、勤務中望ましい	通勤、勤務中励行(義務)
検温	望ましい	出社前望ましい	出社時、出社後(義務)
本人発症(疑い)時		総合対策本部へ連絡/医療機関に受診し、治療に専念/解熱した日を含め 3 日間出社しない	
家族発症(疑い)時		総合対策本部へ連絡/検温して発熱なければ出社/マスク着用	
来場者制限		極力用件は、電話	
出張･外出制限		発生地域への出張は原則禁止/発生地域の外出は極力せず、用件は電話	原則禁止/極力用件は電話
社外催/セミナー会議への参加自粛		発生地域へは原則禁止	原則禁止
社内会議の自粛		極力自粛/マスク着用望ましい	極力自粛/原則全員マスク着用
昼食提供			備蓄コメ、弁当等の提供
予防接種	望ましい	極力接種	原則接種

「マスク等の備蓄」「感染した場合の対応」や「来場者制限(消毒の徹底や症状がある人は入れない等)」、また人員確保手段でもある「自家用車での通勤」「宿泊」「自宅待機」も感染対策としてあげられている。

④ 関係事業者等との連携

「保健機構/医療機関」「業界団体」「取引先」「仕入先」「受注先」「運送業者」と情報収集や業務継続のための連携が記述されている。1 社では具体的な連絡先リストがある。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

2 社とも以下のように業務別欠勤率に応じて、稼働率が一覧表としてまとめられている。

重要度	業務の種類		欠勤率-20%	欠勤率-30%	欠勤率-50%	欠勤率 50%以上
優先度:高	乾麺製造	稼働率	115%	80%	80%	60%
優先度:中	直売所		100%	100%	100%	100%
優先度:低	営業部		0%	0%	0%	0%

※2 社で業務種類等は異なるが 1 社を例として表示

一覧表には、2 社とも必要な措置として「人」「物(原料/資材)」「その他」も記載されている。「その他」には「仕入商社/運送会社の状況把握」「在庫確認」「メンバー/顧客との連絡」等が記述されている。

残り 1 社では「必要に応じて業務を縮小する」とあるが、具体的な業務内容の記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

業務ごとに稼働率が一覧表となっている前述の 2 社では、必要な措置「人」欄に、人員確保の方法があげられている。

重要度	業務の種類	必要な措置「人」
優先度:高	乾麺製造	欠勤者が少ないうちに他部門から増員し、備蓄用に増産
優先度:中	直売所	部門内での対応
優先度:低い	営業部	流行と同時に営業業務を中止し、他部門を応援

※2 社で業務種類等は異なるが 1 社を例として表示

残り 1 社では、人員確保の方法として、感染対策でもある「自家用車での通勤」「宿泊」「自宅待機」があげられている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社だけ教育・訓練に関する具体的な記述がある。

＜教育＞	＜訓練＞
当ガイドラインについて ・目標：感染防止対策及び対応等の周知 ・対象者(実施者)：全従業員(総務部) ・実施頻度　　：年 1 回 その他都度教育 ・目標：感染防止対策及び自社方針の周知 ・対象者(実施者)：全従業員(総務部) ・実施頻度　　：都度	事業継続訓練 ・目標：業務縮小前の製品備蓄シミュレーション /60%出勤率想定に基づいた訓練 ・対象者(実施者)：全従業員(製造部長) ・実施頻度　　：必要に応じて 緊急連絡訓練 ・目標　　：2 時間以内に完了 ・対象者　：対策本部委員 ・実施頻度：必要に応じて

39　レトルト食品製造業

小業種	対象数	業種	管轄
61.レトルト食品製造業	3	食料品製造業	農林水産省

39.1 BCP の共通性と特徴

「レトルト食品製造業」3 社の BCP は、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。

- 2 社は元々が地震等の災害用 BCP であり、それに新型インフルエンザ等を加えたと思われるが、新型インフルエンザ等に対する記述は非常に少ない。
  特にこのうち 1 社は「体制」「感染対策」「重要業務」の記述もなく、内容的にもかなり不十分である。
- 1 社は新型インフルエンザ用だが BCP チェックリストという表題で、BCP そのものではない。

39.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも、新型インフルエンザ等発生時の自社の被害想定や、インフラや交通機関等の社会状況に関する記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・1 社だけ新型インフルエンザ等発生時の対応が記述されているが責任者等の具体的記述はない。
③平時と発生時の感染対策	・2 社には基本的な対策が記述されている。
④関係業者等との連携	・1 社だけ「重要取引先」や「保健所・医療機関」「国や地方公共団体」「納入業者」「販売業者」との連携があげられている。
⑤継続・縮小業務	・1 社だけ「重要製品」として生産を継続・早期再開する商品名が記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・1 社だけチェックリストとして「代替作業員を手配できる計画を立案しているか」「勤務場所、勤務時間等の変更を決めているか」とあるが、具体的な人員配置等の記述は 3 社ともない。
⑦教育・訓練	・1 社だけチェックリストとして「情報の提供や周知をしているか」程度で、具体的な教育・訓練の記述は 3 社ともない。

【機密性 2 情報】

39.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

地震等災害用 BCP を基にしたものは新型インフルエンザ等発生時の被害想定は記述されていない。もう 1 社も被害想定はないが「自社の製品やサービスの需要が急増する」ことが前提となっている。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

地震等災害用 BCP を基にしているもののうち 1 社では、地震等と同様に「復旧対策本部」が設置されることとなっているが、新型インフルエンザ等と地震等では設置時期等が異なる。

新型インフルエンザ等	地震等の災害
・復旧対策本部の設置(現地対策本部、緊急対策本部は設置されない) ・発生直後～初動は、各部署/各事業所で収集し、事業継続に重大な支障を来す可能性がある時に「復旧対策本部」が設置される	・発生直後に現地対策チーム、重大レベルであれば緊急対策本部も設置される ・その後、復旧対応として、復旧対策本部が設置される

もう 2 社は体制に関する記述がない。

③ 平時及び発生時における感染対策

地震等災害用 BCP を基にしているもののうち 1 社で感染対策の記述がある。

- マスクの生活時での着用、手洗い･アルコール消毒、うがいの徹底
- 工場入出の際は体温測定を実施し、37.0 度以上ある場合は報告し指示を仰ぐ
- 感染予防マスク、消毒用アルコール、3 日分以上の無菌飲料水･食糧の備蓄
- 来訪者の工場入場の規制
- 事務所等来訪者は体調異常の有無/体温の申告、手指にアルコール噴霧、マスク着用依頼
- 特定接種

BCP チェックリストでも感染対策の記述はある。

- 従業員同士、顧客の対面での接触を減らすガイドライン等を策定し、実施している
  - 食堂テーブルの配置換え実施
  - 敷地内全てマスク着用の義務化
  - 休憩時間の時差取得の実施
  - 外来者に関しても、手洗い/消毒、マスク着用の義務化
- 従業員の季節性インフルエンザ予防接種等の医薬品への対応方法を検討している
- 従業員が受診、相談できる保険機関、医療施設を把握し、受診しやすい環境を整えている
- 職場でのインフルエンザ拡大を防ぐ方針を決めている
  - 咳エチケット等基本事項に関しての啓蒙
  - 出入室時の手洗い･消毒、及びマスク着用/出社時の体温測定を実施
- インフルエンザ様症状のある者、職場で発病/接触した者の扱いを決めている
  - 接触が考えられるもの全て消毒を実施
  - 発症より 3～5 日は、時差勤務等検討
- 流行地域への渡航方針等
- 感染防御のために十分な物資を必要日数、従業員分を含め備蓄･準備している
- 従業員への通信や離れたところの顧客対応のために情報/通信インフラを強化している

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

地震等災害用 BCP を基にしている 2 社では、記述がない。

もう 1 社ではチェックリスト形式であるが、「重要取引先」や「保健所・医療機関」「国や地方公共団体」「納入業者」「販売業者」との連携があげられている。

・納入業者、販売者、顧客に迅速的確に情報伝達できるよう、連絡通信手段を見通している ・重要取引先のリスト化、及びリスク分析の実施、情報の共有化 ・地域やコミュニティの情報や対応策を迅速適切に把握することができる ・国や地方公共団体と対応計画を共有し、理解を深め、連携し、地域支援策を検討する ・地元保健所、産業医に相談、対応計画に関して確認の実施 ・最善の策を共有するために地域内の他企業と連携をとっている

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

地震等災害用 BCP を基にしているもののうち 1 社では、「重要製品」として生産を継続・早期再開する商品が記述されている。

他 2 社では「継続・縮小業務」の具体的な記述はない。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

地震等災害用 BCP を基にしている 2 社では、記述がない。

もう 1 社ではチェックリスト形式で以下の記述がある。

<u>従業員が出勤できないときの代替要員数を予想し、代替作業員を手配できる計画立案</u> ・部門間移動により、代替要員を補充 ・間接人員への教育訓練の実施 <u>勤務場所、勤務時間等の変更を決めている</u> ・人員 2 割減：1 直体制、2 ライン稼動 ・人員 4 割減：1 直体制、1 ラインのみ稼動 ・人員 5 割減までは、対応可能と想定

⑦ 従業員に対する教育・訓練

地震等災害用 BCP を基にしている 2 社では、記述がない。

もう 1 社でも「情報の提供や周知」程度で、具体的な教育・訓練の記述はない。

40　食料・飲料卸売業

小業種	対象数	業種	管轄
65.食料・飲料卸売業	3	飲食料品卸売業	農林水産省

40.1 BCP の共通性と特徴

「食料･飲料卸売業」3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 3 社の BCP は内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
  - 1 社は地震等との兼用 BCP で、新型インフルエンザ等に即していない。
  - 1 社は全体で 5 ページと記述量が少なく、被害想定と感染対策が中心となっている。
  - もう 1 社は新型インフルエンザ等専用の BCP であり、発生段階別の感染対策や部署別の重要業務やその人員計画が、比較的詳細に記述されている。

40.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･2 社が｢政府行動計画｣の最大 40%の欠勤率に基づき、自社の被害を想定している。うち 1 社では発生段階別に自社の被害を想定している。 ･地震兼用の BCP では、新型インフルエンザ等の被害想定はない。
②新型インフル等対策の体制	･3 社とも(本社)対策本部が設置される。 ･2 社では(本社)対策本部以外に、現地対策本部が設置される。2 社とも組織構成、役割分担の記述がある。
③平時と発生時の感染対策	･2 社でフェーズ別、発生段階別に感染対策が記述されている。うち 1 社では重度と重度以外での感染対策と一般的な予防･治療についても記述している。 ･地震兼用 BCP を含めて 3 社とも、特定接種と備蓄品があげられている。地震兼用 BCP では他に行動計画として感染予防、拡大防止策が簡単に記述されている。
④関係業者等との連携	･3 社とも｢仕入先、メーカーの対応状況確認｣｢物流等委託会社への対策状況の確認｣｢得意先への説明｣とあり、うち 1 社では委託会社の具体的連絡先リストもある。
⑤継続･縮小業務	･1 社では業務を 4 区分(新型インフルエンザ対策業務/継続業務/縮小業務/中断業務)に分類し、その具体例が記述されている。 ･地震兼用 BCP では簡単ではあるが、重要業務が記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･1 社で物流拠点と物流拠点以外別に人員配置の考え方と応援依頼人数等がある。 ･2 社で、人員の確保手段として｢交代勤務｣｢宿泊･シフト勤務｣｢時差出勤｣｢公共交通機関の利用制限｣があげられている。 ･地震兼用 BCP では｢重要業務交代表｣として代替者のリストがある。
⑦教育･訓練	･｢新型インフルエンザの認識向上活動(e ラーニング、説明会等)｣｢キーマン欠勤時等の代替要員教育｣が各 1 社であげられている。

【機密性 2 情報】

40.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

2 社が「政府行動計画」の最大 40%の欠勤率に基づき、自社の被害を想定している。うち 1 社では発生段階別に自社の被害を想定している。

＜A 社＞	＜B 社(発生段階別)＞
・受発注業務の滞り→商品調達/供給精度低下 ・物流担当者不足→商品供給停止 ・輸入品/メーカー品の停止→商品確保の滞り ・備蓄商品買占め→特定商品不足、価格高騰	第 2 段階(国内発生早期) ・感染者/濃厚接触者発生で欠勤者増加 ・中小物流業者休業の可能性 ・一部食品の流通在庫の減少 第 3 段階(感染拡大期/まん延期/回復期) ・自社/サプライチェーンで感染者数拡大 ・集配の遅延/サービス中断→物流量の減少 ・市場機能低下→生鮮食料品流通の一時的中断 ・欠勤者拡大→物資流通の遅延/中断 ・宅配/通信販売等の需要の大幅増加 第 4 段階(小康期) ・第一波で感染した従業員の一部が回復

2 社中のもう 1 社では、地震と新型インフルエンザ等との被害想定の違いを記述している。

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
事業継続方針	できる限り事業継続/早期復旧を図る	感染リスク/社会的責任/経営面から、事業継続レベルを設定
被害の対象	主として施設/設備等の社会インフラへの被害が大きい	主として人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	被害が地域的/局所的(代替施設での操業/取引事業者間での補完可能)	被害が全世界的(代替施設での操業/取引事業者間の補完困難)
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能	長期化が考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	主に兆候がなく突発する/被害量は事後の制御不可能	海外発生から国内発生までの間、準備が可能/被害量は感染予防策により左右される
事業への影響	事業復旧すれば業績回復が期待できる	集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念

地震兼用の BCP では、特に被害想定の記述はない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 社とも(本社)対策本部が設置される。うち 2 社では(本社)対策本部以外に、現地にも支社(各災害)対策本部が設置される。2 社とも組織構成、役割分担の記述がある。

【機密性 2 情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

2 社でフェーズ別、発生段階別に感染対策が記述されている。うち 1 社では重度と重度以外での感染対策と一般的な予防･治療についても記述している。

＜A 社(フェーズ別)＞

フェーズ 4 前
- 備蓄品の選定/確保
- 通常インフルエンザ予防接種促進
- パンデミックワクチン予防接種対象者の選定

フェーズ 4(海外発生期/国内発生早期)
- 罹患状況の把握
- 手洗い、うがいの励行/マスクの着用
- 不要不急の出張/研修/会議の中止
- 海外出張者への早期帰国指示
- 発症時の連絡→医療機関の受診→出社禁止

フェーズ 5/6(国内発生早期～回復期)
- フェーズ 4 の対策継続
- 時差出勤に移行/自動車通勤の推奨
- 感染者社員の状況管理
- 海外/国内出張､研修/会議の開催/参加中止
- 出社前の健康状態の把握(検温等)
- 不要不急の外出禁止指示

＜B 社(発生段階別/重度･重度以外)＞

前段階(未発生期)
- 備えるべき物品の備蓄
- ワクチン接種

第 1/2 段階(海外発生期/国内発生早期)	重度	重度以外
・研修/会議等の開催見直し	○	×
・検温の義務付け	○	×
・マスク着用	○	×
・咳エチケット/手洗いの励行	○	○
・発生国への渡航自粛/中止	○	勧告に基く

第 3 段階(感染拡大期～回復期)/前段階の対策継続

	重度	重度以外
・不要不急の外出/感染地域の営業中止	○	勧告に基く
・共有施設/来訪者の予防策対応	○	×
・感染疑い時の出勤規制	○	勧告に基く
・公共交通機関利用回避	○	勧告に基く
・時差出勤/車等通勤	○	勧告に基く
・事務所での宿泊/シフト勤務制	発生時検討	×
・在宅勤務	発生時検討	×
・感染疑い者は救護班(防護服着用)で対応	○	勧告に基く
・職場清掃/消毒強化	○	勧告に基く
・安否確認(家族含む)	○	勧告に基く

一般的な予防･治療
- 手洗い、うがい/咳エチケット
- 適切な室内環境の維持(換気/湿度)
- 規則正しい生活の実践/検温の実施
- 鶏舎/豚舎等、鳥/豚との接触を避ける
- 清掃/消毒/社内防疫資材の備蓄
- 勤務場所での感染(疑い)者への対応
- 相談センターの連絡先/病院受診時の注意事項

地震兼用の BCP を含めて 3 社とも、特定接種と備蓄品は感染対策としてあげられている。地震兼用の BCP では、他に行動計画として感染予防、拡大防止策が簡単に記述されている。

- 予防接種/抗インフルエンザ薬の取扱い/プレパンデミックワクチンの考え方
- 職場の衛生強化(事業所、従業員レベル)/事業所入所制限/感染者発生時対応
- 会議、集会の自粛/国内、海外出張ルール

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

3 社とも「仕入先、メーカーの対応状況確認」「物流等委託会社への対策状況の確認」「得意先への説明」とあり、うち 1 社では委託会社の具体的な連絡先リストもある。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

1 社では業務を 4 区分し、その具体例が記述されている。地震兼用 BCP でも簡単ではあるが、重要業務が記述されている。

＜A 社＞	＜B 社(地震兼用 BCP)＞
新型インフルエンザ対策業務：発生により追加/増加 ・災害対策本部業務 ・職員安否確認業務 ・施設の消毒関連業務 ・救援物資手配等 ※海外発生期以降、適宜体制を維持 ※縮小/中断業務から人員を補充 継続業務：経営上重大な影響を与える ・得意先への商品納入継続に必要な業務 ・資金調達等、経営維持に必要な業務 ・LAN/マスタ/メール管理(組織運営に必要な業務) ・決算/株主総会決定事項等(法令に基づく業務) ・債権保全等(契約上の義務に基づく業務) ※海外発生期以降、体制を維持 ※必要に応じ縮小/中断業務から人員を補充 縮小業務：縮小/集約化/代替/要員削減が可能 ・契約書の管理 ・月次決算/全社損益管理 ・内部監査(規模縮小)等 ※国内期早期以降、状況に応じて順次業務縮小 ※まん延期には業務を縮小･対策/継続業務へ人員補充 中断業務：法令/制度上の制約なく、一定期間停止しても影響がない(対外的にも理解が得られる) ・緊急性のない企画/計画/営業/調査等 ・社員教育･研修等 ※国内期早期以降、状況に応じて順次業務縮小 ※まん延期には業務を縮小･対策/継続業務へ人員補充	重要業務 ・受発注業務 ・ロジスティクス業務 ・支払い業務 重要業務以外の業務縮小/休止 ・罹患状況に応じ、縮小/休止する業務について決定した対象業務を全社へ周知

【機密性 2 情報】

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 社で物流拠点と物流拠点以外別に人員配置の考え方と応援依頼人数等が記述されている。

＜物流拠点ごと＞

必要最低人員の確保順

①物流業務委託業者/派遣業者から応援要員で対応

②各支社内にて要員を補充

③全社から人員を補充

＜物流拠点以外＞

①各業務の必要最低人数を算出

例：営業グループ

業務	必要最低人数 欠勤率 20%	必要最低人数 欠勤率 40%
S	24	24
A	8	8
B	7	休止
C	休止	休止
計	39	32
出社可人数	40	30

（現人員数:50 人）

S：新型インフルエンザ対応業務（得意先対応等）

A：継続業務（コード申請/売掛金回収等）

B：縮小業務（与信管理/販売未収）

C：休止業務（社外応援/在庫処分/企画書作成等）

②必要最低人数と出社可能人数から不足人員数/他部署応援可能人数を算出

・欠勤率 20%時　40－39＝1　→他部署へ応援可

・欠勤率 40%時　30－32＝▲2　→2 名不足

③以下の手順で人員対応可否を検討

・「グループ内」→「本部/支社内」→「全社」

2 社で、人員の確保手段として「交代勤務」「宿泊・シフト勤務」「時差出勤」「公共交通機関の利用制限」があげられている。

地震兼用 BCP では人員計画の記述はないが、「重要業務交代表」として代替者のリストがある。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

「新型インフルエンザの認識向上活動（e ラーニング、説明会等）」「キーマン欠勤時等の代替要員教育」が各 1 社であげられている。

41　卸売市場関係者

小業種	対象数	業種	管轄
66.　卸売市場関係者	2	飲食料品卸売業	農林水産省

41.1 BCP の共通性と特徴

「卸売市場関係者」2 社とも新型インフルエンザ等については記述量が少なく、新型インフルエンザ等に即していない。

- 2 社の特徴は以下の通り。
  - 1 社は「緊急事態(地震の発生等)」BCP で、地震等の災害用であり、新型インフルエンザ等については、記述されていない。
  - もう 1 社の BCP は「事業継続計画書(新型インフルエンザ対応)」だが記述量は少なく、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。

41.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社とも新型インフルエンザ等発生時の被害想定の記述はない。
②新型インフル等対策の体制	・1 社は緊急事態(地震等)時の体制で、新型インフルエンザ等を想定していない。 ・もう 1 社では、対策本部の構成と責任者(代行者)、それぞれの役割が記述されている。ただし対策本部の設置時期や BCP 発動条件等の記述はない。
③平時と発生時の感染対策	・緊急事態(地震の発生等)の BCP では、感染対策の記述はない。 ・もう 1 社では、「手洗い、うがい」「消毒液の設置」等の基本的な感染防止対策と、感染した場合の対応が記述されている。
④関係業者等との連携	・新型インフルエンザ発生時の「関係業者との連携」は記述されていない。
⑤継続・縮小業務	・緊急事態(地震の発生等)用の BCP では「重要商品」の記述だけがある。 ・もう 1 社も欠勤率による業務の継続基準だけで、2 社とも重要業務の定義や具体的な内容の記述はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 社とも具体的な人員計画の記述はない。
⑦教育・訓練	・新型インフルエンザ等に対する教育・訓練の記述は 2 社ともない。

41.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、被害想定も「大規模地震で想定される影響」しか記述されていない。

もう 1 社においても、新型インフルエンザ等発生時の被害想定は記述されていない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、統括責任者とその役割が記述されているが、役割分担では「従業員・関係者の避難」「初期消火」等、地震用であり、新型インフルエンザ等発生時のものとなっていない。

もう 1 社では、対策本部の構成と責任者(代行者)、それぞれの役割が記述されている。ただし対策本部の設置時期や BCP 発動条件等の記述はない。

③ 平時及び緊急時における感染対策

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、感染対策の記述はない。

もう 1 社では、以下の基本的な感染防止対策が記述されている。

<u>従業員への基本的知識</u>
・新型インフルエンザ等感染防止等の関係パンフレットを回覧
・手洗い、うがいの励行/咳エチケットの徹底

<u>職場における感染防止</u>
・不要不急の業務の一時停止
・出張や会議の自粛、中止
・営業所等でのマスク着用はお客様の不安感を煽らないよう、感染が確認された段階で着用
・ワクチンの接種
・手洗い所に消毒液を備え、手洗いを励行
・入口に消毒液を準備し、訪問者に手指の消毒を促す

他に疑似症患者・確定患者が発生した時の対応が「部所長以外の従業員本人」「部所長以外の従業員家族」「部所長本人・家族」別に簡単に記述されている。

④ 関係事業者等との連携

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、地震用と思われるが事前対策として「物流について他社との連携」「市場開設者や取引先、同業他社との相互支援」の記述がある。

もう 1 社では、特に記述がない。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、重要商品の記述がある。

・商品：非加熱/日調理用食材及び缶詰類 ・サービス：冷蔵庫設備を復旧させ、コールドチェーンを利用した物流作業

もう 1 社では、欠勤率による業務の継続基準は記述されているが、優先業務の定義や具体的な業務内容はない。

・30%以下：通常業務継続/部署ごとに業務委託先との事前調整 ・31～50%：部署ごとに業務の優先順を明らかにして継続 ・51%以上：部署ごとに更に優先業務の選択と集中を行う

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

緊急事態(地震の発生等)の BCP では、緊急時の事前対策として「業務を代行できる従業員の育成」「複数業務できる従業員の育成」が記述されている。

もう 1 社では欠勤率 31～50%時の継続業務の支援体制として「部署内各部門から優先業務へ可能な限り人員支援→不足の時は営業本部が調整し、他部署より人員支援」とある。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

新型インフルエンザ等に対する教育･訓練の記述は 2 社ともない。

42　燃料小売業

小業種	対象数	業種	管轄
67.燃料小売業(LP ガス、ガソリンスタンド)	3	石油事業者	経済産業省

42.1 BCP の共通性と特徴

「燃料小売業」の 3 社中 2 社が共通のフォーマットの BCP を使用していることもあり、3 社の共通性は高い。「燃料小売業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 全体的に BCP の記述量は少ない。
- 共通フォーマットの BCP においては、感染対策と連絡先リストが中心になっており、他の項目については、ほとんど記述がない。

42.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・3 社とも被害想定は記述されていない。
②新型インフル等対策の体制	・共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、対策本部等の体制に関する記述はない。 ・1 社では、対策本部の構成と責任者(代行者)、それぞれの役割が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、大部分が感染対策である。ただしその内容は基本的なものにとどまる。もう 1 社も同程度の内容。
④関係業者等との連携	・共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、「同業他社」「運送会社」「業界団体」との連携が記述されており、連絡名簿も用意されている。 ・もう 1 社では関係業者との連携に関する記述はない。
⑤継続・縮小業務	・共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、人員の配分比率(%)や全体的な方針の記述程度で、具体的な継続・縮小業務の定義はない。
⑥発生段階に応じた人員計画	・共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、具体的な人員配置等はない。 ・1 社では、部署ごとに応援体制や交代要員の確保状況が記述されている。
⑦教育・訓練	・3 社とも具体的な教育・訓練の内容に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

42.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

3 社とも被害想定は記述されていない。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、対策本部等新型インフルエンザ等に対する体制の記述はない。

残り 1 社では、対策本部の構成と責任者(代行者)、それぞれの役割が記述されている。ただし対策本部の設置時期や BCP 発動条件等の記述はない。(感染状況等を勘案し、社長が決定するとなっている)

③ 平時及び緊急時における感染対策

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、感染防止策として、以下の基本的な感染防止対策が記述されている。

<u>従業員(社員)の対応</u>

・感染者の 2 メートル以内に近づかない
・不要不急の外出をなるべく避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない
・外出時にはマスクを着用する
・咳エチケットの慣行
・自宅及び事務所入室時の「手洗い」「うがい」の慣行
・「手洗い」は、流水と石鹸を用いて 15 秒以上行うことが望ましい
・「手洗い」後は、水分を十分に拭き取ることが重要
・速乾性擦式消毒用アルコール製剤はアルコールが揮発するまで両手を擦り合わせる
・事務所の清掃･消毒
・健康管理用品等の備蓄(使い捨てマスク、ゴム手袋、うがい薬、等)
・パンデミックワクチン接種の推奨
・ラッシュ時の公共交通機関を利用する社員は、時差出勤可
・新型インフルエンザに感染発症した社員は、回復するまで自宅待機
・発熱した時は、相談センターに連絡。また所属長に報告し、回復するまで自宅待機
・社員は、事務所に入室する際、必ず、「手洗い」及び「うがい」を行う
・社員は、出勤時及び勤務地において常時マスクを着用する
・家族等が感染発症した時はは、必ず報告し、別途指示があるまで自宅待機

<u>事務所内で社員が発症した場合の対処</u>

・発症の疑い社員は会議室に移動、他社員との接触を防ぐ
・発熱センターに報告
・管轄の保健所等の指導・助言のもと、事務所等の消毒、衛生管理を実施
・協会(業界団体)に報告

【機密性 2 情報】

もう 1 社も同じような内容だが、「感染予防のための措置」と「非常時における対応－感染拡大予防のための措置」とに分かれて記述されている。

感染予防の措置
・従業員等の出社時、帰社時は、アルコール消毒剤で手指を消毒。手洗い、うがいを励行
・必要に応じてマスクを着用
・健康状態について、自己管理の徹底
・必要に応じて、不特定多数の人々が触れるドアノブ等は消毒
・手洗い用消毒液、清掃用アルコール、うがい薬、サージカルマスク、体温計等の備蓄
・医療機関への業務実施者はマスク着用及びアルコール消毒剤使用等により予防

非常における対応(感染拡大予防措置)
・マスク着用/手洗い、うがい励行等の感染予防策、感染拡大防止策の周知･徹底を強化
・発熱時には直ちに発熱相談センターに連絡し、その指示に従うよう徹底
・従業員/家族の新型インフルエンザ感染に関する情報を収集、社内外の感染状況を把握
・会議/集会/教育研修/イベント等の延期又は中止の検討
・必要な事業所へマスクを配布するとともに、状況に応じて通勤時の着用を義務づけ
・新型インフルエンザの流行地域等への出張を自粛
・感染する可能性の高い電車、バス等の公共交通機関の利用を極力回避
・休日等は外出を避け、不特定多数の集まる施設等への出入りを避ける
・海外の患者発生地域には、極力、渡航をしない

感染した場合の措置も「本人」「家族」に分かれて記述されている。

・本人の時は所属長へすみやかに報告し、感染予防、感染拡大防止のための措置をとる
・本人の時は医師の指示に従い家族への感染拡大防止策をとる
・家族の時は家庭内で感染予防策をとる。体調に異常がない時は出社前に検温し、平熱であることを確認した後、マスクを着用し出社

④ 関係事業者等との連携

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、「同業他社」「運送会社」「業界団体」との連携が記述されており、連絡名簿も用意されている。

・グループ会社に配送を委託
・同業他社に、配送･充てんを委託
・業界団体を中心にして、同業者間で人員の援助協力

もう 1 社では関係業者との連携に関する記述はない。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、「医療機関および緊急車両や公共交通機関等への LP ガス供給が途絶しないように努める」とあるだけで、具体的な記述はない。

もう 1 社においては、業務ごとに優先順位が決められており、具体的な配送先や対応策も記述されている。

①医療用酸素ガスの供給
- ⅰ. 医療用酸素充填所
- ⅱ. 充填所から各販売事業所への配送及び各医療機関への配送
- ⅲ. 在宅酸素顧客への配送
- ⅳ. 液化酸素 CE 設置先病院等への LO2 ローリー配送
  ※LO2 ローリー配車を各メーカーに依頼、出来るだけ CE 備蓄量を増やす

②都市ガス用 LNG の供給
- ⅰ. LNG 基地から各都市ガス会社への配送
  ※LNG ローリー配車を各基地に依頼、出来るだけ備蓄量の増加を都市ガス各社へ依頼
- ⅱ. 配送(ローリーの運行)　※●等に協力要請(運転者の交代員含む)

③LP ガスのローリーでの供給及び配送
- ⅰ. 基地間輸送
- ⅱ. 配送

④LP ガス容器への充填及び貯蔵
- ⅰ. 充填所
- ⅱ. LP ガススタンド
- ⅲ. 第 1 種貯蔵所　※各支店責任者は出来るだけ備蓄量の増加を行う

⑤LP ガスの配送
- ⅰ. 充填所から支店への配送
- ⅱ. LP ガス容器　一般消費者への配送

⑥緊急時の対応(緊急出動含む)　※事前に協議し、日常点検･残量管理を実施

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、「時差出勤」「公共交通機関の利用を避ける」という記述はあるが、具体的な人員配置等はない。

もう 1 社においては「重要な業務等は他部署からの補助要員を含めた応援等の対応策を講じておく」となっており、「各事業所内業務の応援体制」として、部署ごとに応援体制や交代要員の確保状況が記述されている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

共通の BCP フォーマットを使用している 2 社では、教育･訓練に関する記述はない。

もう 1 社においても「新型インフルエンザ等予防マニュアル」等で教育を実施するとあるだけで、具体的な内容は記述されていない。

43　火葬・墓地管理業

小業種	対象数	業種	管轄
68.火葬・墓地管理業	3	その他の生活関連サービス業	厚生労働省

43.1 BCP の共通性と特徴

「火葬･墓地管理業」は市の業務の中の 1 つであり、他に市としての全体的な BCP があるようで、この「新型インフルエンザ等対策 BCP」では全体的に記述量が少ない。「火葬･墓地管理業」3 斎場の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 全体的に記述量が少なく、簡単な BCP となっている。
- 特に 1 斎場では、市の担当者と実際の業務実施会社の連絡先、特定接種の予定者、接種場所が、内容のほとんどである。

43.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	･1 斎場で「政府行動計画」の被害想定に基づいている。
②新型インフル等対策の体制	･3 斎場とも新型インフルエンザ等の対策体制についての記述はない。
③平時と発生時の感染対策	･2 斎場では発生段階別に記述している。 ･残りの 1 斎場では特定接種のみの記述となっている。
④関係業者等との連携	･1 斎場だけ記述があり、「WHO」「国の斎場、地方自治体」「委託業者」との「情報収集と連絡体制の構築(連絡先リストの作成含む)」があげられている。
⑤継続･縮小業務	･2 斎場では、重要業務、縮小業務が記述されている。また 2 斎場とも「火葬場の能力」を超えた場合の対応についても記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	･2 斎場で人員計画の記述はあるが、詳細な方でも「要員不足時に対応可能な職員のリスト作成」「受付、売店、管理、清掃部門の人員を遺体搬入、収骨に従事」「応援要員への教習等の実施」程度である。
⑦教育･訓練	･1 斎場で「不織布マスクの着用、手指の消毒」の教育･訓練という記述がある。

【機密性 2 情報】

43.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

1 斎場で「政府行動計画」に基づいている。

・国民の 25%が流行機関(約 8 週間)にピークを作りながら罹患 ・罹患者は 1 週間～10 日程度罹患し、欠勤。大部分は治癒し職場に復帰 ・ピーク時の最大欠勤率は 40%程度

② 新型インフルエンザ等対策の体制

3 斎場とも新型インフルエンザ等対策の体制についての記述はない。

③ 平時及び発生時における感染対策

1 斎場は発生段階別に市(市民相談課、厚生担当)と指定管理者に分けて記述している。

もう 1 斎場も同様に発生段階別だが、発生段階の区切りや内容はもう少し詳細に記述している。ただし市と管理業者との区別はない。

未発生期～県内未発生期 ・職場での感染防止策実施のための準備(市) ・特定接種の指示(市) 県内発生早期 ・マスク着用、手洗い、うがい等の実行(管理者) ・場内にアルコール消毒液の設置等(管理者)	未発生期 ・委託業者と感染予防策の確認 ・感染予防品(マスク等)必要量の把握 海外発生期～国内発生早期 ・職員に対して感染予防策等の情報提供 ・うがい、手洗い等の励行/意識啓発 ・特定接種 ・感染予防品の確保 国内発生早期～市内発生早期 ・健康状態(症状、体温等)の把握 ・マスク着用、手洗い、うがい等の実行 ・場内にアルコール消毒液の設置等 ・棟内清掃、消毒 ※別途、感染死亡者(火葬のため)、感染者(委託業者、会葬参加者)との接触規定あり

残り 1 斎場では特定接種しか記述されていない。

④ 関係事業者等との連携

関係業者との連携の記述があるのは 1 斎場だけで、海外発生期～国内発生早期の対策として、「WHO」「国の斎場、地方自治体」「委託業者」との「情報収集と連絡体制の構築(連絡先リストの作成含む)」があげられている。

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

2 斎場では、重要業務、縮小業務が記述されている。また 2 斎場とも「火葬場の能力」を超えた場合の対応についても記述されている。

継続業務 ・斎場運営管理関係業務 ・火葬に関すること ・手術肢体、胎盤、産汚物類の焼却	縮小業務 ・斎場整備関係業務 ・墓苑墓地関係事務 ・火葬状況等の各種報告 ・施設、備品の維持管理 ・委託業務の契約、支払い等 ・霊安室、待合室の使用関係 ・管理運営に必要な物品の購入 ・軽食/売店/清掃業務
火葬能力を超えた場合 ・市、県へ報告、支援依頼 ・臨時遺体置き場の設定	

もう 1 斎場では、「火葬業務は可能な限り早い段階での稼働を目指す」との記述だけがある。

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

1 斎場では「応援体制に従い応援を求める」だけで詳細の記述はない。

1 斎場では「要員不足時に対応可能な職員のリスト作成」「受付、売店、管理、清掃部門の人員を遺体搬入、収骨に従事」「応援要員への教習等の実施」ともう少し詳細な記述がある。

残り 1 斎場では人員計画に関する記述はない。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

新型インフルエンザ等に対する教育･訓練の記述があるのは 1 斎場だけで、未発生期における教育･訓練として「不織布マスクの着用、手指の消毒」があげられている。

44　産業廃棄物処理業

小業種	対象数	業種	管轄
71.産業廃棄物処理業	3	廃棄物処理業	環境省

44.1 BCP の共通性と特徴

「産業廃棄物処理業」の 3 社中 2 社では比較的詳細に記述されており、内容面で共通性が高い。「産業廃棄物処理業」3 社の BCP の特徴と共通点は以下の通りである。

- 2 社は比較的詳細に記述されている。特に継続業務については、部署ごとや業務ごとに詳細に記述されており、業務ごとの必要人数も記述されている。うち 1 社では補充対応先やその考え方まで記述されている。
- 1 社は全体的に比較的簡単に記述されており、継続業務は例をあげるだけで、感染対策も基本的なものにとどまっている。

44.2 項目別の共通点

項目別の特徴は以下の通り。

項目	特徴
①社会状況および他事業者による影響	・2 社は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社には「自社従業員の感染数と欠勤数」も記述されている。
②新型インフル等対策の体制	・2 社では対策本部が設置され、その組織図、責任者や役割が記述されている。
③平時と発生時の感染対策	・3 社とも「うがい・手洗い・咳エチケット」「事務所の消毒」「体温測定等健康管理」といった基本的対策は記述されている。加えて 3 社それぞれ以下の特徴がある。 A 社:「新型インフルエンザの発生に伴う廃棄物の処理」について記述がある。 B 社:従業員や家族が感染した場合の対応について、症状別の記述がある。 C 社:作業別に感染リスクを評価し、感染防止対策内容を記述している。
④関係業者等との連携	・2 社で「保健機構や医療機関」「行政・自治体」「関連会社、取引先業者」との連携の記述がある。うち 1 社では「ライフライン供給業者」との連携も記述されている。
⑤継続・縮小業務	・2 社で継続業務の具体的な内容まで記述されている。
⑥発生段階に応じた人員計画	・2 社で必要人数が具体的に記述されており、うち 1 社では補充対応先とその考え方も記述されている。
⑦教育・訓練	・1 社で具体的な教育・訓練の内容まで記述されている。

【機密性 2 情報】

44.3 項目別詳細

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

2 社は「政府行動計画」の被害想定に基づいている。うち 1 社は「自社従業員の感染数と欠勤数」も記述している。

・世界の感染者数：23 億人 死亡者数：4,690 万人（感染者の 2%が死亡） ・日本人の感染者数：3,200 万人（日本の人口の約 25%の人が感染） 死亡者数：64 万人（世界人口との人口比による比例分配） ・最大で約 40%の社員が欠勤（自身の感染、感染した家族の看病、子供の世話、感染の恐怖等） ⇒自社従業員のうち 250 名中 63 名が感染、100 名が欠勤する計算

残り 1 社は「危機管理体制の責務と権限」という箇所の前提条件として「欠勤 40%想定」とあるだけである。

② 新型インフルエンザ等対策の体制

2 社では対策本部が設置され、その組織図、責任者や役割が記述されている。

残り 1 社では「現行の事業継続のための組織体制と整合させ，各々の役割及び指揮命令系統を明確にしておく」、第 1 段階で「新型インフルエンザ対応責任者を設置する」という記述はあるものの具体的な組織図や責任者、役割分担は記述されていない。

③ 平時及び発生時における感染対策

3 社とも以下のような基本的対策が記述されている。

基本的な感染対策	職場における感染対策
・手洗い、うがい/清掃/消毒/規則的な生活の励行 ・対人距離の保持/咳エチケット/マスク等の使用 ・定期的なインフルエンザワクチンの接種 ・公共交通機関の回避/外出の自粛	・出入口の限定/訪問者の立入制限/体温測定 ・職場内の定期的な清掃/消毒 ・出張や会議の削減

1 社では「新型インフルエンザの発生に伴う廃棄物」の処理が記述されており、「通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同程度の取扱いで十分」としている。

1 社では、従業員や家族が感染した場合の対応について、症状別の記述がある。

残り 1 社では、まず感染リスクを「感染の可能性」と「結果の重大性」で評価している。

結果の重大性:1.ほとんど問題ない/2.人身・作業に軽い影響/3.人身・作業・外部に影響あり/4.大規模な影響あり 感染の可能性:1.ほとんど起こりえない/2.若干の可能性がある/3.感染の恐れがある/4.感染の可能性が高い リスクレベルⅠ＝重大性 1×可能性 1～2＋重大性 2×可能性 1 リスクレベルⅡ＝重大性 1×可能性 3～4＋重大性 2～3×可能性 1～2 リスクレベルⅢ＝重大性 2×可能性 3～4/重大性 3×可能性 2～3＋重大性 4×可能性 1 リスクレベルⅣ＝重大性 3×可能性 4＋重大性 4×可能性 2～3 リスクレベルⅤ＝重大性 4×可能性 4

【機密性 2 情報】

次に各作業のリスクを評価し、作業別に感染リスク内容や感染防止対策内容を一覧表にしている。

リスクレベルⅠ

・処分業務（作業前ミーティング）：作業者 4 名同一室内滞在→個人体調管理徹底
・処分業務(運搬作業)：運搬中廃棄物の転倒→保護具の着用、作業手順書の順守
・処分業務(装入作業)：装入廃棄物の落下　→運転マニュアルの順守
・処分業務(清掃消毒)：保管場所への侵入　→保護具の着用、作業手順書の順守
・事務業務(外部者対応 1)：運転手と直接会話対応→マスク着用、入室時手指消毒、体温測定
・事務業務(外部者対応 2)：外部者と長時間対応　→マスク着用、入室時手指消毒、体温測定
・事務業務(マニフェスト処理)：医療機関発行マニフェスト接触→うがい手洗い手指消毒
・事務業務(入力業務)：運転手、伝票接触　→うがい手洗い手指消毒
・事務業務(連絡業務)：事務所内長時間滞在→うがい手洗い手指消毒

リスクレベルⅡ

・処分業務（溶融作業）：溶融による廃棄物飛散→運転マニュアルの順守

リスクレベルⅢ

・処分業務（検品作業）：廃棄物容器への接触→保護具の着用、作業手順書の順守
・処分業務（組替作業）：廃棄物容器への接触→保護具の着用、作業手順書の順守

※実際の表には、作業内容や頻度/回数も記載されている。

④ 関係事業者等との連携

2 社で「保健機構や医療機関」「行政・自治体」「関連会社、取引先業者」との連携の記述がある。うち 1 社では発生段階別に「ライフライン供給業者（電力、石油、水道等）」との連携も記述されている。

前段階（国内発生前：未発生期）

・関連会社：協力会社、取引会社に新型インフル等対策を要請、連携し相互応援できる体制を構築
・ライフライン供給業者：廃棄物処理に必要なライフラインについて連携し、感染防止事業継続計画を推進

第 1 段階（国内発生前：海外発生期）

・関連会社：新型インフル等対策の実施と連携の確認/人員や物資の現状把握と確保/従業員への教育訓練

第 2 段階（国内発生早期）

・関連会社：新型インフル等対策の実施と連携の具体的実行/人員や物資の確保を実施

第 3 段階（国内流行期）

・関連会社：連絡体制を綿密に行いながら事業継続計画を実行/人員や物資の応援を実施

第 4 段階（小康期）

・関連会社：事業継続計画の点検、是正、見直し

【機密性 2 情報】

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

継続業務が具体的に記述されているのは 2 社である。1 社は、部署ごとに継続業務とその必要人数を記述している。

※下記は一例

企画開発部:必要人数 2 名	・従業員への支払業務/仕入先への振込業務/売入金等管理業務/税金支払業務/等
システム部:必要人数 1 名	・インフラの維持・確保業務/ファイルサーバー運用業務/ユーザー管理業務/等
人事部:必要人数 2 名	・給与振込業務/健康保険手続業務/等
営業部:必要人数 10 名	・受注・ユーザー対応業務/マニュフェスト管理業務/請求業務/医療機関確認業務/等

この社では「2 ヶ月後の業務再開で挽回可能」「欠勤率が安全操業の限界を超える」業務は一定期間停止するとしている。

もう 1 社は部署ごとでなく、業務ごとに優先順位がつけられ、必要人員数と補充対応先が記述されている。

<u>処分業務</u>

1. 清掃・消毒　：必要人数 1(1)　/補充対応先：自社＋協力関連会社
2. 廃棄物処理：必要人数 48(80)/補充対応先：自社＋協力関連会社
3. 処理設備装入(クレーン運転資格)：必要人数 1(1)/補充対応先：自社＋協力関連会社

<u>事務業務</u>

1. マニフェスト処理：必要人数 1(1)/補充対応先：自社
2. 連 絡 業 務　　：必要人数 1(1)/補充対応先：自社
3. 入 力 業 務　　：「1. マニフェスト処理」と兼務

※業務ごとに更に詳細業務の優先順位がある/上記は一例/(　)は通常人数

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

前述のように 2 社で必要人員数の記述があり、1 社では補充対応先とその考え方も記述されている。

・欠勤率 15%未満：作業員による残業・公休日出勤
・欠勤率 15～40%：他部署・協力会社に依頼
・欠勤率 40%以上：業務の継続を検討、優先順位に従い継続

他に人員確保手段として、感染対策でもある「時差出勤」「マイカー通勤」「交代勤務」も記述されている。

⑦ 従業員に対する教育・訓練

1 社で以下のように内容が具体的に記述され、「未発生段階での実施が望ましい」とされている。

・感染予防に関する社内教育　　：関係者/一般従業員向け新型インフルエンザ予防対策教育
・感染発生を想定した予防訓練　：机上訓練
・業務継続に係る訓練　　：継続業務/在宅勤務業務に係る訓練/職場内発症者対応訓練

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関する BCP 参考例

【機密性 2 情報】

まず、141 事業者の BCP には新型インフルエンザ等に対する専用の BCP と地震等の災害用との兼用の BCP があるが、新型インフルエンザ等専用の方が望ましい。例えば、新型インフルエンザ等は地震等と異なり「物への影響」はなく「人への影響」だけにとどまるため、重要業務自体は同じとしても、人員の配置や確保方法、関係業者との連携等の対応が地震等災害とは異なってくるためである。また感染対策等も新たに必要であるため、地震等災害 BCP と兼用するより、新型インフルエンザ等専用の BCP の方が、よいと考えられる。

次に 141 事業者の BCP の中から、今回の①～⑦の項目別に、わかりやすいもの、よいと思われるものを参考例としてあげる。

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

以下の点がポイントである。

- 最低限、「政府行動計画」の最大欠勤率 40%の場合を想定している。
- 新型インフルエンザ等発生時の社会状況（インフラや交通機関等）を想定し、経営面も含めた自社（調達先、外部委託先含む）への影響を想定している。

「医薬品製造業」の例：政府想定に基づき、社会状況と自社への影響を想定している

＜政府想定（重度のケース）＞ 発症者数：3,200万人（全人口の25%）、受診患者数：1300万人～2,500万人、入院患者数：～200万人、死者数：約64万人(致死率2%)、欠勤率：最大40%

国における発生段階		海外発生期	国内発生早期 さらに都道府県毎に感染状況に応じて、「地域未発生期」、「地域発生早期」に分類	国内感染期 ※さらに都道府県毎に感染状況に応じて、「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」に分類	小康期
感染状況		某国で感染の発生	都市部で感染第1号が発生。各地で徐々に増加	感染者数がピーク。（感染率は約3割）	感染者数は減少。一部地方で感染が続く
社会インフラ	ライフライン（電気,水道,ガス,通信）			一部で支障 （人員不足で障害対応の遅延など）	
	交通機関（鉄道,バス等）		発生地域を中心に一部支障	運行減少 （鉄道等で間引き運行を実施）	徐々に回復
	航空旅客	発生国からの帰国増加。 国内空港で水際対策開始			
道路交通	道路	（影響なし）	（影響なし）	（影響なし）	（影響なし）
	燃料		ガソリン需要が増加 （ガソリン不足を懸念し、給油増加）	ガソリン需要は低下一部のガソリンスタンドで供給停止 （外出が減少。GSでは従業員欠勤）	
物流	空海運	発生国を中心に国際貨物に支障	国際貨物に支障	国際貨物に支障 （通関の遅延など）	国際貨物で一部支障が継続 （海外で流行が継続）
	陸運		発生地域を中心に一部支障	国内貨物に支障。宅配物の大幅遅延 （ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ不足，運送業者休業）	徐々に回復
外部関係先（調達・委託先等）	海外調達先	発生国を中心に調達に支障	調達に支障	調達に支障	調達支障が一部継続 （調達先の休業、国際貨物の遅延など）
	国内調達先		一部で調達に支障	調達に支障	徐々に回復
	外部委託先		一部で委託業務の遅延・縮小	委託業務の遅延、中断	徐々に回復
	銀行			取扱い業務の一部縮小。 窓口業務の一部が一時中断	徐々に回復
自社	本社,研究所,物流センター		一部で欠勤 （家族の感染など）	約半数が欠勤。 また、社内感染発生。	徐々に出勤回復
	支店		一部で欠勤 （家族の感染など）	約半数が欠勤。 また、社内感染発生。	徐々に出勤回復
	工場		一部スタッフが欠勤。	欠勤率40%。 社内感染発生。	徐々に出勤回復

「パン･菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の 3 業種の中の同グループ会社の例：インフラへの影響と自社への影響が想定され、対策が必要かどうか示している

本マニュアルにおいて、当社の被害状況を以下の通り想定する。

(1) インフラへの影響

インフラ	影響
ライフライン	社会機能維持に関わる電気・ガス・水道は基本的に通常通り使用可能
情報通信	電話・インターネット等の情報通信手段は基本的に通常通り使用可能
道路	道路に大きな影響はなく、基本的に通常どおりに利用可能
公共交通機関	運行本数が減少する。

(2) 当社への影響

リソース	影響	要対策
人	・約 8 週間の流行期間に多くの従業員やその家族が感染し、最大 40%の従業員が欠勤（回復迄 10 日間）する（※2）。	○
物	・店頭では備蓄可能な食料品のまとめ買いの動きが第一段階から始まる。 ・取引先企業の事業縮小・停止や物流網の混乱等により、原材料等の供給が滞る。	○
金	・得意先からの入金が滞った場合、資金ショートの恐れがある。	○
情報	一部機能低下の可能性はあるが、基本的に通常通りに利用できる。	

【機密性２情報】

② 新型インフルエンザ等対策の体制

以下の点がポイントである。

● 組織図、組織構成、役割分担、責任者や代行者が記述され、設置時期もわかる。

「銀行業」の例：組織図や設置時期等だけでなく、感染対策も含めた運営方法がある

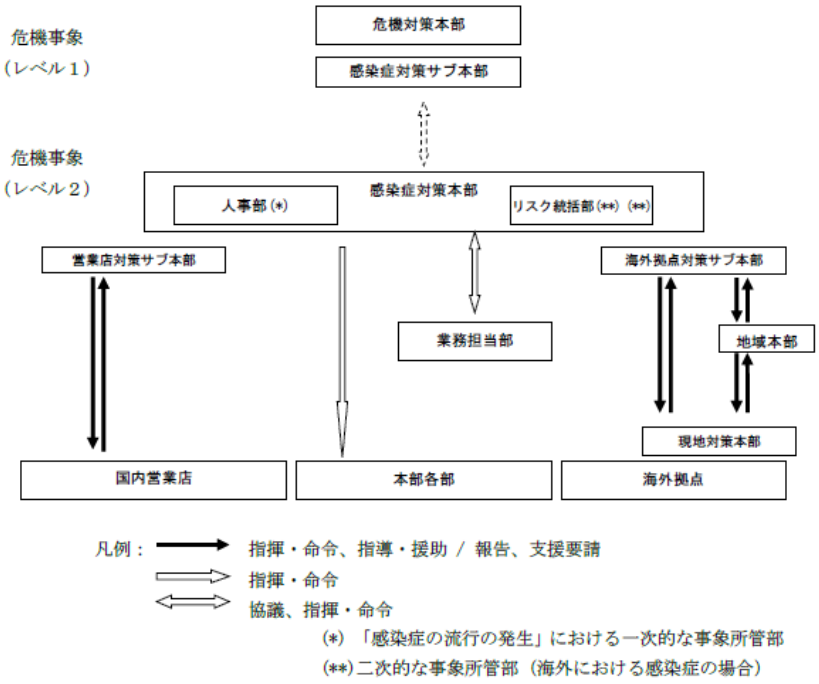

運営方法

・意思決定者の感染に備え、複数の順位を指定した代行者を指名する

・対策本部員の感染を防ぐため、以下の要領で対策本部業務を実施する

・極力、部屋を分散する

・テレビ、電話会議等を使用し、極力、会議を減らす

・メール、ファックス等を活用し情報を伝達する

・対策本部員は、その他行員と勤務区画、移動ルート、使用時間帯の区分も検討する

□感染症対策本部等の設置（改組）時期（基準）

危機事象レベル	対策本部の設置	備考
－		継続的な情報収集 （ステージ１に相当）
レベル２	感染症対策本部 海外拠点対策サブ本部	レベル２認定は関係部にて協議 海外拠点への対応実施 （ステージ２に相当）
レベル１	危機対策本部 感染症対策サブ本部（改） 地域本部 営業店対策サブ本部	拠点所在国にて、当行行員等またはその家族が感染した場合 （いずれかの拠点所在国でステージ３以上に進展している） 関係者に感染者がいなくとも、いずれかの拠点所在国でステージ４以上に進展している場合 海外拠点への対応支援実施 国内拠点への対応
（レベル見直し）	体制の再構築	第二波に備えた体制の見直しを協議 （ステージ５に相当）

危機事象のレベル判断及び対策本部等の設置は、上記を基準として、危機管理担当役員が決定する。

※責任者や代行者、役割分担等は別途記述あり

【機密性２情報】

③ 平時及び発生時における感染対策

以下の点がポイントである。

- 発生段階別になっている。（感染対策だけでなく、業務継続対策等も含めて記述されていることが多い）
- 職場の対応がある。（清掃や会議等のルール/検温等のルール）
- 感染者・感染疑い者への対応がある。（店舗等の場合、お客さまへの対応も含む）
- 個人での対応（手洗い、うがい、咳エチケット等）がわかりやすい。

「上水道業」の例：本文中だけでなく、参考資料として発生段階別に感染対策と業務継続対策が一覧表となっているため、わかりやすい

（参考資料１）　新型インフルエンザ感染症に対する行動計画（[redacted]第１版）強毒性版

警戒レベル／対策			警戒レベルA 国内外未発生期、 又は 海外発生期	警戒レベルB [redacted] （国内の[redacted]以外にて発生）	警戒レベルC [redacted] （国内の[redacted]で発生）	警戒レベルD 小康・終息期
			国内外で未発生の段階、 又は、海外においてヒト－ヒト感染が確認されている段階	国内[redacted]において発生した段階（[redacted]では未だ発生していない）	国内（[redacted]）において発生した段階 又は[redacted]職員で感染者が発生した段階	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態
体制整備	[redacted]（本部、現地本部）		準備	水道２S 号体制	欠勤率が１職場で 10%を超過⇒水道３号へ移行 水道３号体制	職員等の感染状況により配備体制を縮小 水道２S 号体制
感染防止策	情報収集		・WHO、国等から情報収集 及び 周知	・継続	・継続	・継続
	海外渡航歴の報告		（海外発生時） ・海外渡航歴の報告実施 ・発生地域への渡航の自粛	・継続	・継続	・継続
	個人の対策	うがい・手洗い・咳エチケット		・励行	・徹底	・感染状況により緩和
	個人の対策	職員及びその家族の健康状態の把握	・海外渡航歴等の状況に応じた情報把握	・海外渡航歴等の状況に応じた情報把握	・出勤前の検温 ・家族の健康状態(発熱等)の報告	・感染状況により緩和
	個人の対策	マスクの着用	―	・通勤時のマスク着用奨励 ・インフルエンザ様症状があるが、医療機関等の指示が無い場合、出勤については職員が判断。ただし、マスク着用を義務づけ	・通勤・勤務時のマスク着用を奨励 **＜[redacted]職員で感染者が発生した場合＞** ・浄水場・[redacted]事業所では通勤・勤務時のマスク着用を義務化 ・本部・[redacted]事業所では自所属発生の場合、通勤・勤務時の着用義務化 **＜1所属で欠勤率 10%を超える場合＞** ・全職員とも通勤・勤務時のマスク着用を義務化	・感染状況により着用義務の解除
	出勤体制		―	・交替制勤務者について、代替通勤手段、時差出勤の検討 ・インフルエンザ様症状がある場合、医療機関等に相談し指示に従うよう周知	・各所属の出勤者数把握 ・一定以上の発熱等の症状がある場合、出勤しないことを徹底 ・職員が発症した場合、机等周辺の消毒	・各所属の出勤者数把握
	感染予防具（マスク、消毒液、手袋）		・マスク等の備蓄、配布 ・状況に応じた配備計画の作成	・マスク等の備蓄、配布 ・状況に応じた配備計画の作成	・マスク等の不足状況の把握および補充 ・不足があれば調達	・不足があれば調達
	来庁(場)者への注意喚起		―	・ポスター掲示	・ポスター掲示	・感染状況により掲示緩和
	応接ルール		―	・対面業務での対人接触機会を少なくするなどの対応を検討	・ルールの適用 ・状況により入館制限を実施	・感染状況により緩和
事業継続	優先業務		・優先業務の抽出	・優先業務を確認	・一部業務の縮小、停止、延期 ・不急の会議の延期 ・浄水場の視察・見学の一時停止 ・利き水会は原則中止もしくは延期（主催者及び関係市町村と調整し対応を決定）	・感染防止策を維持しつつ、業務を再開
	要員		・各浄水場、送水管理[redacted]での業務経験者リストの作成	・要員リストを再確認	・職員に不足を生じれば再配置を実施	・職員の感染状況を鑑み、リストの再検討
	委託業者等との連携		・優先順位の高い業務実施業者のリストの作成 及び 緊急時の協力要請	・リストの再確認 ・優先順位の高い業務実施業者等へ業務継続の協力要請	・優先順位の高い業務を行う業者等が人員を確保できない場合、職員で対応	・継続
	必要物資の確保		・水処理薬品の定期的な在庫量確認 ・資機材、自家発燃料等の確保	・在庫確認と確保 ・水処理薬品の在庫量を可能な限り増量 ・薬品納入が滞らないよう業者へ要請	・薬品等の備蓄量の増量措置	・不足があれば調達
	利用者への情報提供		・HP 等での情報提供の準備 ・想定 QA の作成	・HP 等での情報提供の実施	・継続	・継続

【機密性２情報】

「救護施設」の例：発生段階別に、「1. 対応主体（誰が）」と「2. 対応事項」があり、「2. 対応事項」の中に感染対策と業務継続対策が記述されている

第Ⅳ章　ステージ２（地域発生早期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化していない状況。したがって、対応は、感染予防対応の本格実施と、ステージ３（地域感染期）以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。

１　対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、処理する業務量が膨大になることと、状況が刻々と変わる中での情報共有が重要となることから、以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、○○会議室で業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所　長	課長生活支援員
情報収集	感染症対策委員	生活支援員
利用者家族等への情報提供	課長生活支援員	主任生活指導員
感染予防対応に関する統括	課長生活支援員	主任生活支援員
業務継続対応に関する統括	所　長	課長生活支援員

２　対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
情報収集と共有		以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有 □新型インフルエンザ等の感染拡大状況 □国・自治体等の対応状況 □委託業者・近隣病院・近隣他事業所の対応状況 □職員・職員家族・利用者の感染状況 □その他利用者家族・委託業者等の感染状況　　等	 様式3 様式6 様式6 様式5,11 様式6,11
利用者家族等への情報提供等		利用者家族等との連絡体制を構築 適宜以下情報を提供 □利用者の現状　　等	様式5
感染予防対応の本格実施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 □マスクの着用 □手洗い・うがい・咳エチケットの励行 □極力人ごみを避ける（2mルールの励行）　　等	
	組織として対応	以下（表3）の実施	
業務継続対応の準備		以下対応を継続実施する □出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討 □同一法人内での情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能性の確認） □過去勤務していたOB・OGへのアプローチ（ステージ３（地域感染期）以降の臨時勤務が可能性の確認） □近隣施設との情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能性の確認） □生産活動の納期等の変更・調整　　等	 様式10,11

【機密性２情報】

「救護施設」の例 ：職場の対応

（表③）感染予防対応（職域として対応）の本格実施

項目			対応事項	関係様式
施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応（発生後も継続対応）	備蓄品確保		□必要な備蓄品を確保	様式7
	業務B①　来所に関するルール	マスク着用	<対職員・利用者家族・委託業者等> □施設内でのマスク着用を依頼 □入口受付に依頼文を掲示　□入口受付に持参しない方用にマスクを一定数確保	様式6 様式7
		施設入口・トイレでのアルコール使用	<対職員・利用者・利用者家族・委託業者等> □施設入口・トイレにアルコールを設置 □施設入出入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 □入口受付に依頼文を掲示　□利用者の消毒をサポート	様式7
		公共交通機関による来所禁止	<対職員・利用者家族・委託業者等> □極力、公共交通機関を使っての来所を制限　□不可能な場合はラッシュ時を避けて来所を依頼	
		不要不急の来所禁止	<対利用者家族・委託業者等> □不要不急の来所を制限	
		来所者への施設入口での検温実施	<対利用者家族・委託業者等> □施設入口に非接触型体温計を設置　□施設立ち入り時の体温チェックを依頼 □体温が37度以上ある場合は立ち入りを制限　□入口受付に依頼文を掲示	様式7 様式8
		体調不良者の立ち入り禁止	<対職員> □体調不良者の出勤禁止 <対利用者家族・対委託業者等> □体調不良者の立ち入りを制限　□入口受付に依頼文を掲示	様式9 様式8
		ハイリスク職員の出勤禁止	<対職員> □ハイリスク者※の出勤禁止　※妊娠、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等	
		受け入れへの対応	□対象者を一時隔離し、感染の疑いがないことを確認 ＊隔離が困難な時は当分の間受け入れを中止	
	業務B②　その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	<対職員・職員家族> □毎朝出勤前の検温と結果記録を依頼 □検温結果が37度以上の場合、その他症状がすぐれない場合は、上長への報告を義務化 □上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊職員本人が37度以上ある場合、その他症状がすぐれない場合は出勤禁止 ＊職員家族が37度以上ある場合、その他症状がすぐれない場合の職員の出勤可否は適宜判断 <対利用者> □毎朝9時に検温を実施し、結果を記録 □検温結果が37度以上の者、その他症状がすぐれない者がいる場合、上長への報告を義務化 □上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊対象者にマスクを装着（装着が可能な場合）　＊空間的隔離を実施するかは適宜判断	様式9
		空間的隔離	□建物内、敷地内での移動制限（空間的隔離）の可能性を利用者と家族に伝える	
		状況に応じてワクチン接種	<対職員・サービス提供に欠かせない委託事業者>＿特定接種 保健所から特定接種実施の通知（対象者数等）を受け付け後、以下を実施 □接種実施医療機関等と日程を調整 □対象者に接種につき説明し同意をとりつけ、接種医 医療機関等に接種予定者名簿を提出 □ワクチン接種を実施　※職員記録等分類明を実施することが必要 <対利用者>＿住民接種（基本的に開始は特定接種よりも後） 自治体による住民接種実施の情報を入手後、以下を実施 □自治体指定の手続きに沿って接種（施設集団接種※）申請 ※医師を含む接種体制を構築できる場合は、施設側で体制構築するが、それ以外は、市町村が派遣する接種チームと合同で体制を構築 □対象者に接種につき説明し、同意※をとりつける ※利用者の意思表示の確認が可能な場合＿本人の同意 ※利用者の意思表示の確認が不可能な場合　＿利用者家族・後見人の同意 ※利用者の意思表示の確認が不可能、かつ事情があって利用者家族等の同意取り付けが困難な場合＿留意が必要（臨機応変対応）	様式6
	業務Dの縮小・休止	ボランティア等の受け入れ休止	□実習生・ボランティアの受け入れを休止	
		不要不急の行事休止	□不要不急の行事を休止	
		不要不急の外出・会議の休止	□職員・利用者の不要不急の外出を休止 □外部（医療機関・委託業者等）との不要不急の会議を休止 □居宅生活訓練事業については、必要に応じて中止し、利用者等は規模施設に戻る	
	業務A・C・Dの業務体制の縮小		□最低限の人数で業務を遂行するようシフトを組む（夜勤加算制の縮小など） □納期のある生産活動は納期の変更等を検討、実施 □訓練用住居（アパート、借家等）で生活訓練を行う規模型居宅生活訓練事業の縮小・中止	

【機密性 2 情報】

「救護施設」の例 ：感染者・感染疑い者への対応

施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症	情報収集・報告	□施設内で感染（疑）者を発見時の上長への報告を義務化 □状況に応じて、自治体・保健所等に報告	様式9 様式6
		発症者にマスクを装着させる	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者にマスクを装着※ ※交換が利用者の場合は職員が見守る中での一時的な装着にならざるをえない	様式7
		空間的隔離を実施	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、空間的隔離を実施	様式7
		施設からの退出を依頼	<職員・利用者家族・委託業者等が発症> □家族・所属企業に連絡し迎えにきてもらったうえで、施設からの退去を依頼 <利用者が発症> □家族・後見人等に連絡を入れ状況報告（施設からの退出を依頼する訳ではなく、状況報告を行う） □上記連絡取れないケースへの対応が必要(行政等と連携を行う)	様式5, 6 様式6
		病院に搬送	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、感染（疑）者を病院に搬送	様式7
		消毒	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者が接触した箇所を中心に清掃を実施	様式7
		濃厚接触者の来所禁止	□発症者等に感染しているか否かの検査結果を確認 □可能な限り、感染者等に発症前○週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 □上記情報から濃厚接触者を確定※ ※組織長判断に応じて臨機応変に判断 ⇒（参考）濃厚接触者とする例 ＊感染者と同居している者 ＊感染者と食事等をともにした者 □該当者に○週間の来所を禁止	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	□感染していることが確定した場合、状況に応じて、その情報を関係者に伝達 □状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6
	施設外で発症	情報収集	<対職員> □本人・家族が感染した場合の上長への報告を義務化 <対利用者家族・委託業者等> □感染者の来所が発症から○週間以内であった場合の報告を依頼	様式9
		報告	□状況に応じて、自治体・保健所等に報告	
		感染者の来所禁止	□感染者に○週間の来所を禁止	様式5, 6
		消毒	□可能な限り、発症前○週間の行動（施設内のどこに行って、何を触ったか）を確認 □N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、上記情報をもとに消毒を実施	様式7
		濃厚接触者の来所禁止	□可能な限り、感染者等に発症前○週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 □上記情報から濃厚接触者を確定 □該当者に○週間の来所を禁止※ ※極力他との接触を遮断し、感染源を施設内に入れない対応を徹底	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	□状況に応じて、感染者発生情報を関係者に伝達 □状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6

「食料品スーパー」の例 ：お客さまへの対応

2、店内で嘔吐等の事故が発生した場合

●基本はノロウイルス対応マニュアルと同様の対処方法になる。

・お客様の状態確認え第一に考えて下さい。（BY、休憩室等へ誘導して休息して頂き、必要に応じて保健所に連絡をし対処方法を確認して下さい。また、上長へ速やかに報告して下さい。

・同時に汚染拡散防止の為に、該当箇所をカウンタークロスで覆って下さい。（消毒処置は後から対応）周囲の商品の徹去等を実施して下さい。

・お客様がうがい等をされる場合は、作業場内の水道は極力使用しないで下さい。（トイレまたは休憩室の水道等を使用して下さい）

〈商品徹去基準〉

バラ売り商品等で飛沫が飛んだ可能性のある商品については、徹去ならびに廃棄をお願い致します。包装済商品についても必要に応じて一時徹去し安全の確認をして下さい、飛沫がかかっている商品については、再包装せず廃棄として下さい。（作業の汚染防止の為）

・お客様、商品の安全確保をはかった上で汚物の処理を実施します。（後述）

【機密性２情報】

「石油精製業」の例：個人の対応（「社員用：新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として別冊）

〇〇〇では、新型インフルエンザが発生した場合でも社会機能維持者として国民生活を最低限維持するために必要な石油製品の供給を行うため、最大限の努力を払うことにしています。

そのために重要なのが「社員等とその家族が一人一人がかからない・うつさないための行動に取り組む」ことです。　以下、取り組んでいただきたい行動を記載しますので今日から取り組んで下さい。

新型インフルエンザ対策　社員等とその家族の基本行動

1．かからない

咳や発熱等の症状のある人には、近寄らない（2m以内）ことが重要な予防方法です。できるだけ人混みや人の集まるところには行かないようにしましょう。また手洗いやマスクの着用を徹底し、感染を防御することが有効です。食事、運動、睡眠時間等の健康維持管理が予防の基本であることも忘れずに。

2．うつさない

「咳エチケット」を心掛け、外出時・家庭内でも咳やくしゃみをする際はマスクの着用やティッシュ等で口元を覆いましょう。

3．あわてない

まずは新型インフルエンザについて、ご家族も含めて皆さんが正しく理解して下さい。みんなで協力して事前に準備してください。そしてもし発生したら正しい情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

4．がんばらない

それでも、もし感染した場合、無理せずにゆっくり休むことで、他の皆さんにうつさない（自分が感染源にならない）ようにすることが大切です。

5．まず、できることから

咳エチケット、日用品の備蓄準備、家族会議などあなたとあなたの家族を守るために今から準備できることがあります。まず、できることからやってみましょう。

1．感染をしない／させない基本的な心得

（1）　手洗いの徹底

インフルエンザの接触感染は、インフルエンザウイルスがついている場所を触った人がその手で目や鼻や口を触ることで、ウイルスが呼吸器系の粘膜から侵入して起こります。
すなわち接触感染を防ぐためには、手をこまめに洗うか、消毒することが必要になります。

出勤時、食事の前、トイレの後、見た目に手が汚れた後、清掃の後、咳やくしゃみをした後、物に触った後、顔に触った後、喫煙後、帰宅後等…手洗いをこまめにしましょう。

手洗いの手順は左図を参照にしてください。つめブラシがなければ、指先を手のひらにこすることで足ります。この手順通りしっかり手洗いをすると最低でも15秒の時間がかかります。
アルコール消毒をする場合は、手の表面についている水分を完全に拭きとってからアルコール消毒液を手にとり、よくすり込んでください。

水道設備がないなどの理由で手洗いができない場合は、手の表面をウェットティッシュなどで拭いてから、アルコール消毒液を手にとり、よくすり込んでください。

【機密性２情報】

「石油精製業」の例：個人の対応（「社員用：新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として別冊）

(2) 咳エチケットを心がける。

【咳エチケットのルール】

・咳／くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて　2m 以上離れましょう。ティッシュなどがない場合は、腕で口と鼻を押さえるなどの　方法も有効です。咳／くしゃみを直接手につけないことが大事です。

・押さえた手は、すぐに石けんを用いた手洗いをしましょう。

・咳／くしゃみをしているときは、マスクを着用しましょう。

・使用したティッシュ・マスクは速やかに蓋付きのごみ箱へ捨てましょう。

(3) 咳／くしゃみをしている人に近寄らない。

咳／くしゃみによる飛沫は、ほとんどは咳やくしゃみをした人の口から2m 以内に落ちます。よって、新型インフルエンザが大流行している間は、なるべく人ごみへの外出を控えるのが重要です。

やむを得ず外出する際は、マスクを着用の上、咳／くしゃみをしている人からなるべく遠ざかるようにしましょう。

（4）参考　：　（通常の）インフルエンザと新型インフルエンザ
（5）参考　：　新型インフルエンザの感染経路
} 省略

（6）参考：不織布マスクの取り扱い

不織布マスクは、原則使い捨てで、１日１枚程度の使用です。マスクは、鼻・口・顎を確実に覆い鼻筋にフィットさせ着用してください。マスクのフィルターには、病原体がついている可能性があるので、使用中はあまり触らないようにしてください。マスクを外すときもなるべく表面を触らず、片側のゴムひもを持ち、そして反対側を外し、そして使用済みのマスクは廃棄してください。

① フィットさせ着用

② 表面を触らない

③片方から外す

④使い捨て：廃棄

【機密性２情報】

「<u>石油精製業」の例</u>：個人（「社員用：新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として別冊）

２．家庭での準備：皆さんがそれぞれの家庭で取り組んでほしい内容をまとめました。

（1）家族で新型インフルエンザに関する話し合いをしましょう。

例）家族会議の検討ポイント

議題	話し合う内容
新型インフルエンザについて	① 新型インフルエンザとは何か ② どこから感染するのか
咳エチケット・手洗い・うがいについて	① それぞれの具体的な方法（こまめに練習をしましょう）
家族に患者が出た場合の対処法について	① 家族それぞれの緊急連絡先に連絡し、指示を受ける（出社や登校の可否について） ② 患者はなるべく一つの部屋から出ない・換気はこまめに ③ 介護する人もマスクを着用・手洗いこまめに
備蓄品について	① 食料 ② 医薬品 ③ 衛生資材 ④ 日用品
緊急連絡先について	① 住んでいる地域を所轄する保健所の電話番号 ② 今後広報される発熱相談センターの電話番号 ③ 家族全員の携帯電話番号・メールアドレス ④ 家族の勤務先・学校の電話番号 ⑤ 大人が倒れた時の緊急連絡先
家族の役割分担について	子供にも役割を与え、事前に練習させる

（2）食料、医薬品などの生活必需品は、家である程度の備蓄を行いましょう。

新型インフルエンザが流行すると、物流に影響がでることが想定されています。また、新型インフルエンザの流行のピーク期は、外出を最小限にすることが望ましいと考えられます。 そのため、生活必需品は家である程度買い置きをしておくことをお勧めします。 国は、2週間分を備蓄することを推奨しています。備蓄するべきとされている物を以下にまとめましたので、参考にしてください。

食料	①自分の日常の食べ物、飲み物に近いもの（食べなれたもの）。 ②賞味期限のなるべく長いもの。期限が近いと管理しやすい。 ③おいしいもの（甘味があると心が和む）。 ④各自の嗜好にあわせてある程度各自が選ぶ。 ⑤冷蔵冷凍食品、レトルト、乾物、乾燥食品、凍結乾燥品、缶詰、瓶詰めなど多様な選択をするべき。同じものは飽きやすい。 （個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン他より） 【主食】：米、乾麺、切り餅、コーンフレーク、シリアル、長期保存可能なパン 【主菜】：各種調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタントラーメン、即席麺、缶詰、瓶詰、乾物 【その他】：甘味（のど飴、ドライフルーツ、クラッカー）ミネラルウォーター（3日分）、ペットボトルや缶入飲料、スポーツドリンク（粉物は長期保存が利く）、ベビーフード、乳児用粉ミルク、サプリメント、ペットフード
医薬品	常備薬（胃腸薬、痛み止めなど）/持病の処方薬（普段から使っている薬は、成分、薬品名などを書きとめる） ＊購入の際は、最寄りのドラッグストアなどで薬剤師に相談してください。
衛生資材	マスク（国の推奨では一人25枚） アルコール系消毒剤（アルコールが60%～80%含まれているものを推奨） ハンドクリーム（アルコール系消毒剤で長期間消毒すると手あれするため） 漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム系を推奨、酸素系は使えない。消毒に使用） 破れにくい手袋（ゴムもしくは、厚めのビニール。アレルギーに注意） 氷枕・氷枕（薬を使わなくても体温を下げられる。ケーキの冷却材等でも可） ティッシュペーパー・トイレットペーパー（咳エチケットに必須、売り切れの公算大） アルコールの入った／入っていないウェットティッシュ（消毒に） 石鹸・洗剤・シャンプー・リンス（身体の衛生管理に必須） うがい薬・体温計・紙おむつ・女性用生理用品・ばんそうこう・ガーゼなど
日用品	ビニール袋（汚染された可能性のある物品を密閉するために使用） 蓋つきのゴミ箱（ウイルスの舞い上がりを防ぐため必須） ラジオ・携帯電話充電キット・乾電池（災害対策をかねて） カセットコンロ・ガスボンベ（災害対策をかねて） キッチン用ラップ・アルミホイル（災害対策をかねて）

【機密性 2 情報】

④ 関係事業者等との連携

以下の点がポイントである。

- 業務継続のための連携先や依頼内容も明確である。
  （事前の打合せや業務継続の取り決めがある）
- 連絡先リストがある。

「食料品スーパー」の例 ：取引先や業務委託先等との連携内容が明確

6．5 取引先・テナント等への事前対策

取引先や業務委託先等に対して、当社の感染防止策や営業のあり方等の新型インフルエンザ対策を事前に説明して、理解を求めることとする。また、取引先・テナント等の対応について、以下の事項について確認を行い、必要に応じて協力を得られる体制を構築する。

卸売業者 製造メーカー	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○商品の継続的な生産・納入は可能か ○欠品や生産中止となる可能性のある品目は何か
物流・配送業者	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○（配送センター・店舗までの）商品の継続的な納入は可能か
警備業者	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○常駐警備員・営業中の店内巡回・駐車場の警備員等、それぞれ平時の人数は確保できるか ○開店／閉店作業に支障は無いか ○必要人数を確保できない場合の代替策はあるか ○お客様・取引先の健康状態の確認、入店制限等を行う場合、急な増員が必要となる可能性があるが、その際の体制は取れるか
現金輸送	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○平時と同様の体制が確保できるか
清掃業者	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○平時の人数は確保できるか ○消毒作業のため、急な増員が必要となる可能性があるが、その際の体制は取れるか
施設維持管理業者	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○平時の人数は確保できるか ○人員確保について代替策はあるか
廃棄物処理業者	○業務継続方針・計画はどのようになっているか ○当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか ○平時の回収作業は実施可能か

【機密性２情報】

「上水道業」の例 ：連絡先リストと委託業者への協力依頼文

関係機関との情報連絡体制

関係機関				[redacted]当		
区分	関係機関名	電話番号	FAX 番号	総括班	連絡班	調査班
国	厚生労働省健康局水道課	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
[redacted]	[redacted] 健康医療部 環境衛生課	***-***-****	***-***-****		○	
	[redacted] 公衆衛生研究所	***-***-****	***-***-****		○	
	○○保健所	***-***-****	***-***-****		○	
	○○保健所	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
水道事業体等	日本水道協会本部	***-***-****	***-***-****		○	
	日本水道協会関西地方支部	***-***-****	***-***-****		○	
	○○市水道局	***-***-****	***-***-****		○	
	○○市水道局	***-***-****	***-***-****		○	
	○○市水道局	***-***-****	***-***-****		○	
	○○市水道局	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
浄水施設等応援団体	○○（施設維持管理受託業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○（機械設備業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○（電気計装設備業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○（水処理薬品業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○（水質分析機器業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○建設業協同組合	***-***-****	***-***-****			○
	……	***-***-****	***-***-****			○
	……	***-***-****	***-***-****			○
管路施設等応援団体	○○（管材メーカー）	***-***-****	***-***-****			○
	○○（漏水調査委託業者）	***-***-****	***-***-****			○
	○○管工事業協同組合	***-***-****	***-***-****			○
	……	***-***-****	***-***-****			○
	……	***-***-****	***-***-****			○
医療機関	○○病院（産業医）	***-***-****	***-***-****		○	
	○○病院（緊急病院）	***-***-****	***-***-****		○	
	○○病院（……）	***-***-****	***-***-****		○	
	[redacted]救急医療情報センター	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
報道機関等	○○新聞社	***-***-****	***-***-****		○	
	○○放送局	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	
他のライフライン	○○電力○○営業所	***-***-****	***-***-****		○	
	○○ガス○○支店	***-***-****	***-***-****		○	
	……	***-***-****	***-***-****		○	

新型インフルエンザ流行期における業務継続について（依頼）

平素は、[redacted]の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザが日本国内でも発生し、感染が拡大してまいりました。[redacted]では、[redacted]生活を支える水道水の供給、また、[redacted]産業基盤を支える工業用水の供給を続けていく必要があります。

つきましては、○○○について（※１）貴社のご協力は欠かせないものと考えておりますので、○○○（※２）について業務継続を最優先としてご対応していただきますよう、よろしくお願いします。

※１　○○○について：業務内容
（例　役務を提供いただいている、薬品を供給していただいている　など）
※２　○○○について：業務内容
（例　役務の提供、薬品の供給　など）

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

以下の点がポイントである。

- 継続業務、縮小業務、休止業務等の業務内容が具体的である。
- 継続業務に、新型インフルエンザ等発生に伴い新たに発生する業務を含んでいる。
- メーカーの場合は重要製品、店舗の場合は店舗や売り場の営業方針が明確である。

「上水道業」の例 ：新たに発生する業務も含めて、業務内容が明確

最優先する業務	
	水処理及び送配水の運転（運用）管理・監視業務
	利用者からの問い合わせへの対応
	突発的な事故への対応（水源、断水、濁水、漏水、計器異常等）
	水処理薬品受け入れ業務
	支払い業務
	法定水質検査
	委託業務（薬品、取水口スクリーン清掃、設備保守点検）の請負者との調整業務
感染の状況により、縮小する業務	
	（対面）窓口業務
	新規設計（発注）業務等
	入札予定案件（公告案件）への対応
	巡視・点検・保守業務
	水源や生物試験など法定水質検査以外の水質検査
感染の状況により、一時中止、延期とする業務	
	国内外からの水道施設等の視察、見学、研修等の受入れ
	浄水場、広域浄水池、配水池等での工事（事故等による給水停止を避けるため）
	入札案件にかかる来庁（場）者への対応
	不急の会議
	利き水会 ※
	断水・濁水・漏水等の突発事故以外の不急の工事や外出を伴う業務
新たに発生する業務	
	新型インフルエンザ対策本部の運営
	職員の感染予防策の実施
	事業継続のための措置（要員確保、委託業者・薬品資機材の確保、広報）

【機密性２情報】

「農林水産金融業」の例 ：全業務が継続区分や維持目標等の一覧表になっている（一部抜粋）

（別表2）

支店等における災害時に維持すべき目標レベル

【総務・融資・預金・リテール・決済業務ほか】

大分類	小分類	担当課	当該業務の関係部署	継続区分	支店区分 統合県	基幹支（1）	一般支（2）	営業所	RLO（最低限維持すべき目標レベル）
総務業務	○施設の開閉・保守・警備等の総務業務	総務課	総務部 [redacted]	継続	○	○	○	○	●業務継続上必要な施設の開閉・警備等の総務業務を継続するほか，支店における新型インフルエンザ対策と統括する。なお，テナントビルに入居している場合は，ビル管理会社等を通じ，ビル全体にかかるインフルエンザ対策を事前に確認の上，店内に周知する。
	[redacted]への文書メール（手形・請求書等重要物ほか）	総務課ほか	（各支店の実務に従いRLOを記入）	継続	○	○	○	○	
	○それ以外の総務業務	総務課	（各支店の実務に従いRLOを記入）	非継続	○	○	○	○	

「石油卸売業」の例 ：人員計画等も一体となっている「業務継続チェックシート」（一部を抜粋）

B. 通常時の人員数 当社直接雇用者合計	当社直接雇用者以外合計	グループ計	E. 重要業務継続に最低限必要な人員数 当社直接雇用者合計	当社直接雇用者以外合計	グループ計	F. 流行のピーク時に重要業務を継続する際のグループとしての過不足人員数（（B×60%）－E） 当社直接雇用者合計	当社直接雇用者以外合計
1.0	0.9	1.9	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5

※本シートはあくまで「記載例」であり、実際の業務に関する継続・中断方針を記載したものではありません。

A. 業務の分類 大分類	小分類	B. 通常時の人員数 当社直接雇用者（名）	当社直接雇用者以外（名）	各業務合計人数（名）	C. 業務の重要性 社会機能維持に必要な製品の供給に直接係わる業務	法令等により実施が義務付けられている業務	その他流行のピーク期間であっても継続が不可欠な業務	D. 業務継続のための対策検討対象or対象外 ◎：対象 ×：対象外	G. 業務遂行に必要な権限者・資格者 役職または資格名	H. 在宅勤務の実行可否 ○：可 ×：否	I. 業務継続に必要なその他の資源（情報システム・業務委託など社外から提供されているサービスほか） 課題となりうる資源の有無	課題となりうる資源の名称（当社の重要業務継続に不可欠なグループ会社があれば記入）	左記の資源が利用できない場合の対処方針	J. 感染が拡大した際の業務継続の基本的な考え方 特に、部・室・店内にて感染が拡大した際に、どのように業務を継続させるのか基本的な考え方を具体的に記入	K. 必要な事前対策 ■対策の選択肢■ ①残業、休日出勤等のシフト見直し ②他グループ内重要業務以外の業務従事者をシフト ③他グループへの応援依頼※ ④業務マニュアルの整備 ⑤必要資格保有者の増強 ⑥原料・製品・部品の在庫積増し ⑦代替調達先・代替受託先の確保 ⑧その他 ※他部署も同程度の欠勤率であることを前提	左記①～⑦について補足事項があれば記入 左記で「⑧その他」を記入した場合、具体的な対策内容を記入
全般	●●関連調査、情報収集（業界情報を含む）、管理分析および社内展開、報告	0.1		0.1	×	×	×	×：対象外								関係先の連絡先情報更新
全般	所管予算の編成・実績管理	0.2		0.2	×	×	×	×：対象外								

「冷凍食品製造業」の例 ：重要製品と重要製品供給のための重要業務が記述されている

(3) 重要製品

新型インフルエンザが流行・まん延した場合においても、当社が優先的に供給を継続もしくは復旧させる製品群（以下「重要製品群」という）は、以下の通りである。

重要製品群	備蓄食料として需要が高まると予測される冷凍食品 とりわけ以下の３重要製品群を中心に供給を継続する。 ・冷凍玉うどん群 ・冷凍ラーメン群 ・冷凍パスタ群

(4) 重要業務、縮小・休止業務

(3)の重要製品について優先的に供給を継続もしくは復旧させるために、継続する重要業務、及び限られたリソースを重要業務に集約、または感染の拡大を防止するために、状況に応じて縮小・休止する業務（以下「縮小・休止業務」という）は以下の通りである。

重要業務	当社	・各部門の重要業務の取組状況の管理・監督（災害対策本部） ・製販調整、幹線物流、受注、配送体制の確保（業務課） ・営業方針に基づいた営業活動（営業所）
	ＨＤ	・事業会社で解決出来ないことの支援等（災害対策本部） ・感染予防策（総務部・人事部） ・重要製品を中心とした各種資材の調達確保（資材部） ・重要製品を中心とした生産計画の策定、工場への指示（生産部） ・システム稼働の継続（情報企画部） ・情報発信の継続（広報部） ・支払・資金繰り等の継続（財務経理部）
縮小・休止業務		・上記部門のうち、重要業務以外の業務 ・上記部門以外の部門の業務

「食料品スーパー」の例 ：店舗/売り場の営業体制

２．欠勤率に応じた営業の縮小体制

新型インフルエンザ等の各発生段階に伴う欠勤率に応じた，各店舗における営業時間，商品展開に関しては，下記を目安に検討するものとする。

（１）欠勤率に応じた店舗営業の考え方

欠勤率	15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上
【全店ベース】営業可能店舗数	通　常		営業店舗集約の検討	
【個店ベース】営業時間	通　常	営業時間の短縮		

（２）欠勤率に応じた商品の展開（品揃え・売場構成等）の考え方

	欠勤率	15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上
食料品売場	ドライ食品（備蓄食料品）	通　常			縮　小
	デーリー食品	通　常			縮　小
	青　果	通　常			縮　小
	鮮　魚	通　常	店内加工の縮小	店内加工の中止（PC センター加工への切換え等）	
	精　肉	通　常	店内加工の縮小	店内加工の中止（PC センター加工への切換え等）	
	惣　菜	通　常	店内加工の縮小	店内加工の中止（PC センター加工への切換え等）	
その他売場	日用品	通　常			縮　小
	衣料品・住居関連	通　常	縮　小		
レジ業務		通　常			縮　小
サービスカウンター	サービスの承り	通　常	縮　小	中　止	
	配　達	通　常		中止（外注）	

【機密性２情報】

「医薬品製造販売業」の例 ：全業務が業務分類され、継続の方針、出勤体制等の一覧表になっている（一部抜粋）

[redacted]部の強毒性新型インフルエンザの業務継続・縮小計画及び出勤体制

＊業務分類で上げた各部署の業務が対象

所属部署（部・課・掛）	グループ等	優先順位	業務分類	業務名	業務継続・縮小計画 対応レベル	業務継続・縮小計画 LV6	業務継続・縮小計画 LV7（最高レベル）	業務継続・縮小・停止の方針	出勤体制 LV6	出勤体制 LV7（最高レベル）
					所在地域	地域流行期	地域蔓延期		地域流行期	地域蔓延期
					通勤圏内	地域蔓延期	－		地域蔓延期	－
[redacted]部	部長	1	必須業務	営業全般に関する指揮業務	継続		継続	①必須業務のため業務継続 ②欠員が出れば、[redacted]グループリーダーが代行	出勤	出勤
[redacted]部	[redacted]グループ チームリーダー	1	特定業務	元売りに関する指揮業務	継続		継続	①特定業務のため業務継続 ②欠員が出れば、部長・[redacted]グループチームリーダーで代行	出勤	出勤
[redacted]部	[redacted]グループ	1	特定業務	[redacted]の営業（元売り）業務（受発注、デリバリ、販売、サプライヤ・顧客対応、検収）、クレーム・苦情対応	継続		継続	①特定業務のため業務継続 ②継続業務のため、課の[redacted]メンバーへの[redacted]導入が必要	出勤	出勤
[redacted]部	[redacted]グループ	2	必須業務	[redacted]の営業（元売り）業務（受発注、デリバリ、販売、サプライヤ・顧客対応、検収）、クレーム・苦情対応	継続		継続	①必須業務のため業務継続 ②継続業務のため、課の[redacted]メンバーへの[redacted]導入が必要	出勤	出勤
[redacted]部	[redacted]グループ	5	一般業務	薬価・商標対応、海外事業立ち上げ	停止		停止	①LV6、LV7は業務停止で、自宅待機あるいは継続業務の応援要員	停止	停止

「医薬品製造販売業」の例 ：別表として、同じ業務で人員計画（人数、対策等）の表もある（一部抜粋、人数等は非公表）

[redacted]部における要員の洗い出し・確保

＊業務分類で上げた各部署の要員（人員）が対象

所属部署（部・課・掛）	業務分類	業務名	現状要員数	業務可能人数（重複可）	対応レベル：LV6 所在地域：地域流行期 通勤圏内：地域蔓延期 継続の出勤要員（人）	対応レベル：LV6 縮小時の出勤要員（人）	対応レベル：LV6 停止要員（人） 応援可能要員	対応レベル：LV6 停止要員（人） 自宅待機	対応レベル：LV7 所在地域：地域蔓延期 通勤圏内：－ 継続の出勤要員（人）	対応レベル：LV7 縮小時の出勤要員（人）	対応レベル：LV7 停止要員（人） 応援可能要員	対応レベル：LV7 停止要員（人） 自宅待機	他業務からの応援可能要員数	対策（継続時の応援要員確保、縮小時の要員・応援体制、欠員時の対応等）
[redacted]部	必須業務	営業全般に関する指揮業務	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	継続業務のため、部長欠勤時は[redacted]グループリーダーが代行
[redacted]グループ	特定業務	元売りに関する指揮業務	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	継続業務のため、欠勤時は部長、[redacted]グループ チームリーダーで代行
[redacted]グループ	特定業務	[redacted]の営業（元売り）業務（受発注、デリバリ、販売、サプライヤ・顧客対応、検収）、クレーム・苦情対応	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	継続業務のため、課の[redacted]メンバーへの[redacted]が必要
[redacted]グループ	必須業務	[redacted]の営業（元売り）業務（受発注、デリバリ、販売、サプライヤ・顧客対応、検収）、クレーム・苦情対応												1行上と同一要員が対応
[redacted]グループ	一般業務	薬価・商標対応、海外事業立ち上げ	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	①[redacted]で業務継続可能 ②欠勤時は他の[redacted]グループメンバーでカバー

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

以下の点がポイントである。：

- 業務遂行のための必要人数等が算出されている。
- 人員確保策（応援体制/要員リスト/自宅勤務/等）が明確である。特に技術や資格が必要な業務の確保策として要員リストは有効と思われる。

※前述の「業務継続チェックシート」や上記の「医薬品卸売販売業の例」も人数や対策等の欄があり、参考例となる。

「精穀・製粉業」の例 ：業務別必要人数、欠勤者数、人員確保手段等が一覧表になっている

重要度	業務の種類（工程／人員数）	発生段階（欠勤率）	稼働率	生産量／日	必要な措置 人	必要な措置 メンバー名	必要な措置 原料／資材	必要な措置 その他（チェーン）
重要業務 優先度：高	原料手配 人員配置数３名	0 人 ～ 0 人 0 人 ～ 1 人 1 人 ～ 2 人	100 % 100 % 90 %		通常 組織内の残業で対応 本社メンバーの応援	[redacted]		指定原料・在庫確認 精米工場の振り分け
	生産[redacted] 人員配置数２６名 [redacted]	0 人 ～ 6 人 5 人 ～ 10 人 10 人 ～ 12 人 12人以上	100 % 90 % 70 % %	200t～250t 200t～250t 150t～200t 100t程度	通常（但し、工程に集中しないこと） 職場内の残業で対応／休暇者の出勤対応 職場内の残業で対応／休暇者の出勤対応 時差勤務不能（1シフト）	[redacted]、 [redacted]	平時に同じ 原料の確認 優先出荷先の選定	原料入庫・在庫確認 休暇者への連絡 メンバーの確認 各署との密な情報
	生産[redacted] 人員配置数３２名 [redacted]	0 人 ～ 4 人 4 人 ～ 10 人 10 人 ～ 15 人 15人以上	100 % 90 % 70 % %	200t～250t 200t～250t 150t～200t 100t程度	通常 職場内の残業で対応／休暇者の出勤対応 職場内の残業で対応／休暇者の出勤対応 時差勤務不能（1シフト）			[redacted]との連携 メンバーの確認 [redacted]からの応援（張り込み等）
	生産[redacted] 人員配置数３５名 [redacted]	0 人 ～ 3 人 3 人 ～ 13 人 13 人 ～ 25 人	100 % 80 % 50 % %	150t～200t 100t～180t 50t～100t	通常 職場内の残業で対応／休暇者の出勤対応 本社、職務経験者の応援	[redacted] [redacted]	平時に同じ 原料の確認 優先出荷先の選定	原料入庫・在庫確認 休暇者への連絡 メンバーの確認 各署との密な情報
	生産[redacted]（委託分） 人員配置数３名	0 人 ～ 1 人 1 人 ～ 2 人 2 人 ～ 3 人	100 % 80 % 50 % %	150t～200t 100t～180t 50t～100t	通常 職場内の残業で対応／[redacted]にて応援 [redacted]職員の応援			[redacted]との連携 メンバーの確認 [redacted]からの応援（張り込み等）

【機密性２情報】

「下水道処理施設維持管理業/下水道管路施設維持管理業」の例 ：運転要員（技能者）の確保（要員リスト）

職員部長は海外発生期に職員再配置のための検討資料（水再生センター運転管理係及びポンプ所の経験職員名簿（再任用・非常勤職員を含む。）以下「経験者名簿」という。）を作成する。

各部（所）長は、職員部長が作成した検討資料を基に所管施設の応援要員をリストアップし、その出勤状況に応じて必要な運転管理要員を確保する。

なお、職員部長は運転管理要員の確保に伴い必要な兼務発令等を行う。

○出勤状況に応じた運転管理要員の確保は、次のとおり行う。

運転管理要員の出勤状況	対 応
［レベル１］ 各施設（各課・水再生センター内）で運転管理体制の確保が可能な場合	現行の執行体制の中で運転管理要員を確保する。
［レベル２］ 各施設（各課・水再生センター内）では要員の確保ができず、所内での応援体制が必要な場合	各下水道事務所長は、職員部長が作成した経験者名簿に基づき、所内各課の職員のうちから運転管理要員を確保する。
［レベル３］ 所内で要員の確保ができず、施設管理部門内の応援が必要な場合	施設管理部長は、職員部長が作成した経験者名簿に基づき、施設管理部及び下水道事務所等の職員のうちから運転管理要員を確保する。
［レベル４］ 施設管理部及び各下水道事務所等の職員だけでは要員の確保ができず、局内の応援が必要な場合	施設管理部長は、施設管理部及び下水道事務所等の職員だけでは要員の確保ができないと判断した場合は、局対策本部長に応援の要請を行い、局内のすべての部署から運転管理要員を確保する。 局対策本部長は、運転管理要員確保の要請を受けた場合は、直ちに局対策本部会議を開催し、他部門からの派遣について決定する。

「廃棄物処理業」の例 ：必要人数（現行人数）や補充先が記載

業務	優先順位	詳細優先順位・備考	必要人員数（現行）	補充対応先
処分業務	1. 清掃・消毒	①処理設備 ②廃棄物受入作業場 ③廃棄物保管場所	1（1）	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	2. 廃棄物処理	①特別管理産業廃棄物（感染性） ②①以外医療系産業廃棄物 ③産業廃棄物（廃ﾌﾟﾗ） ④産業廃棄物（ｶﾞﾗｽ、陶磁器くず） ⑥産業廃棄物（乾電池）	48（80）	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	3. 処理設備装入（ｸﾚｰﾝ運転資格）	2. と同	1（1）	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	4. 処理設備までの運搬（ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ運転資格）		1（1）	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	5. 廃棄物受入・保管 6. 検品 7. 組替	作業手順書の順守	2（2）	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
事務業務	1. マニフェスト処理	電子マニフェスト含む	1（1）	自社製鋼部門
	2. 連絡業務	①医療機関との回収予定連絡 ②代理店、収集運搬業者連絡 ③営業関係	1（1）	
	3. 入力業務	①マニフェスト入力 ②廃棄物処理関係伝票入力 ③購買関係	1. と兼務	
	4. 外部来訪者対応	①運転手対応 ②来客・営業関係	2. と兼務	

【機密性 2 情報】

⑦ 従業員に対する教育・訓練

具体的な教育・訓練としては以下のものがあげられた。定期的に実施することが望まれる。

- 新型インフルエンザの基礎知識/感染対策(個人･職場)の教育：外部講師や e-ラーニング
- BCP 机上/意思決定訓練：在宅勤務/電話会議システム
- 全体訓練：対策本部設置から継続業務遂行までの流れを確認する訓練
- 安否確認訓練：罹患状況/出社可否状況報告
- 職場や店舗での感染者対応訓練：防護服･マスク着用/幇助/搬送の仕方/消毒作業等
- クロストレーニング